第三節　各種執行警察機關

各種執行警察機關

現制に據るに各種警察機關としては省會地方警察廳、商埠地方警察廳、警察局、縣警察所、保衞團及水上警察署並に鐵場警察署あり、卽ち各省々城には全省警察處を置きて省內警察事務を總轄し、大都商埠地には商埠警察廳を設け、其必要なき都會には警察局を置き、更に縣には一縣を管轄すべき縣警察所を設く、而して省會警察廳は省長に直屬し、商埠警察廳及警察局は其地駐在の道尹に直屬し、縣警察所は縣知事の監督下に在るものとす、例へば江蘇省に就き之を見るに、省城たる南京には全省警察廳あり、江陰、吳淞、南通等には各警察局を、其他小縣には縣警察所を設くるが如し、而して其直屬關係は淞滬警察廳が護軍使に直屬せしを除きては省會警察廳は省長に、其他の廳、局は道尹に直屬すること前述の如し。

佈置系統

京師警察廳沿革

第一款　京師警察廳

京師の警察は第一節沿革中に述べしが如く清朝末年巡警部を創設し後民政部と改めしが、當時原設の京師內外城巡警兩廳との反目を除去せんが爲め、民國二年畫一現行京師警察官廳組織令を公布し、內外城兩警察廳を併合して京師警察廳と爲し、廳丞を改めて總監と稱し、廳內に總務、行政、司法、衞生の四處を設け、從來の僉事を處長と改稱し、每處三科を分設して警正、警佐等を置き以て處長を補佐せしめ、內城警察廳原設の十三區を十區に改めて外城警察廳と同數とし、各區に署長、署員を置き總監の命を受けて各該管區の警察事務を分掌せしむると共に、更に警察隊の編制は偵緝、消防等の諸隊を除き、其他は原設のものに對し組織令に照して整頓を施し、且つ保安警察第一第二兩隊を設けて各區警察力の不足を補助するの外、勤務督察處を添設して各區外勤々務の監督に任ぜしが、民國三年八月二十九日現行京師警察廳官制を公布せり。

現行京師警察廳官制

現行京師警察廳官制に據るに京師警察廳は內務部に直隸し北京市內の警察衞生及消防事務を管理し我邦に於ける警視廳に該當するものにして、總監一人を長官とし其下に都尉九人、警正三十九人、警佐百二十人、技正二人、技士四人等ありて巡警其下に屬す、而して警察廳內部の組織は總務、行政、司法、衞生、消防の五處を設け、更に勤務督察處あり、各處長を置き都尉を以て之に任じ、消防處を除きては各處皆三科を分設し各科長ありて警正を以て之に充て、科員は警佐を以て之に充つるの外、技正、技士等ありて分別充任す、又警察廳外部の組織としては內城、外城を各十區に分つこと舊に異ならず、各區警正を以て署長に任じ、署員卽ち警佐ありて之を輔佐す。

組織

次に京師警察廳は其下に警察隊を編制し保安警察隊、偵緝隊及消防隊に區別す、保安警察隊は公共の安寧秩序に對する危害を排除するを目的とし步隊六、現時挪威國人之が教練督察長に任じ、又保安警察馬隊一あり、何れも每隊兵十人を一排と爲し排長を置き四排を合して一小隊とし、副分隊長を置き三個小隊を一分隊とし分隊長を置き。二個分隊を以て一大隊とし隊長を設け、各隊勤務督察長一人、教練督察長一人、稽查員二人を置くことゝせり、猶ほ民國三年歐洲開戰に際し支那は一時中立條規の勵行を必要とし、保安警察二隊を增設して專ら公使館區內の防範保衞に任じ、以て區署の不足を補ひしことありき。

警察隊の編制

保安警察隊

偵緝隊は司法事務を補助す、隊長一人ありて之を四分隊に分ち各分隊長を設く、各分隊は又更に二小隊に分ち副分隊長一人、助手一人を置き、各小隊の隊警定員を三十人と定む、猶ほ以上の外一—二名の特別探訪を臨時に雇用し偵緝事務に便することあり。

偵緝隊

消防隊は火災の防禦其他災害の救助を目的とし、內外城二十區を內城消防區域四處、外城消防區域二處に分ちて、每處

消防隊

一分隊を駐在せしめ、分隊長一人、消防機關士三―四人、消防目十人、消防兵百人あり、六分隊を合して一大隊とし、隊長一人本隊の事務を管理し、其上に消防督察長ありて總監の命を受け指揮監督を爲すことせしが、民國三年八月隊長を廢し消防處長の直屬とせり。

猶ほ以上概說せし警察廳、警察署及警察隊の下級警察官としては辦事員若干名ありて巡邏監視等の任務に就き、巡官、巡長、巡警の三階級に分ち、更に一、二、三等に分つ外、募警を募りて巡警教練を授くるものとす。

備考

護軍管理處　北京には護軍管理處あり、清皇室優待條件及議定清皇室善後辦法に起因し、民國四年二月二十三日公布せられたる內務陸軍部呈改組護軍辦法に基くものにして、專ら淸室に關する警察行政事務に任じ內務部に直隸す、其組織は都護使一人及副都護使一人ありて共に管理護軍長官となり大總統より簡任す、處內に總務司法二科を設け各科長を置き各科々員三名を設く、原設の左右翼前鋒八旗護軍並に內務府三旗護軍を悉く護軍管理處の管理に歸屬せしめ、其內より年力精壯なる者を選出して護軍警察隊を編成し宮廷の警備に任ぜしものなるも、宣統帝の脫出後今や其必要なきに至り其名を存するのみなりとす。

督察禁煙處　民國三年三月二十一日公布の同章程に基くものにして、內務部警政司內に附設して全國禁煙督察事宜を主管し、處長一人、警政司長之を兼任し、外に評議員、審查員、調查員其他若干の事務員を置き、此內調查員は各省禁煙事宜の實地調查を爲すものなりとす。

第二款　地方警察廳

各直省に於ける警察機關の組織は民國以來兩度の改革を經て今日に及べり、卽ち晝一現行地方警察官廳組織令公布の以前に在りては、各省其大半は前淸代の制度に依り巡警道署及巡警總局を設けて全省の警察事務を統轄せしが、民國二年一月晝一現行地方警察官廳組織令の公布後は、各省々會及繁盛の商埠には等しく警察廳を設置し商務の較々簡なる各埠其他重要地方には警察局を、縣には警察事務所を設けて各省巡按使卽ち現時の省長の總轄

に歸し、省長をして省の行政長官として省內民政官及巡防警備各隊を管轄し、省長公署內內務科をして各種警察事務を執らしめしが、其後民國三年八月三十日地方警察廳官制を制定公布せり、卽ち現行地方警察廳官制にして之が直屬關係を定め、各省々城及重要商埠地に設置する警察廳は、特別の事情ある地方を除きては一般に道尹駐在地と同一地に在る時は道尹に直屬し、省長駐在地と同一地に在る時は省長に直屬せしむることゝせり。

而して地方警察廳の組織としては廳長一人道尹或は省長の指揮監督を受けて廳務の總理並に所屬職員の監督に任じ、之が權限は法律敎令に依る委任に基き、現行法令に牴觸せざる範圍內に於て單行警察章程を發布するを得べく、更に所屬職員の處分又は命令が法令に違反し、公益を妨害するか或は越權行爲ある時は之を停止又は取消を爲し得るものとす、斯くて廳長の下には四人乃至八人の警正あり、長官の命を承けて警察事務を分掌し、警佐十人乃至二十人之を佐理するの外、更に外勤勤務監督の爲め勤務督察長を置きて廳長の命を受け督察事務を分掌し、又事務の必要に應じては技正一人、技士一―二名を置きて技術事務を掌理せしむ、此他地方警察廳は地方治安維持の爲め警察隊を編成し得るや勿論にして、之が編制及廳管下の分區卽ち地方警察廳の外部組織は各所在地地方の情形により一般規定に基き別に規定を設けて數區に分ち各區に警察署を設く、之が署長及署長を經て內務部に咨陳し大總統の核准を經て之を定むるものとす、而して廳管下の分區は省長或は道尹より省員は警正、警佐等を以てし、各署の管內には更に數多の派出所を配置し巡長及巡警を置きて勤務せしむ、又警察隊隊員卽ち巡邏監視等の任務に就くべき警察官吏の階級は巡官、巡長及巡警の三級に分たる。

地方警察廳官制

廳長の權限

警察廳の組織

警察事務の分掌

警察廳の外部組織

警察局

曩に述べしが如く、各省々會、商埠其他熱河、察哈爾、綏遠等の特別行政區域に於ては等しく地方警察廳を設置することゝ爲せるも、警察事務の繁簡は各地固より同一ならず、若し一律に警察廳を設け分科置署する時は徒らに用人多く經費從て多きを要するが故に、民國三年八月地方警察廳官制の發布に際し、警察廳の設置を必要とせざるも又各縣設置の縣警察事務所にては規模狹小に過くるの嫌ある稍重要の地方には、警察局を設け其員額及經費は地方警察廳に照して酌減すことゝ爲せるものにして、其後民國八年十月十三日地方警察局組織章程を公布し、商埠或は商埠以外の地方に設けて該地方警察衛生、消防事務を管理するものとせり。

組織及權限

備考　民國行政統計彙報下內務部類中冊に據るに、警察局の設置を必要とする稍重要なる地方の例として直隸省大沽、山海關、唐山、山西省河東、湖北省宜昌、沙市、浙江省蘭谿、永嘉、江蘇省南通、淮陰、安徽省蚌埠、雲南省蒙自、思茅、騰越其他商埠の漸次繁榮ならんとするもの及地方重要の地とせり。

警察局は各省警務處に直隸し、未だ警務處の設けなき省にては道尹之を管轄するものにして、局長一人、警務處長或は道尹の指揮監督を受けて局務を綜理し、所屬職員の監督に任ずるの外、警務處長又は道尹の核准を經て單行章程を發布し得べく、之が組織としては三科を逾へざる範圍內に於て局內に分科を置き、每科々長を置きて各科の事務を分掌せしむると共に、科員二人乃至六人を置きて之を佐理せしめ、且つ事務の必要に應じ技術員及外勤勤務督察の爲め勤務督察員一—二名を置くを得るものとす、此他警察局の分區、及警察隊、消防隊の編制は局長より警務處長或は道尹を經て該管最高長官に轉呈し內務部の核准を經て之を定むるものとす。

縣警察所

第四款　縣警察所

民國三年八月三十日之が官制を公布せらる、每縣一警察事務所を設置するの規定にして、一縣內の警察事務を管理し、若し之が設置を必要とせざる縣に在りては保衛團を以て之に代らしめ得るものとす、而して之が組織としては所長一人ありて縣知事之を兼任し、其下に警佐一人乃至三人を置き、所長の命を受けて警察事務を管理し更に縣區域の廣狹によりて縣內を若干區に分ち、區內繁盛の地方には警察分所を設け得べく、警佐を以て之が分所長に任じ、所長の命を受けて管內警察事務を掌理す、但し此場合縣佐の所在地なる時は縣佐、縣知事の命を受け管內警察事務の指揮監督に任ずるものとす、此の縣警察分所は普通第何區警察分所と稱し、區官、巡記長各一人及執務上必要ある時は巡記一—二名を置く、更に又警察分所は其必要に應じて其下に警察分駐所を置き第何區警察分駐所と稱す、普通巡官一人を置くも、執務上の必要ある場合に限り更に巡記一人を置くことあり。

組織

警察分所

警察分駐所

猶ほ各縣には前記警察所の外、更に警察隊を編置する所あり、民國七年二月二十六日（內務部呈准）公布の縣警察隊章程に據るものにして、縣內治安の維持上必要ある時は縣警察所官制に準據せる普通警察の外、更に警察隊を編置し得るものとし、縣警察所長の節制調遣を受けて盜匪の討除其他非常の際に備ふるものとす、而して之が員數は警務處長より各縣の情形を斟酌して定むるものとし、警察學校卒業者、陸軍學校卒業者又は曾て警察巡官或は陸軍排長以上の職に在りし者を以て隊長に任じ警察隊を率領せしむるものとす。

縣警察隊

第五款　東省特別區警察總管理處

民國九年十二月十日（內務部呈准）東省特別區警察編制大綱を公布し、次で十年一月九日東省特別區警察總管理處組織章程を公布せり、卽ち東省鐵路沿線を以て特別區域とし、舊設の警察局其他の附屬機關を裁撤して新たに哈爾賓に總管理處を設け、更に沿線繁盛の地方には警察署、分署及出張所を設立するものにして、總管理處には處長

東省特別區警察總管理處

一人あり、現時濱江道尹の兼任する所にして、内務總長の命を受けて東省特別區内地方警察行政事項を管理し、若し吉黒兩省又は東省鐵路との關聯事件發生する時は、兩省最高行政長官或は東省鐵路督辦の指示を受くるものとす、又警察署、分署及出張所には夫々署長及所長一人あり、此他内務總長は警察教育の爲め督練官一名を派遣し、處長と協同して督練公所を組織せしめ教練事項を督理せしむ、而して處長の權限は管内警察事項の綜理、所屬職員の指揮監督の外、現行警察官制に照して單行警察章程の發布、及所屬職員の處分或は命令にして法令に違反し又權限を侵越せる時は之が停止或は撤銷を爲し得るものにして、事務の必要に應じては副處長二人を置きて處務を協理せしめ得るものとす。

總管理處の組織

次に總管理處の組織としては現行警察官制に依り四科を分設し得るものにて、秘書一人乃至三人、科長四人、科員十六人以内、技正一人、技士一―二人、譯員二人乃至四人あり、警察隊としては保安警察隊、保安警察馬隊及衛生警察隊を編成して各隊長を設け、更に各警察署には署長一人、署員四人以内、譯員一―二名を置き、駐在所には所長一人及若干名の巡官を設くるものとす。

東支沿線警察分區

現時東支沿線は之を五警察區に分つ、即ち次の如し、

區別	管轄區域	區署所在地
第一區	哈爾賓	哈爾賓(總管理處内に設く)
第二區	哈爾賓、長春間	張家灣
第三區	哈爾賓、ポグラニチナヤ間	橫道河子
第四區	哈爾賓、興安間	齊々哈爾
第五區	伊里克、滿洲里間	滿洲里

各省警備隊及警務處

各省警備隊

第六款　各省警備隊及警務處

各省警備隊の設立は其初め陸軍及警察權力の及ばざる所を補はんが爲め設けられたるものにして、民國初年亂事繁く、土匪潰兵等所在に劫掠を恣にせしも、地方行政官吏は陸軍を徵調する能はず、警察も亦之を取締ること能はざりしより、一種の警察隊を組織して專ら盜匪捕緝の用に供せんとし、舊設の巡防營を改組して定員二十萬人を全國に配備せんと企てしも、之が實行を見るを得ず、依りて各省目前の狀形に依り各省々長に於て之が編制を行ふことゝせるものにして、普通舊設の巡防營を改組し、或は國民軍練丁を募集し、又は保衛隊等を改組して一時の必要を補ひしものなりとす。

以上を以て水上警察、鑛場警察、保衛團等特殊の警察機關を除きては地方警察制度の概要を述べたり、斯の如く地方警察機關としては地方警察廳、警察局、縣警察事務所及同分所等の設置ありて、各其專責に任ずることゝなれるも、全省警察事務を綜轄するの機關なかりしが爲め、民國四年七月全省警察事務の整頓を期せんが爲め、地方の情形を斟酌して各省に全省警務處(Police Administration)を設置すべきを通飭し、處長(Chief of Police Administration)(簡任)一人省長の指揮監督を受けて全省の警政を籌辦することゝし、警額の分配擴充、警察の教練、警察章程の核訂等を籌辦するの外、隨時管内を巡視し或は員を派して全省警務の完成を期することゝせり、而して之が組織は各省共普通籌擬各省整頓警政辦法大綱に基きて組織章程及同職權章程等を制定實施するを常とし、各省必らずしも一樣ならず、警務處々長の外、秘書、顧問、視察長、視察員、其他書記、巡警、技正、技士、等ありて廳内を若干の科に分ち事務を分掌せしむ。

警務處

地方保衛及團清鄉
地方保衛

第七款　地方保衛團及清鄉

第一項　地方保衛團

地方保衛團條例

支那に在りては團練、或は保衛團と稱し地方人民が自衛の必要上編成せる警察補助機關あり、北支那にては團練、清鄉、聯防又は保衛團と稱し、南支那にては普通保衛團と稱す、其大なるものは數十の鄉村相聯合して壯丁を出し（時に他地方より雇入るゝものあり）、數百、數千の壯丁を備へ各銃器を携帶して土匪の襲來に備ふると共に、又管内警察事務を補助しつゝあり、從來より之か組織を見たり、所謂村廟を中心とせる村落生活の重要職責たりしものにて、民國三年五月二十日更めて地方保衛團條例を公布し、之に基き設置を爲すことゝなりしものとす、所謂補助警察機關にして同條例に據るに、之が設置は各縣内中警察未設地方に於ける住民の請求に依るか、又は縣知事に於て之が設置を必要視せる場合、所屬行政長官たる省長に届け出たる上之が設置を爲すか、或は又從來の鄉團、保甲等に對し縣知事に於て保衛團條例に基きて之が整理を爲し、所屬行政長官の許可を得て保衛團たらしめたるもの等に係る、蓋し保衛團なるものは地方鄉村の自衛を目的とし、各壯年居住民より成れる集合團體を稱することゝ前述の如くにして、團體の力を以て地方の安寧を妨ぐる障害を除去し自衛の目的を完了すると共に、更に特殊の場合に於て警察官吏を協助するを目的とす、從つて保衛團は法律の規定に基き行政權執行の職責を有する警察機關とは根本に於て其組織を異にし、單に補助警察機關に過ぎざることゝ前述の如し、故に保衛團は積極的に行政警察權を行使すべき權能固より有せざるに拘はらず、其制度の如何を分別し得ざる團員等は往々地方良民を威赫し、或は私に之を逮捕監禁して刑罰に處する等の事あり、其弊害少なからざりしが故に、之が條例を公布し以て保衛團員の職責を明かにせるものなりとす、地方保衛團條例の要項次の如し。

保衛團と警察機關との相異點

地方保衛團條例要項

一、保衛團の編制

各地方保衛團は縣知事を以て總監督とし、各地方の紳商と協議辦理の上地方の習慣を參照して區團を劃分し、各團にては每戸一人を指定して保衛團員たらしめ、保衛團名冊に編入するを原則とするも、未成年者及家に次丁なき者並に老弱廢殘者は此限りに在らずと定む、且又前三項に該當せざる壯丁にありても事故の爲め服務し得ざる者ある時は團總を經て總監督の允許を得其義務を免れ得るものとす、而して每保衛團には團總一人を置き總監督より之を委囑するの外、更に牌長、甲長、保董を設く、卽ち每十戸を以て一牌と成し、十牌を一甲とし、五甲を一保とす、猶ほ各保衛團の辦公所は之を各地葢有の寺廟又は公所内に設置し、團用文書には總監督より發給せる木製團印を押捺するを要し、又壯丁は農作以外の時期に於て保董より發給せる木製團印を押捺するを要し、又壯丁は農作以外の時期に於て保董引率の下に教練を行ふの外更に期を定めて一團每に或は各團總監督の指定に基き聯合教練を爲すことあるべく、各團戸携帶の銃器は總監督の檢查を經て番號烙印を附し、若し之が補充を要する時は總監督より省長に呈明して其准許を受くべきものとす。

保衛團の編制
團員
辦公所

二、保衛團の職務

保衛團は各團内の戸口清查、盜賊の逮捕及贓品の檢擧を爲し、必要に際しては同一區内に在る警察機關が協助するものにして、其職務を分說せば次の如し。

保衛團の職務
戸口清查

イ、戸口清查　各團の戸口調查は保董より甲長及牌長を督し、戸每に詳細調查の上戸口調查表に記入し、更に外來の無職業者に對しては別に表を作りて記入し、注意を怠らざると共に時々之を監視するを要すとす、此等の戸口調查表は團總に於て正副二清冊を作成し、正冊は縣知事を經て之を省長に送附し、副冊は團内に備付け置くものとす、而して若し戸口清查終了後住民中に死亡、出生、移轉、寄留等の事ある時は其都度調查の上表冊を修正せしむるものとす。

盜賊の逮捕及贓品の檢擧

ロ、盜賊の逮捕及贓品の檢擧　各團内の住民中盜賊又は贓物を隱匿する者ある時は之を逮捕檢擧の上總監督の處分を請ふべく、又大部隊の盜匪ある時は團總は團丁の臨時召集を行ひて之を包圍逮捕せしむるものとし、此の場合匪徒の抵抗ある時は正當防禦を爲し得べきも、逮捕の後は總監督に送致して其訊問處分に委すべく、保衛團に於て之が審問を爲すを得ざるものとす、

警察協助
獎罰
獎勵

ハ、警察機關に對する協助　各保衛團は其地所在の警察機關に對し必要に應じて之が協助を爲すべきこと前述の如し。

三、獎罰　各保衛團員中左記事項に該當する考績ある者は總監督より賞給獎勵し、更に其優秀なる者（左記第一及第四項に該當する者）に對しては總監督より省長に申請して特賞を授與すべく、更に第五項に該當する者は總監督より省長に申請の上警察官吏敍郞に關する規定を準用敍郞せらるべきものとす。

1　著名なる盜賊首魁又は懸賞搜索中の巨匪を檢擧逮捕せる者
2　掠奪中の盜賊を逮捕せる者
3　團境內に盜賊土匪の跡なき者
4　他團と共同し盜匪を捕縛せる者
5　盜賊逮捕の際負傷又は死亡せる者

猶ほ總監督の保衛團に對する辦理情形に關しては、省長より之を考査し成績良好なる者に對しては事實を列記して內務部に之が奬敍を申請するものとす。

罰則

又保衛團員の罰則に關しては嚴重なる制裁あり、卽ち各團員中盜匪を隱匿し或は團境內に重大掠奪事件起るも卽時犯人を逮捕し得ざりし者、又は探索不確實にして誤つて他人を逮捕せる者、其他故意に良民を罪に誣ひ、又は遊惰にして精勤せざる者ある時は、總監督より事情を酌量して懲罰を加へ、特に重大なる者は省長の處分を請ふものとす。

保衛團の經費

四、保衛團の經費　保衛團の經費は各地方より之を醵出するものにして、各地方より總監督に認可を請ひ、更に省長を經て內務部に報告すべく、其經費收支は帳簿を作成して每月各團總より之を記入し總監督の審査を受け且つ省長の查閱を請ふべきものとす。

猶ほ團員中團總、保董、甲長、牌長は名譽職にして月俸を支給するの要なきものなるも、該規定は各省必らずしも實行せられず、奉天省の如きは內地各省と事情を異にするの故を以て各縣經費の多少に依り團總に對しては二十元以下の手當を支給しつゝあり。

以上は卽ち地方保衛團の組織及其職掌に對する全國一般的の制度にして、從前團防又は商團保甲等と稱せられし地方自衛團は均しく此の規定に基き保衛團と改稱され、各省は此の條例を基本として其地方の狀況に應じ自衛團を組織するものとす、

貴州省の保衛團

例へは貴州省の如きは民國四年十二月三日地方保衛團條例貴州省施行細則を公布し、二十歲以下の者にして一定の職業あり住居の確實なる者を團丁とし、保甲牌の區域は十五華里內（橫直徑）を保の區域として所屬の甲を率ひ、甲の區域は五華里內所屬の牌を率ひ、五甲を各一保とし、各團辦公所の常置員は團は六人、保は三人を以て限りとし、團總は財產五千元以上其地に繼續して六年以上居住し、年齡三十歲以上の名望家にして中學卒業又は同等の學識ある者、或は曾て一年以上行政司法事務に從事せし者を以て有資格者として其中より選任し、甲首は財產一千元以上、滿五年繼續居住する者にして年齡三十歲以上の者と規定さる、而して團總は任期三年、保董は四年を原則とし、團丁は正丁（年限五年）、備丁（年限五年）、後備丁（年限十年）の三種に分ち、定期召集は每年十一月初日より翌年二月末迄を期とし、甲長は每月　十四次、保董は每月二次、團總は每年二次、監督は每年一回召集され、別に臨時召集あり、而して保衛團の經費は地方の屠捐、斗息其他の雜稅收入より支辦す、以上貴州省保衛團は總局ありて之を總監するものにして、民國四年十二月三日公布されたる貴州保衛團總局簡章に基くものとし、其組織は局長一人省長の命を受けて局務を綜理し、其下には督練長、教練長、教練官、助教員、其他若干の庶務員あり、又總局には教練所一處を設くるの規定なりとす。

清鄉
聯防

第二項　清鄉

地方保衛團類似のものに清鄉と名くるものあり、村屯內に潛める盜匪を討伐驅逐し其痕跡を絕ち地方の安寧を維持せんが爲め、巡警及保衛團員相協力して聯防の方法を講ずるものとす、主とし滿洲三省に於て特に其必要を認めらる、蓋し東三省は從來馬賊の被害甚だしく、殊に夏秋草木繁茂の期に際しては盜匪等所在に身を隱すに便なるが故に、各城廂市街にして此等馬賊の襲擊を被むることを尠なしとせず、故に之が防禦の爲め夏秋の候には聯防の必要を痛感するものにして、奉天省にては擬定清鄉辦法章程を、吉林省にては聯防保安辦法を規定し之が實施を爲しつゝあり。

奉天省に於ける清鄉

吉林省に於ける聯防

北支那の清鄉

卽ち奉天省に於ては盜匪の討伐及戶口淸査を同時に行ふものにして、盜匪討伐は巡警及保衛團丁を主こして聯防隊を組織し、大部隊の盜匪團現はるゝ時は軍隊の援助を受くるものこす。而して所謂淸鄉を行ふべき期時は通例六月より十月に至る五箇月間にして、奉天に督辦處を設けて省公署より督辦を派し、各道尹を會辦に、各縣知事を坐辦に任じ、全省を各道區に準じて三路に分ち、各縣境內に對しては當該各縣に於て責任を負ひ、各縣同時に討伐を行はしめ、必要に應じては更に數縣合同聯防し縣知事中の一人を總指揮こし、各縣の境域を分たず巡警及保衛團を召集して合擊せしむるものこす。

又吉林省に在りては其地邊僻にして山林叢接し百數十華里に亘りて住民無き處あり、偶々一―二の大鎭あるも相距ること遠くして互に呼應する能はざるが故に、白晝尙ほ掠奪を蒙むること尠なからず、殊に各縣の境界地點は彼我の聯絡なく、巡警、保衛團等は唯だ各自所屬の縣境を守備こするに過ぎざるが故に、甲縣より驅逐されたる匪賊等は直ちに乙縣に遁入し、丙縣に討伐隊來る時は丁縣に遁走するを常こし、之が討伐に從事する者も亦隣縣の境內を討伐するの責なきを口實こし敢て追討せざるの情弊ありき、之れ聯防辦法の實行を見るに至りし所以にして、吉林全省を十七聯防區に分ち、各區互に相聯絡して相互の巡邏線路を協定し、甲縣巡警の巡邏するや乙縣々境の一定地點に至りて乙縣巡警と會合せしめ、乙縣巡警の巡邏する時又甲縣の一定地點に至りて甲縣巡警と會合の上常に聯絡を保ち、事件發生の際は縣界を論ぜず協力以て聯防の目的を達せんことを圖りつゝあり。

蓋し此等聯防の方法は主こして滿洲に行はれ、一部北支那にても行はれ、支那全般を通じて行はるゝにあらざるも、事實各省に於ても其必要を痛感する所なりこす、而して北支那方面に在りては盜匪團の跋扈甚だしく每年春又は夏秋の候各地の被害少なからざるか故に、各省必要に應じて淸鄉の爲め聯防の法を講じつゝあり、例へは山東省の如きは民國六年三月八日山東全省淸鄉暫行簡明章程を公布し、該章程公布の日より陰曆五月末日を限りて全省等しく評徒の勤爭及窩家の淸査を行ひしが、各鎭守使、旅長、道尹、各路統領及各地駐在の團長を淸鄉監督こし、各縣聯絡して一氣に地方の淸鄉に職責に忠ならず、各鄉の區長或は莊長こ稱する者又一般に懦情の者多くして容易に盜匪勦滅の成果を擧げ得ざるは每年北支一帶土匪の橫行するを見るも明かなる事實なりこす。

第三項　商團

商團の目的

商團は民國六年三月支那全國商會聯合會が內務陸軍農商三部に稟請して、其批准を經たる商團組織大綱に基き組織するものにして、各地商會（商業會議所）は其地方の情形に從ひ必要の場合商團を組織して軍警の不足を補助し、市面の維持、亂匪の彈壓を援助し得るものこす、警察補助機關類似のものなるも、其隊員（操生）は年齡十六歲以上三十五歲以下の者にして、品行方正なる商店員其他實業關係者を以て限りこするか故に、地方保衛團其他の如く他より雇入るゝことなく質良好にして且つ其目的市面の維持に任ずる一種の義勇隊の如きものなるは他こ異なる點なりこす、而して商團を組織するには商會會長より商團の規則及操生卽ち商團隊員の名額、課程表其他商團の名稱、職員表等を具して當該地方官を經由し省長に轉呈して、其許可を得るものにして、省長は更に其旨を內務陸軍農商各部並に其地方を管轄する軍事長官に報告するの規定なりこす。

商團組織の手續

商團の職員には團長、團副、商團教練所長、商團總稽查（別に稽查員あり定額なし）、商團庶務員、商團書記等各一人を置く外、更に陸軍編制法に倣ひて商團隊長、排長、司務長を設け、教練長は商會會長及商團々長會議の上、陸軍出身の軍事學識ある者を招聘するものにて、凡て當該地方官を經て省長に呈請し、陸軍部に轉咨して核准を請ふもの

職員

ニす、而して團長は商會の役員たる會董等に於て之を投票選舉し、其他の各職員は團長より商會々長に商議の上會長より任用するものにて、會長は凡て商團の指揮監督權を有し、更に當該地方長官の監察を受くる規定なりニす。

隊員の編制

此他操生卽ち隊員の編制は、陸軍歩兵の編制法に從ふを要し、在隊操生期間は三學期にて卒業の豫定なりニす又携帶の銃器は當該地方長官より省長に呈請更に内務農商兩部より陸軍部に轉咨し、其核准を經て其價格を給與さるゝものにして、此等銃器には凡て烙印、番號を附し、且つ毎年末地方長官より銃器の種類數目等を詳細調査して夫々監督官署に報告すべく、商團の經費は商會の會董四人を互選して輪番に管理せしむ、猶ほ商團の外工業繁盛の地には、工商團を設立し得るものにして、此等は凡て商團の規定を適用するものニす。

工商團

水上警察廳局　附漁輪護洋緝盜及漁業商船保護局

第八款　水上警察廳局

民國二年二月二十二日内務部令第七號を以て公布されたる長江及其他水師改組令並に民國四年三月三十日教令第十七號水上警察廳官制に基くものにして、湖海河川沿岸の要地に設立して水上の治安及衛生事項を維持するを目的ニし、其初め從來水師ニ稱せられしものを改組せるものにして、其後更に水上警察廳官制の公布に依り制度備はりしものニす。

水上警察の設置

而して水上警察の設置は地方警察官廳組織令に準據するものニし、事務比較的簡にして水上警察廳を設くるの必要なき地々には水上警察局を設けて人員を酌減し以て經費を省略せしめ、或は又附近に於ける地方警察廳又は縣警察所より代りて水上警察事務を處理し得るものニし、之が管轄關係ニしては若し水上警察廳が道尹駐在地ニ同一地に在る時は道尹に直屬し、省長駐在地ニ同一地なる時及其管轄區域が數道に跨れる時は省長に直屬するニ地方警察廳の統屬關係ニ異ならず、但し水上警察は其性質上時に其管轄區域數省に關聯することありて、此場合水上警察は各關係省に於て協商編成し、各省境に依り分設すべきものニ定めらる。

統屬關係

水上警察廳の組織權限は廳長一人あり、道尹或は省長の指揮監督を受けて廳務を綜理し所屬職員を監督し、法律教令或は法律教令の委任に基き單行水上警察章程を發布し得るものニす、但し該單行章程は現今法令ニ牴觸するを得ず、又法律教令を以て規定すべき場合には所管長官より大總統に申請して其決裁を仰ぎ公布法令程式令の規定により之を發布すべきや論なし、此他又所屬職員の處分行爲或は命令が法令に違反し、公益を害し或は越權行爲たる時は之を取消又は停止を爲し得るものニす。

組織及權限

而して廳長の下には警正二人乃至四人あり、長官の命を受けて水上警察事務を分掌し、更に警佐六人乃至十二人之を輔佐すべく、若し又事務の必要に依りては技士一人乃至二人を置きて技術事務を掌理せしめ、或は又水上治安の必要上道尹又は省長を經て内務部由り大總統に申請し水上警察隊を編成し得べく、更に分區設定の必要ある時は省長或は道尹より省長を經て内務部の核准を經るを要し、廳の辦事細則も亦前述の順序により内務部の核定を經るものニす。

漁輪護洋緝盜及漁業商船保護局

附一　漁輪護洋緝盜及漁業商船保護局　固より水上警察ニ同日に論じ得べからざるも、之れニ稍相類似せるものに警察權を有する漁魚汽船及漁業商船保護局あり、民國三年四月二十九日公布の漁輪護洋緝盜獎勵條例及民國四年四月二十四日大總統の批准を經たる漁輪護洋緝盜獎勵條例施行細則に基くものにして、特志支那人民中公司或は個人名義を以て漁魚用汽船を購入し、漁魚の利益を犧牲に供し一定水面を指定して護洋緝盜の任に當らんニ欲する者、或は漁魚の傍ら護洋緝盜

廣東全省沿海漁團保甲章程
奉天漁業商船保護局

の事務を兼ねんとし警察權の行使を內務部に出願する時は、政府は之に對し洋面保護及海賊逮捕に必要なる警察權の行使を許可すると共に、年額六万元を超過せざる範圍內に於て護洋緝盜奬勵金を給與するものと規定せらる、蓋し此の場合漁魚汽船の船員は固より警察官吏にあらざるも、法律の規定に依り水面の安寧保持及盜賊逮捕に對する權能を附與せられ、警察事務の一部を執行する者なるが故に、該汽船は特種の警察機關たると共に、警察事務を執る船員は準警察官吏と見るを得べし、而して之が出願は所轄省長を經、內務農商兩部より漁輪護洋緝盜執照を下附さるものとし、汽船は每隻砲二門銃八挺を設備す、但し此等の武器は所轄縣知事を經て都督民政長に之が下附を請願するものにして、護洋緝盜許可の期間は專務者は漁汛期を限りとし、兼務者は一年度を限りとすべく、期限經過後は其存續を請願せざる限り執照は效力を失し銃砲は之を官に返還するを要するものと規定せらる。

以上の外漁輪護洋緝盜奬勵條例に在りては漁魚汽船の職責及警察力執行に對する濫用防止の爲め之か取締規定を定め、更に任務勵行に對し幾多奬勵の方法等を規定しつつあるも、漁輪護洋緝盜の實行は固より容易の業にあらず、本條例は徒らに法規の美を具ふるのみにて空文に終りつつあり、蓋し古來沿海河川沼湖等水運の便なる地方に於て海河盜賊船の出沒少なからざる支那に於て、該條例を公布し以て水上警察力の不足を補ふは緊要の事たるに屬するも、支那現時の國情を以てしては如何とは實施の途なきものとす。

但し廣東省沿海に於ては本條例に基き、民國四年三月二十三日廣東全省沿海漁團保甲章程を公布して自衞の法を講じ、傍ら捕盜の事に從事す、卽ち省城に漁團保甲總局を置き、澳門對海の支那海卽ち汕頭、新寧、陽江等に分局を設け、各漁船は凡て漁團保甲局より發給する團旗を揭揚するものにて、十艘を以て一甲とし、百艘を一澳、千艘を一團とし、夫々甲長、澳長、團長其他副澳長(二名)、副團長(四名)を置き聯保互助の法を應用す、但し內實の成績、實行の程度如何は固より明かならず。

附二　奉天漁業商船保護局　以上の外奉天省にては水上警察類似の機關として奉天漁業商船保護局と稱するものあり、水上警察及海軍の各一部的事務を執るものにして、奉天省長に直屬し、同省沿海の漁業を保護奬勵すると共に、海面の治安維持に任じて水上警察に等しき職責を盡し、更に漁船、商船の保護、海賊の討伐、沿海海防を鞏固にする等海軍の一部的手段にも出づる等一種特設の機關なりとす、蓋し奉天省に在りては鴨渾兩江水上警察局ありて鴨綠江及渾江二河の警備に任じ、又遼河には遼河水上警察を設け水面治安の維持に盡すも、一度鴨綠江或は遂河を下り河口外に出づる時は海防の任に在る海軍は殆んど關知せず、殊に熊岳城附近の漁區にては日支兩國漁民の大擧漁業に從事するありて屢々事端を惹起す、

之れ漁業商船保護局の必要ある所以なりとす、而して之が組織職掌は民國五年九月奉天漁業商船保護局組織及辦事章程に基くものにして、其內部組織としては局長一人省長の命を受けて海防、漁業の整理擴張、水產敎育及製造養殖並に漁業商船銷售場の保護等一切の事務を綜理し、其下に文牘、收支、稽查の三分科を置きて事務を分掌せしめ、更に外部組織としては必要なる地方に分局を設け、該區內に於ける保護費船網費等の徵收或は盜匪討伐の爲め巡船の監督指揮に任じ、更に魚類の販賣地には銷售場あり、兼辦、專辦、包辦の三種に分つ、兼辦とは分局に於て販賣を兼辦するを稱し、營口銷售場は之に屬す、又專辦は田庄台銷售場の如く魚類販賣の爲め吏員を設くるものを稱し、包辦とは卽ち請負的販賣場にして錦縣、蓋平、熊岳城等の銷售場の如き然りとす、蓋し兼辦銷售場には別に吏員を置かず分局員をして事務を執らしめ、包辦銷售場は各經理人をして自ら之を經營せしめ、專辦銷售場に對してのみ經理、司事、書記各一人を派遣す。

此他海防殊に盜匪逮捕の爲めには砲艇、巡船あり、水產敎育の爲めには乙種水產學校を設けつゝあり。

第九款　礦場警察局所

礦場警察の設置は民國四年十一月二十九日內務農商部會擬礦場警察局所組織章程に基くものにして、礦業經營地方に於ける秩序維持の爲め礦業公司より地方の情形を酌量して所轄道尹又は縣知事に對し之が設立を請願する時は、該官廳は之が設立を爲すと共に礦務を兼理する財政廳(現時實業廳)に其旨を通告するものとす、而して礦務警察は礦務繁忙にして財力豐富なる地方には礦務局を設け、然らざる地方には礦務所を設置するものとし、更に又地域廣大なる礦場地に在りては礦務局或は礦務所より警員を派出して分局分所を分設すべきも、礦場の地域狹小にして特に礦務局所の設置を必要とせざる地には礦業公司より縣知事に對し請願巡警の派遣を稟請し得べく此場合縣知事は巡官、巡長、巡警を派して礦場警察事務を執行せしめ、最寄附近の市鎭警察官長をして之が管理を爲さしむるものとす、又之れに反し從來礦場警察の設置ある地方にして其後礦業の發達に伴ひ市鎭の成立を見たり

こするも、尙特に一般警察の設置を必要視せざる時は、縣知事の委託に依り礦警機關をして便宜市鎭警察事務を兼辦せしめ、或は又礦警局所内に市鎭警察事務所を附設し得るものこす。

礦場警察機關の組織

礦場警察機關の組織は局に局長を置き、警正中より適任者を選定の上道尹より省長に委任を申請し内務部に報告すべく、又所には所長を置き警佐中より縣知事之を推薦して道尹の委任を申請し省長に報告するものこし、局員所員は局長及所長より之を推薦するも、局員は局長より道尹に委任を申請し、所員は所長より縣知事に委任を請ふものこす、而して局長及所長の職權は普通警察章程に照し礦場内に於ける巡官、巡長、巡警の編成教練賞罰服裝に關する事務を處理し、且つ礦場内の違警罪を處分し、毎月道尹又は縣知事に報告するを要すべく、刑事々件は縣知事をして處分せしむ、而して其他の警察處分は現行法令章程を按して處理するものなるも、礦場内に於ける坑夫に關する事件の發生は局長又は所長に於て礦業公司こ合議の上便宜の處置を採り、特別の事件に際しては速かに縣知事に報告若くは其指令を請ひて處置し、事件終了後所轄縣知事より道尹を經て財政廳（現時實業廳）に報告せしむ、又礦警機關が地方の治安を維持し能はざる時は附近の保衛團或は警備隊に其應援を求め得べきや勿論なりこす、

局所の經費

猶ほ礦場警察局所の經費は、局長及所長の俸給手當は道尹又は縣知事より省長に査定を請ひたる上礦場警察費内より支辦すべきも、其他の局所員警官及工役等の俸給手當其他雜費制服等一切の費用は道尹或は知事より査定したる上、礦業公司をして負担せしむるものこし、且つ礦場警察局所が市鎭警察を兼務する場合こ雖も、該市鎭警察に要する經費も亦同じく礦業公司の負担に歸せしめ、更に又礦警局所吏員の奬郵は警察奬章條例警察官吏郵金給與條例に照し、道尹又は縣知事より省長に轉請、其許可を經たる後礦業公司をして支辦せしむるものこす。

局所の職權

鐵路巡警機關

第十款　鐵路巡警機關

鐵道用地内の警察事務を管掌する機關にして、全省警務處に直屬するもの及全省警務處の指揮を受けず各鐵路管理局に屬するものこの二種あり、而して各鐵道巡警機關の服務に關しては民國十一年十月七日交通部令第一〇四七號を以て鐵路警察服務規則を公布し其職責を明かにせり、但し各鐵路に就き之を說述するこ煩なるが故に其一一二に就き略述すべし。

安奉鐵路巡警局

第一項　安奉鐵路巡警局

安奉鐵道線路用地内警察事務を執行せんが爲め設けられ、奉天全省警務處の管理に屬し、本局を安東に、其下に二分局六分所を有するも局員總數僅々五十名に過ぎず、且つ同鐵道用地に於ける警察權は實際上悉く日本警察官吏の管理に歸し支那巡警は殆んご警察權を有せず、僅かに線路上に於ける牛豕の取締其他斃死者、負傷者等の處分を爲すに過ぎず。

吉長鐵路警務所

第二項　吉長鐵路警務所

吉長鐵路總局内に附設さる、全線の警察事務を統轄し、長春段（長春、九台間）、吉林段（九台以東）の二に區分し、巡警總員百四五十名を有す、吉長線停車場及客車内の秩序維持を程度こせる權限を有するのみにして、吉長鐵路局總辦に隸屬す

京奉鐵路巡警機關

第三項　京奉鐵路巡警機關

北京奉天間の鐵路警察事務を處理せんが爲め全線を三段に分ち、第一段北京、山海關間、第二段山海關、溝幇子間、第三段溝幇子、奉天間こし、毎段總署を置きて夫々北京、溝幇子及皇姑屯に設け、更に各段を二十署區に分ち、主要驛には警察分所又は警察分區を設け、小驛には警察分駐所を置く、鐵路線内地内に於ける乘客貨物及鐵路管理局の財産を保護し交通事務の進行を補足するにありて京奉鐵路管理局に隸屬す。

津浦鐵路巡警機關

第四項　津浦鐵路巡警機關

民國十年八月二十一日交通部令第九二九號を以て津浦鐵路警察處編制規則を公布す、處長一人交通部より派充し、局長の命を承けて全路警察事項を管掌し、所屬各職員長警を指揮監督するものにして、其下に三課を設けて事務を分科し、各課課長一名を置く、課員は全處を通じて十二名以内を置きて事務の分掌に任じ、更に勤務視察員、派出員、書記各四名以内、局長より之を派充す、

全線を數多の警察總段及警察分段に分ち、各總段には總段長、分段には分段長を任置す、

粵漢鐵路湘鄂線巡警機關

第五項　粵漢鐵路湘鄂線巡警機關

民國十年十月十二日交通部令第五三一號を以て修正粵川漢鐵路湘鄂綫警察處暫行編制規則を公布す、警察處を設けて湘鄂路局に直隷せしめ、處長一、課長二、課員四、書記四人を置く湘鄂全線を二總段四分段に分ち、各總段長及分段長あり、夫々書記及巡官若干名を置き、巡長警察の名額は地段の繁簡、區域の大小に依り之を定むるものとす。

航空警察

第十一款　航空警察

民國十年八月二十七日航空署令第三八七號を以て航空警察編制章程を公布す、航空本署及各附屬機關警衛の爲め設置するものにして、勤務督察長（航空署長の命を承け各隊の勤務狀況を督察す）、隊長（長官の命を承け本隊一切の事務を管轄す）、副隊長、班長、書記、警察（一、二、三等）等の職員を設く。

猶ほ航站警察の教練に關しては、民國十年五月十日航站警察教練隊暫行編制を公布せり、該教練隊は之を航空管理講習所に附設し（定員一六〇名）、三箇月間修業の後、本署、南苑、清河、及京滬航綫各站に配置するの規定なりとせり。

航站警察教練

粵漢鐵路湘鄂線巡警機關

第四節　警察官吏の任用程序及養成

警察官吏の任用程序

第一款　警察官吏の任用、程序

支那に於ける文官任用の現行法制は、民國三年十二月十五日教令を以て公布されたる文官任職令に基くものにして、同令に據るに官職の階級は之を特任職、簡任職、薦任職及委任職の四に分ち、特任、簡任、薦任の三職を以て高等文職とし、委任職を以て普通文職とす、而して特任職の任命は大總統の特令を以てし、之が任命狀は大總統署名蓋印し、國務總理之に副署するものにして、之が任用法は民國四年十月一日公布の文職任用令及簡任文職任用程序令（基國務總理之に副署するものとし、大總統の特別任用する者の外、現に簡任文職に在る者又は曾て在りし者或は又現時乃至曾て上級薦任文職に在りて所屬長官の推薦に係り、若くは成績優良にして之を昇任せしむべき者等に就き、政事堂（現時國務院）又は當該長官より政事堂を經て大總統の簡任を申請すべきものとせらる、又薦任職は各部院に屬する者は部院長官より大總統に呈請して之を行ひ、各部院所轄官署に屬する者は各該長官より部院長官を經て大總統に呈請し、各省其他各地方に屬する者は各省及各地方長官より各該主管部院を經て大總統に呈請し之を行ふものとし、其任命狀は大總統蓋印し國務總理之に副署す、而して薦任職任用の程序は民國四年十月一日公布の文職任用令及薦任文職任用程序令に依るものにして、現に薦任文職に在る者、曾て滿二箇年以上薦任文職に在り成績良好なりし者及高等文官試驗に及第し優良なる成績を以て學習期を滿了せる者、並に文官特別任用により薦任文職に銓叙登錄されたる者は、之を薦任文職に任用することを得るの規定なり。

文官任職令

官職の階級

特任職

簡任職

薦任職

委任職

る者、其他現に最高級委任文職に在り長官の推擧を經て大總統より薦任文職に昇任の命を受けし者に對し當該長官より人選の上大總統の任用を申請するものこす、又委任職は直轄長官より之を委任し、其任命狀は各該長官より署名蓋印するものこし、之が任用程序は文職任用令及委任文職任用程序令に依り現に委任文職に在る者、曾て滿一箇年以上委任文職に在りて成績良好なりし者、其他文官普通試驗に合格し良好なる成績を以て學習期間を滿了せる者等に就き當該長官より委任し、地方各省に於ける者は所屬各省最高長官より毎月之を政事堂に報告するものこす。

警察官の任用

而して警察官吏に就き之を見るに、簡任職に在る者は京師警察廳總監及各省警務處長のみにして、之が任用は文職任用令及簡任文職任用程序令に基くものなるも、各省警務處長の選任に關しては民國四年八月十二日內務部より之が推薦任命に關する特別規定を擬定して大總統の認可を經たることありて、專ら本規定に依り選任せらるべきものこす、卽ち本規定に據るに。

簡任職の任用

1現に京師警察廳都尉、又は地方警察廳長及內務部の薦任職、簡任職又は高等軍職に在る等の者にして警察事務を取扱ふこと滿五年以上に及び成績著しき者。

2現に各部院の薦任職に在り曾て警察事務を取扱ふこと滿三年以上に及び著しき成績あり並に警察法制學校を卒業せる者。

3曾て簡任職の警察官に任じ警察事務を執ること滿三年以上に及び著しき成績あり並に警察法制學校を卒業せる者。

4現に京外警察廳警正に任じ警察事務を取扱ふこと滿五年以上にして著しき成績あり並に警察法制學校を卒業せる者。

5曾て高等軍職に在り警政を取扱ふこと滿五年以上にして著しき成績あり並に陸軍學校を卒業せる者。

6曾て京外高等薦任職の警察官吏に任じ或は簡任職に任すべき相當の資格を有する者にして警察事務を執ること滿八年以上に及び著しき成績あり並に警察法制學校を卒業せる者より之を推薦銓考の上適宜大總統の任命を請ふものこせり。

警察廳長の任用

又薦任職に在る者は京師警察廳都尉、地方警察廳長及警正、技正にして、薦任待遇者は京師及地方警察の勤務の任用は所屬長官たる警務處長より人選の上、省長を經、內務部に於て推薦の手續を執るものにして、更に秘書科長、署長、督察長等の任用は廳長より省行政長官を經由して內務部總長に薦任を請はしむ、次に委任職に在る者は警佐、技士、巡警等にして、地方警察局長、縣警察所長、礦場警察局所長以下區官、巡官、學習警佐等之に屬し、之が任用は官等の高下に依り、各省長、警務處長、警察廳長、縣警察所長に於て委任するものにして、各警察廳局の科長、署長、水上警察局長、鐵路警察局長其他礦警局長は省警務處長を經て省長之を委任し、各警察廳局の科員、警察署員其他委員及各縣警察區官の任用は各該廳局所長より警察處長に委任を申請し、縣警察所長の任命は警務處長直ちに之を委任す、又各警察廳局及各縣の委任巡官は當該廳局長又は縣知事之を委任したる後取纏め警務處長に報告するものにして、更に巡長、巡警等委任待遇者の任用は各廳局署所長之を任用し每月取纏め所屬長官に報告せしむるものこす、蓋し民國二年九月公布の警官甄別規條に據るに警官は之を各縣警務長、各縣區官及巡官に限定し、巡長、巡警は支那官制によるに官吏任用法により任用せられたる官吏にあらず、單に國家の任用に依り警察機關を組織し警察事務を執行すべき義務を有する身分たるに過ぎざるものこす。

警察廳長の任用

警官甄別規條

警察官吏の養成

第二款　警察官吏の養成

清末憲政編査館は各省々會に高等巡警學堂を、各縣に巡警教練所を設け以て警察官吏の養成に力を致せしが、民國成立後は中央北京に警官高等學校、警察學校及地方警察傳習所を設け、地方には警官補習所、警官教練所、

警察傳習所、各縣警察教練分所、保衛團員講習所等を設置し之が訓練に充當するの規定なりとす、但し政府財政の窮乏は之が存廢常ならず、例へ又存置するも其内容の充實を期し得ざるが如し、

警官高等學校

第一項　警官高等學校

警官高等學校は民國六年二月二十二日制定の警官高等學校章程に基くものにして、内務部に直屬し、陸軍中學校及陸軍豫備學校卒業者又は陸軍中學校以上の卒業生其他法政學校に在ること一年半以上にして之を卒業し、又は警察學校に在ること一年以上にして之を卒業したる者を收容し、警察官吏としての高等學識を養成するを目的とし修業年限三箇年とす、學生に對し學費を免除し且つ制服を給與するも、食費及寄宿費等は一切學生の負担とす。

警察學校

第二項　警察學校

警察學校は民國元年十一月二十九日公布の警察學校組織令に基き設立せるものにして内務部に直屬し、甲乙兩種學生を收容す、甲種學生は中學校卒業生又は之と同等の學力ある者より二百名を限りて收容し修業年限三箇年とす、乙種學生は警察行政長官の推薦に係り、現に委任官たる警察官職に在り又は其資格ある者六十名を收容し、修學年限一箇年半にして推薦官廳の給費生に屬す、但し甲種學生は學費食費被服費等各自の負担なりとす。

地方警察傳習所

第三項　地方警察傳習所

地方警察傳習所章程に基くものにして、警察學校卒業者及各省々長、道尹に通告して各省の警官又は警務關係者中より採用し、地方警察官吏としての模範的人材を養成し、漸次支那全土警察事務の改良を目的とするものにして、内務部に直屬し修業年限一箇年半とす、蓋し該傳習所卒業者は内務部より之を所屬各處に送還し、其地方に於て警察模範傳習所を設立し、管内の警佐以下若干人を入所せしめて之が教授を担任せしむるものとす、而して該模範傳習所の修業期限は十箇月にして、卒業者は各縣區に分配され各縣巡警教練所の教授を担當せしむるものとす、又地方警察傳習所卒業生は一面警察模範傳習所教授を担任すると共に、他面又督察委員と爲りて地方を巡廻し、教授の實情及警察事務改良成績の如何を視察せしめ、所屬長官に報告して警察事務の刷新を督促せしむるものとす。

警察模範傳習所

地方警察傳習所

各省警察傳習所

第四項　各省警察傳習所

地方各省縣に於ける警察官吏の養成は省城に警官補習所、警察教練所を設け、各縣に警察教練分所を置くものとし、其制規に至りては全省警務處長之が立案の責に任ぜしむるの規定なるも、民國五年十一月政府は各省警察傳習所章程なる一般規定を公布せり、即ち各省々城には各省警察傳習所一處を設け民國六年七月限り一律に成立せしむべきものとし、警察模範人材の養成を目的とせり、警務處長に直屬し、警務處未設の省に在りては省長に直隷するものとす、而して之が入學者は現に警佐及巡官に任ずる者、警察學校に在ること一箇年半以上にして之を卒業せる者及法政學校に在ること一箇年半以上にして之を卒業せる者等を收容す、又各縣警察教練分所は各所屬の巡官、巡長、巡警等を交代入所せしむる所にして、修業期間六箇月なりとす。

結論
警察制度の現狀
支那警察制度の紊亂
軍警混同
軍閥の干渉
警察官任用令の不履行
警察制度運用の紊亂
警察力の無能
改善方法
警察官の無智

第五節　結　論

以上を以て支那警察制度の沿革、各種執行警察機關並に警察官吏の任用、養成等に關し其一般を概說せり、斯くて支那の警察は之を其制度上より見るに相當完備せるが如くにして、若し此等制度にして完全に實施せられんも制度美にして實行之に伴はざるは支那古來よりの一貫せる慣例なりとし、殊に警察制度の如きは最も切實に其か近時起りつゝある治外法權撤廢問題の如き司法制度の完備と相俟ちて容易に解決せらるべきものなるも、然か情弊を暴露しつゝあり、蓋し現時支那諸般の制度中改善を要すべきもの決して少なからざるも、其最も必要にして緊急を要すべきは警察制度、就中地方警察制度の改善にして、此は警察なるもの〻機能が日常人民の生活と最も密接なる關係を有する生命財產の保護及治安の維持に任するものたるか故に、之か制度の紊亂は特に吾人の生活を脅すべきが爲めなりとす、而して從來支那の警察は多くは軍隊に依り實行せられたること曩に述べたるが如くにして、清末以來警察專務機關の設立により形式上改善の風を見たりと雖も、軍警混同の制は警察制度の稍進歩せる現時の支那に在りても尙依然たるものあり、元來支那に在りて地方の秩序を維持するに當り軍隊の力を以てせるは遂に支那の今日をして武斷政治を開かせしめし基にして、且は督軍をして地方政治に干與せしめ、地方に武斷の弊害を貽せし一因なりとす、從つて支那の現狀を救濟するに關し之を警察制度の上より觀察する時は、必らずや督軍制度を廢止して軍人の政治干涉を嚴禁するの要あり、所謂廢督裁兵を以てせざれば支那を救ふの途他に無しと論ぜらるる所以にして、此の督軍廢止と共に警察制度に一大革新を加へ、地方の秩序は悉く之を警察力により維持せらるゝの方法に出づるを緊要とす、但し地方各縣に在りては現時既に警察の設備あること曩既に述べたるが如くにして、多少共秩序の維持に任じつゝあるも、然かも其實際を見るに、警察長官の任用の如きは何等任用令を嚴守するにあらず、殆んど情實のみにより任用せられ、警察事務の經驗少なきは勿論、軍人等の古手甚だしきは嘗て地方馬賊土匪の首領たりし者等採用せらる、故に省城其他重要商埠地に於て稍良しきを得るの外は制度の運用固より良好ならず、地方各縣の如き殆んど有名無實と稱するも敢て過言に非ざるは吾人の支那奥地を旅行するに當り屢々感ずる所なりとす、故に一度土匪草賊の蜂起するや最早や軍隊の力を以てせざれば如何とも爲し得ざるは勿論、日常の茶飯事と雖も容易に決するを得ず、此間の狀況は支那が盛んに治外法權の撤廢を高唱するの時に當り益々警察力の無能を痛感するものにて、今後の支那は必らずや警察制度の改善擴張を急務とせざるべからず、而して之が改善の方法は支那の現狀より見て固より困難なるも、督軍の廢止に伴れて軍隊の裁汰を必要とし、地方の秩序は悉く警察の權威に依り維持するの方策に出でざるべからず、之が方法を實行するには警察組織の改善固より必要なるも、要は如何なる僻遠の地に於ても悉く警察官を派遣駐在せしむると同時に、完全なる法律の制定により警察權を實施せしめんか爲め、警察官の如き法律の智識ある者を登用せざるべからず、然るに今日の實狀より見るに警察官は多く法律を知らず警察隊の如きも多くは軍隊の解散兵なるか又は各地無賴の徒等少なからず、而して其多數を占むる軍隊解散兵は尙可なるも、然かも彼等は既に軍隊の弊を十二分に具備せる者なるが故に無智、不規律、不忠實なるは勿論、下級巡長巡警等特に蒙昧の輩は眼に一丁字なき者少なしとせず、此等の內情は支那古來の金言なる「好人不當兵、好鐵不打釘」、の數語により如何に支那軍兵の不良なるやを

教へ、引ゐては大部其解散兵を以て占むる警察隊の威信なきを最も有力に物語るものなりこす、但し支那政府に於ても之が欠點は十二分に熟知せる所にして巡警の品格重に關し注意する所あり、民國六年十月十八日内務部咨行、尊重巡警品格辦法に依り、長官は公事以外に巡警を使役し得ざることとし、又同年十一月一日内務部咨行の招募巡警章程に在りては巡警志願の資格者を定め、男子二十歳以上三十五歳以下の者にして、國民學校以上の卒業者又は之と同等の文義に通する者こし、曾て徒刑以上の罪を犯せし者其他正業なく住所不定の徒等は其資格なき者こし、且つ其採用に方りては一定の試驗を行ふものにして、身體檢查、文字試驗及口頭問答に分ち、學校卒業者は文字の試驗を免除され、又軍隊教練を受けし者は身體檢查を除かるゝも其他は皆試驗を行ふの規定なりこす、然れごも其實際に至りては文盲巡警の數頗る多く全數の約三―四割に達し或は夫れ以上なるやも知れず、從て人民に對し何等威信を保ち得ざるは勿論、犯罪の檢舉に對しても日本の約九割なるに對し、支那は約二割内外に過ぎずこ云ふを見ても如何に警察力の無能なるかを知り得べし、蓋し犯罪檢舉の成績不良なるは當該官吏の無能不忠實なるに起因するものなるも、一は又各警察機關の聯絡極めて不統一なる結果にして、此は支那國情の然からしむる所なるも必らずや改善を要する點なりこす、而して此は必らずしも警察のみに限らず、支那に在りては凡ての設備は其個々につき觀察する時は相當完備するか如きも、其全體より見る時は何等の統一聯絡なく、折角の機關も充分に利用善導し得ざるを常こす、但し各警察機關の聯絡問題に就きては民國六年二月二十四日内務部公布の警務會議規則に據るに、内務部は全國警政改良の爲め京師警察廳總監、處長、及督察長、各省區警察處長、警察廳長、警察局長、其他特殊警察機關の派遣員等を北京に召集し、意見の徵集、改善事項の討議を爲さ

尊重巡警品格辦法
招募巡警章程
文盲巡警
犯罪檢舉率
警察機關の不統一

しむるの規定なるも、之れ亦制度備はるも實行伴はざるの現狀にあり、斯くて支那の警察は一般に無能の言を以て盡し得るのみならず、然かも又彼等は動もすれば警察權の濫用を敢てし、地方保安の實を擧げ得ざるのみならず、甚だしきに至りては土匪こ結托し却つて秩序の紊亂を助成することありて、寧ろ有害無益視さるること稀なるは支那の爲め遺憾の極みなりこす、又地方保衛團の如きは支那警察の現狀より見る時は治安維持法こして警察力の不足を補ふべき最も策の得たる辦法なるも、團員の多くは保衛團制度の如何なるものなるかを審かにせず、團體力濫用の弊あり、蓋し商埠地附近の保衛團は良家の壯丁等加はり幾分良好なるものあるも、其他の地方に在りては無賴の徒加はりて治安維持の念なく、却て公安を紊すの懼れあり、殊に管内にては比較的穩和なるも一步管外に出でんか忽ち匪徒に變じ竊盜强奪を行ふことなきにあらざるか如くにして、將來訓練を經たる警察專官を以て代らしむるの要ありこす。

以上の如く支那國内治安の保持機關こしては法制上警察機關ありて内務行政全般に亘りて活動しつゝあるも、然かも警察力のみ以てしては其實効を擧ぐる能はず、軍隊、團練、保甲、保衛團ありて四者相俟ちて國内の治安保持に任ず、蓋し軍隊は外國に對しては何等の權威なく内亂の平定及土匪討伐其他警察補助機關こして行動し團練、保甲、保衛團も亦地方人民が自衛上組織せる警察補助機關たるものこす、

又司法警察は司法權の行動を補助するものたるは曩に述べし所なるも、犯罪人の搜索、逮捕、證據の蒐集作用等頗る緩慢にして、喧嘩、强盜の來襲あるも多くは之を避けて他に去り、或は默過すること必らずしも無しこせず又行政、保安警察に至りても結社、集會其他の取締を爲す能はずして公安の維持賴むに足らず、高等警察の如き

警察權の濫用
地方保衛團の情弊
司法警察作用の緩慢
行政保安警察の不取締

特に低級にして國家に危險を及ぼすべき行爲を未然に防ぎ得ず、警察上の强制手段として戒告執行罰等の方法又從つて幼稚なりとす、

高等警察の無爲

又警察官吏に就きて見るに、警察長官は多くは情實により任命せらるゝこと他の官に異ならず、從つて一一二の例外を除きては軍人、官吏の古手又は匪徒出身者もありて何等の經驗才學もなく、唯だ中流階級に屬する警察官は警察學校出身者たるか或は嘗て警察事務に從事せし經驗者として比較的可なるも、尙ほ全般に亘りて經驗淺きを免れず、殊に下級官吏に至りては眼に一丁字なき者頗る多く、嘗て土匪たりし者にして警察官たる者等ありて一般軍兵と異ならず、從て之が訓練は頗る困難にして、品性下劣、規律なく、職務に不忠實にして、奥地に在りては巡査と普通民との權限殆んど明瞭を欠き何等の威嚴を存せざるを常とす。

第四章　支那の軍制

第一節　清朝の軍制

支那の軍制
清朝の軍制
支那兵制の沿革
周の車戰制度
宋の崇文鄙武
剌墨の法
元の兵制
明の兵制
清代の兵備

支那に於ける兵制の組織は周官に始り、所謂車戰制度（一）註を用ゐしも、戰國に到りては騎兵を以て軍の主力こと爲すに至りしより、車戰制度は根本より破壞せられ且つ戰爭の規模增大するに共に兵員の增加を必要とし募兵制度を採るに至れり、殊に秦は頗る兵制に重きを置き軍功を重んじ、漢又秦制を襲用せしも、其後兵農は漸次分離して崇文鄙武の傾向を生ぜり、但し唐は周の兵制を模倣して軍政頗る整備せしも、藩鎭跋扈して唐末五代の一大禍亂を釀成せしより、宋は崇文鄙武の策を採りて、文官をして武官を統率せしめ兵種著しく劣惡となれり、蓋し軍律嚴格なれば兵の逃亡する者多く、防禦の爲め梁の太祖の如きは兵の面部に記號を剌墨せしより、兵の逃亡せし者は鄕黨に歸るを得ず、盜匪に變ぜりと傳へらる、宋代又此の剌墨の法を適用せり、而して元に至りては其兵制成吉思汗の時制定し帖木兒之を完制せるものなるも、蒙古人の兵制にして支那の陸軍と關する所薄く、明は地方郡縣に衞所を創設し五軍都督府（二）註をして之を統率せしめ、太祖の時其兵數九十九萬餘人と稱せられ軍民分治を原則とせしか、其後漸次潰頹し兵制は僅かに空名を存せしに過ぎざりき、而して清代兵備には陸軍及海軍の二あり、陸軍は之を舊式陸軍及新式陸軍の二と爲し得べし、蓋し舊式陸軍とは清朝國初以來の八旗綠營其他清末軍制改革前の所謂舊式軍を稱せり、卽ち八旗は其初め天子の親兵にして太祖の時滿洲兵を八旗に分てるに始まり

八旗
綠旗
鄉勇
旗兵
番兵

其後蒙古を降すに及びて蒙古八旗、漢軍八旗を編成し、京師の護衛或は地方の駐防に任じ每旗都統及副都統ありて之を統轄せり、而して綠旗は明の滅亡後漢人を編成して各省及邊疆に駐屯せしめて外侮を折衝し內亂を鎭撫する常備兵たりしものにて、提督、總兵ありて之を指揮し、更に別に鄉勇、旗兵、番兵ありき、鄉勇は卽ち支那本部に設けられたる一種の義勇兵にして敎匪其他髮賊討平の爲め設けられ、旗兵と蒙古部落に於ける一種の民兵を稱し、內蒙四十九旗、外蒙八十六旗、靑海二十九旗に分ち、番兵は西藏の土民より組織され西藏を警備せし一種の備兵にして、其組織訓練等全く舊套を脫せざりしも、光緖十年（一八八四年）淸佛戰爭の結果、兵制の改革を痛感し、當時の直隸總督李鴻章先づ自ら獨逸人を招聘して麾下軍隊の敎練を委囑せり、蓋し淸朝軍制改革の端緖を爲すものにして、其後日淸戰役及拳匪の亂は有識者をして益々新式軍隊の必要を感ぜしむるに至り、當時の直隸總督袁世凱は模範を我邦陸軍の制に採り、直隸に五個師團を建設して新軍發展の機を促がし、湖廣總督張之洞又文明諸國に於ける兵制採用を以て國家防衛の必道なりとし、光緖三十年に至りては遂に陸軍營制餉章を發布して全國新軍編成の基礎を確立せしが、尋ゐで光緖三十三年一月には綠營其他鄉勇、練軍等一切の舊式陸軍を巡防隊に改編して地方の警備に當らしめ、更に同年八月には五箇年間を以て全國三十六箇師團設置の計畫を樹立すると共に、九月上諭を以て各省駐防八旗の撤廢を決する等銳意新式軍隊の編成に着手するに至れり、斯くて宣統三年に於ける全國の新軍は禁衛軍二協の外、十二鎭、十五協、四標、一營に達せるを見たりしも、第一革命に際し軍事改革の大業は根底より覆滅破壞せられたり、今淸朝兵制の沿革及舊式軍隊に就き其概要を述ふれば次の如し

清末兵制改革

車戰制度

註一、車戰制度

周の王畿は方千里にて山川邱宅を除き六十四萬井田を得たり、六十四井を以て一甸とし一萬甸ありき、而して方里を井（八家）、四井を邑（三十二家）、四邑を丘（百二十八家）、四丘を甸（五百十二家）とし、丘より戎馬一匹、牛三頭を、甸より兵車一乘、戎馬四匹、牛十二頭、甲兵三人、步兵七十二人、人夫二十五人、合計百人を徵集せり、每甸兵車一乘を出せしか故に一萬甸にて兵車萬乘となり天子は萬乘の君となりしものとす、

五軍都督府及衛所

明の兵制は唐の府兵の遺意にして、京師に諸衛（二十六衛ありき）及五軍都督府ありき、諸衛は天子の親軍にして之を上直衛と云ひ、五軍都督府は地方の都司、（大概各省に一あり都指揮使を長官として衛、所を統督せり）、衛（五千六百人を衛とし指揮使を長官とす）、所（百十二人を百戶所とし百戶を長とす、又千百二十人を千戶所とし千戶を長とせり、百戶の下には總旗二人、小旗十人ありき）を分轄せり、而して衛指揮使以下の官は世襲の者多く其軍亦父子相繼げり、平時衛所の兵は屯田に從事せり、但し其後（憲宗孝宗武宗世宗の時）營制屢々更まりて兵威振はず、且つ五軍都督府の勢力衰微すると共に衛所の兵は耗散し流賊蜂起して明室遂に滅亡せり、

舊式陸軍

軍隊の種類

第一款　舊式陸軍

淸代の軍隊は支那本部、東三省、蒙古、新疆、地藏の五行政區劃により夫々其編制を異にせるも、支那本部に在りては八旗、綠營、勇營、練軍、新軍及巡防隊の六種ありき、蓋し新軍及巡防隊は卽ち新式陸軍に屬し、其餘は舊式陸軍に屬せり、而して此等淸朝從來よりの舊式陸軍は、經制兵及非經制兵の二に分ち得べく、八旗、綠營は卽ち前者に屬し、定額ありしか故に額兵とも稱せり、又勇營及練軍は後者に屬し、定額なきものを稱せり、

經制兵
八旗經制兵

第一項　經制兵

第一目　八旗經制兵

八旗は淸朝祖先創業の際從軍の兵を以て編成したるものにして、之か制度は太祖の時に始まる、初め四旗あり

八旗の沿革

滿洲八旗
蒙古八旗
漢八旗

禁旅八旗
駐防八旗

禁旅八旗の編成

族色に依り黃族、白族、紅族、藍族の四軍族に分ちしが、後更に八旗とし、前の四族を正黃、正白、正紅、正藍八旗左翼とし、後の四族を鑲黃、鑲白、鑲紅、鑲藍八旗右翼とし、爲せるものにして、當時滿蒙漢各軍の別なかりしも、蒙古の歸附する者多くして戶口增加せるが故に、蒙古八旗を編成して滿洲八旗と同族色を用ゐ、尋ぬで漢人にして滿朝に仕へ兵と爲りし者は、明朝滅亡後親戚鄕黨に嫌惡せられて鄕里に起臥すること困難なりしを以て、此等は永久滿洲族下に盡さんことを請ひ且つ功勞ありしかが故に、滿洲蒙古と同じく八旗を編成せしめ、斯くて八旗は滿、蒙、漢合計二十四族と成れるものにす、其兵數約二十八萬と稱されたり、其族籍に在る者は普通人民と區別し旗人と稱して世襲の兵たりしこと恰かも我邦舊時に於ける武士の如し、而して八族には禁旅八族及駐防八族あり、蓋し長白山下の一部より崛起せる淸朝が支那全土に其主權者たるを宣するや、禁旅八族卽ち重兵を以て國都を守備し、更に各省に駐防八族を布置せるものにして、禁旅八族は世祖の都を燕京に鄭むるや滿蒙漢各族兵の京師に入りし者約二十萬人、之を京城內に分置せるものなりとし、其東三省に殘留せるものは漸次各省に駐防せしめて地方の守備に任ぜり、所謂駐防八族なりとす、而して禁旅八族の編成は初め太祖の時兵士三百人を一牛彔とし、牛彔額眞一名之を統轄し、爾來此制を襲用せるものにて　其後五牛彔を以て一甲喇とし、甲喇額眞一人あり、更に五甲喇を一固山（滿洲語部の意なり）とし固山額眞一人を置き、各固山左右梅勒額眞を置けり、然るに其後固山額眞を除ける他の額眞を章京と改め梅勒章京、甲喇章京、牛彔章京等と稱せしが、後更に固山額眞を都統（各固山の長官にて中將級）、梅勒章京を副都統（少將級）、甲喇章京を參領（印務參領は大佐級、驍騎參領は中佐級、副驍騎參領は少佐級）、牛彔章京を佐領と改稱せり、卽ち佐領は牛彔に當り其管內の族丁三百人を原則とせり、但し後世禁旅佐領の數のみを增し其族丁數は約半數となれり、

八旗の左右兩翼

上三旗

下五旗

駐防八旗の編成

陵寢駐防

畿輔駐防

小九處

各地駐防八旗の目的

各省駐防官兵駐紮地

又八旗は左右兩翼あり、正色旗に屬するを左翼（京城內東部に位せり）とし、鑲色旗に屬するを右翼（京城內右翼に位せり）とせしが更に又鑲黃旗、正黃旗、鑲白旗を上三旗とし（親軍營は三上旗を以て之に充て侍衛處ありて之が事務を處理す、領侍衛內大臣、內大臣、散秩大臣等を置けり）、他の五旗を下五旗とし、此他內外二族に分ち、內旗は特に奉公に忠實なる者にして包衣（特に忠實に奉公するの意）と稱せり、

次に駐防八旗は畿輔、各省及陵寢駐防の三あり、陵寢駐防は各陵寢の守衛兵を稱し、畿輔駐防は其初め獨石口及張家口に滿洲八旗を駐防せしめしに始まり、其後漸增して駐防地二十五處を算し、其等の內、首都に近き寶抵采育、固安、東安、雄縣、霸州、良鄕、保定、滄州の九處は之を小九處と名け、小九處稽察大臣ありて駐防官兵を管轄し、密雲、昌平、順義、三河、玉田、古北口の六處は密雲副都統之を管轄せしが、其他山海關、冷口、永平、羅文峪、喜峯口、五處は山海關副都統、張家口、獨石口、千家店三處は張家口都統、熱河、哈喇河屯二處は熱河都統之を管轄し、各地駐防の官兵は嘉慶會典に據るに少なきは五十餘人より多きは二千餘人に及び、密雲縣く各地に互り、直隸、山西、甘肅、駐紮のものは承德、張家口、綏遠、寧夏、西寧等皆內地の北邊に駐紮し、一は內蒙古及賀蘭山額濟納、靑海の額魯特及土司を鎭壓し、一は漢族を鎭壓して蒙漢の交通を防ぎ其互市を監督するにありき、又奉天、吉林、黑龍江各省の駐防は一面蒙古を鎭壓すると共に、露國及韓國に對する防禦の目的を以て駐紮せしめ、外蒙古喀爾喀、科布多、新疆の駐防は蒙古及金山伊犁の額魯特蒙古を箝制すると共に、露國を防禦せしめ、其他の各省駐防軍は皆各首要の都會に在りて淸朝勃興の初め漢族鎭壓の爲め駐紮せしめしものにて彼等は皆家族を携帶し、要地を選びて漢族と城を異にし漢滿相雜廁するを許さざりき、斯くて各省駐防官兵の駐

將軍駐在地　紮地は、青州、德州（以上山東省）、綏遠城、古玉縣、太原城（以上山西省）、開封（河南省）、江寧府、京口（以上江蘇省）、福州府（福建省）、杭州府、乍浦（以上浙江省）、荆州府（湖北省）、西安府（陝西省）、寧夏府、凉州府、莊浪城（以上甘肅省）、成都府（四川省）、廣州府（廣東省）等に亘り、以上の内、綏遠城、江寧府、福州府、杭州府、荆州府、西安府、寧夏府、成都府、廣州府の九處は將軍駐在し、青州、京口、凉州、乍浦には副都統、德州、古玉縣、太原城、開封城、莊浪城には城守尉あり、更に福州、廣州には駐防水師營を置き、乍浦も亦初め水師營を置き、後陸營に改めたり、其駐防官兵多きは六千七百餘人、少なきは四一五百人に過ぎざりしが、西安、荆州、江寧、廣州、寧夏等の駐防官兵最も多く各省駐防官兵總數大約四萬五千人に達せり、但し嘉慶以後官兵の增減烈しく、光緒以後著しく其數を減ぜしが如し、光緒末年各省駐防八旗は禁旅八旗及畿輔駐防と共に營務額歷の結果練營を組織する所多く、洋槍隊兵、洋槍馬隊、備練馬隊、洋槍步兵等を編制し新式訓練を爲すに至れり。

副都統駐在地

駐防水師營

綠營經制兵　第二目　綠營經制兵

綠營は八旗と共に所謂經制兵又は額兵とも稱せられたり、明代の制を襲用し、其由來古く且つ重要なる地位を占めしものにして、漢人のみを以て組織せられ綠色旗を用るしか故に稱す、蓋し八旗の武力は其初め頗る卓越せるものにして崇文鄙武の風益々發達せり、而して綠營は京營とも稱せられ、步軍統領に隸屬せり、又在外綠營は總督、巡撫、提督（提鎭軍門）、總兵官（鎭台、總戎）、漕運總督等に分屬して、夫々督標（十五兵團ありき）、撫標（省城の守備隊）、提標（師團）、鎭標（旅團）、漕標と稱し、此他更に四川成都將軍に屬せるものありて軍標と名け、又河東、江南河道總督に屬せるを河標と稱せり（漕標、河標共に各地に守備隊を分置し衙及所と稱せり、守備隊長ありて河標に屬するを守禦、漕標に屬するを領運と云へり共に中尉級なりとす）、各標皆協及營に分ち其數大約五十萬と稱せられ、其他は漸次裁撤せられたりき。

在京綠營

在外綠營

綠營組織の原因

非經制兵

第二項　非經制兵

第一目　勇營

勇營は臨時召募の兵を稱す、蓋し支那本部の經制兵は其初め專ら八旗、綠營の二種たりしこと前述の如きも、太平積弱の結果其用を爲さざるに至り、戰時臨時勇兵を募るに至りしものにて、多くは一八五三年長髮亂に際し八旗綠兵皆其用を爲さざりしか故に勇兵を募りしものなりとし、當時禮部侍郎曾國藩鄉兵を招募して湘勇營及淮勇營を編成し討伐の功顯著なりしと稱せらる、蓋し勇營の起源にして、當時各省の官兵相繼ぐで潰滅せしか故に紳民等各地自衛團卽ち鄉團を組織せるものにて、湖南の湘勇、安徽の淮勇等皆此等の鄉團を改組して勇營を編成せるものなりとす、其數一時約十萬と稱せられ步兵（一營を五哨に分ち各哨一百人と爲せり、或は又　族を三哨に分ち各哨一百人とせり）、騎兵（一營二百五十人之を五哨に分て）、水師（一營三百八十人舢板船八隻を用ふ）の三隊ありしが、其必要なきに至るや隨時解散せられしか故に、此等は往々土匪等に投入する者少なからざりしより、清朝末年に至りては此の弊に鑑み多く召募せず、殊に日清役後勇兵も亦用ゆべからざるに至り、新式陸軍興すと共に舊有の勇兵は之を巡防隊に編入せるもの多かりき。

勇營の起源

第二目　練軍

練軍は八旗及綠營中の精兵を選びて特に訓練せるものを稱し、多くは綠營兵を以て組織せり、之れ八旗兵を以

練軍

八旗練軍

新式陸軍
沿革
自強軍
練兵處
警制餉章
兵役及軍の編成
督練公所
募兵
巡防隊

て組織せる練軍は特に八旗練軍と稱せられし所以なりとす、其數最も少なく約二萬と稱せられしも、清末多くは巡防隊或は新軍に改編せられたり。

第二款　新式陸軍

新軍は卽ち清末の編制に係る、光緒二十一年兩江總督張之洞氏が志願兵を募りて自强軍を編成せしに始まり、爾來全國に普及せるものにて、光緒二十六年拳匪の亂後盛大に赴き、亂後南京には劉坤一の自强軍あり、武昌には張之洞の常備軍あり、其他直隸、山東等又新設陸軍ありしも、此等各軍の編成訓練は共通なる系統組織なかりしが故に、光緒二十九年袁世凱、張之洞等練兵所を設立して全國陸軍を統一せんことを請ひ、練兵處を創設して督辦之を綜管し、東三省及駐防旗軍は將軍之を兼ね、其他各省は督撫に於て之を兼任し、其下に兵備、參謀及教練の三處あり、總辦各一人を置きて處務を掌理せしめしか、其後光緒三十年八月練兵處議定の奏定陸軍營制餉章を公布し之れに基き新軍を編成せるものなりとす、而して營制餉章は清末陸軍の基礎を爲せるものにして、該章程に據るに兵役は之を常備、豫備、後備に分ち、軍の編制は軍、鎭、協、標、營、隊、排、棚の別あり、步、馬、礮、工程、輜重の各隊營及軍樂隊あり、各省には督練公所を設けて新軍の訓練に關する一切の行政事務を掌理するものとし、兵士の募集は各省督撫に於て各府各州縣の人口、面積、遠近、交通の難易等を酌量して檢查期日を定め、派出官ありて府縣官と共に一定の資格により撰拔募集することとせるものにて、年齡二十歲以上二十五歲以下の者にして鴉片を吃せず身體强健なる良民を募集せんとし、且つ入營後は三箇月後より給料の幾分を割きて六箇月毎に留守宅に分給せしめ、操練優秀なる者は三十畝の稅を免すべき旨規定せり、又巡防隊は光緒三十二年巡防隊

巡防隊新章
專司訓練大臣
將校及下士卒の官職階級
禁衛軍

新章に基き各省舊有の綠營、勇營及練軍を改編せる軍隊にして、防營とも稱せられ、專ら巡警防備の目的に出でたるものにて、之が編制換は凡て各省督撫の責任とし、步騎の二種とせり、各省其情形に應じて若干部隊に分ち前、後、左、右、中等の名稱を附し各隊に統領官を置きて督撫に直隸せしめたりしが故に、新軍完成後漸次裁撤せられたるものありき、

又禁衛軍ありき、光緒三十四年十二月の上諭に基き編成せらる、宮城警備の任に當れるものにして、監國攝政王の統轄に屬し、專司訓練大臣を置きて訓練を掌らしむると共に、兵士は各旗營兵中精壯なる者を選拔練訓せしも、宣統二年八月步兵第四標の編成に際し、特に山東、直隸二省に徵兵制度を施行して漢人中より選拔し、服役年限二年、漸次他省に推廣せんとせり、

備考　陸軍營制餉章に據るに將校及下士卒の官職階級次の如し

官職

正都統(大將)　總統官(軍司令官に當る)等
副都統(中將)　統制官(師團長に當る)等
協都統(少將)　統領官(旅團長)、總參謀官(軍參謀長)等
正參領(大佐)　統帶官(聯隊長)、正參謀官(師團參謀長)、總軍械官(軍砲兵部長)、護軍官(軍高級副官)等
副參領(中佐)　教練官、一等參謀官(軍參謀)、正軍械官(師團砲兵部長)、中軍官(師團高級副官)
協參領(少佐)　管帶官(大隊長)、二等參謀官(軍參謀又は師團參謀)、副軍械參軍官(旅團參謀)
正軍校(大尉)　隊官(中隊長)、督隊官(大隊附)、三等參謀官
副軍校(中尉)　排長(少隊長)、掌旗官、旗手)
協軍校(少尉)　司務長(特務曹長)等

水師	正　目(軍　曹)　棚長(分隊長)
內河水師	副　目(伍　長)
外海水師	正　兵(一等卒)
駐防水師營	副　兵(二等卒)
綠營水師營	
陸軍小學堂	
陸軍中學堂	
陸軍兵官學堂	

以上陸營の外水師あり、內河及外海二水師に分ち、前者は江河沿岸地方の警備に任ずるものにして、江南の京口協、太湖協、狼山鎭標中營、劉河營等江蘇浙江廣東三省に於て米鹽遭運の保護、瀕河沿岸賊徒の討伐に從事し外海水師は沿海地方の守備に任ぜり、其八旗官兵を以て組織せるものは駐防水師營と稱し、綠營官兵を以て編成せるものは之を綠營水師營と稱せり、

猶ほ清末新軍編成に必要なる將校其他の養成には陸軍學堂ありて、正則、變則の二種ありき、正則陸軍學堂は陸軍小學堂、陸軍中學堂、陸軍兵官學堂、陸軍大學堂の四種を稱し。變則のものとしては速成陸軍學堂及速成師範學堂の二ありて新軍編成の急に應ぜんか爲め將校の速成を目的とし、此他更に特科將校に對する專門教育機關として步騎砲兵專門學堂及武備學習の爲め講武學堂、下士養成の爲め學兵營ありき、而して陸軍學堂辨法は光緒三十年練兵處（練兵處に關しては第三章清の地方制度第三節東三省制度參照）の制定せるものにして、同辨法に據るに、

陸軍小學堂　其修業年限三年、卒業者は陸軍中學堂に入學せしめしものにして、將校養成の爲め年齡十五歲以上十八歲以下の良家子弟にして學術試驗（高等小學卒業程度）及體格試驗に合格せる者を收容し、專ら普通學を教授し傍ら軍事思想を注入するを目的とし、光緒三十一年一月之が章程を公布せり、各省必らず一校を設くるの外、各地八旗駐防も又一所を設置するの規定にして、各省多くは舊設の武備學堂其他を改めて陸軍小學堂とせり

陸軍中學堂　陸軍小學堂卒業生を收容し高等普通學及軍事學の初步を教授せるものにして、中央幼年學校に相當り、修業年限二個年とす、直隸、陝西、湖北、江蘇の四箇所に設立するの豫定なりしも、光緒三十一年九月更に廣東に一箇所を設けたり、卒業生は陸軍入伍生卽ち士官候補生となり各隊に配付して下士卒の勤務に服せしめたり、

陸軍兵官學堂　陸軍中學堂卒業生にして陸軍入伍生となり、隊附四箇月を經たる者を收容し、修業年限一箇年なりとす、

陸軍大學堂	士官學校に相當り、京師及南京に設立せり、
速成學堂	陸軍大學堂　中隊長以下隊附勤務二箇年を經過せる將校中優等者を選拔收容せるものにして、修業年限二箇年とし、高等兵學を教授し以て參謀及要職武官たるに必要なる技能の養成を目的とせり、
講武學堂	速成學堂　將校の正則養成は長日月を要し刻下の急を救ふ能はず、之を補はんか爲め設立せられたるものにして、保定舊設の直隸速成學堂を廢して其跡に設けられたり、年齡十八歲以上二十五歲以下の者にして、各省に於て學術體格試驗に合格選拔せられ陸軍部にて再試驗を行ひたる上、其合格者を收容するの規定たりしものにて、修業年限二年半、各省夫々定員ありて總計一千百四十名を收容定員とせり、
軍官學堂	講武學堂　修業年限一個年、各師團附屬の將校を交代入學せしめ、武備を講ぜしむるを目的とせるものにて、各省一箇所を設立し且つ二級制（上級は隊長以上副將迄を收容す、下級は營佐より排長迄を入學せしめたり）となすの規定なりしも、北洋（天津の北方韓家樹）に一個所一級制の學堂を設立せる外、各省設くるものあらざりしか如し、而して學兵營は此等講武學堂入學の將校をして訓練演習の用に供せしむるか爲め該學堂に附設せるものにて、各師團より精練なる步兵、騎兵、工兵を選拔して步隊三營、馬隊及工隊一—二營を編成せり、此等は歸隊後下士として使用されたり、蓋し支那に於ける陸軍將校は時勢の進運に遲れたる者多く、國內の擾亂に乘じて破格の地位を得たる者少なからざるか故に、豫備將校は無給無職にして國家の患を爲すは勿論、其現役將校にありても能力一般に不足にして補足匡正するの必要ありとし本學堂を設立せるものなりとす、
測繪學堂	軍官學堂　光緒三十二年保定參謀學校を改設せるものにて、各師團管下の學堂學生中優秀なる者を選拔收容し、高等の學術及兵學の蘊奧を究め以て將帥參謀たるべき人材の養成を目的とせり、速成、深造の二科あり、速成科は修學年限一箇年多くは中等官中より採り、深造科は三年卒業とし下等官中より選拔收容せり、又測量技師の養成には京師に測繪學堂あり光緒三十一年の創設に係り、修業年限二箇年なりしも學術不充分なりしか故に、我邦より教師を招聘し豫備科一箇年半、普通學を教授したる後本科に入學せしめ、二箇年間實地研究の上卒業せしめ、軍諸府（參謀本部）に在りて土地測量繪圖に從事せしむることゝせり、而して軍醫の養成には光緒三十一年天津に軍醫學堂を設立し、獸醫は馬醫學堂あり、此他軍需官及軍械官の養成には經理學堂及軍械學堂あり、軍醫馬醫兩學堂と共に光緒三十一年袁世凱氏の上奏に依り設立され、更に天津西沽には光緒三十年八月憲兵學堂を設立せり、同じく袁世凱氏の設立せしものにて修業年限一箇年なりき、猶ほ貴
軍醫學堂	
馬醫學堂	
經理及軍械學堂	

憲兵學堂
貴胄學堂

胄學堂ありき、王侯貴族の子弟を收容せること我が學習院に異ならざるも、專ら軍事に關する課程を主とせり、蓋し新軍政の制定に當り一般人民をして軍事の忽かせにすべからざるを知らしむるには先づ貴族より之が模範を示さゞるべからずとし、光緒三十一年九月練兵處總理慶親王等上奏裁可を經て設立せるものなりとす、修業年限五個年卒業後各師團に入りて實地見習を爲さしめたりき、

第三款　徵兵制度

徵兵制度

清代兵役の義務を負ひしは旗籍に屬する者に限り、一般人民は法律上何等兵役の義務を負はず、總て募兵制度に據りしものにして、綠營、練軍及勇兵等皆然りとし、本人の志願に任せ敢て之を强制するを得ざりき、蓋し募兵主義は支那歷代よりの通制にして、清末國民皆兵主義を以て徵兵制度たらしめんとし、光緒三十四年八月憲政編査館の憲法綱要を奏定するや納稅と共に兵役の義務を明言し、他日全國民に課するに兵役義務を以てせんと爲せしも、此等の改革は先つ國民が兵役を以て國家自衛の目的を達すべき必要の義務たるを認識すると共に、更に戶籍法の完備を期せざる限り空論たるに過ぎずして固より實施する能はず、加ふるに革命後擾亂絕へずして兵制益紊亂し、兵役を賤業視する崇文鄙武の風愈甚しきに至れり、

徵兵制度實施の困難

八旗の徵集
佐領
丁冊

而して法律上兵役の義務を負ひし八族の徵集は、滿蒙漢軍の何れたるを問はず皆八族壯丁中より徵集して佐領（註一）に編成し、百五十人を以て一佐領とし佐領之を管領せり、而して之が徵集は八族壯丁の名簿たる八族丁冊に據れる男子十六歲以上又は十六歲未滿なるも身長五尺に達せる者及年齡身長共に定限に達せざるも既に錢糧を食める者は凡て丁冊に編入し（年齡六十一歲に達せざる者及旗籍を銷除せられたる者は之を丁冊より除けり）、在京丁冊及駐防丁冊の二種ありき、各佐領に於て之を編成し該丁冊に照して各佐領より定額を徵するの定めなりとす、但し旗人は皆兵役の義務を負へることゝ前述の如きも、其實際に至りては兵丁の子孫を採用するを主とし、更に養育兵（註二）と稱する者あり豫め養育兵として養成し置き、兵の缺員を生ずる毎に此等養育兵中より挑補するを普通とせり、

養育兵

次に旗兵を除ける其他の兵丁は凡て募兵に依れること前述の如くにして、綠營兵には所謂先儘餘丁の法ありき先儘餘丁とは兵を一般より募集せず、兵丁の子弟、朋友、親戚中より志願者を募り以て兵員の補缺に備ふるの法にして、宛かも八族に於ける養育兵に類し、年齡十六歲に達せば初めて冊籍に加へ其姓名年貌を記して兵部に送るものとし、若し先儘餘丁を補充して尙ほ不足ある時は初めて國民一般より募兵補充せり、蓋し先儘餘丁の法たるや特に理由の存せしに非ず、其兵丁の家に生れ又は之に親近せる者は自ら其常習を覺りて訓練を爲すに易しと思意せるが故にして、此等募兵に應する者は其給料甚だ少なきか故に老衰羸弱者の自活し得ざる者のみ多く、偶々少壯者の應募する者あるも傍ら商工業に從事する者ありて固より精兵を集むる能はず、綠營頹廢の原因たるに至れり、

募兵先儘餘丁の法

綠營頹廢の原因

此他練軍兵は綠營兵の精壯なる者を募りて之に充てたること曩既に記述せるが如くにして、特に之を述ぶるの要なきも、勇兵は湘勇、淮勇等皆各省の志願兵を募集し、同一地方の應募兵を以て軍隊を組織せるものなりとし曾國藩が湘勇を募りて粵匪を平け、李鴻章が淮勇を集めて捻匪を平定せしより世上其勇を稱するに至りしものにて、揚子江沿岸にては湘勇其軍功を立てしが故に、南人永く湘軍を賞揚し、淮勇は黃河沿岸の地に功を立てしを以て北人永く淮軍の勇を貴べるものなりとす、而して此等勇兵を募集するには强力、樸實なる壯者にして技藝に熟せる者を採用せんとし、保結（保證人を稱す、親戚朋友を以て之に充つるも、又互保と稱し他の勇を以て保證人たらしむることありき）を立てゝ貫籍、父母、兄弟、妻子の

練軍兵
勇兵
湘勇
淮勇

舊式軍兵の募集

姓名並に箕斗（運命を支配する星の名）を記して呈出せしめたり。

以上は卽ち舊式軍兵の募集方法なるも、新式軍兵の募集は軍制の改革と共に大に改善せらるる所あり、卽ち豫め徴兵局を設けて長官、副官を任命し、徴募の區域を定めて（地區には何等の制限なく自由に適當の地を擇べり但し其實際に至りては各省皆新軍を編成せしが故に皆省内にて募集せり）長官以下親しく出張して地方官と會同の上、徴兵章程（光緒三十年八月練兵處の奏定せる陸軍營制餉章中の募兵制略に基き各省臨時に募兵章程を規定せり）に照して壯丁を檢査し其合格選に當れる者を各省督練公所に送り入營せしめしものにて、徴兵局は之を督練公所内に設け、徴兵正官ありて徴募兵を編入すべき營の營官を以て之に任じ、副官（隊長、排長を以て任ず）其他を率ひて召募地に赴き志願者を募集すその規定にして、其地の地方官（知縣）は徴兵局告示を管下に配付し或は諭告を發して募集に應ぜしめ、且つ徴兵官が體格檢査を爲すに對し知縣は戸籍檢査の責を負ふものとせり。

民國の徴兵

暫行陸軍募集條例草案

民國に至り袁氏大總統と爲るや、軍政改革の一着手として徴兵令を制定せんとし、民國四年調査規則を公布し戸籍法の整備を期すると共に暫行陸軍募集條例草案を制定し、五年一月より徴兵を實施せんとして準備する所ありしも、袁氏の逝去と共に諸計畫悉く水泡に歸し終れり。但し地方に在りては徴兵制を採用せんとせし所ありしが如きも失敗に歸し、今や專ら傭兵法に依るも其方法地方により一定せず雜粗を極む、從て常備軍、續備軍、後備軍の如き固より具文たるに止まり、唯だ僅かに山西省に於て其形骸を存すと稱せらる。

佐領

註一、佐領　佐領には世管、公中合管、互管、滋生の別ありき、世管佐領は佐領を管する佐領の世襲なるを稱し、更に二に細別せり、卽ち清初功臣の帶來せる者を以て組織せる佐領、又は動功により戸口を賜へる者を以て組織せる佐領は之を勳舊佐領と稱し功臣の子孫之を世管し、又佐領を編して功勞ありしも、或は數世佐領を承管して勞績ありし者に對し國家が世管を命せし佐領は之を優異佐領と稱せり、又公中佐領は八旗の都統又は大臣が國家の選に應して佐領を管するものを稱し、合管佐領は兄弟又は同族相共に組織せる佐領にして、互管佐領は初め佐領を編せる者其子孫あるに拘はらず兄弟其他伯叔等の子孫又は遠族の者に其佐領を分與し各一分を管領するを稱すしも、滋生佐領は戸口の增加により新たに編別せる佐領を稱するものにして、若し其丁數一佐領を編するに足らざる時は半分佐領と謂へり。

養育兵

註二、養育兵　兵丁の子孫にして養育兵たるを欲する者及政府の選擇せる者を幼時より兵として養育するものにして、普通十歲以上の幼丁を採用するも、不足ある時は九歲未滿の所謂餘丁を以て養育兵に充當することありき、而して此の養育兵には養育料を支給する有米養育兵及養育料の支給なき無米養育兵の二種ありて、旗兵は先づ無米養育兵と爲り、此の中より挑補せられて有米養育兵となり、次で旗兵と爲り得るものとせり。

第四款　東三省其他の軍制

東三省其他の軍制

東三省の軍制

以上を以て清代支那本部に於ける軍隊の編制を概說せり、而して東三省に在りては清末幾多の變遷ありて既に廢絕せるものありしも、駐防八旗、綠營、練軍、新軍、水師等ありて各地の守備に任せしこと支那本部に異ならず。

蒙古の軍制

又蒙古に在りては駐防八旗の外、各部落に於ける壯丁を以て編成し、部落の長をして管理せしめたるもの、及其他の游牧民を以てせるものとの三種あり、更に新疆省にては其地久しく邊外の地たりしが故に、其一省を新設するに至りし後も、軍隊の編成は他省と大に異なるものあり、駐防八旗、綠營兵、防勇（同治騷亂後八旗綠兵の不足を補はんが爲め支那本部にて募集せる勇營を新疆省に派遣して該地方の防備に任ぜしものを謂ふ）の外、回子並に游牧民を以て編成せる二軍隊ありき、回軍は卽ち回部二族と稱せられ、哈密、吐魯番の回子を以て編制せること蒙古部落に於ける軍の編制に相似たり、又游牧民軍は伊犁部落、及塔爾巴哈台部落に於ける游牧民を以て編制せる八旗にして、前者は伊犁將軍、後者は塔爾巴哈台參贊大臣之を管轄せり。

新疆省の軍制

回軍

游牧民軍

地藏の軍制

此他地藏に於ては土蕃を以て編成せる番兵及四川省綠營中より派遣せる綠營官兵卽ち換防營ありて前藏の拉薩後藏の扎什倫布並に定日江孜に駐紮せり。

民國の軍制

第二節　民國の軍制

日清戰後支那の採用せし新式軍制は初め獨逸式軍制を採りしも、其後我邦の軍制に倣ひしものにして、民國に至りては軍政に關する諸般の規則發布せられたり、卽ち中央機關こしては陸軍部、參謀本部、將軍府あり、地方機關こしては督辦公署、邊防督辦公署（巡閱使或は西北邊防督辦、東北邊防督辦等と稱せらるれしものを稱し、時の勢力により適宜に名を附せり）、都統府、鎭守使署、護軍使署、京畿警衛司令部等ありき（此等に就きては中央行政制度及地方制度參照）、然れども軍の根本制度に關しては殆んど變更せられず、清代の舊に從へるものにして、之に多少の改編を加へ、或は隊の稱呼を異にせるに過ぎず、卽ち軍の編制は清末練兵處所定の營制に依るものこし、民國元年十二月師團以下中隊に至る迄の編制を定めしが、師（師團）、旅（旅團）、團（聯隊）、營（大隊）、連（中隊）、排（小隊）、棚（分隊）に分れ、更に舊式軍は全く其跡を絕ちしも、然かも練軍其他を改編せる巡防警備の各隊各省に殘存す、但し巡防隊、警備隊に對しては民國五年八月大總統整頓陸防軍隊令を公布して各省々長の管轄に歸屬せしめ、督軍所管の陸軍と全く分別せしこと本書第八章民國の地方行政制度第二節第二款省長の權限中に於て記述せるか如し。

軍の編制

整頓陸防軍隊令

師　旅　團　營　連　排

斯くて支那現時の軍編制は師卽ち師團は步兵二旅（別に機關槍隊を附屬す）、騎砲兵各一團、工、輜重兵各一營より成り、更に一旅は步兵二團、一團は騎兵四連、步砲兵各三營。一營は步兵四連、砲騎兵各三連。一連は騎兵四排、步、砲、工、輜兵各三排を以て編成し、且つ步兵團附屬の機關槍隊は每團一連乃至一連三排より成る、但し現時中央政權萎靡の結果、軍の編成は各省區々にして何等の統制なきも。各隊編成兵數（指揮官を含む）畧ぼ次の如し

各隊編成兵數

		兵數	總數概計
步兵(Infantry.)			一八人
棚	(Squad.中士一、下士一、兵十二)	一四人	五五
排	(Section.三棚)	四二	一六五
連	(Company.三排)	一二六	六五九
營	(Battalion.四連)	五〇四	一、九七七
團	(Regiment.三營)	一、五一二	三、九五四
旅	(Brigade.二團)	三、〇二四	
騎兵(Cavalry)			
棚	(Squad.中士一、下士一、兵一二)	一四	二三
排	(Section.二棚)	二八	四五
連	(Troop.二排)	五六	九一
營	(Squadron.四連)	二二四	三六三
團	(Regiment.三營)	六七二	一、〇八九
砲兵(Artillery)			
野砲(Field Guns)			
一棚(中士一、下士一、兵一二)		一四	二一
一排(三棚)		四二	六三
連	(Battery.三排、六砲)	一二六	一八九
營	(Battalion.三連、一八砲)	三七八	五六八
團	(Regiment.三營、五四砲)	一、一三四	一、七〇四
山砲(Mountain Guns)			
棚	(Squad.中士一、下士一、兵一二)	一四	二二

排	(Section.三棚)	四二	六六
連	(Battery.三排、六砲)	一二八	一九七
營	(Battalion.三連、一八砲)	三七八	五九二
團	(Regiment.三營、五四砲)	一、一三四	一、七七六
工兵(Engineers)			
棚	(Squad.中士一、下士一、兵一二)	一四	二五
排	(Section.三棚)	四二	七四
連	(Company.三排)	一二六	二五一
營	(Battalion.三連)	五〇四	六六七
輜重兵(Transport)			
棚	(Squad.中士一、下士一、兵一二)	一四	二八
排	(Section.三棚)	四二	八四
連	(Company.三排)	一二六	二五一
營	(Battalion.三連)	五〇四	七五二
軍樂隊(Band)		四四	五一
機關槍隊(Machine Gun Company)			

步兵或は騎兵團に對し每團四乃至六砲を附屬せしめ、時に機關槍隊一營を組織することあり。但し此は規定上に現はれたる概數にして其實際に至りては多くも七—八千名を有するを常とし、時に五—六千名に過ぎざることあり、蓋し各軍隊所要の經費は中央政府所定の規定あるも、其實各省督軍は其駐紮地方より隨時軍費を徵收するの現狀に在りて、彼等は一面誇大の喧傳により多額の軍費を要徵すると共に、其實私腹を肥すこと少なからずし

て其差額を私するを常こし。徒らに師旅隊數の多きを誇張するのみなりこす、猶ほ支那の軍隊は平戰兩時に於ける編制上の差別なく、平時兵力を以て出征するを常こし、戰場に於ける損耗の補塡及武力增大の目的こしては補充旅、補充團を編成するを通例こす、但し兵器を有せざる者少なからず、又混成旅こ稱するは步兵二團、騎兵一營、砲兵一營其他工兵輜重兵より成るも、輜重兵は一般に名のみにして何等輸送材料を有せず、戰時輸送は主こして地方輸送材料及强制徵發卽ち拉夫に依るものこす。

平戰兩時に於ける軍の編成

混成旅

斯くて一師の兵數は步兵二旅（一、九〇八人）、騎兵一團（一、〇八九人）、砲兵一團（一、七〇四人）、工兵一營（六六七人）、輜重兵一營（七五二人）、合計一二、一二〇人に達す。

一師の兵數

而して軍人の階級は民國元年八月十九日陸軍官佐士兵等級表を公布して軍官、軍佐、軍士及兵卒に分ち、軍官は我邦の將校にして三等九級制を採用す、卽ち上等を將官こ云ひ、中等を校官、初等を尉官こ云ひ、每等上中少三級に分つ、又軍佐は同等官を稱し、上等第一級を設けず、故に將官同等官は二級に分ち、校官、尉官、同等官は各三級に分てり、而して軍士は上、中、下士の三級に分ち、兵卒は上等。一等、及二等兵に分別するこ雖ほ我邦こ大差なきも、其進級は我邦に於けるか如く然かく嚴重なる階級昇進あるに非ず、其規程に至りては陸海軍軍職任用暫行規則（民國四年十二月二十四日呈准）、陸軍官佐補官令施行細則（民國三年九月二十一日教令第百三十一號）、陸軍軍職卒時補充規則（民國九年四月二十二日陸軍部呈准修正）等公布せられしも固より實行せらるべくもあらず、商人或は土匪頭目其他無職の徒にして風雲に乘じ或は金權を利用して一躍旅長、師長等の地位を得、所謂草澤の英雄こして其武勳を誇るに至るこ世人周知の事に屬す、參考の爲め將校及下士卒階級を我邦の名稱こ對比せば次の如し、

軍人の階級

陸軍官佐士兵等級表

日本		支那
大將		上將
中將	將官	中將
少將		少將
大佐		上校
中佐	佐官	中校
少佐		少校
大尉		上尉
中尉	尉官	中尉
少尉		少尉
特務曹長		司務長（准尉官）
曹長	准士官	上士
軍曹		中士
伍長		下士
上等兵		上等兵
一等卒	卒	一等兵
二等卒		二等兵
		同等官
軍醫、藥劑、獸醫		軍需、經理）
軍醫總監	將官同官等	軍需總監
軍醫監		軍需官
一等軍醫正		將官同官等
一等司藥正		

將校及下士卒階級こ我邦名ここの對比

軍服襟章

一等軍需正
二等軍需正　校官同官等
三等軍需正

一等軍需
二等軍需　尉官同官等
三等軍需

軍需上工士
縫工上士
靴工上士
軍需中工士
縫工中士
靴工中士　経理軍士
軍需下工士
縫工下士
靴工下士

看護上士
看護中士　衛生軍士
看護下士

此他軍樂隊には軍樂長（少尉同等官）、副軍樂長（准尉官）、軍樂上士、軍樂中士、軍樂下士（以上軍樂軍士）、軍樂兵ありとす。

又軍服の襟章は本科は支那國族の色に依り順序を定む、卽ち赤（歩）、黄（騎）、藍（砲）、白（工）、黒（輜重）、にして、

一等軍醫正
二等軍醫正　校官同官等
二等司藥正
二等獸醫正
三等軍醫正
三等司藥正
三等獸醫正

一等軍醫
一等司藥
一等獸醫
二等軍醫　尉官同官等
二等司藥
二等獸醫
三等軍醫
三等司藥
三等獸醫

上等縫工士
上等靴工士
一等縫工士
一等靴工士　経理兵
二等縫工士
二等靴工士

上等看護兵
一等看護兵　衛生兵
二等看護兵

肩章

憲兵は桃色を用ゐ、其他の各部は臨時適宜に之を定む（軍需深赤、軍醫綠、軍樂隊黄褐色、等）、此他將官は金色を用ゐ、參謀は襟に竹を交叉せるものを附す、符節を合するの意にして、本邦の如く飾結を用ゐず、又帽に赤色の針巻を附す。

又肩章は本邦の制に類するも、將校は臺を銀色とし、下士以下は赤絨にして黒縁を附し、從卒は下士の肩章を附す。

支那空軍

猶ほ支那空軍の勢力は民國十四年八月現在に於て中央直轄のもの二五台、奉天軍所屬一四六台、國民軍（馮玉祥軍）二〇台、廣東軍一四台、雲南軍一四台、浙江軍一五台、山西軍三台、總計二三七台を算せしも（東亞同文會發行新編支那年鑑三七一頁參照）破損使用に堪へざるもの多く、中央直轄に屬するものの如き約三分の二は飛行に堪へず、又奉天軍所屬の飛行機も使用し得るもの約百台と稱せられたり。

蒙古の軍政

次に蒙古の軍政は其開放地に在りては支那軍隊を配置して省長又は都統之を管轄し、殊に都統は特別行政區に在りて軍民兩政の長官たるが故に、其軍政に關する職權は畧ほ各省督軍に異ならず、而して蒙古各族は初め滿漢八族に擬して軍政的に編成せられ、人民は男子十八歳より終身軍役の義務を有し全土皆兵主義を採りしも、星霜の推移と共に、舊軍政組織に於ける職員の所管事務は變して地方官事務となり、唯だ馬賊の横行に備へんか爲め新式訓練を施せる少數軍隊ありて王府及族境を護るに過ぎず。

支那現時の兵數並に軍費

支那の兵數

支那軍兵の確數を得られざる所以

第三節　支那現時の兵數並に軍費

現時支那全國に於ける兵數幾何に達すべきやに關しては、或は百萬と稱し、二百萬、三百萬と號する等其說く所甚だしき相違あり、蓋し支那の陸軍は前淸光緒三十二年三十六師團編成の計畫成り、當時各省總督私兵の觀ありし軍隊の統一半ば行はれしも革命亂後再び混亂に歸し、今や軍隊は各軍閥の私兵にして事實上中華民國の軍隊にあらず、有力者の成敗により其增減常ならず、殊に最近支那援亂不斷の現狀に在りては各軍閥は常に軍隊の養成に吸々とし、殊に地盤の擴張、勢力保持の要は軍閥の大なるに伴ひ益々强大なる軍隊を養成するの必要に迫られ、土匪の衆翠、地方浮浪の徒を招來するのみならず、戰時急を要するに際しては土匪團を籠收して軍隊に改編するを常とし、兵數頓みに增加するも、然かも支那動亂の原則的常態は常に吾人の豫想を裏切り、勢威赫々たる軍閥も一朝にして倒壞すること稀ならず、潰兵四方に分散して土匪の舊態に復し、或は民間に流入して不逞を敢てする等軍兵一時に減少し、其戰亂の繼續するや再び他軍閥の招來に應じ時に又潰兵に復する等其變化頗る急激にして之が確數を得べからざるは勿論、其近似數を得ることさへ容易ならずして、支那人口問題を論ずるに比し寧ろ至難なりとす、之れ各種の報告を參考し常に支那全般の軍勢に注意して其概數を臆測するを以て滿足せざるべからざる所以なるも、又各種の報告中比較的標準視するを得べきものなきに非ず、卽ち民國十四年二月臨時執政公文を以て發表されたる支那全國陸軍軍隊數は七十二師、百四十九混成旅にして、其兵數合計大約百四十五萬人なりとす

蓋し最少限度の數なるべく、又一九二六年 "China year Book" には一、八八三、三〇〇乃至一、九三三、三〇〇人と號す、蓋し最大數に近かるべし（同書一〇六頁參照）、卽ち次の如し、

各省軍隊數

省名	軍隊數
安徽	三〇、八〇〇
浙江	六一、〇〇〇
直隸	一八〇、〇〇〇
河南	二〇三、〇〇〇
湖南	六八、〇〇〇
熱河	二一、五〇〇
廣東	一一三、五〇〇
貴州	三九、〇〇〇
吉林	四〇、〇〇〇
山西	六四、〇〇〇
陝西	七七、〇〇〇
綏遠	一一、〇〇〇
總計	

省名	軍隊數
察哈爾	一一、〇〇〇
江蘇	四六、〇〇〇
福建	六九、〇〇〇
新疆	二四、〇〇〇
湖北	一一〇、〇〇〇
甘肅	七七、〇〇〇
廣西	四九、〇〇〇
奉天	九〇、〇〇〇
黑龍江	二二、〇〇〇
山東	一一五、〇〇〇
四川	二五〇、〇〇〇—三〇〇、〇〇〇
雲南	五〇、〇〇〇
	一、八八三、三〇〇—一、九三三、三〇〇人

列國常備軍兵數との比較

斯くて支那全國の兵數は最少百五十萬人、最大二百萬人の間に在りて、羣雄割據、戰亂續發の緩急に從ひ、常に其間を往來するものと見るべく、之を列國常備軍兵數に比するに、列强中其數最も多きは露國の七十五萬人、佛國の六十六萬人（本國兵四十六萬人）、米國の三十一萬四千人（正規軍十四萬四千人、護國軍十七萬人）、英國の三十七萬五千人（本國法定兵數十八萬六千人）にして、其軍の內容は別として、支那は其兵數に於て遠く列國を凌駕せるを見る、但し內は保安維持の爲め、外は國防

支那全國軍費

歳出總額と軍費の比較

列國軍費と政費との割合

充實の爲め列國悉く軍備の充實に沒頭せるの時に際し、支那の尨大なる面積及人口を以てして大約二百萬の兵數は之を列國の面積人口に比するに必らずしも過大なりと稱すべからず、殊に交通機關未だ靈快ならずして單に保安維持の一點より見るも多數の兵備を要するや論なく、加ふるに豫備役或は國民軍を全然有せざる點より見れば一層其感を深くすべきも、單なる數字上より之を論する時は實に世界に其比を見ざるの現狀に在り、殊に其國情よりするも佛獨墺伊の如き西歐列國と其地勢を異にし對外戰爭の必要を有せず、往時五十萬の常備軍を以て尙且過大なりと論ぜられたる支那が徒らに內爭の爲め此の尨大なる軍隊を養成し、以て國帑を浪費するは全く無意義のものにして、今や支那は裁兵を敢行し軍費を節減して民力の涵養に資せざるべからざるも、政治の根本安定せず、軍閥所在に爭鬪し、各省敎育費或は實業費を減じて軍費の補充を企て世界の潮流に逆行しつゝあるものとす、而して全國軍費の浪費は其額幾何に上るべきや固より明かならざるも、民國十二年十月北京財政整理委員會の發表せる豫算案大綱（民國八年度豫算を材料とし、此の歳出欵項を當時發布の憲法規定に當て嵌め分類せるもの）に據るに、特別會計を除き

歳出總額四三六、九三九、五一五元	軍費	二一七、二一一、九八八元
	國債支出	一二七、九六二、八二六元
	政費	一九一、七六四、七〇一元

にして、之れが割合は歳出總額を一〇〇とする時は、軍費四九・七、國債支出二九・二、政費二一・一となり、更に歳出總額中より國債支出を除く時は、軍費及政費合計三億零八百九十七萬六千六百八十九元にして、其割合は軍費七割を占め、政費は僅かに三割に過ぎず、而して之を他列國に比するに次の如し（財政整理委員會の發表せるものに據る）

最近全國歳入數目と軍費支出の比較

國名	軍費百分比	政費百分比
支那	五〇%	二一%
日本	四四%	四二%
米國	二七%	三三%
佛國	二一%	二五%
西班牙	二〇%	—
伊太利	一五%	五八%
英國	一五%	四五%
露國	一〇%	—
瑞西	—	六二%
瑞典	—	六五%

卽ち軍費歳出の割合は支那第一位に在り、之に反し一般政務の刷新に必要なる政費の支出は其最も少なき佛國の二五%なるに比し更に少なくして二一%に止まる、然かも此の數字たるや支那全國軍費の總計に非ず、各省任意の方法により商民の膏血を絞りつゝあるが故に、其實際の額數は蓋し豫想以上の巨額に達すべし。

最近全國歳入數目と軍費支出の比較

省區	歳入數	軍隊經費	軍事行政費	軍費合計	歳入に對する軍費百分比
中央	六〇、四三三、七五八	二七、八一二、〇〇四	二三、四八八、九九六	五〇、三〇一、〇〇〇	八割三三
京兆	九四五、六八〇	—	—	—	—
直隷	九、六七〇、八九四	四、七二〇、九八三	五〇〇、二六二	五、二三九、三四五	五割四二
奉天	一三、四〇一、四二六	五、四七九、五六七	一、二四三、三六五	六、七二二、九三二	五割〇一
吉林	八、二九四、八二四	六、八一四、五五一	一、二五九、九四一	八、〇七四、四九二	九割七三

黑龍江	六、七八八、一二八	六、七三五、三九二	八一八、八三六	七、五五四、二二八	不敷七十六万餘元
江蘇	一七、五五一、〇三一	八、四八五、六七四	一、一八四、二六五	九、六六九、九三九	五割五一
安徽	六、七九九、八二九	三、二七一、九五〇	五二八、三五五	三、八〇〇、三〇五	五割五九
浙江	二、一七七、八六八	三、六一五、六六六	一、二二一、二四四	四、八三六、九一〇	四割三五
江西	八、二〇二、八一〇	四、三九五、〇一七	七四三、六八四	五、一三八、七〇一	六割二六
山東	一〇、四九五、〇五四	四、六五〇、一七七	一、四四三、五一九	六、〇九三、六九六	五割八
山西	七、四八九、〇七九	四、五四九、〇六六	一、五五八、五七二	六、一〇七、六三八	八割一五
湖北	八、三四七、四四四	八、二八三、一三〇	九一九、一〇五	九、二〇二、二三五	不敷八十五万餘元
湖南	六、〇七二、九九六	二、六五六、四七九	九〇七、五一七	三、五六四、〇一四	五割八七
河南	一〇、二一五、三四六	七、三七八、五一八	六五七、〇三七	八、〇三五、五五五	七割八七
四川	一二、七四七、八三四	二五、〇七一、三四一	一、九四三、五七七	二七、〇一四、九一八	不敷一千四百廿六万餘元
陝西	五、六七一、八〇六	七、二三五、六二七	八九一、一四六	八、一二六、七七三	不敷二百四十五万餘元
甘肅	二、九五八、五〇五	二、二五二、〇三二	七五五、五三七	三、四〇七、五六九	不敷四十五万餘元
福建	六、〇二三、三一八	九、六七二、〇〇〇	一、一五二、〇〇〇	一〇、八二四、〇〇〇	不敷四百七十四万餘元
廣東	一二、七一一、七三七	一三、七八六、六〇八	一、八〇一、六〇四	一五、五八八、二一二	不敷二百八十七万餘元
廣西	四、一〇九、五〇一	三、七六四、一二〇	八八五、三九一	六、〇四九、五一一	不敷一百九十四万餘元
雲南	二、二一九、九八八	五、一三八、三七六	六〇八、五一六	四、七四六、八九二	不敷二百五十二万餘元
貴州	一、五七三、九四六	四、六六〇、〇〇〇	二三八、二五〇	二、八三八、二五〇	不敷一百二十六万餘元
新疆	二、三〇六、三〇八	二、九五八、三二一	三、三六三、八四七	六、三三二、〇六八	不敷四百万餘元
熱河	九九一、五五四	二、一〇七、七三〇	二四一、七一六	一、二二二、四四六	不敷二十二万餘元
察哈爾	五九〇、七三八	一、一〇七、五三九	一三四、三四四	一、二四一、八八三	不敷六十五万元
綏遠	五四五、二〇七	四二〇、八一四	一八九、九六四	二三二、七七八	四割二六
川邊	四九二、七二八	一、一八一、五〇三	七〇三、一八八	一、八八四、六九一	不敷一百三十九万元

列國の對支武器供給

我邦の對支兵器供給中止の覺書

列國の對支武器供給停止問題

西藏	—	一〇四、〇〇〇	—	一〇四、〇〇〇	—
共計	四五八、八八一、三三七	二二二、六三一、四九七	四八、三九一、八七八	二六一、〇二三、三七五	五割六九

備考　民國十四年二月十六日臨時執政暫行代理部務陸軍次長賈德耀の報告に基き全國歲入數目及軍費支出比較表を公布せり各省より陸軍部に報告せるものを材料とせるものにして、此等統計の確實の程度容易に判斷するを得ず、且は最近戰亂の爲め增加の數を加へざるものなるが故に固より其實數にあらざるも、尙ほ大體の參考となるべきを思ひ之を附記せるものなりとす、

因に支那軍隊の武器は近年各地兵工廠の設立せらるゝものありて、之が供給を爲しつゝあるも、其規模小にして全國の需要を滿すに足らず、加ふるに國內兵工廠は各地方軍閥の掌握する所となりて他に供給せられず、殊に最近內地不斷の擾亂は兵器の需要益々激增して精粗選擇の餘祐なく新古混淆して不統一を極む、蓋し武器の需要激增するも供給之に伴はず、荀も火器あらば卽ち用ふるの狀態なるが爲めにして、更に其不足の補充は彈藥と共に外國よりの供給を仰ぎつゝあり、但し列國の對支武器供給は民國八年上海に開かれたる南北和平會議に際し、參戰軍問題を論議せられ一時議論沸騰して會議を停頓せんとするの情勢を誘致せしが、當時我邦は南方派主張緩和の目的を以て三月四日支那政府に對し對支兵器供給中止に關する覺書を交付し、英米佛伊四國公使又之に贊せり、然るに同年三月下旬米國兵器の大沽に陸揚せらるゝの報傳はりしより、駐支帝國公使は米國公使に照會する所あり、米國も亦兵器供給停止を決し、四月八日、日英佛伊四國公使の會合を求め、同席場に於て「關係諸國政府代表者は支那が其全國內に承認せられたる權限ある政府を組織する迄は、各其國民をして支那に武器彈藥を輸出せしめざること並に其契約を了したるものにして前記期間內に交付するに至らざるものの輸入をも禁止す」との提案を爲して五國公使の一致贊同を得、其旨首席公使より外交團に通牒すると共に、四月二十六日外交團會議を

開きて本件を附議せしが、當時伊、白、蘭三國公使が本國政府の訓令を待てるを除きては何れも皆本國政府の同意を得、其旨支那政府に通告し、更に五月三日外交團會議を開きて武器彈藥のみならず軍需品及其製作材料等の供給をも中止すべきを議決して之れ亦支那政府に通告せり、然るに本國の訓令を俟ち居りし伊白蘭三國中獨り伊太利は加入を保留し度き旨申出で、且は伊國兵器の湖南輸入の報傳はりしより、日英米三國公使は再三會議の結果伊國の再考を求むることゝせるも、伊本國政府は依然其初志を飜さず、一面支那政府に在りては兵器供給中止の通告を受くるや斯の如き包括的中止通告には同意し得ざる旨回答せり、爾來列國の對支武器供給は屢行はれ列國間の紛議を醸せしこと少なからず、一九二二年一月二十四日華府會議に於ける英國全權は極東總委員會に對し一決議案を提出せしも、伊太利の保留を主張せしにより成立せず、結局本問題は普通外交手段に依り關係各國間の交渉に委するの外處置なしとせしが、一九二二年七月伊太利は從來の保留を取消して列國と歩調を一にするに至り漸く武器供給停止決議の目的を達せり、但し尚ほ露獨二國は其協定に加はらず、隨時兵器の輸入を行ひ來りしが故に武器供給停止の協定は實際上其効果多からず、一九二二年一月以來一九二五年五月迄に支那に輸入されたる外國武器は小銃約二十二萬五千挺、拳銃約十四萬八千挺、小銃拳銃彈藥約八千六百八十四萬發、機關銃約七百四十挺、火砲七十二門、砲彈約三十五萬發、飛行機約百二十台、タンク四台にして、此の外更に密輸せられるもの少なからざるべく、各國商人等皆之が輸入を取扱へり（新編支那年鑑四三〇—四三六頁參照）

對支武器輸入高

第四節　海軍

海軍

清朝の海軍

清朝の海軍に就きては特に一節を設くるの要なきも其概要を述ぶべし、而して支那に於ける海軍は英佛聯合軍の戰爭に敗れし以來意を用ふるに至りしものにて、初め李鴻章の鋭意建設せるものに係り、海軍衙門を設けて督辦を置き、王大臣を以て之に任じ、北洋海軍提督一、北洋海軍左右翼總兵各一、其他副將以下の諸官を設け、海軍兵約二十營、艦船約二十餘艘、水雷營六營、及水雷艇を以て旅順口及威海衛を根據とし、其艦船總數日清戰役前に於て九十餘隻を算せしも、日清戰役に際し其精鋭たりし北洋艦隊は殆んど全滅の災厄に遭ひてより海軍衙門も亦自然廢滅に歸し、爾來財政窮乏の爲め大に復興せらるゝの機運に際會せず、加ふるに旅順、大連、威海衛、膠州灣、廣州灣等皆露、英、獨、佛の夫々租借する所となりて爐餘の海軍は其屯所なきに至り、更に拳匪の亂に際しては各國聯合軍と戰ひ、光緒二十四五年中に建造せし四隻の驅逐艦を失ひて其勢力愈々衰微せしが、清末巡洋艦五隻、砲艦十三隻を加へて僅かに海軍の名目を維持し來り、專ら沿岸捕盜の用を爲すに過ぎざりき、蓋し清國海軍復興の論は戰後直ちに起りしと雖も、財政疲弊の結果は徒らに空論のみに終りしものにて、其後拳匪の亂後列強の支那に對する壓迫日に加はりしより革新自彊を急務として各般の制度刷新に着手し、陸軍部併設の海軍處を籌辦海軍事務處と改稱して獨立の官廳たらしめ、殊に一九〇七年海牙萬國平和會議に際し支那は海軍を有せずこの理由の下に一等國に列するを拒絶されてより急速復興の議益々高潮し、陸軍部に於ても之か籌畫に苦心せしが、遂に肅親王の上奏せし海軍復興建議案に基きて籌辦海軍基礎大臣を任命し、海軍復興七年計畫を決定して宣

清末海軍復興計畫

海軍勢力の萎微

海軍復興の先驅

統七年迄に艦船、軍港、人材等皆其布實を圖らんとし、宣統二年海軍部を新設せること本書第一編第二章清の中央官制中に說述せるか如し、而して海軍復興の先驅は光緒三十二年湖廣總督張之洞氏が我邦に河用砲艦六隻を注文し、其前年兩江總督端方氏か同じく河用砲艦四隻を川崎造船所に託して建造し、光緒三十三年前記十隻相前後して進水を終りしにありて、清末支那の海軍は此等の河用砲艦及日清戰役當時英獨に注文せし巡洋艦數隻より成りしに過ぎず、但し清末度支部は各省督撫に對し軍港修築費及軍艦建造費豫算一千八百萬兩、毎年經常費二百萬兩、四ヶ年間に全部支出すべき命を發し、載洵貝勒及薩鎭氷を海軍大臣に任じ、南北洋及福建、廣東の各艦隊を視察せしむると共に、海軍將校養成の目的を以て海軍留學生數十名を我邦に派遣する等鋭意海軍の復興に努めしも、財政の窮乏は到底之か速成を許さざりき、而して清代海軍の編成は其初め北洋、南洋、福建、廣東の四艦隊ありて、夫々芝罘、江陰、馬尾、虎門を根據地こせしが、清末籌辦大臣の任命あるや之か編成を改め、新式艦艇を抜きて巡洋艦隊を編成し芝罘を根據地こし、淺吃水の砲艦は長江艦隊こ爲し根據地を南京に定め上海に海軍總司令部を置きたり、蓋し巡洋艦隊は主こして北洋艦隊より成り、長江艦隊は湖北及南洋艦隊より成れり、但し此外廣東福建に於て尙ほ多少の艦船を有し、又練習艦隊を編成して浙江省象山灣を軍港こせり。

清代海軍の編成及根據地

其後民國に至りてよりは支那の海軍は何等振興の跡を見ず、僅かに巡洋艦三隻、砲艦四隻、河用砲艦七隻、其他驅逐艦三隻を增加せるに過きず、斯くて現時各種艦船約四萬四千八百噸、二等巡洋艦海圻（排水量四、三〇〇噸、一八九八年アームストロング會社建造）、三等巡洋艦海琛、海容（三隻共排水噸二、九五〇噸、一八九八年建造）等を主要艦船こし、第一艦隊十六隻、第二艦隊二十五隻、練習艦隊三隻、其他を合し、合計六十五隻にして、此等は巡洋艦、砲艦、河用砲艦、水雷艇等を包含し、乘込士官及水兵合計約八千五百人を有するに過ぎずして、然かも此等は奉天、山東、福建、廣東其他各地軍閥に配屬し、離合常ならずして殆んご論ずるの價値なきものこす、又其艦船の如き現時福州、馬尾（共に建造及修理）、大沽、上海（江南船渠）、及黃埔（建造及修理）の各造船廠あるも、最近數年間は擾亂其他財政窮乏の爲め修理殆んご行はれずして、威力全く減殺されつゝあり。

民國海軍の現狀

次に民國に於ける海軍の組織は、曩に海軍部の外、海軍總司令處、海軍各港司令處、參陸督公處等ありて頗る複雜を極め、其職權、連絡關係等明瞭を欠きしも、其後漸次改正せられ、現時海軍部に隷屬する海軍總司令公署、海軍艦隊司令處設けられ、其他の各機關を廢して統一を見るに至れり、但し各地艦隊の離合常ならざるや論なし、而して參謀本部、海軍部、海軍艦隊司令處に就きては中央行政制度中に概說せるか故に之を省略すべく、學校こしては民國以來財政の窮乏を告げ、到底海軍の復興を期し得ざるか故に、先づ人材の養成を急務こし、芝罘、廣東福州及吳淞、並に南京の各海軍學校を設立し、更に馬尾には海軍飛潛學校を設立せり、但し吳淞海軍學校は民國九年四月之を廢して芝罘海軍學校に合併せり。

民國海軍の組織

海軍學校

又南京海軍學校は砲術、水雷、無線電信に關する學術を教育し、我が砲術水雷學校普通科程度以下にして修業年限一ヶ年なりこし、馬尾海軍飛潛學校は經費月額僅かに二千五百元に過ぎずして、唯だ形式を存するのみ。

而して海軍將校の養成は芝罘、廣東、福州の海軍學校にて普通教育を施し、機關部士官は福州海軍學校にて修學せしめたる上、更に二箇年間馬尾船廠にて實習し、機關候補生こして三年の後機關少尉に任官す、又本科士官は練習艦にて二箇年間練習の後、海軍學校を經て三年間少尉候補生こして軍艦に乘込み少尉に任官するの規定な

海軍將校の養成

りとす

海軍將校の商船職員轉職

猶ほ海軍將校の商船職員轉職に關し、民國十四年十一月五日執政指令を以て之か規定を公布せり、卽ち同指令に據るに、海軍總長は上海に商船學藝講習所を設立し、海軍將校をして商船に關する學術技藝を講習せしめ、以て航海の需要に應せしむることとせるものなりとす。

海軍根據地

次に支那に在りて海軍根據地たる軍港の選定は、警備區の劃定と共に前淸海軍籌備處以來の問題にして、容易に之が決定を見るに至らざりしも、民國二年十一月廿八日我邦の鎭守府條例に相當する海軍々港司令所條例を發布し、次で港務局條例を公布せり、但し名を存するのみにて實行伴はざりしが、民國九年一月に至り警備區を設定して、全國の海軍を遼渤區（遼東、渤海海面）、江浙區（江蘇、浙江兩省海面）、閩海區（福建省海面）、粵海區（廣東省海面）の四區に分ち、各區に海疆防禦使一名を任して、各艦隊若くは軍艦の區內に入る場合、當該區防禦使に於て指揮することゝせしも、之れ亦實施を見るに至らず、而して軍港は民國十年頃迄に豫定軍港地として傳へられしものは北海、三都澳、象山灣、榮城灣、馬尾、連山灣、海州、西連島の諸港なりしが、現時南京、上海、漢口、福州、厦門、廣東、靑島、芝罘、葫蘆島、哈爾賓の諸港、海軍の根據地と爲り居れり。

支那海軍艦艇表

參考の爲め支那海軍艦艇表及要塞表を示せば次の如し、

支那海軍艦艇表（一九二六—二七年 China year Book. 及東亞同文會發行新編支那年鑑に據る）

艦名	艦種	噸數	進水年月	製造所
通濟	巡洋艦	一、九〇〇	一八九四年	福州船政局
肇和	同	二、六〇〇	一九一三	英國
應瑞	同	二、七五〇	一九一三	英國
海籌	同	二、九五〇	一八九八	獨國
海容	同	二、九五〇	一八九八	獨國
海琛	同	二、九五〇	一八九八	獨國
海圻	同	四、三〇〇	一八九八	英國
建康	驅逐艦	三九〇	一九一三	獨國
豫章	同	三九〇	一九一三	獨國
同安	同	三九〇	一九一三	獨國
舞鳳	砲艦	二〇〇	一九一一	膠州船渠
海鶚	同	一六六	一九一七	江南造船所
永翔	同	二二一	一九一七	大沽造船所
永健	同	七八〇	一九一三	日本、川崎
海燕	同	八六〇	一九一四	江南造船所
海鵬	同	五六	一九一七	大沽造船所
永績	同	二三七	一九一七	大沽造船所
永豐	同	七八〇	一九一三	日本、三菱
海犀	同	七八〇	一九一四	江南造船所
楚豫	同	七四五	一九一七	日本、川崎
楚同	同	七四五	一九一七	日本、川崎
楚有	同	七四五	一九一七	日本、川崎
楚泰	同	七四五	一九一七	日本、川崎
楚觀	同	七四五	一九一七	日本、川崎
建威	同	八七一	一九〇二	福州船政局

建安	同	八七一	一九〇二	福州船政局		
江元	同	五五〇	一九〇七	日本、川崎		
江亨	同	五五〇	一九〇八	日本、川崎		
江利	同	五五〇	一九〇八	日本、川崎		
江貞	同	五五〇	一九〇八	日本、川崎		
江通	同	二五〇	一九〇八	露國		
甘泉	同	一九〇	一八八六	前江南船渠		
聯鯨	同	五〇〇	一九一〇	江南造船所		
海鵠	同	二二七	一九一七	大沽造船所		
海鷗	同	一九〇	一九一七	福州船政局		
江中	河用砲艦	九〇	一九一六	漢口造船所		
江鯤	同	一四〇	一九〇八	獨國		
江犀	同	二〇〇	一八九八	獨國		
江平	同	一九〇	一八九八	英國		
江安	同	九〇	一九一六	漢口造船所		
永安	同	二六〇	一九〇四	獨國		
拱辰	同	二二〇	一九〇八	獨國		
利綏	同	二七三	一九〇六	—		
利捷	同	八五〇	一八九五	獨國		
利通	同	一九〇	一九一七	大沽造船所		
飛鷹	水雷砲艦	九〇	一八九五	獨國		
海鴻	同					
辰字	同					

宿字	同	九〇	一八九五	獨國		
列字	同	六二	一八九五	獨國		
張字	同	六二	一八九五	獨國		
湖鵾	同	九六	一九〇七	日本、川崎		
湖鷹	同	九六	一九〇八	日本、川崎		
湖筆	同	九六	一九〇七	日本、川崎		
湖鴨	同	九六	一九〇八	日本、川崎		
利川	同	七六九	一九〇一	獨國		
定安	運船	三七五	一九一六	江南造船所		
靖安	同	一、七〇〇	一九〇七	獨國		
福安	同	一、七〇〇	一八九七	福州船政局		

以上の外東三省に於ける練習艦隊（假巡洋艦）として鎮海（二、七〇〇噸）、威海（二、〇〇〇）、北海（一、二〇〇噸）の三隻あり。

斯くて支那海軍の艦船は東亞同文會發行新編支那年鑑に據るに（同書四二一―四二五頁參照）、其綜合勢力は巡洋艦七、假裝巡洋艦三、砲艦二八、淺吃水砲艦一一、驅逐艦三、水雷艇八、運送船五、總計六五隻、四四、八九五噸にして、之が所屬關係は各地軍閥との離合常ならずして明かならざるも、一九二五年六月調に據るに。

1第一艦隊（沿岸警備）―巡洋艦二、砲艦六、九〇九三噸にして、外に驅逐艦、運送船各一隻あり。
2第二艦隊（揚子江警備）―砲艦一一、淺吃水砲艦五隻、八、五六三噸にして、外に水雷艇八、運送船一隻あり。
3練習艦隊（福建方面）―巡洋艦三隻、四、六五〇噸、外に運送船一隻あり。
4所屬不明軍艦（地方警備）―砲艦五隻―八四四噸。
5渤海艦隊（在青島）―巡洋艦三、砲艦二、驅逐艦二隻、一二、一五五噸。
6東三省海軍（練習艦隊（在葫蘆島）―假裝巡洋艦三隻、五、九〇〇噸。
（吉黑江防艦隊（松花江方面）―砲艦一、淺吃水砲艦六、運送船一隻、一、八六〇噸。

7廣東政府直屬海軍（在廣東方面）―砲艦三、運送船一隻、一、八三〇噸。

支那要塞表

支那要塞表

要塞名	所在地
芝罘要塞	山東省芝罘
吳淞要塞	江蘇省吳淞
江陰要塞	江蘇省江陰
鎭江要塞	江蘇省鎭江
南京要塞	江蘇省南京
梁山要塞	安徽省蕪湖下流約二〇基米
安慶要塞	安徽省安慶
湖口要塞	江西省湖口（鄱陽湖口）
乍浦要塞	浙江省乍浦（杭州灣北岸）
澉浦要塞	折江省乍浦（杭州灣北岸）
甬江要塞	浙江省寧波東北約二〇基米
定海要塞	浙江省舟山島定海
海門要塞	浙江省海門（甌江河口）
温州要塞	浙江省温州（温州東方甌江河口）
福州要塞	福建省福州
厦門要塞	福建省厦門
汕頭要塞	廣東省汕頭
梧州要塞	廣西省梧州
龍州要塞	廣西省龍州

但し此等以外に於て軍隊駐屯地附近は軍の用地附近を以て要塞視する所あり。

駐支外國陸海軍

列國海軍

外國駐屯軍

北支駐屯兵數

守備區域公使館區域保護兵

在支外國兵駐屯の根據

第五節　駐支外國陸海軍

圍匪事變其他諸種の排外事件頻發し、支那在留外國人の生命財産の保護充分たらざりしが故に、日、英、米、佛、伊諸國は北京、天津、其他秦皇島、灤州、山海關、豐台、塘沽等に陸軍を駐屯せしめ、且つ長江其他に軍艦を派して警備に任じつゝあり、卽ち平時海軍に在りては我邦は第一遣外艦隊之れなりこし、英國は巡洋艦五隻、砲艦一五隻、其他幾多の艦艇を派遣し、米國は巡洋艦一隻、砲艦九隻、特務艦八隻、驅逐艦三隻あり、佛國は巡洋艦一隻、砲艦二隻、砲艦五隻、伊太利は巡洋艦二隻、砲艦二隻を以て夫々在留民保護の任に當りつゝあり。

而して北支駐屯の兵數は一九二六年The China Year Bookに據るに、日本八〇〇、英國一、〇三四、米國九四六、佛國一、五六〇、伊太利四〇〇、合計四、七四〇人ありて、其守備區域は一九二六年三月現在の例によるに、英國は豐台、楊村間、佛國は楊村、塘沽間、米國は蘆台、灤州間、伊國は塘沽、蘆台間、なりとす、又此他更に北京公使館區域保護の爲め日本一四〇、英國二二四（四〇名は豐台に駐屯す）、米國四五〇、佛國二二八、伊太利四九、合計一、〇九一人を算す。

猶ほ支那に於ける外國駐屯軍は元來條約に根據を有せるもの及然らざるものこの二種ありき、條約の規定に依り駐屯するものは一九〇一年圍匪事變最終議定書の規定に基くものにして、之が駐兵の目的は公使館の保護、公使館區域の防禦、北京海濱間自由交通の維持にありて（一九二四年第二次奉直戰爭に際し列國が北京天津間國際列車を運轉し、以て居留民の便を圖りしは卽ち北京海濱間自由交通の維持に出でたるものにして、元來直隸省內に於ける京奉線の兩側各一哩以內に於て戰鬪行爲を爲さず、又四十八時間以上運輸の中斷を來さしむるか如き線路の妨害を爲さゞると共本線の兩側各一哩以內に於て戰鬪行爲を爲さず、又四十八時間以上運輸の中斷を來さしむるか如き線路の妨害を爲さゞると共

に、北京海口間に在りては普通の運輸事務を遂延せしむるか如き防害を爲さず、之が保證として、當該地方に戰鬪行爲ある時は條約國は何時にても其軍隊保護の下に在る列車を運轉して鐵道の防備、居留民の保護に當るを得ることと爲れるものとす、）之が爲め調印各國は協議の上、適當の地を擇び交通を保護せんが爲め京奉鐵道沿線に若干の地點を定めて外兵駐守の所とせり、斯くて當時調印各國中西班牙を除き日、英、米、佛、伊、墺匈、獨、露、和蘭、白耳義諸國は兵を數箇所に駐屯せしめ、之が軍兵數は時に增減ありしと雖も、歐洲戰前に於ては大約九千人を算せり、然るに一九一四年歐洲戰亂勃發後は各國中軍隊の撤退を爲す者あり、更に支那の聯合國加入により獨墺之の國交斷絶してよりは獨墺軍隊は悉く支那に拘留せられ、著しく其數を減少せり。

條約規定に準據せざる駐屯軍隊

又條約の規定に準據せざる軍隊は、新疆省庫什喀爾地方に於ける英、露兩國の駐兵及從前漢口に於ける日本駐兵の如き悉く條約上の根據なかりしものにして、庫什喀爾地方の駐兵は一八九六年英國の郵便局を設立するに際し郵差數名を置きて該地印度間の文書送達に從事せしめ、其後露國亦郵便局を設け騎兵十餘人之を守備せしが、一九〇〇年に至りて百五十名に增加せしより、一九一八年英國之に倣ひ領事館保護の名目を以て印度兵三十名を派遣せるものなりとす、而して漢口に於ける日本の駐兵は一九一一年秋武昌革命亂に際し居留民保護の爲め約六百名を派遣せるに始まり、其後營舍を建設して約二千五百名を收容し得べしと傳へられしものなりとす、

而して此等外國の支那內地駐兵に對しては支那は屢々之が撤退を要求せるも能はず、一九二一年華盛頓會議に際し在支外國軍警を一括して之を同會議に提出せるものなるも、一九二二年二月一日軍備制限會議第五回總會に於て、條約又は協定に準據せざる軍隊は支那が在支外國人の生命財產の保護を保障するに於ては何時にても之を撤退するの意思及能力ある旨を聲明し、且つ支那は之が保障の意思及能力ある旨を聲明せるに依り、前記華盛頓會議に於ける參加國の意見實現の爲め其前提たるべき條件に關し明瞭なる了解を遂ぐるを必要とし、華盛頓會議參加國の北京駐紮外交代表者は支那國の要求ある場合、何時にても支那政府代表者三名と協調の上、本國政府の訓令に基き共同調査を爲すべきを決議し、且つ前記各國は右の事實調査及意見の全部又は一部の受諾に付き支那より政治上、又は經濟上何等かの特殊恩典利益或は免除を直接又は間接に許與せしむべき事を交換條件と爲すを得ざるべき旨規定し、其後各國共多く之が撤兵の實行を見たるものなるも、條約或は協定に準據せる駐兵は尙未だ其希望を達し得ざるものにて、支那の現狀を以て見るに之が實現は尙遠き將來を有するが如し、

華盛頓會議に於ける在支外國軍警に關する聲明

猶ほ最近（一九二六年中）米國は北京に開かれたる各國公使及軍司令官會議に對し駐支軍隊撤退案を附議せしことありしも、近年支那に起れる動亂は大概內亂にして、此の內亂の爲め備ふるは駐兵當初の趣旨に反すと謂ふにありしと傳へらる。蓋し最終議定書の規定に基く駐兵の目的は米國の稱するか如く議定書調印當時の事情より見て排外運動をも對象とせること固より明かなるも、當時南方支那に在りては沙面事件勃發して英佛軍と廣東軍との對峙の後なりとし、北には日本の滿洲出兵を見、支那國人の國權回收熱最も大なりし時にして、米國が人氣取り政策に出するに最も好時機たりしに依るものにして、吾人は固より撤兵に反對する者にあらざるも、支那の現狀より見て固より當を得たるものに非ず、殊に華盛頓會議の支那國に於ける軍隊に關する決議に於ても「支那國が在留外國人の生命財產の保護を保障するの意思及能力あるを聲明したるに依り」云々とありて、支那の現狀が果して之に合するや否やを考慮せざるべからず。

一九二六年米國の駐支軍隊撤退案

義勇隊
上海義勇隊
天津義勇隊
漢口義勇隊

備考、上海、天津及漢口に於ける各國義勇隊

上海義勇隊は長髪亂時上海居留地が賊徒の襲撃を被むるや（一八五四年）、居留民は自衞上の必要に迫られ、初めて之を組織せるものにして、當時英國人は居留民の大部分を占めしが故に、主として英國人に依り組織せり、之れ英國が今に至る迄上海義勇隊の牛耳を執りつゝある所以なりとす、爾來擾亂相繼ぎて止まず、遂に常設のものと爲り、各國居留民の增加と共に特科隊及各國歩兵隊を增設せしが、日本義勇隊は明治三十三年六月、義和團事變に際し上海附近謠言百出せしより自衞上之を組織し上海義勇團に加入せるものなりとす、

現時上海義勇隊は工部局に屬し、毎年六萬兩を支出す、市參事會議長之が最高統帥權を有し、司令官將校の任命は其權限に屬す、又在香港英國駐屯隊司令官は上海義勇團を檢閲し其指導に任するものとす、而して義勇隊員は外國在留民中の志願者を選拔せるものにして、支那國人は特に許可せられたる者に限り百弗を納付して兵卒に採用せらる、現時の支那歩兵隊之れなりとす、

又天津には日英米佛伊五箇國の義勇隊あり、英國義勇隊最も古く、團匪事變後租界の設定と同時に編成せらる、又来國義勇隊は十數年前、伊國は一九二三年、佛國は一九二五年春、日本は一九二五年末の創設に係り、租界局或は駐在領事の指揮に屬す、

此他漢口には日英米佛露六箇國及支那商團義勇隊を編成せり、

第六節　廢督裁兵論

曩に述べたるか如く清末袁世凱、張之洞等の努力により建設の緒に就きし新軍編成の大本は、第一革命亂勃發と共に根底より覆滅破壞せられ、南北軍閥は相競ひて軍隊の新規增設に腐心し、其數七十箇師團の多きに達すと稱されしが、亂後一時整理されたる軍隊も第二革命に際し再び膨脹せり、但し袁大總統は當時內政の改革、財政の整理に意を用ふる所あり、中央集權主義を採用して全國兵權を統一し、多數の軍隊を解散又は改編せしが故に民國四年末に於ては支那全國の軍隊は二十七箇師團、四十混成旅團に減じ、各地將軍の統屬に歸せしめ、且つ巡防隊其他の舊式陸軍は之を警備隊に改編する等軍制の改革將に其緒に着かんとせしも、幾許もなくして第三革命となり、袁總統又病歿せしより軍事改革又玆に頓挫せり。而して袁氏歿し、黎元洪大總統となり、段祺瑞氏の國務總理に就任するに及びては、軍權は大部分之を大總統より國務院に移し、軍事の統一、軍隊の整理に着手せしも財政窮乏の結果意の如くなる能はず、加ふるに地方軍政長官等野心を抱藏せる者は手兵を增募して地方に蟠踞し中央の威令漸く行はれず、殊に民國六年國會解散の結果南北決裂し、兩軍の抗爭を見るや各軍兵を濫增し、民國七年末に於ては南北軍隊の全數約九十餘萬を算し、軍費は國家總豫算の五割強に達し、更に民國七年參戰軍三師團（民國六年支那が歐洲戰爭に參加するや、段總理は參戰の義務を果すと共に國軍改良の基幹たらしめんか爲め日本の援助により建設せるものにて民國八年七月邊防軍と改稱せり）を編成して國軍改良の基幹たらしめんとせしが、民國九年北京に於ける安直兩派の抗爭に次ぎて、民國十一年及十三年の奉直戰あり、最近更に廣東北伐軍と北方奉軍一派との抗爭は益々軍兵の濫增を來し、世人をして愈裁兵の急務なるを痛感せしめつゝ

あり、

斯くて廢督裁兵の論は最近十數年間斷續的又は繼續的に支那識者の頭腦を惱ましつゝある重要問題にして、庶政の革新、社會狀態の善美を完成せんとするには、先づ本問題の解決を以て基本たらしむるの要あるものにして

廢督裁兵論の根據

廢督とは督軍制度の廢止を稱し、裁兵とは兵を整理し之を中央の指揮に歸せしむるの意なりとす、蓋し支那に在りては地方政治は古代よりの慣習及治安維持の不備なりしが爲め地方官をして軍隊を管掌せしむるを以て便宜し督軍は兵權を掌握し軍費の必要上租稅の抑留を敢てし、遂に今日の弊害を釀成せるものにして、督軍は正に封建諸侯に類して中央の威令行はれず、內政の混糾其極に達せしが故に、督軍制度の改廢を以て政治革新の最大急務とするものとす、而して又現時支那に於ける軍隊は其制度不統一不整理の極に達し、各省督軍等軍閥の私兵として彼等の野心達成の爲め之を編成し、延ゐては內亂助成の爲め存置する觀ありて、中華民國の軍隊たるの實毫も存せず、從て莫大なる軍費の浪費は財政の紊亂窮乏其極に達し、更に國內產業の發展を阻害して農村の疲弊實に甚しきものあり、這に於てか財政の整理或は內亂の終熄は固より急務たるも、然かも支那安定の唯一政策は先づ兵を裁撤するを以て刻下の緊急事なりとするの論勃興するに至りしものにて、之が計畫に關し諸種の議論紛起せるも、權力者は悉く大軍隊を擁して其地位を保持しつゝあるものなるか故に、之か實行は固より容易の業にあらず、單なる理想問題たるに止まりつゝあるも、然かも他日中央政府確立せば必らず再議せらるべき重大問題たるべきものにして、之れ本論を以て支那軍制に附記せし所以なりとす、

廢督論紛起の主要原因

而して軍閥封建制の主體は各省督軍及其上位に在りし巡閱使にして、此等各省督軍が軍政のみに止まらず、民政財政の全權をも掌握して省長を兼任し、或は省長を指揮し、從來の總督巡撫と同一の權限勢力を把持せしは、卽ち督軍が政治を破壞せし第一の原因にて、廢督論の紛起せし主要の原因なりとす、而して近時軍民分治の論高まるに至りてよりは督軍の省長を兼任する者漸次減少し、多くは專任の省長を設けしと雖も、其實何等の變化なく督軍は依然として省長を指揮し、或は部下を以て之れに任じ、軍民兩政を掌握すると共に武人政治全國に彌漫し地方の政治を紊亂せしめつゝあり、之れ廢督裁兵、軍民分治の運動益旺んなる所以にして、之を詳論するには勢ひ軍閥が支那社會に及ぼせる弊害如何を詳述するを要す、

軍閥の流毒

軍費の濫用、民間自治思想の壓迫は蓋し軍閥の二大罪惡として稱せらるゝものなるも、更に一般社會、財政、經濟各方面の秩序を紊し其發達を阻害せること頗る大なりとす、蓋し假令其領域大にして國內保安維持の爲め多數の兵備を要すべしと雖も、然かも假想敵國を有せざる支那が二百萬內外の尨大なる軍兵を擁するは軍隊裁撤の要を論ぜらるゝ一原因にして、更に此等過大の軍隊が毫も治安の維持に任ずるを得ず、中央に在りては官僚的專制勵行の主因となり、共和蹂躙の具となり、又地方に在りては軍閥專橫の爪牙となり、覇權の把持、獨立威嚇の兇器たるは支那社會に及ぼす流毒の最も甚だしき點にして、要は支那軍隊が對外的關係に於て何等の意義を有せざると共に、對內的に於てすら國軍の實皆無なる一個の私兵に過ぎざるは裁兵論紛起の主要原因なるべく、就中

裁兵論紛起の主要原因

土匪、軍兵、浮浪人等所謂不生產的人物の大量生產を爲せるは其最も惡の大なるものにして、地盤の擴張、勢力保持の要は軍閥の大なるに伴ひて益强大なる軍隊を養成し、兵器彈藥の充實を圖らざるべからず、而して强大なる軍隊の養成は或は土匪の衆羣を招來し（戰時急を要する時は土匪團を軍隊に改編すること少なからず、斯かる場合土匪の頭目は一躍聯隊長或は旅團長たり得るものにして、更に戰勝の結果は師團長

不生產的人物の大量生產

支那軍隊は貧民饑民の收容所

或は督軍等となり所謂草澤の英雄として其武勳を誇るに至る所なりと稱せらる、但し其初めに在りては之が募集に關し多少嚴密なる法規存在せしならんも、何時しか効力を失し、募兵は恰かも人民の特種階級に對する行政上の手段として取扱はれ、河川氾濫の爲め流域地方多くの饑民を出せるに際しては、其相率ゐて流賊に變せんことを懼れ、之を地方軍隊に收容したるの例乏しからず、例へは宋代の如き其初期に在りては土民の外、饑民其他罪徒より招募し、國内に於ける無職業者、及獷悍不逞の徒は悉く之を兵籍に收め、其仇健なる者は禁衛軍とし、短弱なる者は之を廂軍とせしものにして、失職獷悍の徒は變して良民の衛たらしめたり、蓋し善巧方便と稱し得べきも、然かも軍隊の内容を充實し得べくもあらず、唐末五代以來は兵と民との階級判然として區別さるゝに至りしものゝ如し、此他又地方農村の青年を驅りて兵に投ぜしむること尠なからず、蓋し支那の如き商工業の發達せざる國に在りては農村青年中農を好まざる者は都會に出で商工業に從事し得るの機會に乏しきが故に、戰時急を要するの時軍兵の募集あるに際しては相率ゐて兵に投ずるものにして、其一度兵に投ずるや直ちに軍兵の弊習（怠惰、掠奪、人民の擅取、婦女の凌辱等）に感染し再び土地に歸りて正業に就くを欲せず、遂に兵と人民とは判然二階級に區別され、兵は賤業なりとの思想一般に瀰漫するに至りしものにて、自然軍隊の解散兵は或は土匪の輩に投じ或は不良の徒に化して良民を虐ぐるものなりとし、民國より今に至る十五年此間軍閥は地盤爭奪の爲め常に戰端を開き、此等不良の分子は戰亂の行はるゝ毎に潰敗兵は民間に流入して不逞を敢てし、一方更に良民を軍隊に驅りて不良の徒たらしむるものにして、此等軍閥が支那全國に供給せし無賴の徒は蓋し尠少にあらざるべし、而して土匪は支那古來よりの特産物にして、古くは王莽の時、綠林赤眉等の數千

兵民二階級の區別

宋代軍兵の招募

農村青年の投兵

不耳民の生産

土匪

數萬の衆羣を集め、後漢靈帝の時には黃巾の賊鉅鹿の張角、妖術を以て山東、直隸、河南、江蘇、湖北等の人民を煽惑し、十餘年にして數十萬の衆を集め、隋末には數萬の羣盜諸方に萌起せしか如き悉く土匪の巨大なるものにして、之れに百姓附隨して遂に隋の分崩こなりしが、唐末僖宗の時、王仙芝の亂に乘じ黃巢は數月にして數萬の徒を集め、數年にして殆んご支那全土を侵掠し、明末の流賊李自成、張獻忠の陝西、甘肅、河南、山西、安徽、湖北、湖南、四川一帶を侵掠せる皆土匪なりこし、更に清朝康熙乾隆の盛時に在りても、會匪、土匪、梟徒、巨盜の劫掠各省に絕ゆることなかりしこ稱せらる、而して長髮賊の廣西省永安州を出づるや、其初め僅かに數十人に過ぎざりしも三年目南京に入りし際は八萬人に達せりこ云ふ、蓋し支那に在りては無籍の流民、無業の遊民多く直ちに土匪羣盜に傾惑さるゝか爲めにして、此等は皆古來支那に土匪の多きを物語れるものこ稱すべく、現時に在りても各省土匪を見ざるなく、殊に省交界附近は多く土匪羣盜の淵藪を爲しつゝあり、蓋し地方官は隣省、隣州縣この錯互せる接壤區域に在りては、土匪の横行するこあるも自己所管に屬せずこして互に捕緝の責任を免れんこするを常こし、遂に三不管（三省三州縣の交界に稱す）、四不管（四省四州縣等の交界に稱す）等の俗語を稱するに至りしものこす、斯くて歷代興亡の跡を尋ぬるに常に流賊其内に介在し、國家を覆すもの必らず流賊に在りき、

歷代土匪の侵掠

三不管
四不管

流賊橫行の順序

流賊の先驅（饑民）

饑軍

而して此等流賊が其威力を發揮するに至る迄には幾多の階段を經過し來るものにして、饑民は常に流賊の先驅を爲し（支那通有の水害及旱魃は直ちに饑民を驅りて掠奪生活を致さしむ、卽ち饑民こ稱せらるゝものにして、明末陝西附近の饑民或は清代道光年間廣西地方に出現せる饑民の如きは其著顯なる適例にして、此他募兵の後、糧餉支給不能なる時は潰散して掠奪を慾にすることあり、所謂饑軍にして直ちに土匪に化し或は地方の土匪こ結合するものこす）土匪に合して其威を逞ふするに至る、蓋し土匪こ稱し馬賊こ稱するも固より異なるものにあらず、北に於て馬賊こ云ひ、中南部支那にては土匪こ稱するものにして、支那

土匪勢力擴大の主要原因

は今尚ほ文化普からず動亂相踵ぎ、國を擧けて混沌亂雜の狀態に在るが故に匪賊の橫行に最も適するものにして此等馬賊或は土匪と稱するは最早地方の草賊たらず、多少の固定狀態を有し、警察力の不備及軍隊の土匪討伐を欲せざるの二事は漸次其勢力を擴大する主要原因にして、彼等は大概交通不便なる山地水澤を擇びて居砦を設け又中原の地に在りては省界或は州縣界地方を擇びて之に據ること既に述べたるか如し、斯くて土匪にして益其數を增加するか、或は强大なる討伐軍に遭ふ時は一時其根據地を走りて四方に漂泊し、所謂流賊の名を以て稱せらるゝに至るべく、其性質益惡化し、到る處不逞の徒を集合して兇暴厭くなきに至るものにて、歷代革命軍或は叛軍と稱せらるるもの多く此の類に屬す、然れども平時各地出沒の土匪は從來其地域狹小、團體又少數に止まり數千數萬を算するもの稀なりしも、民國以來軍閥の供給せし土匪は少なくとも百數十萬の多きに上るべきか故に漸次其範圍を擴大し、今や山東、河南（山東、河南共に土匪の橫行を以て著はる、殊に河南省の如き戰時土匪團の軍隊改編と共に頭目は一躍草澤の英雄たり得るか故に、一村より土匪の頭目出つる時は以て鄕黨の誇りと爲すと云ふ）、安徽、江蘇四省の境界附近より、南は長江一帶並に福建、廣東、廣西、貴州、雲南、四川に及び、北は直隸、山西省界より熱河、綏遠、察哈爾特別區域に互り、其組織小は數千、大は數萬人を擁して武器彈藥を備へ（土匪が其生存を繼くるには武器を必要とす、此等の武器は凡て軍隊の供給するものにして、潰兵の土匪に投する際多く武器を携帶し時に或は軍隊が土匪を討伐するの際軍兵中土匪に武器を賣るもの少なからずと稱す）、全國に魔手を伸ばし其行動益々惡辣を加へつゝあり、斯くて支那は年々の擾亂に依り絕へず無職無賴の徒を生じ、軍閥は私鬪の爲め支那の生產階級たる農民を驅りて不良分子の墓に投ぜしめ、產業の發達を阻害しつゝあるものにして、彼等が實業界を搾取するの結果は支那に特殊の資本階級を生じ、一戰毎に商工業者は致命的打擊を被り、農民は其膏血を枯渴し、遂に支那の資本階級は軍閥官僚たるに至り、銀行會社は勿論其他稍規模の大なる商社は悉く軍閥官

流賊の成生

現時土匪衆群の分布

特殊資本階級（軍閥官僚）

戰亂に因る支那の損害

食料品騰貴に因る損害

鐵道輸送停止に因る損害

僚の出資に係り、今や軍閥官僚は兵權政權資本の三者を兼有して農工商等生產階級を搾取し、經濟界に異常の影響を與へつゝあり、

而して戰亂に因る支那の損害如何に關しては、嘗て交通部顧問ベーカー氏の詳論せらるゝ所あり、今之れを北京を中心として考ふるに、其食料品のみに就き見るも、其損害一箇月百萬元、一年に一千二百萬元に達するを見る（即ちベーカー氏の說によるに一九二四年一月に於ける食料品の價格は粟百斤七元二十仙、高粱百斤四元六十仙なりしに對し一九二五年十二月には粟十元二十仙、高粱七元六十仙に騰貴し、其騰貴の割合は粟四割餘、高粱六割四分に當る、卽ち平均一斤三仙高となり、一家（北京に於ける一家の人數を平均七人と見る）一日三十仙、月九元の增加にして、一般勞働者の所得は每月九元の增收を得ること難しと稱す）、又戰亂の勃發は常に鐵道輸送を停止し、列車は軍の徵發を免かるる能はず、貿易の發達を阻害するものにして、一九二四年九月より一九二五年十二月に至る十六箇月間に互る北支那鐵道輸送の損害は之を商業の損失として評價するに（鐵道輸送を爲し得ざりし貨物の假格）實に七億九千萬元（評價の標準は農產物每噸六十元、畜產物八十元、礦產物十元、林產物十元、製造品二百元とす）の巨額に達し、優に支那政府鐵道借款三億七千萬元の二倍を支拂ひ得るのみならず、更に粵漢鐵道を完成し得べし、今更に其實例として京奉鐵道の營業成績に及ぼせる影響を見るに、京奉鐵道は一九二一年度（軍閥の占領なかりし年）の年收入約二千五百萬元にして、常態增加率より考ふる時は一九二六年度年收入は大約四千萬元に增加すべき筈なるも、其實一九二四年度收入は一九二一年度に比し却つて約一千萬元の減收を見たり、故に之れにより考ふるに、一九二六年度收入は一九二一年度に比し約一千五百萬元を增加すべきもの、却つて一千五百萬元の減收となり、僅かに一千萬元の收入を得べきのみ、斯くて常態を以て進めば一九二六年度約四千萬元の收入を擧げ、（借款利子約百萬元を支拂ふも尙二千五百萬元の純利あり）經費約一千四百萬元を控除して尙且約二千六百萬元、の剩餘を生ずべきも、僅かに一千萬元の收入を以てしては其經費だも生み出すを得

す、前後の損害少なからざるを知る、又之を支那全國有鐵道に就き見るに、其六分の一の延長に過ぎざる我南滿鐵道に比し寧ろ劣れるを見る、卽ち南滿鐵道の純收入は一九二三年度約五千六百萬圓にして、支那國有全線の收益は五千五百萬元に過ぎず、更に借款利子の支拂額を控除せば其純利益約三千四百萬元にして南滿鐵道に比し相劣ること遠し、蓋し戰亂か支那經濟社會を茶毒する所如何に大なるやを想像し得べし、

以上は鐵道關係より見たる一小面に過ぎざるも、更に一般交通上より見る時は其影響する所頗る大なるものあるべく、人夫、車輛、民船等の徵發は殆んど茶飯事として不斷に行はれ、農繁時に於ける人夫、車輛の徵發の如きは軍隊糧秣の徵發（寧ろ掠奪）と共に農村に及ぼす損害少なからず、殊に戰地に當れる農村の燒討、人畜の殺害は田畑の荒廢を招きて疲弊の極に陷らしめ、地租の强徵、豫徵、各種新稅、附加稅の增徵は農村の死滅を招かざれば已まざるの勢にあり、

商工業發達の阻害

更に商工業に關しては、之が發達に必要なる金融機關は交通其他の機關と共に悉く軍閥の支配下に屬し、惡貨幣の濫造等常に混亂狀態に在りて信用制度確立せざるか故に、民間資金の吸收不能にして爲めに企業の不振を來し、經濟界の發展を阻害すること頗る大なりとす、而して又軍閥か支那の財政を攪亂するは頗る顯著なる事實にして、强大なる軍隊の養成、兵器彈藥の充實には巨額の軍費を濫用し、中央歲入の大部は之れに濫費せられ、地方に在りては各種の誅求行はれて稅制の紊亂甚だしく、釐金の搾取は益々苛酷となりて產業貿易の發達を阻害し、地租の增徵のみならず、屢々之か豫徵を强要し、幾多の新稅、附加稅の增徵は徒らに軍費に濫用するか、或は軍閥官僚の私腹を肥すに過ぎず、一國交通の幹線たる鐵道の如きも其收入は各地軍閥の差押ふるもの少なからざるに至れり、蓋し王朝時代に在りては地方大官中所謂搾取政策により人民の膏血を絞るものなきにあらざりしも、然かも當時に在りては尙ほ其惡弊をして一定限度に制限し得べき中央政府の嚴存するありて、一定標準を超過することを不可能なりしも、民國に至りてよりは最早や中央の威嚴備はらず、地方軍閥は任意の法規を作りて誅求至らざるなく紊亂腐敗其極に達せるものなりとす（軍閥が中央財政を紊亂せしむるは顯著なる事實にして、彼等は一度天下に勢力を得んか、軍費の捻出所として直ちに財政部及交通部の乘取策を講じ自派の者を以てこれに任ずるを常とす）、而して軍費の濫用か一般行政の上に如何なる影響を與ふるやは、財政整理委員會の發表せる民國八年度歲出豫算の狀況により明かなる事實にして、同年度の歲出總額約四億三千七百萬元中、軍費約二億一千七百餘萬元、歲出總額の約五割を占め、之を米國の二割七分、佛國の二割一分、英國及伊太利の一割五分に比するに正に雲泥の差を見るべく、此他國債支出約一億二千八百萬元（約二割九分）、政費約九千二百萬元（二割餘）にして、更に歲出總額中國債支出を除く時は軍費政費合計約三億零九百萬元となり、軍費七割を占め、一般政費は僅かに三割に過ぎず、更に又民國十四年二月臨時執政府公文に據るに、支那全國軍隊數大約百四十五萬人（陸軍二十七師、混成百四十九旅）、歲入豫算合計約四億五千九百萬元中、軍費は軍隊經費約二億一千三百萬元、軍政費四千八百萬元、軍費合計大約二億六千萬元强にして、實に歲入總額の五割餘を占む、而して此等は各省よりの報告に基き作成せられたるものにして、概ね各省の國家收入なりとし、各省の地方收入たるべき額を加入せざるものなるも、最近各省の軍費は逐年增加し數年前に比し少なくとも二倍に達すべく、地方によりては數倍に達せるの省少なからず、更に又各種の名目を以て新徵或は加徵せられたるもの或は直接軍用金として地方各縣等に負擔を强要せるものを加ふる時は蓋し豫想外の巨額に達すべく、軍閥が省民の膏血を枯渴せしむるの如何に甚だしきかを想像し得べし、

軍閥の誅求

軍費の濫用

財政の攪亂

軍閥の弊極まる所上述の如し、之れ聯省自治の運動起り、或は又廢督裁兵等幾多軍閥打破の運動紛起するに至りし所以なりとす、

廢督運動の趣旨

而して廢督運動たるや、軍閥の武斷專制に反對せる反抗運動として軍民分治の必要を論じ軍閥の手中より民治を獨立せしめんとの趣旨に出たるものにして、一時各省共專任省長の設定を見たること冀に述べたるか如きも、其實質に何等の變化を見る能はざるを知るや、更に省出身者中より省長を選任する手段を採らんとし、之が任命に關し督軍、省民間の抗爭一時旺んなりしも、無力なる省長は遂に武力ある督軍の屈從に甘んぜざるべからず、其運動の失敗に終るに及び、遂に督軍廢止の運動を起すに至りしものとす、

廢督論の勃興

斯くて督軍廢止の論は早くより說へられ、陳公博氏の如き其著督軍問題に於て廢督の必要なる所以を論じ、之が必要なる理由として民治の刷新、政令の實施、財政の整理、軍政の刷新、吏治の清明、及法律の完備の六項を擧げ、督軍の廢止なくんば到底之が實現を見得ずとせり、此他更に外人中に在りてもブランド及グットナウ兩氏の如き又督軍の廢止を論ぜしも、常に武力に壓せられて永く其反響を見るに至らざりき、然るに民國十年四月浙江督軍盧永祥氏の通電を發して廢督を主張するあり、次て六月雲南督軍唐繼堯氏督軍の職を辭して新に總司令となり、貴州督軍劉顯世氏も亦之れに倣ひしより、督軍廢止の聲は全國を震動し、天下翕然として之れに應ぜしが黎元洪氏の如き天津の草廬を出でゝ大總統に復位するや、廢督裁兵を標榜して天下の人氣を集めしより、廢督論は漸く具體化せんとするに至りしか、民國十一年六月盧永祥氏は省議會其他商界軍界の主なる者を集めて廢督決行を宣言し自ら軍務善後督理と稱し、唐繼堯氏又新政治組織を採用して總司令を廢し、省長を主腦とする新政府を樹立せんとし、此他湖北省にては蕭耀南氏の廢督志願、山西にては閻錫山氏の省長專任希望、江蘇にては齊燮元氏の廢督に呼應するありて、各省共漸次督軍の名稱を廢して督辦或は善後事宜等と稱し、更に民國十三年第二奉直戰後段祺瑞氏の臨時政府執政に就任するや、政綱の一として軍民分治、督軍及巡閱使廢止を標榜し、巡閱使は開墾使或は邊防督辦と改稱せられしも、然かも彼等は依然其地位を擁して豪然たるものあり、露骨なる支那人心理を發揮せるのみにして、何等實體の變化なく、依然私兵を擁して事橫を恣にせり、之れ廢督に次ぎ更に裁兵運動の紛起せし所以にして、軍閥の根本的打破は其暴威を逞ふする私兵を解散し以て軍閥の實體を無にするにありとす思意せしが故なりとす、

裁兵運動紛起の原因

猶ほ督軍制度廢止の方法に就きては後說裁兵計畫と共に幾多の研究あり、此等諸案中主なるものを示せは次の如し。

督軍制度廢止方法

（一）李思純氏の案（李思純氏著廢督軍議）

李思純氏の案

1 省長をして一省の政務を總攬せしむ
2 省長は民選又は官任とし、武人以外の者を以て之に任ず
3 督軍廢止前軍隊裁撤を先決問題とす、
4 全國軍隊を劃分して國防軍及警備軍とし、國防軍をして邊省及要塞に駐防せしめ、警備軍をして內地に駐防せしむ
5 國防軍の師旅長は陸軍に直轄し、警備軍は各省長に直隸す、
6 國防軍の徵調訓練の爲め軍區を分劃し、裁撤後の督軍を以て軍區長官とす、
7 軍區長官は省長と同一地に在るを得ず、

（二）陳公博氏の案（陳公博氏著督軍問題）

陳公博氏の案

1 巡閱使及之に類する宣撫使、經略使等の官制を廢止す、

2督軍廢止の順序は山西、陝西、河南、安徽、湖北、湖南、江西、貴州を第一次とし、直隷、山東、江蘇、浙江、福建、廣東を第二次、奉天、吉林、黑龍江、甘肅、新疆、四川、雲南、廣西を第三次廢止省とす、

3全國を五十二省に分ち各省々長を任命す、

4各省々長任命と同時に各省督軍を裁兵使とす、

5國防軍區及練兵地點を確定す、

6各省警備隊を編制す、

7軍諮處官制を制定し、裁兵完了後裁兵使は之を廢して軍諮處に入れ、其師長たりし者は之を師長たらしむ、

（三）李書城氏の案（中國軍事改良意見書）

1全國を二十軍區に分ち、軍區の長官を督軍と稱す（第何軍督軍と稱し地名を以て冠稱するを得す）

2督軍は省長を兼任するを得ざるのみならず、省長と同城するを得す、

而して裁兵運動が稍具體化せんとするに至りしは、袁氏の帝制野望、張勳氏の共和否認當時よりのことにして殊に黎氏復位の際廢督裁兵を政綱とせし以來盛んに論議さるゝに至り、民國八年秋全國督軍に對する裁兵諸問の通電は十七省區權力者の贊成を得しが（但し當時各督軍は反對の口實なきに苦しみ贊同を表せしも新疆省督軍楊森氏を除きては其態度明かならざりき）、當時政府部內に在りては裁兵委員會を組織し、陸軍總長を以て委員長に任じ、各巡閱使、督軍、總司令、都統等の派遣する代表、其他若干の委員を以て組織し、裁兵計畫をしては、民國十年末に於ける軍隊數百三十萬人中、中央の直轄軍隊七十餘萬人の五分の二を縮少し、大省は二師、中省は一師と爲すことゝせるも、固より兒戲に類し民衆の信を得る能はず、民國十一年六月北京に國民裁兵促進大會を開き、全國商會聯合會、京師總商會、教育會、銀行公會其他政客等參加して大に氣勢を擧げ、理事七十二名を選擧して軍制改革及裁兵の研究を爲し、巡閱使、督軍、護軍使の裁廢を宣傳し、上海商工界の八團體も亦之に呼應して裁兵大會を開き、更に十月十日國慶日を期して北京に國民裁兵大會を開きて八十六團體の參加を見、軍閥打破、廢督裁兵を高唱すると共に、委員をして大總統及國務總理を訪問して其意見を求めしめ、黎總統の如き自ら裁兵の所見を述べて贊意を表明せり。

而して民國十二年に入りてよりは裁兵運動益熱度を高め、全國商會聯合會は漢口に大會を開き、特別會議の議決を以て裁兵案を政府、各地軍閥其他の有力者に通電し、黎大總統も亦一月三日全國に通電して廢督裁兵の必要なる所以を述べ、之が方法としては今後一切兵力の補充を爲さゞれは三年にして現在兵數の十分の七を廢し得べしと論ぜり、然れども之れ亦一片の通電たるに止まり、何等其實行の伴ふものなかりしが故に、當時衆議院は裁兵建議案を提出して其決行を督促し、裁兵案を三期に區分し第一期は裁兵計畫の立案、第二期は兵員の實數調査第三期を裁兵着手期とせるものにして、當時支那全國百四十箇師團あるも、各師兵の實數は五—六割乃至九割の實數なるが故に實際の師團數は約百箇師團たるべく、第三期裁兵の着手と共に其一半五十個師團を解散すべしと云ふにありき。

斯くて裁兵運動の熱度漸次高騰し來るや、勢ひ軍閥は自己擁護の見地より之が對抗策を講ぜざるべからず、吳佩孚氏の如き廢督裁兵は國家の統一を先決條件とするが故に、統一以前に於ては其實行不能なる所以を力說して全國に通電し、所謂武力統一主義の色彩を鮮明にし、裁兵運動も軍閥强壓の下に一時其萌芽を踏み去られんことせしが、然かも兵工政策は隨所に唱導せられ、解散兵を西北開墾に、或は鐵道建設に或は又淮河等河川の改修に利用すべきを論じ、廣東、四川にては軍隊の職工教育を計畫し、又馮玉祥は其西北督辦になりてより職業教育の外更に永定河の改修其他西北開墾を計畫し、察哈爾區內に於て部下一旅團に約一千頃卽ち我が約六千町歩の土地を

裁兵運動の具體化
李書城氏の案
裁兵委員會の組織
裁兵計畫
國民裁兵促進大會
國民裁兵大會
衆議院の裁兵建議案
裁兵運動に對する軍閥の對抗策
吳佩孚の武力統一主張
馮玉祥の西北開墾計畫

王揖唐の屯墾計畫
四商務總會の裁兵公債引受案
軍事善後委員會條例
廢督裁兵計畫の失敗

與へて數個の軍隊村を編成し、百五六十戸を以て一村を編成すると共に、各村落の構造を計畫的に設計して所謂文化村を現出せんとし、民國十三年に入りては第二奉直戰後直隷軍閥の消滅と共に廢督裁兵論再起し、民國十三—四年の交當時安徽省長兼軍務督辦たりし王揖唐氏は二割の裁兵を行ひて屯墾事業に從事せしめんとし、淮泗道尹に對し之が處理を命じたることあり、山東の有力者王鴻一氏は墾殖政策を實行せんが爲め、當時張家口方面に在りし馮玉祥より數千頃の土地貸下を受け、當時山東省に於て準備せし移民費七萬元を以て其實行を期せしことあり（一戸三人七十元宛の補助を與へ一千戸三千人を移民せしめんとせり）、此等具體的消息の傳はるや上海、漢口、天津、北京の四商務總會は商議の上若し政府にして裁兵を斷行せば之が費用の一切を引受くべく、先づ臨時に短期公債三千萬元の發行を引受け、裁兵實行後は更に長期公債三億元の發行を引受け、以て裁兵短期公債三千萬元の償還及全國實業の振興竝に中央銀行の組織を爲すべしとし、善後會議に提出附議されしことあり、民國十四年四月段執政亦軍事善後委員會條例を善後會議に附議して可決され、軍費は總歳入の三分の一を標準とすること、兵數は上述軍事費の範圍内に於て定むること竝に軍事整理委員會を組織して其局に當らしむべきこと等を定め、段執政府は一時非常の勢を以て之が斷行を計畫せんと圖りしも成らず、爾來天下は奉國二大軍閥の對抗時代となり、孫傳芳氏の五省聯邦組織は爲めに天下三分の形勢を示せしが、其後南北兩軍の對峙となり、南軍は武漢、南京兩派に分裂して互に爭鬪し、馮玉祥、閻錫山等南北兩軍の間に蹈居して虎視耽々たるものあり、此間各地小軍閥の離合常ならずして各自軍兵の召募に腐心する等、廢督裁兵の計畫も今や悉く水泡に歸するに至れり、蓋し裁兵斷行に當りては固より莫大の費用を要すべく、前記王鴻一氏の計畫を基礎として考ふるに、假りに民國十四年二月段執政府の發表せし數に依り全

熊希齡氏の軍備整理案
兵力制限
廢督裁兵案の要旨

國軍隊數大約百五十萬人とし、百萬の裁兵を行ふとせば最少限一億元を計上せざるべからず、支那の現狀を以て之が支出を圖ること固より困難なるべきも、然かも之により支那十數年來の懸案たる問題を解決し得とせば支那四億の良民に執り巨額に過ぐとも稱せられず、殊に各地商務總會は又克く之が公債發行を引受くべく、決して至難の業にあらざるも、地方軍閥の鬪爭は各自勢力維持の爲め眞に斷行の意なく、加ふるに中央政府の無力なる固より斷行し得るの器にあらず、各方面に於ける幾多の研究、裁兵計畫も何等の効なきものにして、此等廢督裁兵の形勢を促進せしむるには一に教育の向上と、二に權利の主張とによる一般國民の元氣に俟つの外なく、之が實行は尚ほ遠き將來に屬すべきも、參考の爲め從來發表されたる計畫案の主なるものに就き其要旨を述ぶれば次の如し。

（一）熊希齡氏の軍備整理案

一、兵力の制限　全國を九大軍區に分ち、之に四十八箇師團を配置す、而して九大軍區とは第一區東三省（八箇師團）、第二區直隷、山東、河南（一二箇師團）、第三區陝西、甘肅（二師、一旅）、第四區浙江、福建（二師、二旅）、第五區江蘇安徽、江西（六師、二旅）、第六區湖北、湖南（四師、一旅）、第七區廣東、廣西（二師一旅、廣西は不明）、第八區四川、貴州、雲南（五師、一旅）、第九區新疆、青海（一師、一旅、青海は不明）なりとす。

二、要　旨

1　陸軍部所轄の經費は公債費を除ける一般行政費の二分の一に達す、各國軍備は皆國防にあるが故に其軍隊及軍費は假想敵國の軍備を標準とす、然るに現時友邦各國は支那に對し皆平和を念とす、支那も亦此際休養すべき時なるが故に對外を標準とせず國内の安寧を維持するを專一とす。

2　右の理由により五十萬を以て足るべく、之を二種に分つ、

一、陸軍編制法を用ゐ、軍長、師長之を統べ、要地に分駐して中央よりの節制調遣するものに屬す、

二、警備隊編制法を用ゐ、各地方長官の節制に歸し、各州縣に分配して捕盜嬉奸に從事し、行政司法警察の及ばざる所を補ふ。

備考　該熊希齡氏の案は民國一年九月氏が國務總理の當時建議し、同年十一月二十日發表せられたるものなるも、民國四年袁氏帝政の野望は遂に南北の形勢を急變せしめ、軍隊の整理を爲す能はざりしものとす。

民國八年南北平和會議提出裁兵案

（一）民國八年南北平和會議提出裁兵案（北京政府案）

要旨

一、要旨　前清末陸軍三十六鎭練成の計畫は民國元年五十師に增加し、現時南北を通じて百箇師團以上に達す、而して陸軍費豫算は歲入三億七千万元に對し約二億四千万元、海軍費七百五十万元、國債償還一億二千万元、政費一億三千万元を合せば差引一億二千七百万元以上の不足を告ぐ、殊に軍費は民國三年に比し其三分の二を增し、清末に比し約一倍半なり、故に之が缺陷を矯正するには民國三—四年度の兵額を標準とし、海軍費を約六百万元、陸軍最少額一億一千万元に減額す。

軍隊編成額外軍隊の縮少

二、軍隊の編成　軍隊數を五十師とす、一師約百八十万元を要すとせば、總豫算額と兵額とは略ぼ平衡を保ち得べし、而して陸軍制及巡防制は當分之を併存して其按配駐紮地點を定め、軍事長官の權限は適宜之を定む。

三、額外軍隊の縮少　現時必要以外の軍隊約五十師以上ありて、之が縮少方法次の如し。

1　裁兵標準　豫算上收入分配軍費の標準は總支出約二億四千万元を一億一千万元と爲すに在り、故に全國軍隊は中央地方の別なく一切之を半減し、其經費も又半減すべし、而して軍事の必要は國防及國內警察力の補充とにあるを以て陸軍制、巡防制を併用し、大省は一箇師團半、中省は一箇師團、小省は一旅を以て對內的に使用し、警備力の不足を補ふ。右の目的を達せんが爲め兵力を五十師とし（戰時は百師に增加し得）、其內三十師を之に充て、殘餘の二十師は中央に專屬せしむ、但し中央專屬軍隊は北京附近及全國要塞に十師を配し、蒙古、西藏、甘肅、新疆、吉林、黑龍江等國境地帶に十師を配置す。

2　裁兵の處置　地方の狀況及裁撤軍隊の性質により、解兵者の生計を計らんが爲め開墾、道路構築、河川修築に使用し或は巡警に改編す。

裁兵期間は一擧に裁兵を行ふべき目的を以て一年乃至一年半內に遂行し、民國二年善後借款の例に倣ひて未拂給料支給の外、將校兵卒を問はず俸給三箇月分を給與す。

四、軍需獨立　軍費支給の爲め軍需總監を設くるは各國の通例に屬す、支那に在りては其軍需事務は陸軍部の主管する所にして、外は督軍の主政に屬し、各軍は財政部より經費を得て自給しつゝあり、之が爲め經理上頗る繁多を極むるか故に、軍需總監を設けて內外軍事の收支を統一管理せしむ。

軍需獨立

裁兵善後費

五、裁兵善後費　裁兵の爲め必要なる經費は之を外債に依る、未拂俸給の外、三箇月分俸給を支給するとせば將校下士每人二—三百元、兵卒每人二—三十元、旅費四元にして、裁減數は將校下士一八、七二〇名、兵卒三一六、一〇〇名なりとす、而して各省軍隊裁撤經費並に未拂軍費補給費は民國二年善後借款告成編製表に據るに約三十師を裁撤するに大約三千万元を要せしが故に、五十師を裁撤するとせば約五千万元を要す、但し此は僅かに裁遣の費用にして、若し裁兵期間を一箇年半と爲す時は、未裁遣の軍費は尙ほ每月支出せざるべからず、卽ち一ヶ年以內に裁兵完了の場合は九千五百万元を要し、一ヶ年半に完了するとせば一億一千七百五十万元を要するの外、更に現防地撤退費（每人輸送費四十元）八百万元、裁撤軍人處置費三千万元、其他外國借款に依るが故に之が協議に約三箇月を要するとせば又三千万元を增額するの要あり、且つ現在各銀行立替金三千万元を合し、總計一億九千三百万元を要す、蓋し一箇年以內に裁兵完了の場合に要する經費にして、若し一ヶ年半に完了するとせば二億一千五百五十万元を借款するの要あり、凡て新整理の歲入を以て借款擔保に供す。

南方軍事會議議決の全國軍事整理案要旨

軍備整頓

（二）南方軍事會議議決の全國軍事整理案（南方政府提出）

一、要旨　外に對しては和睦友邦主義を採りて外交の基礎とし、鄰境の治安を維持するに必要なる軍隊を邊疆に置き、國內に於ては最少限度の必要軍隊を編成し、地方警察と協力、治安を維持す。

二、軍備整頓

1　全國常備陸軍兵額　邊疆及國內の地形並に人口廣袤等地理的統計及地方の狀態に鑑み、且つ國家財政の關係を考慮し全國の常備兵額を四十混成旅とす、一混成旅は步兵三團を以て編成し、尙ほ歐洲大戰の經驗に鑑み特種兵を加ふ。

2　禁衛軍　國會及政府の所在地には警衛軍として兩混成旅を置き、之が兵員は各混成旅より選拔召集す。

3　海軍の充實及要塞完備　海軍を整頓充實せしめて國防を堅固にし、且つ海岸及陸地要塞を完備す。

4　兵額の分配及徵募　兵額の分配は人口及戰略上の關係に依り別に之を定む、又要員の徵募は各混成旅駐在管區內の人民を以て充當し、徵集方法は徵兵制を原則とし、其實行困難なる地方にては募兵法に依る。

5　軍資の獨立及自給　兵器の統一、整頓を謀りて兵工廠を增設し、糧秣廠及被服廠を新設して地方工業と連絡せしめ以

裁兵善後

て兵器の獨立軍需諸品の自給を圖る。

三、裁兵善後

1　南北兩政府共同して裁兵統籌處を設け、裁兵の標準及其方法案を商議し、別に南北裁兵處を設けて裁兵を實行す。

2　邊疆にして尙未だ開拓せられざる地方には暫く屯田軍を置き、裁撤兵を以て之に充當す。

章炳麟氏の裁兵意見

（四）章炳麟氏の裁兵意見

一、兵力の制限　各省兵力の不同は公平を期し難きが故に、各省二師、特別區一師（又は一混成旅）に限るとし、全國の兵數を五十個師團に制限す。

二、巡閲使の廢止　巡閲使にして數省を兼ぬる時は各省兵數の制限は其効なきに至る、故に之を廢す。

三、他省軍隊の駐防廢止　軍閥の大なるものは大兵を養成せんが爲め自己軍隊を他省に駐屯せしむるも、所謂此等他省駐屯の客軍は鄉土關係を有せざるが故に軍紀紊亂、苛歛誅求の弊甚だし、從て各省は此等客軍を制せんか爲め、客軍兵數以上の軍隊を養成するを要し裁兵の實行困難なり、故に客軍の駐防を廢止す。

四、中央直轄軍隊の撤去　中央に大兵を擁する結果は帝制を企畫し、或は議會の解散を强制し禍根を生ず、故に之を廢す。

王澤民氏の裁兵計畫案

（五）王澤民氏の裁兵計畫案（民國九年發表）

裁兵程序

一、裁兵程序

甲、分期除隊

1　兵器無く且訓練不充分なる者を第一期とし、期限を一箇年と假定す。

2　老弱者を第二期とし、期限を六箇月と假定す。

乙、配屬概數

第一期及第二期裁兵概數五十万人は特別交通兵二十六萬人、林鑛工夫四萬人、工廠工夫四萬人、造船工夫二萬人、治河工夫四萬人、老弱除隊歸鄉者一〇万人の如く、夫々配屬し、若し老弱除隊兵にして歸るべき家なき者又は歸鄉を好まざる者は各種工夫內に收容す。

裁官計畫

二、裁官計畫

前記の交通兵及各種工夫には管理員あり、術科に長ずる者より中央裁兵會にて試驗を行ひたる上、採用し其人員合計四萬四千人とす、又學科に長ずる者は文職に任用し、各公署、各社會機關、各學校教職員等に任用す、此の數約六千人に達す。

裁兵會の組織

三、裁兵會の組織

1　中央裁兵會議　中央に於て各省區の軍事長官又は其代表者及財政廳長を召集して裁兵會議に參與せしめ、以て裁兵會を組織す、裁兵計畫案を作り大總統の裁定を經て公布するものとす。

2　中央裁兵會　北京に裁兵總會を設け、元首（陸海軍大元帥の名義を以て）を會長に、國務總理及各巡閲使を副會長に、各部總長及各督軍、都統、各字將軍（建威宣武等の榮號を冠する將軍）を會員とす。

3　地方裁兵會　中央裁兵會は各省區に裁兵會事務處を設置し、中央裁兵會々員たる其省區の督軍或は都統を以て處長に任し、中央裁兵會より派遣する會員（各字將軍）を副處長と爲し、該省區に於ける裁兵事宜は凡て該處に於て軍隊の原長官と會同し、中央にて定むる計劃に照して一切を處理し隨時總會に報告するものとす。

丁錦氏の裁兵案

（六）丁錦氏の裁兵案

一、巡閲使を廢して督軍の地盤爭奪を止め、以て亂源を除き、兵數の不足は訓練、及兵器、科學の力を以て補足す。

二、裁兵前後處置　裁兵に關する一定の法規を制定嚴守し、裁兵の期日及回數を定めたる上各省議會及政府裁兵監督に於て其實行を監視す、而して裁兵後は國會の豫算を通過せざれば一兵だも集むるを得ずとし、各省治安は省長の責任を以て警察力を用ゐ、國軍使用の權限を定めて濫用を防ぐ、

又裁兵の犧牲となれる將卒に對しては生活の法を講じ、職工教育を施すか又は築路、河川工事等に使用し、士官には俸給の幾割かを與ふべし。

全國商業聯合會決議案

（七）全國商業聯合會決議案（民國十二年）

一、裁兵會議　裁兵額を均一にする爲め裁兵會議を開き決す

二、裁兵善後策　裁兵善後の策を講ぜざる時は彼等は其鄉里に歸りて土匪に變ずるの憂あり、而して彼等に職業を授くるは農工も可なるも、支那の如き交通不便の國に在りては鐵道其他道路工事に使用するを最も便なりとし、百万人を使用すとするも十年間を支持し得べく、且つ未墾地少なからざるが故に各人に十畝の土地を給すとするも百万人にて二万方里、四

一五縣の地に收容するを得べしと謂ふにあり。

而して鐵道建設案としては、先づ軍事委員會、技術委員會及經濟委員會を以て裁兵築路機關を組織して之が計畫指導の任に當らしめ、左の鐵道幹線を建設すべく、建設後は鐵道附近の都市に移して商工に使用し或は荒地の開墾に從事せしむるものとす。

南北幹線
一、粵　恰　線—廣東より恰克圖に至り西比利亞線に連絡せしむ
二、浙　濱　線—浙江より滬杭甬、滬寧、津浦、京奉、南滿、東支を經て哈爾賓に至る

東西幹線
一、津　伊　線—天津より京綏線を經て甘肅、新疆に至る
二、鉄杭贛湘線—廣西より湖南、江西、浙江を經て上海に至る
三、川　漢　線—漢口より四川に至る

(八)蔣百里氏の裁兵意見

兵は國家に必要なる機關なるも然かも軍閥を發生せしむべからず、支那は民國以後裁兵問題紛起し、民國元年袁世凱は南方軍隊の多數を裁撤し、又段祺瑞は張勳の復辟事件後數万の兵を解散せしめ、更に安直戰後には邊防軍三個師團及徐樹錚配下の六個旅團並に吳光新の第六師等完全に解散され、第一奉直戰後には十万の奉天軍を裁撤せしも、然かも軍閥の害日に甚だしきは何等かの理由なかるべからず。

前清光緒末年より宣統初年に至るの間北洋軍隊は紀律比較的整齊せりと稱せられしも、然かも下級幹部は毫も兵卒の取締を爲すを得ず、蓋し現時に在りても兵卒の多くは無理に引留策を講じ漸く殘留せるものにして、一度嚴格なる取締を爲さんが逃亡者續出すべく、當時逃亡兵卒の軍需品は下級幹部が嚴重なる取締を爲し得ざりし所以なりとし、現時に於ても若し兵卒の自由歸宅を許可せんか、彼等の三分の一は退散すべく、現に民國三年の調査に據るに逃亡兵數は全數の一割五分乃至三割に達せりと謂ふ、從て從來解散されたる兵數は之に逃亡兵數を加ふる時は更に增大すべし。

支那軍閥　日本及獨逸に於ける軍閥は世人の非難少なからざるも、然かも彼等は數百年の歷史を有し、第一貴族關係に依りて養成せられたる外、更に替て外國との交戰に當りて國家の爲め奮鬪し、人民の信仰を得たるものなるも、支那の軍閥に至りては何等存在の價値なく寧ろ大害を貽すのみ、而して軍閥發生の因を研究するに、國家及國民自ら軍閥を招來して衛の任に當らしむるものにして、一般國民は自ら兵役に當らんとせず、國家は錢を以て人を購ひ以て軍兵たらしめ國家保閼蔽扈の第一步を作りしものにて、政治家の軍事放任は逆に軍閥の政治干涉を招致せり、蓋し支那國民は一般に言論の責任を重んぜず、政治家に於て特に然り、從て彼等の議論、主張は悉く空論に過ぎざるが故に、政治家は皆實力ある軍隊と相結び茲に幾多の軍閥を生ずるに至りしものと思意せらる。

軍閥發生の原因

蔣百里氏の裁兵意見

軍規紊亂の原因

兵の逃亡

支那軍閥

裁兵方法　裁兵の實行は兵の性質、國家と軍隊及軍閥との關係を明かにするを要し、國民自ら國家の防衛及裁兵に關する責任を負担すべきものなるも、裁兵を論ずる者、多くは其希望を述ぶるのみにして、敢て實行に着手せず、表面裁兵するも裏面募集を行へば百年河清を待つに等し、然れども現時軍隊の兵數は一師僅かに一—二個聯隊にして、其實數甚だしく不足せるが故に、之が整理を行ひ歸鄉希望者を許可すると共に募兵を止めしむる時は、五年を經ずして軍隊の大半を裁撤し裁兵の實を擧げ得べく、爾後兵の募集は必らず國會の通過、政府の捺印を必要とし、政府は每年軍隊數を發表して絕對に增加を禁ずるを以て裁兵の最良手段たりとす、而して若し此の方法にして失敗に歸せんか即ち國民兵役制を實施せば可なるべく、裁兵實行に要する經費は大約二千一百萬元にて足り、其中一千萬元は之を生產方面に用ふるを得べし、蓋し兵一人を養ふには每年平均約百元を要するが故に（一ヶ月月給七元年八十四元、其他の雜費を合し約百元）裁兵時三箇月分の月給を支拂ふとせば十萬人を解散するに約三百萬元、二十萬人に對し六百萬元にて足る、故に其殘額は之を生產方面に使用し以て解散兵の土匪群に投するを防ぐべしと謂ふにあり。

裁兵方法

葉景華氏の裁兵意見

兵數問題

(九)葉景華氏の裁兵意見

一、兵數問題　支那の軍隊數は約百萬人に達すべく、國家に必要なる兵數は財力及國防關係を考慮せざるべからず、憲法草案に據るに軍費は歲出の四分の一を超ゆべからず、若し兵數を二十五萬人とせば其經費六千六百乃至七千萬元にして歲出の四分の一に近し、又武器供給力より考ふるに二十五萬人は寧ろ多きに過ぐるの感ありて、之を國防上より論ずる時は粗雜なる多數の兵を養ふよりも、新式兵器を完備せる小數の精兵を養ふを可とするが故に二十五萬人は決して少なきに失せず、更に又必任義務制（國民兵役制）を採用せば平時二十五萬の兵數は戰時百萬の兵を得べし、而して軍隊の單位は之を旅

團とし、一旅五千人とせば二十五萬人にて五十個旅團となるべく、之を二十二行省、三特別區に配置し、其殘數二十五旅團を以て邊疆其他國防上必要なる地點に配置すべし。

二、經費捻出方法

軍隊の解散に當り支給すべき金額は旅費及從來の俸給不渡額にして、不渡俸給支給額二千七百萬元（俸給不渡平均六ヶ月百萬元（將校の俸給年二千八百萬元、六ヶ月分の不渡俸給支給額一千四百萬元、他の職業に從事する迄の生活費として二年間、現俸の半額を支給せば其額二千八百萬元、計四千二百萬元とす）、總經費七千二百萬元にして、之が經費の捻出は關稅增收を担保として公債を發行すべし、猶ほ七千二百萬元の裁兵經費は一見過大の感あるも、七十五萬人の軍隊を養ふ年費の半額に當るに過ぎず。

三、實行方法

裁兵實行に當り困難なる問題は、（一）兵數多くして一擧に行ひ難きこと、（二）解散費の困難、（三）政府又は軍人の希望せざる事項なることの三點にあるも、第一の困難は分期實行せば可なるべく、第二の問題は關稅增收を以て充當し得べし、故に其最も困難なるは第三の問題にありて、彼等の裁兵を希望せざるは野心を抱藏するか或は又地位及生活の保全を希ふか爲めなりとす、而して野心を抱藏する者に對しては彼等の自滅を俟つの外策なきも、地位、生活の問題は自ら解決の法なきに非す、卽ち地位の保全に關しては陸軍訓練所を設け各省軍隊の將校、下士卒中良好なる者を選拔訓練して其數を二十萬人とし、以て國防軍二十五萬の基礎たらしめ、更に軍事研究所を設けて訓練所に屬せざる將校中曾て正式教育を受け前途見込ある者を收容し、其他の者に對しては二年間現役俸給の半額を支給し、其間に於て警察官或は勞働者の取締等に周旋す。

裁兵を實行するの順序は必らずしも各師旅平均に行ふを要せず、軍隊の不規律なるものは直ちに之を行ふを可とす、蓋し裁兵は兵力及財力を以て之を決行するものにて敢て軍隊の希望を顧慮するにあらず、不規律の軍隊は不渡俸給を與ふるのみにて武裝を解除し鄕里に送還せば可なり、但し不平均を防かんとするには全國を數區に別ち、每區優良なる者を留めて不良者を除去すとせば、每年平均逃亡兵一割五分乃至二割五分あるが故に之を補充せざるに於ては每年二割內外の減少となり、數年にして其目的を達し得べし、猶ほ裁兵と統一とは不離の關係を有するものにして、人或は統一の後裁兵すべきを論ずる者あるも、現時各軍閥中一家一派の兵力を以て能く全國を統一し得る者あるを見ず、然れども鐵つて考ふるに今日不統一の狀態は軍人の割據に歸因し、互に相敵視するが故に協力一致裁兵を實行すること難し、故に第一期裁兵は統一不統一に關係なく、財政上より軍費を削減せば裁兵自ら行はるべく、其第一期裁兵數は少なくとも鐵道收入を軍費に流用せざる程度に於て行ふを要す、（葉景華氏は鐵道收入純益約四千萬元にして、此は交通部債務の整理に充當せざるべからざるも、京漢津浦兩線の年收一千四百萬元、及京奉線收入一千萬元は差押へられて、剩す所僅かに一千六百萬元に過ぎず、從て交通部債務の整理には二千四百萬元の不足を生ずるも、之を驗稅剩餘中より需むとせば中央政府の生計立たず、此の二千四百萬元は十三個師團の經費に當るとせり）と謂ふにあり。

四、裁兵善後策　數十萬の大兵を解散し善後の處置を誤る時は天下爲めに大亂を生ずべし、故に裁兵を行ふに當りては之が善後策を考究せざるべからず、生業を與ふるの時期、生業の授與及裁兵費使途の監督之れなりとす。

生業を與ふるの時期に關しては解散後直接軍隊より職を與ふる場合は同隊の者相集りて不逞の徒に利用され、或は軍隊の惡風に感染せる彼等は驕惰の風ありて業務に出精せざるの弊あり、故に彼等を故鄕に歸還せしめて家業に從事せしむるを最良の策と爲すも、元來彼等は本業を守る能はず、故鄕に安んぜずして兵となれる者なるが故に、彼等をして故鄕に歸還して本業に就くか又は能はずとするも故鄕にて他業に從事するの方法を講じやるの要あり、此點に關しては一度鄕里に歸して彼等に證書を與へ置き、該證書を以てせば職工募集に際し全部之を採用するの特權を與ふべく、然る時は彼等は退營の際武裝を解除し且つ數ヶ月分の俸給を渡し置くか故に土匪等に變ずるの憂略ぼ無かるべしと思はる。

裁兵に與ふる生業は少數の工兵を除きては農業其他不熟練勞働の外なし、然かも農業を以て最も適せりと爲すも、開墾には交通の便を開き、或は土匪掃蕩の準備を要す、故に現に洮南、包頭一帶の如く既に開墾に從事せる地方は直ちに之を行ひ得るも、將來裁兵の大部を開墾に使用し得るに至る迄は河川の浚渫、道路の築造等主として不熟練勞働に從事せしめざるべからず、蓋し河川の浚渫は河道を開きて水旱を治し、灌漑を便にする爲め農耕上最も重要なる事業にして、現時河川工事の最も必要なるは直隸、山東、河南、安徽一帶にして、兵の出身地も亦前記四省を以て最も多しとす。

道路の築造は絕へず修理の要ありて、費用を要すること多きか故に、費用捻出の爲めより見て自動車路の築造を主とすべく、支那の如き鐵道の便少なき國にありては特に必要なりとす。

又鐵道工事は歐洲戰後中絕の狀態にあるも、此は單に交通不便を來せしのみならず政局に及ぼす影響大なり、故に關稅增

吳佩孚氏の裁兵案
府署の廢止
將卒裁減法
將校の處置
兵卒の處置

收後の整理借款なり以て鐵道借款をも整理し、從來契約締結して未だ工事に着手せざる粵漢川、隴海、浦信、寧湘、同成、株欽等の工事を速成するの要あり、次に裁兵に要する經費は整理借款中より一億二千二百萬元を充當し、其內七千二百萬元を解散費に、五千萬元を善後費用として開墾其他の工事に充つるせば、款十萬乃至百萬人を收容し得べく、此等は今後支那經濟の發展の爲め裁兵の有無に論なく實行するの要あるものとす、但し裁兵費使途の監督は最も注意を要すべき點にして、民國三年の善後借款中二千九百萬元は之を軍隊解散費に充當せらるゝの規定なりしも、其實大部は他に流用せられ、實際解散せられたる兵數は幾何にも達せざりき、之れ監督を要するの點なりと謂ふにあり

（一〇）吳佩孚氏の裁兵案

一、將軍府、巡閱使署、督軍署、護軍使署、都統署、鎭守使署の廢止。

二、將卒裁減法

1　將校の處置

イ、軍事智識及學識無き者は退職金を與へて停職を命ず、

ロ、阿片吸喰者等嗜好の劣等なる者イに同じ、

ハ、陸軍年齡制に合せざる者及體質虛弱者又は公傷者は多額の退職金を與へて停職を命ず、

ニ、軍人出身に非ざる者にして他の智識を有する者は他の文官に轉職せしむ

ホ、相當の學識功勞ありて裁汰されたる者は軍事機關定員外とし、欠員ある毎に補任す。

2　兵卒の處置

嗜好劣等者、無學にして改善の見込なき者、年齡不合格者（十七歲未滿、三十四歲以上、體質虛弱者、退役希望者は次の標準に據り處置す、

イ、特種の技藝を有する者又は老年にして職工たり得ざる者は三箇月分の給料を與へて原藉地に送還し、地方官をして處置せしむ、

ロ、警察職務に適する者は警察隊に編入す、

ハ、年齡不合格なるも品行方正にして、服務に堪へ得る者は、地方民間の國防たらしむべく地方官に處置せしむ、

ニ、公傷者は廢兵院を設けて收容す、

ホ、幼年者は習藝所に容れ修業せしむ。

（一一）民國十三年春直隸派全盛時代具體案として發表されし裁兵案

直隸派裁兵案
裁兵調查
裁兵方法
裁兵善後處置
裁兵標準

一、裁兵調查　裁兵方法の決定には各方面の關係者を合同せしめ、各軍隊組織の調查は學識人格兼備の者を以て裁兵委員に任じ其責に當らしむ。

二、裁兵方法

イ、軍隊訓練の統一

ロ、冗費の節約による剩餘金を以て裁兵費に充つ、

ハ、軍隊總監を增設し、裁兵善後事務を管掌せしむ。

三、裁兵善後處置

軍隊の裁兵せる者は道路の修築、鑛道の布設、荒地の開墾、炭礦開掘等に從事せしむ、其方法次の如し、

イ、全國繁盛地方を六大都市に分ち、各都市には十萬人以上を收容し得べき工廠を設立す

右の六大都市は武漢（第一都市）、南京（第二都市）、濟南（第三都市）、開封（第四都市）、廣州（第五都市）、奉天（第六都市、）を指定す。

ロ、六大都市に次ぐべき安慶、南昌、長沙、杭州、上海、福州、青島、重慶、雲南等には一萬以上五萬人を收容すべき工廠を設立す。

ハ、以上工廠の設立及經營に要する費用は中央政府及地方官憲共同にて調查方法を講ずべし。

ニ、將來督軍を裁撤したる時は其被裁督軍を以て此等工廠の督辦たらしめ、裁兵による失職將校も亦工廠事務に從事せしむ。

四、裁兵標準

常備軍數は全國人口の千分の一たる四十萬人を標準とし、裁兵に要する經費約三百五十萬元とす、

猶ほ當時獨立を取消さゞる諸省に對しては統一を待ちて裁兵を實行せしむ。

軍事收束大綱案

（一二）軍事收束大綱案

一、財政の狀況を酌量し歲入を量りて軍費支出の標準を定む、
二、民國八年の豫算案に依り歲入の三分の一を以て軍費と定む、
三、全國兵數を五十萬と暫定す、
四、軍事收束委員會を設け、上記各條の辦法を議し、順次之を施行す
備考　民國以來裁兵論頗る紛議し、之が計畫案の發表せられしもの少なからざるも、何等の實効を見ずして終るを常とせしが、民國十三年末第二奉直戰の結果直隷派敗れ、臨時執政の組織成り、翌十四年二月善後會議の開かるゝや二月二十七日段執政の提出せる案なるも、四圍の狀況より通過の見込なかりしか故に段執政は同案を撤回せるものなりとす、但し當時改めて軍事善後委員會條例を起草提出し、四月十五日本會議に於て修正の上、可決し、尋ねで五月十七日の執政令を以て委員長王士珍、副會長（陳宧、鮑貴卿）を任命し、談話會を開きて軍事善後綱要を協議せしむることゝせしも、何等の決定を見るに至らずして臨時執政府倒壞せり、而して同善後綱要に據るに、全國常備軍は之を五十萬と暫定し、全國陸海軍費は每年一億五千萬元を超過するを得ざるの案とせり。

「ギルバート」氏の裁兵案

（一三）「ギルバート」氏の裁兵案（North China Daily News の北京通信員たりし人にて支那軍隊整理案に對する一論文を發表せるものとす）

一、軍事費
イ、歲計豫算中軍事費は戰時の例外を認むるの外、豫定歲入の四分の一を超過し得ざると共に、平時に在りては教育費を超過し得ず、
ロ、中央及地方政府は如何なる場合に論なく、軍事費支辦の目的を以て內外債を募集する權限を有せず。
ハ、外國よりする兵器軍需品の購入は議會の協贊又は許可ある場合を除き行ふを得ず、但し議會は地方政府又は獨立軍團に對しては外國よりする兵器、軍需品の購入を許可するを得ざるものにて、唯だ中央政府が地方政府に對し兵器軍需品の送附を爲す場合、議會は特別委員會を組織して之が許否を決す。
二、督軍の廢止
イ、督軍其他の軍事總督は之を廢止し、武官の文官兼任を嚴禁す、從つて武官は司法、徵稅、勸業等に關する行政事務を

督軍廢止

「ギルバート」氏の裁兵案軍事費

管掌するを得ざるものとす。
ロ、地方治安維持の爲め組織せらるゝことあるべき軍隊は必らず之を巡警隊とし、長官は地方道尹より高き地位を保有し得ず、
ハ、最高級武官の地位は常に省長より低位に在らしめ、且つ省長は地方の狀況を酌量して定めらるべき部下親衛軍を除くの外、軍隊指揮の權を有せず。

軍隊解散

三、軍隊の解散
イ、現存軍隊を解散し、地方及邊疆駐屯軍の組織完成後は陸軍部よりの特別命令を除くの外、軍隊の徵募組織を爲すを得ず、違反する者は地位の如何を論ぜず嚴刑に處す、
ロ、陸軍部の特別命令は議會に於て特に組織せらるべき委員會の查證を要するものとす、

地方警備

四、地方警備
イ、軍事當局者は都會又は地方警察に對し何等の權限を有せず、
ロ、地方官が其地方の治安維持の爲め必要と認むる警察隊人員は該地方に於て特に組織すべき委員會に依り決定す、
ハ、該委員會は該地方商務總會、紳董及知縣の三者より各同數の代表者を選出して組織し、軍界代表者を包含するを得ず
ニ、若し軍事當局者にして、地方治安維持の口實の下に募兵を行ふ者ある時は地方官は之を報告し、政府は反逆罪として嚴罰に處す。

軍事制限

五、軍事制限
イ、兵營外に於ける軍人の武器携帶及戰時狀態開始に關する制限、
a. 其銃器を交付するは射擊演習の場合に限る、
b. 兵營外に於て銃器の携帶を許可するは國家又は地方が戰時狀態に在る等實戰の必要なる場合に限る、
c. 一省又は一地方に於ける戰時狀態の開始は、當該省長が省議會の同意を得て之を決定告示し、國內二省以上の地方又は國家の戰時狀態の開始は國會の副署を以て大總統之を決定布告すべきものとす、但し省長及省議會に依る地方戰時狀態開始の決定告示は國會に於て之を拒否するを得、
ロ、軍隊駐屯の制限

a. 都市又は村邑に於て長期間兵士を屯營せしむる時は特に假營舍を設けて收容すべし、
b. 旅館、寺院、社廟、學校、會館、公所其他の公共的又は半公共的營造物は如何なる場合に在りても、平時は三日以上、戰時三週間以上に亙りて軍用の爲め占有するを得ず、
c. 軍人軍屬にして旅行する場合、其個人たると團體たるに論なく均しく旅館宿泊料其他民屋營舍の場合に於ける舍營料全額を支拂ふを要す、但し地方官が軍隊舍營用として設立せる營舍内に舍營せる場合は此の限りに非ず、
d. 而して舍營料金につき協議整はざる時は該地方商務總會に於て地方官の代表者と協議の上、決定せる額によるものとす、

ハ、行軍に關する制限
a. 戰時狀態開始に關する正式宣言ある場合を除き、武裝軍隊の行軍を禁止す、
但し劫盜其他流氓の橫行に因り旅行者に於て著しき危險を感ずるか如き地方に在りては地方官に通告し其承認を得たる場合に限り行軍團體單位の四分の一を限度として武裝軍隊の巡邏行軍を行はしむることを得、
b. 前記地方官の通告に對し地方官の之を承認せざる場合は、當該軍事官憲より之を其上級地方官憲に具申し、許可の用請を爲すを要し、此場合當該上級官憲の許可を得るに非らざれば前項の武裝行軍を行ひ得ざるものとす。

六、軍制の刷新
イ、賜暇外出中又は其他の用務の爲め旅行中の軍人は其所屬長官の發給せる特別護照を帶有する場合を除き、武器を携帶するを得ず、
ロ、前記軍人は兵營所在地に於ては必らず之に宿泊し、然らざる場合に於てのみ旅館に宿泊するを得るも、食料、宿泊料船車賃の一切を支拂ふべきものとす、
ハ、社會弊害の除去
a. 租稅の徵收、阿片の栽培、販賣又は吸飮禁止其他社會的弊害除去の爲め軍人又は軍隊を使用するを得ず、
b. 行政官廳か此種職權の執行に際し人民の反抗に遭ふ時は先づ警察力に依りて之を强制し、省議會の同意ある省長の特別命令を受くるにあらざれば之か爲め兵力を使用することを得ず、
c. 軍人か阿片の栽培販賣其他一切の犯罪庇護の行爲ある時は犯罪共犯者と看做し、其處罰權は行政官廳又は司法裁判所に屬し、且つ當該官廳は之に對し通常法規の規定する刑罰の二倍に相當する刑罰を科すべし、

ニ、戰時必要ある場合を除くの外、軍隊は旅客貨物に對する檢閱の目的を以て水路陸路又は鐵路等に於て局卡を設くるを得ず、又如何なる場合に論なく城門其他の既設局卡を占領し、又は其他の方法に依り通商交通を遮斷し得ざるものとす、

ホ、實戰又は地方治安維持の爲め必要なる警備に從事する場合を除くの外、軍隊は凡て道路、水路、橋梁の修築改良等公共的土木事業に使用すべからず、此場合旅團長以下の士官は工事監督を担當すべきものとす、

ヘ、徵發
家畜、運搬機關、又は人夫の徵發は文武官何れに依るを問はず一切之を嚴禁す、
從て軍隊に於て船車、擔夫、駄畜等の徵發使用を行ふ場合には各地方の商務會に於て決定する使用料を支拂ふべきものとす、
平時軍隊が軍用の目的を以て運輸機關の徵發を行ひ之か爲め通商旅客に對し妨害を加へたる時は被害者は之を地方當該行政官廳に届出づべく、右行政官廳は之を軍隊に通牒し、違反者の處罰並に被害者に對する損害の補償を要求するを得

ト、乘車制限
a. 兵士は料金全額の支拂を爲すにあらざれば官公私設鐵道に於ける通常列車に乘車するを得ず、從て將校兵卒其他軍人軍屬は無賃乘車券を使用するを得ず、
b. 特別列車又は車輛の運轉連結は陸海軍部及交通部の共同命令又は請求あるにあらざれば之を請求するを得ず、
c. 右特別列車又は車輛の運轉連結を行ひたる場合、其料金は之を使用せる軍隊より支拂ふべく、且つ右料金は陸軍部及交通部代表者に於て議會委員の同意を以て決定すべき實率に從ふべきものとす。

チ、秩序維持
a. 地方に於ける秩序維持の目的を以てする場合、地方警察は該地方駐屯軍隊又は其所屬軍人に對しても其職權を行使し得べく、從て此等軍隊又は軍人にして秩序紊亂の行爲ある場合は之を逮捕し得べきものとす、
但し戰時軍隊は其行動に付警察上の制限を受くることなきも、前項の場合には軍隊駐屯地方の地方團體は充分の兵力

を有する軍事警察隊を具備すべく、專ら軍隊又は軍人に對する監督處罰を行ふべきものとす、

b. 人民の兵士又は軍隊に對する苦情は其地方に於ける商業會議所委員及地方長官代理之を受理調査し、地方長官を經て省議會委員に報告すべく、該委員は右軍隊又は兵士の所屬軍隊に於て負担すべき二倍の損害賠償を決定することを得、

リ、立法機關と軍隊

a. 將校は特別の招待あらざる限り議會又は省議會の傍聽人たるを得ず、

b 軍裝せる兵士は立法機關の傍聽席に入るを許さず、

c. 各種立法機關の議場より三町以內の地點に於て軍隊を駐屯舍營せしむるを得ず、

d. 立法機關の請求あるにあらざれば其議場の出入口又は其附近に護衛兵を配置するを得ず、

e. 將校は凡て陸軍部を經由するにあらざれば大總統又は議會に對し公文を交付するを得ず、

f. 各種の選擧は全然軍隊の干涉外に立つべし、從て軍隊の投票場附近に接近するを得ず、

g. 將校兵卒は其辭職聽許の後にあらざれば文官候補者たるの宣言を爲す能はず、

h. 軍司令官が政治上の目的を以て團結を成す場合、其所屬長官は之を叛逆罪として處罰すべし、

ヌ、特別軍事刑法の編成

a. 上述諸規則の違反に對する處罰を規定せんが爲め、特別委員會に於て特別軍事刑法を編成す、

b. 右の特別委員會は陸軍部より之を任命す、

ル、軍隊統一的制度の確立

a. 徵募、練兵、射擊演習等に關しては全國並に各軍隊共通の統一的制度を確立す、

b. 兵器軍械の劃一を實行す、

c. 軍隊經理及兵力能率の完全を期すると共に軍役に在る將卒をして或程度の責任並に自重を覺知するに至らしむ。

七、軍隊解散案

イ、裁兵軍區　支那全國を五軍區に分ち、北東、北西、中部、南西及南東區とし、大總統より各區各一人の司令官及副司令官を任命して當該軍區內に於ける裁兵事務を處理せしむ。

ロ、裁兵委員會　前記五軍區司令官は陸軍總長を委員長とする裁兵委員會を組織し、一面又善後借款參加團財團は各關係銀行家の代表者を任命して裁兵經理委員會を組織し、兩委員會より各三名の代表者を任命して交通總長を委員長とする公共土木委員を構成し、解散兵使傭の事務を處理す。

ハ、裁兵標準　支那陸軍兵數は平時二十五萬を標準として二十五師團に編成し、此の標準を限度として軍隊を解散す、右常備軍は其一半を國防軍として邊疆各地に駐屯せしめ、其他は定員五千人の旅團を編成し各省城に一旅團宛駐屯せしむ。

ニ、裁兵實施　裁兵さるべき兵士は各自小銃一挺、彈藥百發以上を携帶するを要し、此の程度の武裝を有せざる者は之を解散軍隊に所屬するものと認むるを得ず、

解散兵員は其携帶せる軍器彈藥と共に裁兵委員あり之を裁兵經理委員に交付す

ホ、裁兵善後策　裁兵經理委員會が裁兵委員より兵員及軍器を受領したる時は、軍器は之を保管し、兵員は之を解散兵員使傭土木委員に交付すべく、土木委員は其引渡を受けたる後土木事業に使用し、之が條件は貸銀標準月八元、食料、衣服、宿舍を給與し、雇傭期限五箇年とす、

土木委員の作業範圍は公共道路の修築、運河河川の改修工事に限らる、

ヘ、委員會存置期間　裁兵委員會及裁兵經理委員會は軍隊を解散して常備軍二十五萬を存するに至りて撤廢し、爾後公共土木委員に於て解散使傭に關する事務を處理す、

ト、殘存すべき常備兵二十五萬人中、半數は之を國防軍として邊疆各地に駐屯せしめ、他の半數は之を定員五千の旅團に編成し、各省城に一個旅團を駐屯せしむ。

猶ほ衆議院議員王葆氏も亦嘗て裁兵案を發表せることあり、裁兵軍區の設定、裁兵實施及裁兵善後策等殆んど前記外人の立案と同一にして、唯だ裁兵委員會は支那國內重要銀行家及各省財政廳長を以て組織し、財政總長之が委員長たると共に、常備兵數五十萬、各省に一師宛駐屯せしめ、其餘は全國要塞に配置し、以後欠員の補充は徵兵制度の實施に依るべきものにして、解散兵は公共土木委員に於て公共道路修築、河川浚渫に從事せしむるの外、內外蒙古、新疆、川邊　西藏、青海等に移住せしめ、雇傭期間二年以上、移住最少年限三年以上たるべしとせり。

第五章　支那教育制度

第一節　支那教育制度の沿革

典籍上支那に於ける教育制度の沿革は尚書舜典に（契をして司徒と爲し五教を敷かしめ、夔をして樂を典り胄子に教へしむとあり）始まり、夏殷を經て周に至り學制漸く備はれり、卽ち三代の時既に國學、鄕學を興し以て治國の基礎となせり、而して舜代學校は之を庠と稱す、庠は卽ち養ふの意にして、上庠、下庠の二あり、上庠は卽ち大學にして、下庠は小學なりとし、夏に至りては序と稱し、又校とも云へり、東西二序あり、東序を大學とし、西序を小學とす、又殷に至りては學と稱し、大學を右學、小學を左學とせり、蓋し殷代の教育は樂を教ふるを主となせるにより學の名起るとも云ふ　又學の別名として瞽宗の名ありき、而して周は有虞氏以下三代の學制を集め國都、諸侯及地方の三大別あり、國學卽ち國都の學校は東膠、虞庠、瞽宗の外に、辟雍、成均を加へて所謂國都五學の制を行ひ、四術、四教の法を樹てたり、（詩、書、禮、樂を四術と云ひ、春夏秋冬の四時に此の四術を教ふるを四教と謂へり）　蓋し東膠は夏の東序に倣ふ、大學にして膠とは德行を糾すの意なりと謂ふ、又虞庠は虞の制に倣ふ、東膠に對し之を小學とし、瞽宗も亦小學にして殷の制を採用せり、辟雍は天子の學校を稱し禮樂を行ひ、德化を宣ふるが爲めに設けられ、成均は辟雍と同じく周の創設に係り、辟雍が德化卽ち明和を旨とし、明にするに法を以てし、和するに道を以てするに對し、其過不及を均しくするにありとす、又諸侯の學校は泮宮と稱し、

支那教育制度
支那教育制度の沿革
序
序
學
周の學制
東膠
虞庠
成均

泮宮
漢の學制
晋の學制
隋の學制
唐の學制
國子監
宋の學制
元の學制
明の學制
清朝の教育制度

唯だ魯は其特別の地位により、此の外に米廩（舜代庠の別名とし、て米廩と稱せり）、虞庠の二學あり、更に地方卽ち鄕學には鄕校、州序、黨庠、閭塾の四あり、皆小學にして三代の學名を採りしものとし、順次俊秀なる者を昇學せしめたり（周代地方の區劃は一國を六鄕に分ち、一鄕の内五家を比とし、五比を閭、四閭を族、五族を黨、五黨を州、五州を鄕、とせり、卽ち閭に塾、黨に庠、州に序、鄕に校ありしものとす）、漢は周代鄕學の制を採用し郡國に於けるを序、黌に於けるを庠と稱し、晉は初めて國子學を樹て後世國子監の起源を作れり、其後隋に至りては高祖の時國子學のみを存置し、其他の大學及州縣學悉く之を廢して教學ず振を極め、煬帝の時、庠序、國子學、郡縣學を再興せしも、律學の隆盛なりしを除きては僅かに其學制を維持せしに過ぎず、然れども唐に至りては三代以降の文物制度を取捨して諸般の制度完備し、學制の如き又後世の模範となれり、卽ち最高教育機關としては國子監あり、其下に國子學（國子學と共に一定の貴族の子弟及俊士生（庶民の俊秀を教ふ）、律學（晉代に始まる）、書學、算學（書學と共に隋代に起れり）の六學を置き、更に州縣鄕里には各鄕學を設け、此他又宗學（皇室の子弟に教ふ）、廣文學（大學に準ぜし特殊學校）、去學（其入學を道學と云へり、老、莊、列子の學を教ふ）、及醫學（太醫局を以てこれに充てたり）等あり、宋又概ね唐制を襲踏し、更に畫學、武學を設け、元は蒙古及回々國子學を設立し、明は清朝と大同小異なりとす、但し支那は三代の昔より於て早くも教育を以て治國の基礎とし、上は王侯より下は庶民の子弟に至る迄悉く學校に於て之を教育し、成績拔群なる者は之を重用せしものならが故に、歷朝に於ける教育の業は國家獨占の主義を把持せしも、明代に至りては幾分か其變化を見、社會（地方鄕社の公設によるもの）及義學の保護奬勵を爲せり

斯くて清朝の教育制度は光緒二十九年新學制公布の前に於ては大概明朝の遺制を襲ひしこと諸般の制度に於けるが如し、

新學制公布前に於ける教育制度官學一般官學

而して光緒二十九年新學制公布前に於ける清朝の教育制度は官學、公學、私學の三種あり、更に教育の目的に依り一般學及特殊學の二に區別するを得べく、官學は卽ち政府の設立經營せるものに係り、一般學としては中央には國子監ありて最高學府たらしめ、其本科は漢人の高等教育を授け、滿人に對しては其附屬部に於て之を授けたり、又地方各省には府州縣學ありて行政區劃の大小を問はず皆其資格を一にし、教授、學正、教諭、訓導等ありて分教に任じ、知府、知州、知縣を以て提調とし、學政使（提督學政とも稱せり、清末の提學使なりとす）之を統轄せり、特殊學としては奉天府及北京の宗室、旗人に關する官學として宗學（宗室の子弟を教養す、北京及奉天に、及盛京學ありき）、其他各種の旗學（在京八旗を四處に分ち每處に一學を設立し之を國子監官學と云ひ、此他咸安宮内に設けたる咸安宮官學、北京北上門内の景山官學、其他八旗世襲の幼官、及世管佐領を教ふる世職官學、覺羅學（清朝の疎遠支族たる覺羅の子弟を教養す、京師學ありき）、圓明園護軍營其他の諸營官學ありし外、更に在外官學として盛京八旗官學、呼蘭、綏遠城、吉林、熱河等の官學ありき）あり、府州縣學が皆文官候補者の養成を爲せるに對し皇族又は八旗武官の候補者を養成せり、蓋し清朝は滿洲より起り漢人を統御せるものなるか故に、其教育制度も亦歷代の制を襲用せる外、更に特殊の制度をも創設せるものにして、之が方針としては一般行政は主として之を漢人に委ね、軍兵の操縱は滿人に掌らしむるを旨とせるが故に、其教育の目的、學科の編制も亦自ら異なるものありしものとす、而して公學は地方紳民の公同設立せるものに係り、一般子弟を教養せるものにして、其地方鄉村の公費を以て設置せるものを社學と稱し、所在有志の義捐に依り都鄙城鄉に設置せるものを義學と稱せり、共に一般官學の不足を補充するものたるも、社學は主として府州縣學の存在せる地方に設置せられ、義學は府州縣學の存否を問はず補充教育の必要多き地方に設置し、社學の教員は社師、義學の教員は塾師、館師等と稱せり、猶ほ鄉社の制は旗人と相關せざりしが故に、旗人の教育を爲すには社學なく、所謂八旗義學ありて特殊學を爲し都統將軍等の管理に屬して八旗官學に異ならず、又私學は私人の設備せるものに係り、所謂書院と稱せしものにて、漢人教育を主とし、社學及義學が授業料を徵收せざるに對し私學は隨意に之を徵收せり、而して書院の名は圖書貯藏所を以て講學場に充てたるに起り、之が設置は唐に始まり、宋代盛んとなり、元明を經て清に至り極盛を致せり、但し清代の書院は概ね地方の大官或は在鄉紳士の設立せるもの多く稍公學に相似たり。

公學
社學
義學

特殊學（八旗義學）

私學（書院）

書院の起源

清代教育の目的

以上は卽ち清末學制改革前に於ける清代教育制度の概要にして、此等は其教育の程度初めは字を識り、次に經を讀み、其上級に昇るに至りては八股文を作るに外ならず、蓋し清代の教育は官吏を養成するを以て唯一の目的とし、其官吏たるべき登用試驗卽ち科擧は經書歷史中の事蹟を八股文に作り、事實を誤らず、文書法則に合し、對句等の用法巧妙にして、筆蹟の美なるを以て第一の要義とせしが故に、平素の教育も亦此點に重きを措き、日用必須の智識すら毫も顧みる所なきを常とせり、從つて科擧に應して之に及第し官途に就くと雖も、彼等は法律制度に關する智識欠乏し、實務は一切之を吏胥に一任して徒らに百弊を誘致し、然かも青年の精力は無用の變則的文字の爲め其大半を消耗するに至る、之れ夥多の亂後張百熙其他有識者間に於て科擧廢止の論高潮し、新教育制度の開設を唱導するに至りし所以なりとす（科擧制度に關しては第五章官吏任用及分限に關する官規中に詳述せり參照せられたし）

科擧の弊

第二節　清末新學の制度

以上を以て清末學制改正前に於ける教育制度に就き之を概說せり、其後拳匪の亂後新學の振興を圖るや、先づ我が帝國大學に倣ひて北京に大學堂を創設すると共に（但し支那に於ける大學は光緒二十一年北洋大學の開辦を以て初めとし、光緒二十八年には山西大學を開校せり）、又管學大臣を設け張百熙、榮慶、張之洞三人を以て之に任じ、新學制の編成を商議せしめ、光緒二十八年七月欽定學堂章程を公布して支那規定學制の端を開き、翌二十九年十一月更に之を續修して奏定學堂章程（註一）を頒布せり蓋し教育を以て治民の基礎となせる支那は、匪亂後諸制刷新の企圖あるに際し、第一着手として教育制度の刷新を圖らんとせるものにて、張之洞氏が「マーチン」博士を聘し或は勸學論を著して洋式教育事業の勃興に盡力せしは、支那教育界の新機運を促進するに與りて功ありしものにて、當時多くは我邦の學制に其範を採り、日本教育者の支那に招聘せられし者一時數百名の多きに達せり。

斯くて支那の教育制度は匪亂の後新學制を採用し、外觀上甚だ整理する所ありしが如きも、財政の窮乏と地方自治制の不確立とは遽かに其局面を一新する能はず、北京其他各省相競ひて各種學堂の新設するものありしと雖も悉く新舊過渡の施設たるに屬し、寧ろ一時の風潮を逐ひて濫設せられたるの觀ありて、其間何等の系統、聯絡なく、各種各樣の教育機關錯雜紛亂せり、從て其就學者の如き新學豫備の智識なく、學齡又極めて不齊にして十七―八歲乃至四―五十歲に及び、加ふるに鄉貫の異なる言語相通ぜず頗る奇觀を呈せり。

清末新學の制度

管學大臣

支那規定學制の端

欽定學堂章程

教育機關の錯雜

而して前述の管學大臣たるや北京大學堂の管理を主とし、一般學堂章程の擬定を兼掌せしものなるも、其後學務處を設けて全國教育行政の總匯たらしむると共に、管學大臣を學務大臣と改稱して其長官たらしめしも、其實各省教育の施設全からず、學務大臣は大學堂を管理するの外、他に特別の事務なかりしが如し、光緒三十一年科舉廢止の上諭下り教育振興の方針確立するや、同年九月學部を設け改めて全國教育行政の總匯たらしめたり、蓋し科舉の弊たるや早くより認められし所にして、光緒十三年清佛戰後教育制度改善の必要を認め、科舉に應する者は經學の外更に算學及科學二門の試驗を受くるを要すと定めしも、其根本を改むることを容易ならず、清末に至りしものなりとす、惟ふに支那は古來文教を尊崇せること前述の如くにして、國民は其燦爛たる文華に醉ひて形式に囚はれ、實學に遠かりて利用厚生の道を輕視し、殊に科舉の制の如きは天下の秀才を擧げて之れを去勢するの法たりしに過ぎず、蓋し君主專制の國に在りては青年の志す所唯だ官途に就くの一途にありて、之が爲めには科舉に應ぜざるべからず、而して科舉に及第せんとするには專ら詩文章句の末技に秀で且つ讀書家たるを要せしが故に、所謂讀書人は常に詩賦修辭の學に沒頭して貴重の歲月を空費し、上下の官職悉く此等讀書人の有する所となりしより、此等は一國文教の普及人智の啓發とは何等の交涉なく、國政の改革國家の進運には毫も裨益するところなりとす。

學務處

學務大臣

學部の設置科舉の廢止

科舉の弊

而して當時全國學生數幾何に達せしやは正確なる統計を得難きも、袁希濤氏が申報五十週年紀念最近之五十季に於て五十年來の初等教育と題し記述する所に據るに、光緒二十八年學堂章程頒布の年に於ては全國學生全數六千九百十二人、光緒二十九年三萬一千四百二十八人、光緒三十年九萬九千四百七十五人を算し（清末學部の報告は全國生徒數光緒二十九

全國學生數

年一、二七六人、同三十年三一、三七八人にして、袁希濤氏の統計と甚だしき相違あり參考の爲め附記す）此等全數の内約其九割は初等教育に屬するものなりこせり

學部時代の教育

次に光緒三十一年冬學部の新設せられてよりは各省新學の擴張を企圖し、翌三十二年各省に提學使を、各縣に勸學所を設けて各級教育行政の主管機關たらしめ、此の内各縣勸學所には勸學總董、勸學員ありて夫々學區を分定し、學齡兒童の調査其他地方教育推廣の責に任せしより就學兒童數の增加少なからず。

教育會章程

而して光緒三十三年に至りては教育に關する各種の官制、章程及法令の頒布せらるゝあり、更に最も注意すべきは教育會章程（註三）の公布せられたる一事にして、殊に宣統三年五月には學部より中央教育會章程を上奏して之が裁可を經、北京に設くると共に學務大臣の監督に屬せしめ、學務丞參及各司々長、參事官、各局長、學部派遣視學員、學部直轄各學堂監督、民政部内外廳長及民政司々長、陸海軍學司々長、京師督學局員、其他各省學務公所議長、議員、教育總會正副會長にして各省提學使の推擧せる者、及各省學務公所科長、省視學、各省兩級師範、中學堂監督教員、兩等小學堂長中より提學使の選拔せる者等を會員こし、學務に關する各般の事項を調査研究せしめしが、爾來各地教育會の設立せらるゝもの尠なからず、且つ當時海外に留學する者漸次多きを加へしが故に、同年初めて留歐學生監督、留日學生監督及留米學生監督を派遣し以て民國に至れり、蓋し支那の外國留學生は一八七〇年支那政府が約百二十名を選拔して海外に派遣せるを以て嚆矢こするも、當時文明攝取の必要を感得すること少なく、幾何ならずして廢止し、爾來約二十年間外國宣教師等の盡力に依り每年十名乃至二十名の留學生を見しに過ぎざりしが、新機運の醸成せらるゝと共に留學生次第に增加し、殊に留日學生は一九〇七年に於て一萬五千人を算する盛況を見るに至りしものこす。

中央教育會

外國留學生監督の派遣

清末に於ける公私立學校數及生徒數

今更に教育進歩の趨勢を示さんが爲め清末學部の發表せる公私立學校數及生徒數の歷年比較を示せば次の如し

年次	官立	公立	私立	總數	總生徒數
光緒三十一年	三、六〇五校	三九三校	二二四校	四、二二二校	一〇二、七六九人
光緒三十二年	二、七七〇	四、六二九	六七八	八、〇七七	二〇六、四〇一
光緒三十三年	一四、九二六	一二、六一〇	二、二九六	一九、八三二	五四七、〇六四
光緒三十四年	一一、五四六	二〇、三二一	四、〇四六	三五、九一三	九二一、〇二〇
宣統元年	一二、八八八	二五、六八八	四、五一二	四三、〇八八	一、三〇一、一六八
宣統二年	一四、三〇一	三二、二五四	五、七九三	五二、三四八	一、六二五、五三四

即ち光緒二十八年學堂章程公布後に於ける教育施設の進歩頗る見るべきものあり、之を學部の報告に據るに光緒二十九年に於ける生徒數僅々一、二七六人に過ぎざりしもの、七年後の宣統二年には實に百五十倍の增加を見、學堂數に於ても學部設立の年に於ける光緒三十一年には四、二二二校に過ぎざりしもの、六年後の宣統二年には約十五倍の數に達せり。

奏定學堂章程

大學及道儒院

高中初等教育

師範教育

實業教育

特殊教育

註一、奏定學堂章程

北京大學を以て全國唯一の最高學府たらしめ、分科大學を以て全國唯一の最高學府たらしめ、分科大學及通儒院の二に分ち、經濟、政、法、文科、醫、農、工、商の八分科大學を置くと共に、通儒院を以て大學院こし、更に教育を高等、中等、初等の三級に分ち、各省城に高等學堂一所を設けて大學豫備校こし、中學堂卒業生を收容せしめ、各府に中學堂一所（但し州、縣にして人文繁盛、維持の力ある處には別に一學を設立するを許せり）を、各縣には小學堂を設立して夫々中等、初等の教育を施し、小學堂は之を初等、高等の二級に分ち、高等小學卒業生を中學堂に收容せしが、此他光緒二十九年十一月の奏定學堂章程に於ては蒙養院即ち幼稚園の制度を開き青嬰堂及敬節堂をも之に附設せしむることゝせり、而して更に師範教育こしては北京及各省城に優級師範學堂を、各州縣には初級師範學堂を置きて夫々修業年限を三年及五年こし、實業教育こしては農、工、商、商船の四に分ち、高等中等、初等の各農、工、商業及商船學堂を設置せる外、特殊教育を行はんが爲め譯學館を設けて、日、英、佛露四箇國語を分置し、且又進士館及仕學館を立てゝ、夫々科舉出身者及官吏に法律、政治、經濟の學を授け（仕學館は其後進士館に併合し、進士館は又京師法政學堂こ改稱せり）、且つ新教育制度に於ける學生奬勵の爲め學堂奬勵法（註二）を設定せり。

參考の爲め奏定學堂章程に據る學堂系統を示せば次の如し。

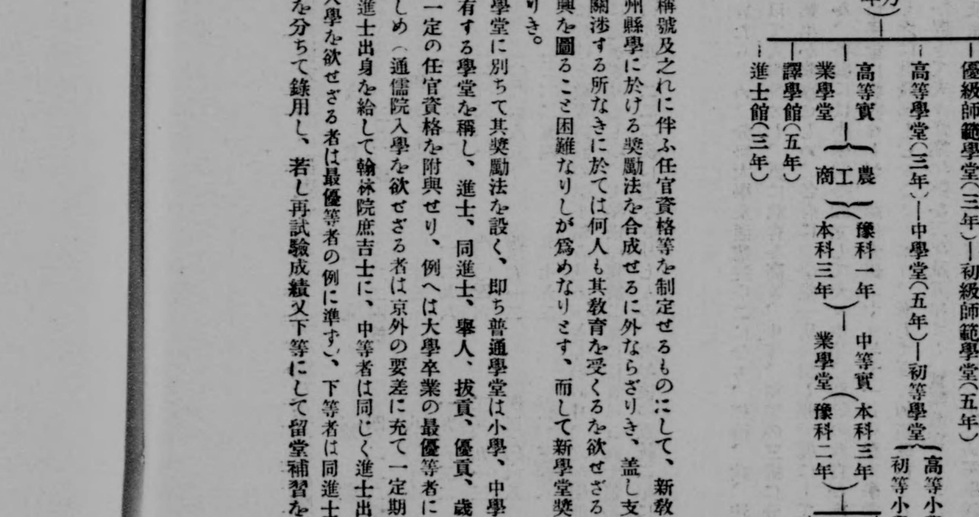

奏定學堂章程に據る學堂系統

學堂獎勵法

內國學堂獎勵法

普通學堂

註二、學堂獎勵法

各種學堂卒業生に對する學位又は稱號及之れに伴ふ任官資格等を制定せるものにして、新教育制度に於ける學生獎勵の新形體たるも、實は從來の科擧及府州縣學に於ける獎勵法を合成せるに外ならざりき、蓋し支那に在りて男子畢生の目的は任官にあり、教育と任官資格と相關渉する所なきに於ては何人も其教育を受くるを欲せざるべきか故に、科擧に代はるべき新方法の制定なき限り新學の振興を圖ること困難なりしが爲めなりとす、而して新學堂獎勵方法としては內國學堂獎勵法及外國學堂卒業獎勵法の二種あり。

內國學堂獎勵法は普通學堂及特殊學堂に別ちて其獎勵法を設く、即ち普通學堂は小學、中學より順次大學及通儒院（大學院）に上るべき一定の系統關係を有する學堂を稱し、進士、同進士、舉人、拔貢、優貢、歲貢、廩生、增生、附生等九種の學位稱號に分ち、舉人以上には一定の任官資格を附與せり、例へは大學卒業の最優等者には進士出身を與へて翰林院編修檢討に採用して通儒院に入學せしめ（通儒院入學を欲せざる者は京外の要差に充て一定期間吏務を習熟せしめ、最優秀者は翰林院庶吉士に、中等者は同じく進士出身を給し各部主事に採用の上通儒院に入らしむるも（通儒院に入學を欲せざる者は最優等者の例に準す）、下等者は同進士出身を給して一箇年間留堂補習せしめたる上再試驗を行ひ、等を分ちて錄用し、若し再試驗成績又下等にして留堂補習を欲せざる者は知縣を以て補用せり、此他大學選科卒業者には同進士（下等者は留堂補習一年の後再試驗を行ふ）を、大學實科・大學豫科及各省高等學堂、優級師範學堂及高等實業學堂卒業者には舉人（下等者は同進士に於ける例に準す）を、中學堂、中等實業學堂、初級師範學堂卒業の最優等者には拔貢生を、優等者には優貢生を、中等者には歲貢生を、中學堂、初級師範學堂は進士、仕學二館を稱す、共に進士其他科擧出身者を收容して新智識を授くるものなるが故に、獎勵方法は普通學堂卒業者と同一に取扱ふ能はず、館に留めて職を授くるの外、保獎せり、但し本規程は宣統三年中央教育會の建議に基き文官試驗規則發布と共に實官を給與することを廢止せり。

而して外國學堂卒業獎勵法は光緒二十七年に制定せられたる獎勵游學日本學生章程あるのみにして、歐米諸國への留學生に對しても此章程を適用せり、留學生の卒業歸國後一定の試驗を行ひ其實力と卒業証書とを對査したる上、一定の賞給を行へり、即ち次の如し。

一、中學に在校すること五年にして卒業し優等証書を得たる者には拔貢出身を授け分別錄用す、

二、文部省直轄各高等學校及之と同等の各種實業學校に在ること三年にして卒業し、優等証書を得たる者にして在學の前後通計八年なる時は舉人出身を給す。

三、大學に在りて一科若くは數科を專修し、卒業後選科又は變通選科（數科兼修の選科）卒業証書を有する者在學前後通計十一年或は十年なる時は進士出身を給す、但し中學校より直ちに大學に入りて選科を修め未だ高等學校の卒業を經ざる者にして在學前後通計七年或は八年なる時は高等學校卒業生に比照して辦理す。

四、大學（帝國大學）及之と同等の官立學校に在ること三年にして卒業し學士の稱號を有する者、在學前後通計十年なる時は選科の學科の學問に比すれは最も全備せるものとし翰林出身を給す。

五、大學院に在ること五年にして卒業し、博士の學位を得たる者、在學前後通計十六年なる時は翰林出身を給するの外併せて翰林升階を與ふ。

參考の爲め普通學堂卒業生に對する獎勵方法を列擧せは次の如し。

卒業學校名	學位	分科大學	最優等	給與實官
	進士出身			翰林院編修

特殊學堂

外國學堂卒業獎勵法

普通學堂卒業生獎勵方法

優等	進士出身
中等	進士出身
下等	進士出身
最下等	—
分科大學選科	
最優等	進士出身
優等	進士出身
中等	進士出身
下等	留堂補習
最下等	—
大學實科	
最優等	擧人
優等	擧人
中等	擧人
下等	留堂補習
大學豫科及各省高等學堂	
最優等	擧人
優等	擧人
中等	擧人
下等	留堂補習
高等實業學堂	
最優等	擧人
優等	擧人

翰林院庶吉士	
各部主事	
留堂補習	—
員外郎	
主事	
知縣	—
州同	—
州同	
州判	—
內閣中書或は知州	
中書科中書或は知縣	
部寺司務或は通判	—
知州	
知縣	

中等	擧人
下等	留堂補習
優級師範學堂	
最優等	擧人
優等	擧人
中等	擧人
下等	留堂補習
初級師範學堂	
最優等	拔貢
優等	優貢
中等	歲貢
下等	留堂補習
中學堂	
最優等	拔貢
優等	優貢
中等	歲貢
下等	發回原學、優廩生
最下等	遣回原籍
中等實業學堂	
（中學堂卒業生に略ぼ同じ）	
高等小學堂	
最優等	廩生

州同	—
國子監博士	
國子監助教	
國子監學正	—
教授	
教諭	
訓導	—

民國の教育制度
學校系統改革前の學制
普通教育暫行辦法
小學校令
中日學校規程

第三節　民國の教育制度

第一款　學校系統改革前の學制

民國成立以後に於ける支那の教育は、內亂相繼ぎて匪徒所在に跋扈し、政治の根本確立せざるのみならず、財政窮乏の結果給料不拂等の事ありて教職者の同盟罷課絶へず、更に一般學生は政治運動に狂奔して學業を怠り悲觀の材料少なからざるも、然かも時勢の進運に伴ひ着々進歩の道程を辿りつゝありて、特に外人宗教團體其他の支那人教育は近時著しく効績を擧けつゝあり、今民國學制の現狀を見るに、民國成立と共に學部は之を教育部と改められ、普通教育暫行辦法を頒布して新教育の宗旨を宣布すると共に、五月北京教育部成立し、凡て學堂を改めて學校と稱し、且つ學年曆は民國成立と共に陽曆を採用せしが故に之に隨ひ、三年二月教令を以て八月一日に始まりて七月三十一日に終るとせり、而して初等教育に關しては教科書中共和の宗旨に合せざる事項は一律に之を訂改する等各種の改訂を加へしが、七月に至り教育部は各省教育人員を召集し、臨時教育會議（註一）を開きて學制を改訂し、同年九月小學校令を頒布し、小學校を初等、高等の二に分ち、初等小學校は修業年限四ヶ年、之を城鎭鄉に設立し、高等小學校は修業年限三箇年縣より之を設立するも、城鄉鎭にして餘力あるものは又之を設立するとし、越へて民國三年二月半日學校規程を頒布して貧兒の學習に便し、四年七月初等小學校を國民學校と改稱すると共に、國民學校令及同施行細則を公布して義務教育年限を定め、更に蒙養園（滿三歲より國民學校に入學する迄）、育嬰學校設立に關する規定を附加し、高等小學校も亦其學校令及施行細則を改訂する所あり、男女兩樣の高等小學校を設立せざる時は其學級を別にするとゝせり、蓋し男女同學の問題に關しては言統三年中央教育會を開催して教育事項の討論を爲せしに際し、義務教育辦法を議定して四箇年と爲せしが、之れと同時に初等小學の男女同學を討論せしも反對者多くして採用するに至らざりしものとす、猶ほ女子の教育に關し考ふるに、支那に在りては從來何等女子教育と稱すべきものなしと信ぜられしも、其實必らずしも然らず、只歐米諸國に比し其樣式、觀念を異にせるのみにして、常に女子に取り最も適法と思意されし教育法行はれたり、蓋し支那に在りて女子は家族の母たるべきものとせられしが故に、其教育法も又之れに適する方法を採用せるものにして、歐米の子女教育法に比し固より優劣あるべきも、料理、衣服、靴等家族經濟の萬般に亙りて實際的智識を授けられしものにして、決して之が教育を等閑に附せしにあらず、然れども其所謂近世教育に至りては其初め何等の設備なく、新教育の聲漸次高まるに及び其必要も亦一般に唱へらるゝに至りしものなるも、種々の故障の爲め容易に女學校を開設するに至らず、殊に西太后は女子教育を以て寧ろ弊害多しと爲し常に贊意を表せられざりしを以て、清末學堂章程中にも全く女子教育の學校に關する規定を設けず、僅かに家塾として家政に關する實用智識を授くべしとの一條を附加するに過ぎざりしが、時勢の進運は遂に女學校の必要を餘儀なくし、北京、天津其他各地に於て續々之が設立を見るに至り、學部も亦其必要を悟りしより光緒三十三年三月女子師範學堂及女子小學堂章程を發布し、爾來女子の日本其他に留學する者ありて、之が必要は遍く世人の熟知する所となりしも、男女同學の問題は支那數千年來の慣習を打破するものにて、容易に之が解決を告ぐる能はざりしものとす、此他民國四年十一月には一度豫備學校令

國民學校令
男女同學問題
支那の女子教育
豫備學校令

各省教育廳

各縣勸學所

義務教育

分期籌備義務教育清單

山西省義務教育の擧辦

を公布し、專ら中等學校入學者の爲めに設立すこせしも五年十月廢止せられたり。

斯くて初等教育に關する制度は民國四―五年の交までに略ぼ完備し、民國六年には更に各省教育廳を設けて最高教育行政機關こし、又各縣勸學所の設立を奬勵せしも、民國以來政治の根底定まらずして各省中積極的增進を能くするもの殆んごなく、蒙養園の如きも外國宣教師の設立せるもの及各省女子師範附屬のものを除きては極めて寥々たり。

而して義務教育に關しては、其初め吉林省城及長春二地に於て試辦する所あり、官地を與へて基本財產こし成績見るべきものありしが、民國七年山西省に於ても之が辦法を規定する所あり、九年三月北京教育部は分期籌備義務教育清單を規定して各省に通咨し、各省をして本清單に準據し施行程序を定めしむるこゝし、民國十年より同十七年に至る八箇年間に於て省城、開港地、縣城より市鄉鎭村莊に至る迄一律に義務教育の普及を完成するこゝせしより、爾來各地共之が成績見るべきものあり、殊に山西省に於ては教育部の規定公布に先たち早くも之が計畫を實施する所あり、卽ち規定期限を七期に分ち、每半年を以て一期こし、第一期を七年九月こ定めて省城に於ける義務教育を擧辦し、第六期を十年二月こ定め五十戶以上或は五十戶未滿の村にして各村聯合し得るものは聯合擧辦せしめ、更に戶數過少にして聯合し得ざる村落に對しては第七期卽ち十年八月迄に特別の方法を設け巡行講授員を置き各村を巡講せしむるこゝせしが、民國九年度に於ける同省就學兒童約七十三萬人に達し千人中六十九人の就學率を有するに至れり、蓋し明治二十七年度に於ける我邦就學兒童數千人中八十三人たりしに比し尙ほ劣れるこゝ遠きも、當時本部十八省就學兒童平均數は千人中少なきは三―四人、多きも直隸省の二十五人を以て大なりこせしに比する時は、山西省が民國七年義務教育の擧辦後數年ならずして此の成績を收め得たるは蓋し偉こするに足るべし。

各省區就學兒童比較

今參考の爲め袁希濤氏が最近の調査こして示せる各省區就學兒童比較を擧くれば次の如し。

省區	人口數	就學兒童數	千人中就學兒童數	
山西	一〇、五二九、八二三	七二九、九〇三	六九強	
直隸	二三、三〇四、七六六	五九五、五二六	二五同	
奉天	一〇、六〇七、七三二	二三八、六二一	二二同	
北京	一、一五二、三〇〇	七八、〇九一	一九同	
兆京	三、二六一、五四四	一六六、九六一	一七弱	
雲南	九、八三九、一八〇	五一〇、五〇六	一六強	
江蘇	三〇、五六九、五九九	四九六、八六八	一五同	
山東	三一、三二〇、三二〇	三六二、七一一	一五同	
浙江	二三、四五二、〇〇〇	九七、八〇三	一四同	
吉林	九、二五八、六五五	四一、一四三	一四同	
黑龍江	九、四六五、五五八	一三六、七五六	一四同	
陝西	一二、三五八、三三五	一四四、三五九	一二弱	
廣西	二一、〇〇六、三六八	二〇四、三四九	一〇強	
湖南	五、九二七、九九七	六〇、五〇三	一〇同	
甘肅	三〇、六〇八、一一〇	二二三、六九三	七同	
河南	二九、七六二、七二五	一九七、九五〇	六同	
廣東	三三、七六三、四三一	二〇八、三五八	六同	
湖北	七三、一七八、五六六	四七〇、二一三	六同	
四川	二五、〇九〇、八三四	一一〇、八一九	四強	

貴州	一一、二一六	四〇〇	四同
安徽	一九、八三二	六六五	三縣
福建	二四、七三九	六七〇	三張
新疆	二、五一九	五七九	一同
熱河			
察哈爾			
綏遠			
總計	五、二七五、二〇六	人	

備考　上述の各省區人口數は民國五年內務部統計其他當該省區の調査に係れるもの或は支那郵政局の調査報告等各種の報告より成れるが故に正確を期する能はざるも其概數を知り得べし。

中等教育

各地方市鄉の義務教育中其最も模範と爲すべきは廣州市、江蘇省上海の楊思鄉、及無錫の開原鄉なりとせらる卽ち楊思鄉の如きは民國九—十年頃に於て就學兒童數は學齡兒童全數(男)の六割一分に達し、開原鄉に於ても公立の外私立の小學多く就學兒童數七割三分に達すと稱せらる。

女子中學の設立

次に中等教育に關しては、高等小學三年卒業後中學、師範或は甲種實業學校に入學するを得、且つ高等小學(初等小學も同樣)には補習科の設けありて他校入學希望者又は職業的預備教育を受けんとする者を收容し二年を以て卒業とす、而して中學校は修業年限四ケ年、卒業後大學(本科三年或は四年、預科一年)、專門學校(本科三年或は四年、預科一年)に入學するを得、兒童七歲にして小學に入學せし者は二十四歲にして大學を卒業し得るものとし、前淸舊學制に比し三—四年を短縮せり、而して中學教育の宗旨は元年九月二十八日部令を以て普通教育の完成健全なる國民の養成を宗とすべき由を公布し、且つ初めて女子中學校をも設立することゝせり。

民國初年の全國中學校及生徒數

斯くて民國元年度全國中學校の校數は二七三校、生徒數五二、一〇〇人たりしもの、民國四年には四四四校、六九、七七〇人に增加し、其內女子中學に屬するもの九校、生徒數九四八人、其數決して多からざるも、女子中等教育の創始と共に注意すべき點なりとす、然るに其後職業教育必要の論高潮し、五年十一月全國教育聯合會を開きて中學改良の辦法を討議するや、地方の情形に照して職業教科を加味すべきを決議し教育部の採用する所となれり、卽ち教育部は六年三月各省に對し中學校第二部の附設を奬勵すると共に之が辦法を定めしより、漸次之が設備を爲すもの少なからず、更に七年五月には中學校長會議規程を公布して科目の增減、高等小學等との連絡、實科設備の增進等に關する事項を討議せしむることゝし、十月北京に第一次中學校長會議を開き、女子中學の增設、內容の充實其他各般の事項を討議せしめ、更に十年十月第七次會議に際しては學制の改革を議決し、大學院を研究院と改稱し、中學は之を高級、初級の二に分ちて三三年制と爲し、六歲より十二歲迄を初等教育、十二歲より十八歲迄を中等教育、十八歲より二十四歲までを高等教育期とし、所謂六三三制の採用を議決せり。

中學校第二部附設

六三三制の採用

職業教育

猶ほ職業教育に關しては古來徒弟制度行はれ、錢莊、裁縫、剪髮、靴鞋、木匠業其他各種店鋪使用人等其範圍頗る廣きも、大概三—四年を以て學習期とし、所謂一定の年期奉公を爲せしものなるも、固より系統條理を有せしものにあらず、淸末一般學制の振興に伴ひ漸く實業教育の新興を企圖せるに過ぎず、卽ち光緒二十九年實業學堂通則を頒布し、商工業の振興を以て富國裕民の本と爲さんとせるに始まるものにして、諸外國に於ける實業教育に其範を採り、高等、中等、初等の三實業學堂を分設するの外、中學及小學に於て實業補習及藝徒學堂を附設することゝせり、但し當時實業教員に其人を得るに易からず、多く外國教習を招聘せしも、其後外國留學生の歸るに及び漸く改善せらるゝに至れり。

實業學堂通則

する者あり、且は各省區地方の情形に從ひて外國實業學校に留學生を派遣するあり、一面又各省に實業教員講習所を設けて實業教員を養成せしむる所ありき。

而して清代中等實業學堂は農業、工業、商業及商船の四種に分ち、本科三年、豫科二年こし、高等小學卒業生を豫科に收容し、中等實業教育を授くるを以て宗旨こせしが、商船學校は吳淞に一所を設け、久しからずして停辦せられしのみにて、他に設立するものなく、其他の實業學堂も亦各省分設する所甚だしく齊一を欠けり、其後民國に至りては二年八月實業學校令を公布し、實業學校を分ちて甲乙兩種こせり、清代の制度を襲ひ唯た其名稱を變ぜしのみなるも、豫科は之を一年に改め、且つ實業普通學堂は之を實業補習學校、藝徒學堂を乙種工業學校（或は工業補習學校）こし、更に女子職業學校を設立するこことせり、蓋し支那に於ける職業學校なる名稱の始めなりこす、但し其規定に至りては未だ確立せるものなく、地方の情形を參酌し各種實業學校規程に準據するものなるも、多くは刺繡縫級に偏す、而して其後民國四年に至りては九月實業教員養成所規程を公布して、農、工兩種に分ち、各四年を以て卒業こせり、十年十二月更に教育部より地方の情形を察し甲種或は乙種實業學校を設立し其教材を適當に採用すべき旨通飭す。

斯くて支那に在りて甲種實業學校は概ね省立に屬し、乙種は縣立に係る、其校數中華職業教育社の調査に據るに、民國十年度に於て甲種は河南、江蘇の二省最も多く各十六校を算し、乙種は山東省最も多く九十一校、河南省之に次ぎて七十四校を算せり、又實業教育經費こしては民國五年度に於て江蘇省最も多くして約四十四萬元、浙江省二十一萬五千元にして第二位に居り、湖南又之に次ぎて約二十萬元に上りしが、其後江蘇省に在りては更に

中等實業學堂
實業學校令
職業學校なる名稱の嚆矢
實業教育普及の現狀
甲乙種實業學校

女子職業學校
全國職業學校聯合會
全國職業學校總數

增加して十年度四十八萬五千元に達せり、猶ほ女子職業學校は全國を通じて五十六校、外に女子工藝傳習所（天津）江蘇省立女子蠶業學校、浙江省立女子蠶業講習所等女子職業學校の名稱を附せざるもの十四校あるも、尙未だ幼稚の時代たるを免れず、然れごも最近支那に於ける職業教育は一般社會の頗る重要視する所こなり、各種職業雜誌の刊行、中華職業教育社（註二）等の設立せらるゝありて、盛んに職業教育の必要なる所以を唱導し、且は全國職業學校聯合會ありて甲乙種實業學校、男女子職業學校、補習學校其他中學小學職業學校及職業教育機關を網羅して聯絡研究に資し、十一年七月濟南に於ける第二次聯合會に際しては、各省區職業學校の聯合會組織を決議せしのみならず（註三）、全國を東西南北四區に分ち、全國職業學校聯合會の主催の下に全國職業學校聯合の出品展覽會を開催することゝし、十一年二月第一回を上海中華職業學校内に開きしが、參加者江蘇、浙江、安徽、直隸、山西、福建、湖南八省五十校に達し稍好成績を收めしが如し。

斯くて支那に於ける實業教育は民國以來漸次完成の域に進まんこしつゝありて、民國十年度調査による全國職業學校總數八四二校にして、之を民國七年の校數五百三十一校に比し非常の發達を示せりこ云ふべく、更に民國十一年に於ける實業學校總數は一躍一、三五三校に達せり、就中甲種農業學校最も多く民國十年度四〇七校（民國十一年度四二七校）を算せり、蓋し支那に在りて其人口の八割五分は農民階級の占むる所にして、支那農業の盛衰如何は國力進退の反射鏡なりこす、之れ鄕村農業教練の必要なる所以にして、現時中華農學會あり鋭意農村教育に努力しつゝあるを見る。

參考の爲め今民國七年及同十年度に於ける全國各種職業學校數を示せば次の如し。

全國各種

職業學校數

校別	民國十年	民國七年
甲種農業學校	七九	五六
乙種農業學校	三二八	二六九
甲種工業學校	三四	三〇
乙種工業學校	七〇	三八
甲種商業學校	三九	三一
乙種商業學校	一一五	八〇
男子職業學校	三八	三
女子職業學校	七〇	二一
男子職業補習學校	三三	一
女子職業補習學校	一三	一
慈善的職業學校	一四	一
男子職業師範學校	五	三
女子職業師範學校	四	一
合計	八四二	五三一

高等教育機關

次に高等教育機關としては光緒二十八年學堂章程を公布し、各省々城に高等學堂を設け、京師に通儒院、大學堂及大學預科、速成科を設くるの外、譯學館、進士館を設け、此他高等師範教育としては各省城に優級師範學堂を設け、更に高等實業學堂、實業教員講習所を設けて高等實業教育機關たらしめたること曩に述べたるが如し。而して民國に至りては、元年七月教育部は臨時教育會議を北京に召集して學制系統及各學校令を議決して現行學制の基本たらしめ、大學は預科三年、本科三年或は四年（民國六年大學令を修正し預科二年、本科四年とせり）とし、預科を三部に分ち（第一部文法、商科、第二部理、工、農三科及醫科藥學門、第三部醫科醫學門）本科は之を文、理、法、商、醫、農、工の七分科（民國六年大學令を修正し二分科一上を設くるものを大學と稱し、以科を設くるものは某科大學と稱せり）を置き、各分科は更に若干の學門を有すること我邦に於けるが如し、但し上述の分科組織は近年、新教育の精神及時勢の要求に適應せしめんが爲め變更少なからず、學年制の如き即ち之を學分制に改め、敢て年限の制を強用せず、學級制も又選科制とし必修基本學科の外は之を強課せず、各大學課程は多く學系を以て主體と爲すに至れり、即ち北京大學の如きは現行章程に據るに預科、本科、研究所の三級に分ち、本科は五學組十八學系を分つに至れり、次の如し。

分科組織の變更

學分制

北京大學

組一　數學系、天文學系、物理學系。
組二　化學系、地質學系、生物學系。
組三　哲學系、教育學系、心理學系。
組四　中國文學系、英國文學系、法國文學系、德國文學系、俄國文學系。
組五　史學系、經濟學系、政治學系、法律學系。

而して專門學校は法政、醫學、藥學、農業、商業、工業、美術、音樂、商船、外國語等とし、修業年限本科三年、預科一年（醫本科四年）にして、高等師範學校は預科、本科、研究科に分ち、修業年限は預科一年、本科三年、研究科一年或は二年とし、本科は之を國文、英語、歷史地理、數學物理、物理化學、博物の六分科とせしが、近年其分科多くして教材の聯絡に不便なるが爲め文史地、數理化、英語、博物の四部とするに至れり。

專門學校

高等師範學校

猶ほ高等教育に關しては民國八年全國教育聯合會に於て之が學制の改良を討議する所あり、殊に民國十年第七次聯合會の廣東に開かるゝや學制系統草案を議決し、廣く各省の意見を集めて學制の改革に資することゝせり。

教育聯合會の學制系統草案

卽ち同草案に據るに、大學の修業年限は之を四年乃至六年とし各科の性質によりて其年限を定め、且つ預科を設けず高級中學卒業又は同等學力ある者を入學せしめ、且つ大學には專科（年限は一）を設くべく、更に高等專門學校は修業年限三年乃至四年とし、預科を設けず、大學と同じく高級中學卒業生を收容するものにして、其四年卒業者は大學卒業と同等の待遇を與へ、高等師範學校は修業年限四年、其入學資格又大學と同一にして、其卒業生は大學研究院に入學するを得べしと爲すにあり。

高等教育機關設立の經過

大學の設立

斯くて大學は光緒二十一年北洋大學の開設を以て嚆矢とし、光緒二十四年北京大學成立し、二十八年山西大學の開校を見たり、蓋し清末支那に在りて大學の存するもの上述の三校に過ぎず、民國初年北京、南京、武昌、廣東四大學の設立を計畫し、次で八年西南大學の設立を籌りしも、人材、經費の欠乏に加ふるに政情紛糾して其實更を見る能はず、民國十年漸く南京東南大學の正式成立を見、北京大學と相對して國立大學の基礎を固くせしが現に私立大學にして教育部の認可を經たるもの、元年には武昌中華大學、二年には北京及朝陽二大學ありき、但し此等私立大學は皆政治、經濟、或は法律學校を改組せしものに過ぎずして、未だ高等教育機關たるの實質なかりしが、八年に至りては南開學校に於て大學部を增設し、十年には陳嘉庚氏の捐資により厦門大學の開設を見たり、民國十年五月調査に據るに、當時國立及私立大學の成れるもの畧ぼ次の如し。

民國十年當時の大學

	分科	學生數	教員數	職員數	經常費
國立大學		二、三六一	二七三	四六	七〇六、七一〇
北京大學	本科、預科、研究科	二、六二二	一七五	一〇一	六〇一、四〇九
東南大學	文理科、教育科、農科、工科、商科、預科	二五九	二二	一九	一八、八三六
北洋大學	土木採礦冶金三科及預科				
山西大學	文科、工科及預科	七四七	五六	二七	一一九、三四八
上海商科大學	本科、預科	二九一	一六	一五	四五、九二〇
私立大學	分科	學生數	教員數	職員數	經常費
南開大學	文理科、商科、工科、附中	二二二	一三	七	六〇、〇〇〇
厦門大學	文科、理科、商學科	一三〇	一一	一五	一二〇、〇〇〇
中國大學	本預科及專門部	一、五五七	七七	二四	三〇、〇九〇
朝陽大學	本預科及法律經濟專門部	六〇八	四五	九	三六、六〇〇
中華大學	文科、預科及法律專門部	三七六	二一	一一	一一、九二三
復旦大學	文理商三科及中學預備科	五〇〇	三四	一四	八〇、〇〇〇
大同學院	大學預科、英文及數理專修科、中學	四五〇	二五	—	—

專門學校の設立

專門學校は前清高等實業學堂、法政學堂及法律學堂等を包括するものにして、民國元年教育部は直轄專門學校として北京に法政、工業、醫學、農業の四校を設け後又美術專門學校を增設せしが、民國五年更に武昌商業專門學校を開設して六校となり、此他前清代の設立に係れる特殊專門學校ありき、交通部、外交部の經營に係れるものにして、交通部設立のものとしては鐵路管理學校、北京郵傳學校、唐山工業專門學校、上海工業專門學校の四校ありき、北京交通傳習所は宣統元年の創設に係り鐵路管理及郵電の二部あり、民國二年更に統計科を添設せる等漸次擴張する所あり、而して唐山工業專門學校は光緒三十一年、津榆鐵路局の籌資設立に係り、翌年郵傳部直轄となり、經費は之を京津鐵路より支出し、初め唐山路礦學堂と稱せしも、民國初年唐山鐵路學校と改稱せり、又上海工業專門學校は其前身を南洋公學と稱す、光緒二十三年盛宣懷氏の創辦せる所にして、三十年商部に隷屬し三十一年商部高等實業學校と改稱し、三十二年再び郵傳部の管理に移屬せしが、民國元年交通部は教育部新章程に照し

交通部經營特殊專門學校

外交部經營特殊專門學校

其他の特殊專門學校

高等師範學校

女子高等師範學校

各大學專門學校の女子收容

教育會

て工業專門學校と改稱せるものなる等皆古き歷史を有せしが、民國九年十二月交通部は此等四校を合併して交通大學を組織せんとし、鐵路收入中より九十萬元を抽出して開校の經費に充て、北京に大學總辦事處を設くると共に北京に鐵路管理、電信兩科を設け、唐山には土木工程一科（鐵路工程、構造工程、市政工程、水利工程の四門）を、上海に機械工程、電氣工程二科を置き、電氣工程を電力工程、有線電信及無線電信の三門に分てり。

又外交部の設立に係れるものには俄文專修館及清華學校あり、清華學校は卽ち米國庚子賠償金を以て設立せるものにして宣統三年の設立に係り、留美學務處及學校の二部あり、學務處は卽ち優秀學生の給資及米國留學事務を掌理するものとす。

以上の外公立專門學校として特殊の性質を有するものに同濟醫工專門學校あり、光緒三十三年獨人の開設せるものにして、醫學、土木工程、機械工程の三科を設く、民國六年對獨宣戰後中國董事會の管理に歸せるものなりとす、此他南京には全國水利局河海工程學校あり、民國四年成立し、水利專門の人材を養成するものにして、之が經費は直隸、山東、江蘇、浙江、四省に於て分担す。

又高等師範學校は前淸代優級師範學堂と稱し各省城に設立するの規定なりしか、民國元年教育部は國立として北京、武昌、瀋陽、南京、廣東、成都の六校を設け、其後民國九年北京に女子高等師範學校を設立せり、蓋し前淸代の新教育制度に據るに、女子教育は之を師範及中學に止めたりしも、民國六年に至り初めて北京女子師範學校に國文教育專修科を設け、翌七年手工圖畫專修科を設けて女子高等師範に改組するの準備と爲し、九年女子高等師範學校の成立を見、最近更に北京女子師範大學と改稱せるものとす、近時經費不足し、基礎未だ定まらざるも、高等、中學、小學の三部及蒙養園並に補習部あり、高等部には預科、本科、專修科、講習科を設け、本科に國文、外國語、數理化、博物、家事等の諸科を分設し、專修科は音樂、體操の二科に分ちつゝあり、一九二二年度に於て大學部二三六人、中學部三二〇人の生徒數を有す、而して大學部學生は各省の推薦生にして、經費に一定の限度あるが故に急速なる增加を見得ずと雖も其成績良好なるものあり。

猶ほ北京大學、南京高等師範學校（現時の國立師範大學）は民國八年以來女生の入學を許し、其後北京、廣東の高等師範東南大學及天津南開大學其他著名の大學及專門學校に於ても皆之に倣ひ、男女混合教育を授くるに至り漸次盛大となれり、卽ち中華教育改進社の調査に據るに、一九二三年四月現在に於ける各大學の女學生數は北京國立大學一一（男學生二、二四六人）、南京東南大學四四人（男學生八、一二人）、天津南開大學二三人（男學生二、六〇人）、北京師範大學一六人（男學生七、九四人）、北京中國大學一四人（男學生一、六二六人）、上海商科大學一〇人（男學生一、六七人）なりとす。

註、一教育會

民國に於ける教育會章程は八年十一月十八日之が修正規程を公布せらる、地方教育の發展を目的として設立せらるゝものにして、其設立區域に從ひ、省教育會、特別區域教育會、縣教育會及區教育會の四種に分ち、現任學校教職員、曾て學校教職員たること二年以上の者、現任教育行政人員、曾て教育行政人員たること三年以上の者、其他專門以上の學校卒業者にして教育職務に在ること一年以上の者を以て普通會員とし、更に教育會よりの公推により名譽會員を置き得るの規定にして、會の職員としては會長、副會長其他の職員を置き、任期一年或は二年、凡て會員より互選するものとし、各教育會は每選擧前二ヶ月に於て會員資格審査會を組織し、選擧一ヶ月前に於て會員名を宣布すと規定せらる、而して該資格審査會は各省に在りては省教育會より通知せる中等以上學校の校長及省視學を以て省教育會を組織し、縣區に在りては縣區教育會より通知せる高等小學以上の學校長及縣視學を以て組織し、凡て教育會の經費は入會金、常年會費、特別捐助金及

官廳補助費を以て支辦するものとす。

猶ほ支那に於ける各地方教育會の發達は近年頗る著しきものあり、何等軍閥政黨の勢力加はらざるが故に、教育問題の審議討論常に一致し比較的大なる勢力を占めつゝあり、蓋し最近教育上の施設は多くは教育會の調査研究に係るものにして、中央政府は常に教育會の輿論を採用し、法令を發布するものとす。

中華職業教育社

註二、中華職業教育社

全國職業教育奬勵會とも稱す、民國六年黄炎培、郭秉文、王正廷等を役員として創設せられ、講演出版其他職業學校等の設立により、職業教育の調査研究並に職業指導改善に努力しつゝあり、會員約四千名を有し、普通、特別、終身會員の三者に分つ、常務部は基本財産の監理に任じ、常務部は更に庶務、教育、講演、出版、就職調査、通信、案内、職業指導委員、農業教育委員、職業教育研究の十部並に中華職業學校、全國職業學校同盟、上海商業補習教育會、勞働者博物館等を設く、職業教育の奬勵、改善及各人の最も生活に適合すべき普通教育の改善を爲さんが爲め前記の各部を設け、其他の施設を行ふものにして、教育と職業と稱する月刊雜誌を發行して職業教育に關する研究、紹介論文等を掲載し、又職業指導委員ありて中華職業學校と共同し且つ上海著名の商社、工場等と連絡を保ちて使用人等の調査指導に任じ、更に上海總商會及商科大學と聯合の上商業補習教育會を設立す、上海に於ける主要商工業者組合之に關係し徒弟其他店員に對し新式商業教育を授けつゝあり、又職業教育の模範校たらしめんが爲め本會は上海中華職業學校を建設す、建築及維持費共に寄附に依れるものにして、校内に勞働者博物館を設くる等其活動最も著しきものあり。

職業教育全國協議會

註三、職業教育全國協議會

民國十一年七月濟南に於ける第二次全國教育聯合會に際しては全國職業學校協會、支那全國職業教育會其他中國教育改進社職業教育部等の聯合の下に開催せられ、當時十一省四十三團體の代表五十八名參列し、職業教育の奬勵、中央職業教育並各地職業學校の設立（露國よりの團匪事變償金返還金及獨逸よりの償金其他關稅增加額等より約五百萬元支出により設立するの計畫にして職業學校は之を十箇所に設け且つ私立職業學校に對する教育奬勵補助金支給の資に充つるものとせり）等に關する事項を附議し、上海中華職業學校、北京師範大學附設特別職業科、女子職業學校、勞働者實業補習學校（山西省）、江西省第一商業學校及第二農業學校代表等委員となりて特別委員會を設け研究決議の結果を政府に建議することせり、猶ほ當時濟南に於ける教育聯合會には更に全國農業問題討論會をも組織せり、中華農業會、中國教育改進社、全國職業教育會等の全國職業學校協會と聯合の上、設立せるものなりとし、農業教育行政及農業の實際方面に關する討議を爲せるものにて、其後農作物展覽會をも開催せり。

學校系統改革後の學制

第二款　學校系統改革後の學制

以上を以て支那に於ける教育制度の狀況に就き之を概説せり、而して最後に一言すべきは、學校系統の改革なりとす、蓋し學校系統の改革に關しては民國十年第七次教育聯合會の廣東に開かるゝや、學制系統草案を議決し廣く各省の意見を集め以て學制の改革に資せしこと曩に述べたるが如くにして、其後民國十一年十月濟南に於て第八次聯合會の開催せらるゝや遂に新制度を採用し、同年十一月一日教令第二十三號を以て學校系統改革令を公布せらるゝに至れり、凡て米國學制を模倣せるものにして、支那現行の教育制度なりとす、蓋し清末科擧の制を廢するに共に教育部の設立を見、新たに發布せられたる新教育制度は悉く日本の制度を模倣せるものなりしこと曩に述べたるか如くにして、當時我邦教育家の招聘せらるゝ者頗る多きに及びしも、其後時勢の變遷と共に米支

米國學制の採用

初等教育

關係濃厚ニ爲り、留米學生の數增加するニ共に、米國又對支文化事業の輔導に努むる所あり、遂に今次の改正に際し米國學制を採用せるものニす、

而して該改革令に據るに、初等教育は之を小學校、幼稚園及補習學校に分つ、幼稚園は六歲以下の兒童を收受するものニし、小學校は其修業年限六ヶ年、地方の事情により更に一年を延長し得るものにして初級高等の二級に分ち前四年を以て初級小學校ニし之を單設し得べく、畢竟義務教育年限なりニす（該義務教育年限は各地方適當の時期に於て延長し得るものニす、又義務教育入學年齡は各省其情形的を量して之を定む）而して高級小學校は卽ち初級小學校卒業生を收容し修學年限二箇年にして、地方の事情に依り職業準備教育を授くるを得べしニ定め、又補習學校は年長者にして學習の途を失せる者を收容するものニす。

中等教育六三三制度

次に中等教育は修業年限六年、初級、高級の二中學校に分ちて所謂六三三制度を採用し、修業年限各三箇年ニす、蓋し米國に於ける Junior High School 及 Synial High School に模せるものにして、更に必要に應じては初級四年、高級二年、或は初級二年、高級四年ニ爲すべく、又初級中學は之を單設し得るも、高級中學は特別の事情なき限り之を初級中學校に並設するを原則ニす、而して初級中學は之に普通教育を授け地方の必要によりては各種の職業科を兼設するを得るものニし、高級中學は地方の情形に從ひ普通、農工商、師範、其他家事等の內、一科を單設し又は數科を兼設し得るものにして、從來の甲種實業學校は之を職業學校（年限及程度は地方實際の必要に應じて定む）、或は高級中學農工商等の科に改設すべく、且つ中等教育には選科制を用ふるを得るものニす、此他猶ほ各地方に中等程度の補習學校又は補習科を設け、地方の事情に應じて其種類及年限を酌定するの外、各相當の學校に於ては職業教育推廣の目的の爲め職業教員養成科を設け得るものニす。

師範學校

又師範學校は修業年限六ヶ年、後期二年又は三年を單設し、初級中學卒業者を收容し得るものニす。而して高等教育は卽ち大學にして一科或は數科を置き、單科大學は醫科大學、法科大學等ニ稱するものにて、修業年限四年乃至六年、各科其性質の繁簡に依りて定むるものなるも、醫科及法科は最少年限五年ニし、師範大學は修業年限四ヶ年ニす（舊設高等師範學校は相當期間內に其程度を高め、高級中學卒業生を收容す）。

高等教育

大學校專修科

又大學校には選科制を用ふるを得、更に地方特別の事情に依りては專門學校を設け、修業年限三ヶ年、高級中學卒業者を收容して大學卒業者ニ同待遇を與ふべく、且つ大學及專門學校には專修科を設け、其年限を一定せず更に大學校教育科或は師範大學校には修業年限二年の師範專修科を置き以て初級中學教員の不足を補充せんニし又大學院は大學卒業者或は同等程度の者を收容、研究せしむる所ニし、其年限は之を無定ニせり。

師範專修科大學院

第三款　平民教育

平民教育

支那の一般國民教育ニして最近著しき發達を遂げ、將來更に非常の影響を及ぼすべしニ思意せらるゝは平民教育なりニす、基督教青年會に屬する袁某の發意に依るものにして、北京清華學校教授莊澤宣氏又支那に於ける成人教育ニ稱して平民教育に關する著書を刊行せり、而して袁氏の說に據るに元來支那に在りて日常の用を便ずるには約千二百の文字を知れば足るニし、此等一千二百の文字を以て四册の小書を編纂し自學自修に便するニ共に毎日一時間十字宛を學べば約四箇月にして全科を修了し、普通新聞記事を通讀し得るに至るニ爲せるものにして其初め長江一帶に施行し、今や支那全省に盛行しつゝあり、學校或は個人の家屋を利用し、特に專任の教師を要

平民教育の趣旨

せず、簡單なる手解きのみにて四册の小册子を修習し得べし、蓋し現時支那國民中少なくとも約二億の民衆は無學文盲の徒にして、此等をして正規の義務教育を完了せしめば一年二千萬人を教育し得、十年にして悉く普及せしむるを得べしと稱しつゝあり、固より理想の論にして、其歳大なる面積を有し四億の民衆を擁する支那に在りて之が教育の通俗化を圖るは其實現容易ならざるべきも、然かも該平民教育にして着實に行はれんか、支那國民の覺醒上、小中學教育よりも寧ろ普及の効果大なるべし。

平民教育の沿革

各地講堂の設立

講演團

全國國語學校

半日學校

備考　平民教育の沿革　上記國民教育又は平民教育と稱するは其發達極めて最近の事に屬し、且つ其手段方法等必ずしも一樣ならざるも、清末既に此種の計畫施設あり、卽ち清末立憲政治採用の上諭發せらるゝや、當時教育當事者は國語學校、半日學校及講演所の設立を計畫し、講演所を除きては其實現を見ざりしも、革命後新教育政策を施行するに當り、地方官憲に通達して公立圖書館、講演者養成學校（講演により國民教育を爲さんとせるものにして、當時教育總長より指示せる講演題目は共和民國の權利義務、商工業發展策、其他公衆道德等に關するものたりき、）及成人教育學校等の設立並に通俗教育普及の爲め各種協會の設立を奬勵し、之が完成は固より困難なりしも、稍々成績を收むる所ありて、教育部其他教育會の調査發表せるものに據るに、民國四―五年の頃に於て既に漸次發展の徑路を辿りつゝありき、卽ち支那各地講堂の數は民國四―五年頃に於て其數二、一三九所に達し、山東省最も多くして六五五所を算し、湖北（二三九）、廣西天省（一一五〇）等之れに亞ぎ、各所毎週一回乃至三回の講演を行ひ、更に講演團は全國を通じて七三八ありき、各町村、市（一七七）浙江（一六八）、泰場を巡廻し、寺院、祭市、其他學校、廣場等に於て隨時或は希望により開催するものにて、就中江蘇省講演團は其數六十に足らざりしも、民國五年江蘇省設立の一團體は成績最も優秀なりしものにして、講演者二十二名を以て組織し、其中二名は南京に止まり、其他は十組（一組二名）に分ち各地を巡廻講演せしが、省内六十地方を巡講し三百五十箇所に於て十六萬六千餘人に對し講演せりと謂ふ、此他全國國語學校の設けらるゝもの民國四年度に於て四五九校、學級數九、一三五（各級平均生徒數は地方により一樣ならざるも二―三十名より多きは四十名に達せり）に達し、半日學校は民國七年度に於て學校數一、六一四、生徒數三九、三一八人を算し、更に各地野外學校あり、民國八年度北京のみにて二十三校に上り、更に大學、專門學校等學生經營のもの北京のみにて一九校、二、三二六人の生徒を收容し、或は

野外學校

新聞閱覽所

外人經營教育機關

沿革

約翰書院

廣文學堂

匯文書院

潞河書院

中西書院

嶺南大學

新聞閱覽所の設けらるゝものありて民國八年度其數一、八一七所に達したり、加ふるに最近勃興せる全國的運動は革命的團體の組織、時事問題其他の討議研究或は大學其他に於ける學生討論會又は幾多定期刊行物の發行等所謂文化運動の盛行を見て、社會の之に對する興味を刺戟し、國内政治の基礎安定せざるに拘はらず、前記袁氏の平民教育策其他基督教青年會等の施設と相俟ちて四億民衆教育の通俗化を囑望せられつゝあるものとす。

第四款　外人經營教育機關並に外國留學生

支那に於ける外人經營の教育機關は多く教會の設立經營するものに係り、一九二三年末に於ける全國各種大學專門學校總數一二五校中一八校は外人の設立に屬し大部教會の經營に屬するものとす、而して之が設立の沿革を見るに道光二十五年米國聖公會主教文氏(Boone)が學校を上海に設立し、其後約翰書院と名けたるを以て嚆矢とし同治十年又武昌に設立して文華書院と稱せり、而して之より先、山東省に在りては同治三年米國長老會狄考文氏(Calvin W. Mateer)が登州に於て文會館を設立し、同治五年には英國浸禮會に於て青州に廣德書院を設立せしが後兩者合併して廣文學堂と稱し濰縣に移せり、爾來各地設立せらるゝもの少なからず、光緒十四年米國美似美會は北京に匯文書院を、同十九年には公理教會に於て通縣に潞河書院を設けたり、現時燕京大學と稱するは前記二校を合組せるものなりとす、此他米國監理公會林樂知氏(Y.J. Allen)は光緒七年上海に中西書院を設立し、二十三年又蘇州にも設けしが、其後二十七年に至り東吳大學と改稱せり、而して又南部支那に在りては、米國長老會は光緒十一年以來廣東及澳門に於て學校の經營に從事し、三十年廣東嶺南大學の成立を見、其後金陵大學、滬江大學華西協合大學等漸次設立せられしが、民國八年各教會學校は聯合して中國基督教會大會協會を組織し、共同研究を爲すに至れり、當時聯合組織の大學次の如し。

中國基督教會大會協會

燕京大學(北京)、齊魯大學(濟南)、金陵大學(南京)、金陵女子大學(南京)、東吳大學(蘇州)、聖約翰大學(上海)、滬江大學(上海)、之江大學(杭州)、福建協和大學(福州)、嶺南大學(廣州)、雅禮大學(長沙)、文華大學(武昌)、博文書院(武昌)、華西協和大學(成都)、

以上は高等專門程度以上の諸學校なるも、此他小中學、幼稚園等の設立せらるゝもの少なからず、基督教教育協會の發表に據るに、新教に屬する教會設立の學校生徒數は小學、幼稚園を合して約三十萬人と稱し、更に舊教に屬する學校生徒數は約二十六萬人に達せんとし、此等新舊兩派の學校に學習する生徒數は支那全國學校生徒數百人中約八人を占むと認められる、但し此等基督教學校に對しては最近反對論旺盛となり、之れが主要の原因は一般支那民衆の反基督教熱に歸因するものにして、凡て基督教設立の學校は外人に於て之が實權を掌握し、專横の振舞あるのみならず、早くより基督教の信仰を强制して信仰自由の原則を無視し、幼稚なる兒童に對する該教の强制は遂に支那國民をして其固有の國民性と兩立せしめざるに至るとも謂ふにあるが如し。

小中學幼稚園

基督教學校反對運動

次に支那留學生の海外に游學せしは十九世紀の中葉數名の學生が宣教師に伴はれ渡米したるを以て始めとし、其後一八七二年支那政府は百二十名の留學生を米國に派遣せり、駐米支那公使館一等書記官容閎氏の唱導に係れるものにて、當時尚未だ歐洲文明の必要を感ぜず、數年ならずして之を廢止せしが故に、前記留學生等多く各處に散逸し、成業者僅々六名に過ぎざりしと稱せらる、唐紹儀氏の如き卽ち其一人たりき、然るに其後支那留學生の英獨佛諸國に游學する者あり、更に日清戰後政治改革の論喧傳するや我邦制度施設を研究するの氣運勃興し、張之洞氏等有識者の奬勵は海外留學者の數激增すると共に、其多くは我邦に游學し、更に日露戰後一層其數を增し明治三十九年乃至四十一年に互りては一時其數一萬五千人內外の多きに達せり、這に於てか我邦に在りても亦此等留學

支那海外留學生

生保護の爲め諸般の施設を必要とし、明治三十三年文部省直轄學校外國委託生に關する規程を設けて支那留學生の就學に便し、翌三十四年には文部省直轄學校外國人特別入學規定を制定し、三十八年には清國人を入學せしむる公私立學校に關する規程を設けて一層留日學生の便宜を圖ることゝせり、而して此間我邦に在りては成城、振武等の私立學校設立せられて、陸軍幼年學校及士官學校留日學生に對する豫備たらしめ、更に普通教育機關としては宏文學院、東京同文書院其他早稻田大學、法政大學等の特種施設を爲すあり、支那留學生の收容を目的とする私立學校頗る多きに達せしが、其後支那國內に於ける普通教育機關の設立は漸次支那學生にて我邦の普通教育を受くる者減少し、私立特殊學校は其經營困難を加ふると共に其數激減せしも、專門教育に關しては支那政府の依頼により支那留學生に對し文部省直轄學校の定員外收容を許可するに至りしより、之が施設の擴張を必要とし、明治四十一年東京高等師範學校、東京高等工業學校、第一高等學校、山口高等商業學校、千葉醫學專門學校の五校に特別豫科を新設して支那留學生を收容することゝせり、(第一高等學校特別豫科にては一年間豫備教育を施したる上、卒業後各高等學校に配當し日本人學生と共學の下に大學に進ましめ、其他も亦特別設備により收容學生の增加を圖れり)但し留學生數は其後增減あり、明治三十九年乃至四十一年に於て最高數に達せしこと前述の如きも、四十二年に至りては政治的關係により約五千人に減じ、爾來年々減少し、殊に革命亂當時に於ては留學生の歸國する者多くして約一千四百名に激減し、其後稍增加して大正八―九年の間約二千五百乃至三千人を算せり蓋し支那に於ける教育施設の發達は政治關係其他の事情と共に留日學生數減少の因を爲せしものと思意せらる、而して從來支那政府の委託に基ける文部省直轄學校入學の支那官費生に對しては、支那政府より我邦政府に對し一定の養成費を支拂ひ來りしも、大正九年以後我國に於て之が經費を支辦することゝなり、留學生よ

文部省直轄學校外國委託生に關する規程

同外人特別入學規程

特別豫科

留日學生數

支那留學生に對する日本の施設

沿革

りは單に學校所定の入學料及授業料のみを納付せしむることゝし、支那政府の負担を輕減すると共に、民間又支那留學生優遇の擧あり、大正十年政府は日華學會に對し奬勵金十五萬圓を交付し、支那留學生を收容すべき寄宿舍經費の補助たらしめしことありて、現時數個の寄宿舍を經營す、然るに最近支那政府財政の窮乏は留學費の支給に窮し、大正十一年滿期後に於ける特約五校協定の廢止並に定員留學生派遣の停止を通知し來れり、但し大正十二年三月對支文化事業特別會計法制定以來、我邦は留學生に對する學資補給問題に努力し、優秀支那留學生三百名を支那公使館に於て選拔し、之に對し文化事業部より每人每月七十圓を支給するに至り、更に特選留學生制度を設定さるゝと共に、東京及廣島高等師範學校、長崎高等商業學校、明治專門學校其他奈良女子高等師範學校等に特設豫科を設け、豫科教育の刷新を圖りつゝあり、但し留學生學費の補給は從來一時的便法として支那側に一任せしが、大正十五年以來改正を加へ、且つ成績優秀なるに拘はらず窮困の爲め通學し得ざる學生を救助するの目的を以て、別に五十名の給費生を採用し、又大學に於て學術の蘊奥を究めんと欲する者二十名を選定し特別留學生として每月百五十圓の學資を給しつゝあり、前記の特選留學生制度之れなりとす。

對支文化事業特別會計法の制定

特選留學生制度

留日學生の希望科目に對する傾向

現時支那留學生數約二千人（一九二四年度調査）明治大學、東京高等工業學校、東京帝國大學、早稻田大學、慶應義塾、京都帝國大學、日本大學等最も多く九十名乃至二百餘名を收容しつゝあるの外、更に支那學生の日本視察を招致しつゝあり、而して支那留學生にして卒業歸國せるもの明治二十八年以後三十餘年に亙りて大約三萬人に達せしが、此等留學生の希望科目に對する傾向は、其初め軍人、政治家たらんとする者大部を占め、陸軍學校卒業生の如きも明治三十三年より大正十一年に至る十九年間に於て一、〇四八名を算し、張紹曾、吳光新、孫傳芳閻錫山、王揖唐、唐繼堯、楊宇霆等支那最近の名士中我邦士官學校其他の卒業者少なからず、但し最近理、工、農、商其他醫科等の入學者漸增するに至れり。

以上の外、列國の在支文化事業に關しては之か研究の價値あるもの少なからざるも、東亞同文會發行新編支那年鑑中に於て說述する所甚かなるが故に之を省略せり（同書一四〇三―一四一九頁參照）

今更に參考の爲め日華學會學報部の報告（留日中華學生名簿）に據り日本各地留日學生の數を見に一四五校一九二四人にして、其內官立學校及收容留學生數の多き主なる學校に就き其留學生數を示せば次の如し（昭和二年六月現在）

各官立其他主要學校に於ける留日學生數

東京帝國大學	一〇六人	京都帝國大學	二四人	東北帝國大學	一一二人
九州帝國大學	六四	北海道帝國大學	三〇	東京商科大學	四二
岡山醫科大學	二	千葉醫科大學	一五	長崎醫科大學	九
東京高等師範學校	一一二	廣島高等師範學校	一二	東京女子高等師範學校	三九
奈良女子高等師範學校	二一	福岡高等農林學校	六	鹿兒島高等農林學校	五
上田蚕糸專門學校	三	東京高等蚕糸學校	一	鳥取高等農業學校	一〇
神戶高等商業學校	一四	長崎高等商業學校	六	山口高等商業學校	三二
福島高等商業學校	二	大分高等商業學校	二七	第一高等學校	一
第二高等學校	五	第三高等學校	七	第五高等學校	七
第六高等學校	一三	第七高等學校	九	第八高等學校	五
水戶高等學校	二	山形高等學校	二	佐賀高等學校	一
福岡高等學校	二	東京高等工業學校	一六	大阪高等工業學校	一三四
京都高等工業學校	一	名古屋高等工業學校	二	米澤高等工業學校	六
桐生高等工業學校	二	橫濱高等工業學校	七	仙台高等工業學校	四
明治專門學校	一六	東京高等工藝學校	一	秋田鑛山專門學校	三
東京外國語學校	二	東京美術學校	八	東京音樂學校	八
水產講習所	七	東京鐵道局教習所	一	慶應義塾大學	八五
早稻田大學	八九	明治大學	七三	女子美術學校	六
愛知醫科大學	一〇	日本美術學校	一五	法政大學	一五一
東亞高等豫備學校	二三七	陸軍士官學校	二一		二〇〇
近衛及第一三四師團配屬	一六〇				一六〇

蒙藏教育
唐古特學
蒙藏學校の設立
托忒學

第四節　蒙藏教育

從來蒙藏教育機關ニしては唐古特學、托忒學、咸安宮蒙古學及理藩部蒙古學等ありき、唐古特ニは其初め西藏貴族の稱呼なりしもの轉じて西藏語學校の名に冠せしものニす、卽ち唐古特學は專ら藏文の人材を養成せんがため設けられ、理藩部に附屬せしものにして、章嘉呼圖克圖之が學務を管理し、西藏の堪布喇嘛、西藏通事喇嘛及繙譯事件喇嘛、隨同繙譯事件固什喇嘛等教授の任に當りしが、民國に至り理藩院を蒙藏院ニ改むるニ共に之を引繼き、高等小學以上の程度に限り蒙藏の子弟を收容せり、而して民國二年蒙藏學校の設立せらるゝや、唐古特學は托忒學、咸安宮蒙古學及理藩部蒙古學ニ共に均しく蒙藏學校に合併改革せり、蓋し蒙藏青海地方は交通頗る不便にして風氣閉塞し、人民愚昧無智、時勢の進運に伴ひて進步を圖る能はず、然るに當時西藏に在りては達賴喇嘛等英人の蠱惑を受け、又庫倫に於ては露人の愚弄を被むること甚だしきは、一に蒙藏人民の無學なるに歸因すべく、殊に民國共和の政は民力の發達を宗ニし五族一體、一視同仁たるか故に、行政方針も亦大同の旨を持せざるべからず、其教育も亦之を同等ならしめ以て其文明の促進、生產力の開發に資し、民國の宗旨に副ふべしニ謂ふに在りき。

而して托忒學ニは卽ち青海語學を稱し、忒學の人材養成を目的ニせしニ唐古特學の藏文人材を養成せるに異ならず、之が入學者は其初め新舊大爾扈特族の子弟に限り其中より選拔せしが、其後遠隔の地にて來學困難なるが故に高等小學以上の程度ニし、且つ托忒文に通する蒙古八旗の子弟をも收容することゝし、蒙藏地方に於ける文化の發達に力を致さしめんニせしものニす、

咸宮官蒙古學
理藩部蒙古學
蒙藏學校章程
蒙藏回語白話官報

又咸安宮蒙古學は專ら蒙古翻譯の人材を養成し蒙古八旗の子弟に限りて收容し、理藩部蒙古學は蒙藏翻譯の人材養成の爲め甲乙二班（甲班は理藩部の候補人員を入學せしめ之を學員と謂ひ乙班は蒙古八旗より蒙文漢文に通ずる者を收容し之を學生と謂へり）に分ち、理藩部の蒙漢文に精通せる司官を以て教員たらしめしものにて、此等は民國二年悉く蒙藏學校に併合せるものニす。

章程に據るに蒙藏學校は蒙藏青海人民の學識を開發し文化の增進を以て宗旨ニするものにして收容學生は種族を分たざるも、設立の目的より多く蒙藏青海の學生を收容し、（初入學生の定額は內外蒙古五割、西藏一割五分、青海及其附近の各回部一割、其餘の二割五分は滿漢兩學生、）豫備科及補習科の二あり、豫備科は四年卒業にして定員二百名、高等小學及同程度の學力ある者を收容し、卒業後は別に高等專門科を置くものニし、補習科は修業年限三年別に學生を招募せず、舊有の唐古特學其他の原有學生を收容して法律、政治、經濟等の專門科學を補習せしむるか爲め暫設せるものなるも、民國五年春全部卒業せるが故に爾後之を廢止せり。

以上の外、蒙藏回地方の風氣を開發するニは新聞紙の效力最も大なりニし、民國元年冬以來蒙藏回三種の白話官報を發行し、沿邊各路の都統將軍より各蒙族及藏回地方に轉送せしめ、邊疆民をして中央に於ける一切の施設を知らしめ、以て人智の開發に資せしニこゝありき。

結論

支那教育普及の現狀

全國學校數

大學專門學校

中等學校

高等小學國民學校

全國學校生徒數

人口數との割合

各級學校別生徒數

義務教育普及程度

南滿鐵道附屬地小學就學兒童數

第五節　結論

以上支那に於ける教育事業は之を一般より見るに、民國以來國内の擾亂絶へず、政治の根本定まらず、國民は常に不安の裡に苦しみつゝあるも、然かも教育に關する命令は各省督軍其他地方官に何等直接の利害なきが故に中央政府の命令も比較的各地に通行せられ、現時の如き不斷の擾亂中に在りても、尚ほ進歩の道程を辿りつゝあること前述の如し、殊に外人宗教團體其他の支那人教育事業は完全なる文化的施設と相俟ちて其効績頗る著しきものあり、而して支那教育上の施設に關し支那教育會の發表せるものに據るに、現時支那全國學校數は大學及專門學校總計百二十五校を算し、之が内譯は大學三十五、師範大學八、工業專門學校十三、法政專門學校三十三、商業專門學校八、農業專門學校七、醫學專門學校七、其他十四にして、之が維持經營は國立三十、省立四十八、私立二十九、教會其他外人經營のもの十八なりとす、又中等教育に屬するものは師範及師範講習所三八五、中學校五四七、甲乙種實業學校六〇三校にして、更に高等小學校一萬二百三十六校、國民學校十六萬七千七十六校あり て、各種學校總計十七萬八千九百八十一校に上れり、而して此等の學校たるや其經營頗る貧弱なるもの少なからざるも、外觀上より之を見る時は、新學制發布以來二十五六年にして如上の數字に達せるものにて、支那教育の進歩少なからざるを察するに足るべし、但し其質に於ける教育の内容は尚未だ整はざるもの多く、今之れを支那全國各種學校在學生徒數により其内容を察するに、約二十年前の一九〇六年に在りては教會學校を除き約四十七萬人にして、十年後の一九一六年には四百四十七萬餘人を算し實に十年前に比し九倍强、將に十倍に達せんとし更に一九二三年度に於ては約六百八十二萬人、一九〇六年度に比し約十五倍に達せんとす、然れども之を其人口數に比較するに文明國に比し甚だしく劣れるや勿論にして、今假りに支那人口三億六千萬人とする時は僅かに全人口の一分九釐弱なりとし、更に學校教育を受くべき全國兒童數七千萬人ありと稱せらるゝに對比せば其教育の進まざる寧ろ啞然たるべく、加ふるに財政の窮乏は其設備不完全にして、教育上幾多の欠陷あるを免れず、又之を各級學校別より見るに、一九二三年度生徒數は小學校約六百六十萬人、中等學校十八萬三千人弱、專門學校以上三萬五千人弱にして、小學校殊に國民學校生徒數其八割七分五釐を占め、中等學校は師範學校、師範講習所其他甲種實業學校を加ふるも二分七釐弱、大學及專門學校は僅かに五釐餘に過ぎず、又義務教育普及の程度も之を我邦に比するに約明治十年乃至二十年前後の普及程度と相類似し、山西省は百人中七十二人の就學率を有して頗る出色あるも、其次位に在る山東省は百人中僅々二十四人四分なりとし、其最も普及せざる安徽省の如きは五人に達せず、更に新疆省の如きは其地邊疆に屬すと雖も百人中僅かに二人なりとす。

猶ほ南滿鐵道附屬地に在りては、小學就學兒童數は男子は百人中約五十八人、女子は三十人五分にして男女を平均して四十人六分に達し、山西に亞くの好成績を示すも、此は南滿鐵道會社の施設に屬するものなりとし、最近教育回收論勃興し之れが存廢の是非に關し種々の議論行はれつゝあり、蓋し之を支那側より見る時は日本の手に依り施されつゝある教育は支那兒童を日本化せしむべしとの點に於て反感を招けるものにして、吾人の考慮す

べき問題なりこす、

次に各學校施設の規模に就き見るに、其生徒收容力の如き極めて狹少にして、全國學校數一七八、九八一校、之を全生徒數に割宛つるに一校平均僅かに三十七人の收容能力なりこし、殊に國民學校の收容力最も小にして僅かに三十五人弱、中學校（甲種實業學校、師範學校等を加算せず）一八九人、大學及專門學校は比較的收容力大にして二七九人の比例なりこす、蓋し就學者の少なきこ且は教育費の不足は其設備の完成を期し得ざるか爲めにして、一九二三年度に於ける各種學校總經費五千九百四十二萬餘元に過ぎずして、每生徒平均費は國民學校三元七十五仙、中學校六十三元八十四仙、大學及專門學校三百九十九元九十五仙なりこす。

各學校施設の規模

各種學校經費

女子教育

又女子教育は近時盛んに其必要を唱導せられて漸次發達し、外國留學生の如きも年々增加し一九一九年度に於て米國に留學中の女子のみにても六十三名を算す、蓋し米國は一九一四年以降清華學校の留學奬勵金を以て女子をも海外に留學せしむるここゝし、隔年十名宛を送るここに定めたるものこす、而して國内に於ける女子教育又著しく發達せるも、之を男子の教育に比するに尚著しき遜色ありて、其數男子の約六百廿萬人餘に對し四十二萬人に達せず、僅かに六分三厘餘を占むるのみにて、其國民學校につきて見るも僅かに六分三厘三毫なりこし、其比較的多きは乙種實業學校の八分五厘二毫、殊に師範學校の約一割七分六厘なりこす、其大學及專門學校在學者の如きは二分四厘二毫僅かに八百四十七人（男生徒數三四、〇三三人）に過ぎず、而して女子職業教育は手藝、刺繡、裁縫、養蠶等を主こし、看護保育、商業科等あるも多からず、一九二二年度統計に據るに、全國職業學校總數一、三五三校の内女子職業學校一五三校、約全數の一割一分七厘にして、一九一六年度の全職業學校數五三一に對する女子職業學

男女混合教育問題

私立學校

支那全國各級學校生徒數

校二一校、全數の約四分たりしに比し其發達著しきものあり。

猶ほ男女混合教育に關しては曩に政府は訓令を出し、小學校に於ては一一二學年を限りては男女の混合教育を許するも、小學高級に在りては凡て男女を區別し、一校内に之を收容し得るも同學級に置くを禁ぜしが、近時混合教育盛んこなり、民國八年以來北京大學其他の大學、專門學校に於て女子の入學を許してよりは、小學初級は勿論、中等學校に在りても男女混合を禁ぜざるものあるに至れり、但し時勢の然らしむる所なるも、保守的家庭の女子は其能力の如何に關せす今尚ほ混合教育を授くるを喜ばざるや勿論なりこす。

以上の外各省就學生徒數其他のこに關しては各種の統計を揭げ、以て之が說明の煩を省けり、但し支那に於ける各種の統計は其正確なるものを得るここ至難にして、其教育統計に於ても又然り、蓋し此等は最少限度の數こ見ば可なるべく、此の他尚ほ因襲的教育を施しつゝある幾多の私立學校存在するものにして、一外人の如きは南京は其人口四十萬人を有し私立學校約五百、生徒數一萬二千人を算すこ稱し、更に廣東は人口八十萬人、私立學校數一千を算し、約二萬人を收容するか故に、此等の點より觀察する時は支那全國學生數は一千五百萬人に達すべしこ稱し居れり、卽ち全人口を四億こ概算し其約四分は學籍に在るものこす、但し此等家塾的私立學校は其存廢常ならず、就學兒童の入退學又常なくして、之を就學者こ見得べからざる者少なからず。

參考の爲め各種統計表を示せが次の如し。

支那全國各級學校生徒數（一九二三年末現在）

省名	小學校生徒數	中學校生徒數	專門學校生徒數	總計
京師及京兆	八五、〇二〇人	七、六四一人	一三、六七一人	一〇六、三三二人

直隸	五五五、一二七	二、一六九	五六九、七六九
奉天	三二六、〇一〇	六五九	三三六、〇七〇
吉林	六八、七八五	一〇二	七一、一七〇
黑龍江	五一、四六三	七五	五三、三四二
山東	七七七、七七一	七八七	七八九、六二四
河南	二八二、五八九	四二六	二九一、三七七
山西	八〇〇、八二七	八六三	八一三、五四七
江蘇	三九九、〇三七	一七一	四一五、八七四
安徽	九五、九七九	九〇七	一〇四、七七八
江西	二二五、四七八	八四三	二三三、六八二
福建	一五〇、八一七	一〇四一	一五七、九二〇
浙江	四一六、二〇二	二、五七七	四二八、七五六
湖北	二三六、七八九	一、七九九	二四七、七七七
湖南	三二四、四五一	二二四	三四〇、九四八
陝西	二一七、六五四	一九〇	二二一、四九八
甘肅	一二二、〇一八	—	一二三、八〇八
新疆	五、七五七	八五	五、八四二
四川	五七五、六三六	一、四二八	五八九、二三八
廣東	三七六、七九九	一、七一六	三九〇、四二九
廣西	二〇一、五二六	二七六	二〇八、四八五
雲南	二〇三、一七二	一一五	二〇七、九八四
貴州	六六、八五五	二三〇	六九、三五八
特別區其他	四一、〇四〇	—	四一、八七八

總計	六、六〇一、八〇二	一八二、八〇四	三四、八八〇　六、八一九、四八六

支那全國各種學校生徒數及百分比（一九二三年末現在）

學校種類	生徒數	百分比
	人	
大學及專門學校	三四、八八〇	〇•五一
師範學校	三八、二七七	〇•五六
師範講習所	五、五六九	〇•〇八
中學校	一一八、五九八	一•七四
甲種實業學校	二〇、三六〇	〇•二九
乙種實業學校	二〇、四六七	〇•三〇
高等小學校	六一五、三七八	九•〇二
國民學校	五、九六五、九五七	八七•四八
總計	六、八一九、四八六	一〇〇•〇〇

支那全國各種學校每校平均生徒數

學校種類	學校數	生徒數	每校平均生徒數
大學及專門學校	一二五校	三四、八八〇人	二七九•〇
師範學校	二七五	三八、二七七	一三九•二
師範講習所	一一〇	五、五六九	四六•八
中學校	五四七	一〇三、三八五	一八九•〇
甲種實業學校	一六四	二〇、三六〇	一二四•一
乙種實業學校	四三九	二〇、四六七	四六•六

高等小學校　一〇、二三六
國民學校　一六七、〇七六
總計　一七八、九八一

各種學校經費及每生徒平均經費

學校種類　生徒數　歲出數　每生平均費
大學及專門學校　三四、八八〇人　五八二、四七九　五六・九
師範學校　三八、二七七　五、五六九　一四七・九
師範講習所　五、八一四　三七五　六四・二
中學校　一〇三、三八五　一四、三六〇　一三九・二
甲種實業學校　二〇、三六〇　二、七九〇、〇〇五　一三七・〇三
乙種實業學校　二〇、四六七　六〇〇、四七〇　二九・三四
高等小學校　五八二、四七九　一〇、〇八九、七三一　一七・三二
國民學校　五、八一四、三七五　二〇、七五九、七六二　三・七五
總計　六、六一六、七九二　五九、四二四　五六七　八・九八

各種學校男女生徒數比較

學校種類　男生數　女生徒　總數　女生百分比
大學及專門學校　三四、〇三三人　八四七人　三四、八八〇人　二・四二
師範學校　三一、五五三　六、七二四　三八、二七七　一七・五六
師範講習所　五、一七〇　三九九　五、五六九　七・一六
中學校　一〇〇、一三六　三、二四九　一〇三、三八五　三・一四
甲種實業學校　一八、九〇八　一、四五二　二〇、三六〇　七・一三

各種學校男女生徒數累年增加數比較

年次　生徒總數　女生數　女生百分比
一九〇六年　四六八、二二〇人　三〇六人　〇・〇七
一九〇七年　八八三、二一八　一、八五三　〇・二一
一九〇八年　一、一四四、二九九　二、六七九　〇・二三
一九〇九年　一、五三六、九〇九　一二、一六四　〇・七九
一九一二—一九一三年　二、九三三、三八七　一四一、一三〇　四・八一
一九一三—一九一四年　三、六四三、二〇六　一六六、九六四　四・五八
一九一四—一九一五年　四、〇七五、三三八　一七七、二七三　四・三四
一九一五—一九一六年　四、二九四、二五一　一八〇、九四九　四・二一
一九一六—一九一七年　四、九八七、四五四　一七二、七二四　四・三五
一九二一—一九二二年　六、六一五、七七二　四一七、八二〇　七・三七
一九二二—一九二三年　六、六一五、七七二　四一七、八二〇　六・三二

各種專門學校經營者別學校數、生徒數及每校平均生徒數

經營別　學校數　生徒數　每校平均生徒數
國立　三〇　一〇、五三五　三五一・二
省立　四八　九、八〇一　二〇四・二

各種專門學校數生徒數及每校平均生徒數

	學校數	生徒數	每校平均生徒數
私立	二九	一〇、五二四	三六二・九
教會及外人立	一八	四、〇二〇	二二三・三
總計	一二五	三四、八八〇	二七九・〇

各種專門學校校數生徒數及每校平均生徒數

學校種類	學校數	生徒數	每校平均生徒數
大學校	三五	一三、〇九八	三七四・二
師範專門學校	八	三、〇九三	三八六・六
農業專門學校	七	一、二七一	一八一・六
工業專門學校	一三	二、〇二六	一五五・九
商業專門學校	八	一、八九〇	二三六・三
醫學專門學校	七	八三二	一一八・九
法政專門學校	三三	一〇、八六四	三二九・二
其他	一四	一、八〇六	一二九・〇
總計	一二五	三四、八八〇	二七九・〇

支那は所有宗教の化石谷

宗教制度研究の必要なる所以

支那政府の宗教政策

第六章　支那宗教制度

第一節　緒論

支那に在りては國内居住の民族多種多様にして、現時漢族、滿族、藏族、回族、蒙族の五大種族民國を合組すと雖も、其信奉する宗教を異にし、此他更に苗族ありて六大種族を成し、各族各幾多の派別を有すると共に、其派別により更に宗教を異にするものあり、蓋し支那が所有宗教の化石谷たりと稱せらるゝ所以にして、之が研究頗る困難なるも、然かも一國事情の研究が單に其國文物制度の如何を知るのみならず、更に政治上の勢力關係及民族思想の推移並に敬信觀念の歸趨する所を究むるの要ある以上、支那の研究に在りても又同一にして、殊に我邦は支那と其邦國を接し所謂共存共榮の密接なる關係を有するものなるが故に一層其必要を感ずべく、特に民族思想の推移、敬信觀念の歸趨を洞察して其間適當なる手段方法を施すは國策上は勿論、兩國人相互の私事に於ても又最も肝要とする所にして、敬神崇廟の風儀を助けて平時の交際に資するは之れ將に親善の實現により隣邦の誼を完ふすると共に、交通貿易の發展を促進する所以なりとす

而して古來支那政府の此等各種族に對する宗教政策は常に一樣ならずして、其の政教一致主義を採用せるものなりや、果た又政教分離主義なるや、或は又公認宗教主義を採れるものなるや甚だ分明を欠けるも、之れを大體よ

り見る時は新疆、蒙古、西藏等特殊の地方に於ける特別政策を採れるものを除きては政教分離主義を以て原則と爲せるが如く、清國行政法に於ても又同一見界を以てせり、（清國行政法第四卷六九―七〇頁參照）、而して現時支那に在りて宗教と して存するものは佛教、道教、喇嘛教、回教及基督教等にして、所謂廟、寺、庵、觀其他の禮拜堂等所在に散在し、廟は喇嘛教の靈場として蒙藏新疆等に信者多く、寺は佛僧にして漢族宗教の中心を爲し、庵は尼、觀は道士の居る所にして多く下層勞働社會に信者を有す、而して此等宗教に對する支那人の信仰は各宗教に依り夫々其教義を異にするも、然かも彼等は一種の迷信的信仰を爲すのみにして固より宗教の何たるやを解せるにあらず、又安心立命に立たんと努むるにあらず、蓋し無智無學の致す所にして僅かに其幸福の加護を祈るに過ぎず、其宗教者の如き腐敗惰落の徒少なからずして、道士は無賴强盜の徒に組し、喇嘛僧は清代族人と共に國家の贅物となり、回教徒は西群の中堅となりて平和の攪亂者たるに至る、之れ支那の宗教者を以て國家不良の徒たりと極言する者ある所以なると共に、歷代之が取締制度を必要ならせる所以なりとす、今此等宗教に對する支那歷代の方針其他制度に關する事項を概說せば次の如し。

支那現時の宗教

宗教取締制度の必要なる所以

第二節　佛教

佛教傳來

佛教（Buddhism）の支那傳來に關しては憶說少なからず、或は周代既に傳來せりと謂ひ、又秦の始皇帝の時なりとし（始皇帝の時釋利房と云ふ者佛教を支那に傳へりと云ふも其傳來を古くせんとする佛家の附會に過ぎずして之を証する史料なし）、此他前漢武帝の時に開けたりと稱するも（武帝匈奴を破りて金人を得、次で匈奴の西方を統領せし昆邪王の降れる時にも祭天金人を得、其國俗香を燒き祭を爲したりと云へるは以て之を佛像と爲し、佛像の支那に入れる初めとするも、武帝の當時即ち紀元前二世紀に於ては未だ印度に於て佛像鑄造又は彫刻の事實なく、又當時西域に使せし張騫の報告にも佛教に關し一言も述べずと云ふ）其初めて正史に見ゆるは後漢明帝の時にして、永平八年蔡愔等を天竺に遣はして佛教を求めしめ、月氏に至りて佛經及佛像を得、且つ迦葉摩騰（Kasyapa Hatanga）、竺法蘭（Dharma-Rakcha）二師を迎へて歸り（洛陽に來る）、四十二章經及白氈畫像を齎せりと謂ふ、之れ佛教の支那に入りし初めにして、當時漢の勢威西域に振ひ、佛教亦大月氏より支那土耳其斯坦地方に流傳せしが故に使者を派せしものとす、斯くて明帝は之を鴻臚寺に迎へ、後洛陽に白馬寺を建設せしが（迦葉摩騰の洛陽に來るや、佛像經典を白馬に駄して來り、竺法蘭次ぐで至る、明帝大に喜び二人を鴻臚寺に迎へ、後伽藍を起して白馬寺と稱す、卽ち支那に於ける經典の始めなりとす）、爾後漢の勢威西域に擴大し交通開くると共に、印度西域等の僧、東來する者漸く多く、六朝の間盛んに經論を譯出せしが、其後魏の文帝の時支那人の僧たるを許せしより（之れ以前支那人の僧たるを許さず西域の僧のみ布教せりき大に佛教を信奉して寺を修むる等尙ほ盛んなるものありて、僧徒の西域より歸りし者多かりしより盛大となり見る時は新疆、蒙古、西藏等特殊の地方に於ける特別政策を採れるものを除きては政教分離主義を以て原則と爲せるが如く、清國行政法に於ても又同一見界を以てせり、（清國行政法第四卷六九―七〇頁參照）、而して現時支那に在りて宗教と して存するものは佛教、道教、喇嘛教、回教及基督教等にして、所謂廟、寺、庵、觀其他の禮拜堂等所在に散在し、廟は喇嘛教の靈場として蒙藏新疆等に信者多く、寺は佛僧にして漢族宗教の中心を爲し、庵は尼、觀は道士の居る所にして多く下層勞働社會に信者を有す、而して此等宗教に對する支那人の信仰は各宗教に依り夫々其教義を異にするも、然かも彼等は一種の迷信的信仰を爲すのみにして固より宗教の何たるやを解せるにあらず、又安心立命に立たんと努むるにあらず、蓋し無智無學の致す所にして僅かに其幸福の加護を祈るに過ぎず、其宗教者の如き腐敗惰落の徒少なからずして、道士は無賴强盜の徒に組し、喇嘛僧は清代族人と共に國家の贅物となり、回教徒は西群の中堅となりて平和の攪亂者たるに至る、之れ支那の宗教者を以て國家不良の徒たりと極言する者ある所以なると共に、歷代之が取締制度を必要ならせる所以なりとす、今此等宗教に對する支那歷代の方針其他制度に關する事項を概說せば次の如し。

佛寺建立の嚆矢

歷朝佛教の興廢

り、太宗の時譯經傳法院を立て、經論を譯せしより翻譯の業起り、眞宗又其業を盛んにして僧尼の數四十六萬人を算せしが、徽宗に至りて道教を信奉し寺院を改めて宮觀とし、佛を大覺金仙、僧を德士、尼を女德士と改めしも、幾何もなく舊に復し、南宋に至りては國用多端の爲め僧尼に勅して丁錢を納付せしめ、或は度牒を賣りて軍費に充る等の事ありて佛教頓みに衰ふる等興廢定まらず、元明に至りて漸く衰勢を來たせり、蓋し元は喇嘛教大に興り佛教衰微せるものにして、又明は太祖、成祖共に佛教を崇びて其興隆を圖り、成祖は西藏の僧哈立麻に尊號を加へて天下の佛教を統領せしめ、武宗又佛教を好みしも、世宗に至り道教を崇信して佛寺を毀たしめしより佛教次第に衰退せしものとす、而して清末佛學兼修の學者少なからざりしと雖も、時運を回復するに至らず、殆んど衰頽の極に達して今に及べり、蓋し清代佛教衰微の原因は僧侶に無學無識の徒多くして、教を講じ人を敎化するの才能ある者少なかりしに因ること共に、更に清の中世に至り切りに之に檢束を加へて或は各省寺院を新設するを許さず、又は改築修繕を爲し得ざるの布告を爲し（乾隆五年）、又は出家を爲すの年齡を制限する等殆んど佛教撲滅の擧に出でしに因るものにして、長髮の大亂は排佛其極に達して衰微の極を致せしが、現時前記の禁制解け信仰自由となりたりと雖も、因襲の久しき其頽敗を救濟する能はざるものとす。

清代佛教衰微の原因

佛教宗派

而して佛教は宗派多からざるも、其傳來せしより凡そ二千年、三論宗、律宗、成實宗、涅槃宗、地論宗、淨土宗、禪宗、臨濟宗、潙仰宗、曹洞宗、雲門宗、法眼宗、攝論宗、天台宗、法相宗、俱舍宗、華嚴宗、眞言宗等の諸宗行はれしが、此の內、律宗、三論宗、淨土宗、禪宗、天台宗、華嚴宗、法相宗、眞言宗の八宗は所謂唐代佛教の八宗として隆盛を極め（普通佛教の十宗と稱する時は律三論、成實、淨土、禪、天台俱舍、華嚴、慈恩、密宗を稱す）、當時我邦との交通頻繁たりしより此等の宗派

唐代佛教の八宗

又我邦に傳來せり、而して律宗は唐の南山道宣律師を宗祖とし、律藏を宗とするが故に稱し、三論宗は印度の龍樹（Nāgārjuna）の作れる中論、十二門論並に加那提婆（Kānadeva）の百論の三種論部により宗を立て、淨土宗は淨土を希ふ念佛宗なりとし（一に蓮宗と云ふは白蓮社より起る）禪宗は禪那（Dhyāna）卽ち定を主とし、天台宗は北齊の慧文、南獄の慧思により其端を開きしも、陳隋の間智顗により大成せられ、開祖智顗が天台山に住みしより稱し、華嚴宗は卽ち賢首宗にして（唐の賢首により大成す）華嚴經を主とするが故に稱し、法相宗は慈恩宗にして玄奘の弟子慈恩大師の弘布する所なるが故に稱するものとし、諸法の體相を明かにするを宗とす、又眞言宗は秘密の眞言を宗とするが故に稱するものとす（卽ち密宗とも稱せられ、所謂密部の經典に據り立つるものにして、唐代中印度の善無畏（Śubhākara Siṃha）により支那に傳はり、次で南印度の金剛智（Vajrabodhi）來りて弘布せり、其支那に傳來するや、漸次加持所禱を專らとする一種の俗宗教に轉化し弊害大なりしより明代之か傳持を禁止せることあり、近時其廢絕を憂へ我邦より遡傳して之が再興を企圖する者ありと）但し宋以後に至りては禪宗及淨土宗專ら行はれたり。

清代佛教に對する政府の方針

而して清代佛教に對する政府の方針は固より其存在を認めしことと他の宗教に異ならざるも、特別の保護を與へしにあらず、之に關する法規は凡て僧尼の行爲を監督すべき行政上の取締を爲せるに過ぎざりき、卽ち清代佛教に對しては喇嘛教を保護せる以外に力を盡さざりしのみならず、高宗の如きは新たに寺院を建立するを許さず、其他道教と同一の方法を以て之を監督し、僧侶たる者は年齡十六歲未滿の者にして（尼僧となるには四十歲以上を定限とせり）獨子にあらず、且つ犯罪者に非ざることを必要條件とし、若し十六歲以上にして僧侶と爲りし者は枷號一月に處し、之を默許せる僧官住持は其職を罷めて還俗せしめられたり、蓋し清代一般人民に對しては十六歲以上の男子に徭役を課して丁銀を徵收せしも、僧侶及道士は課役免除の特典ありしが故に、之れが恩典に浴せんが爲め僧道たらんとする者あるを慮りしに因れるものにして、康熙初年より此の制限設けられしも、其後丁銀は之を地租に攤入して課

僧侶たるの制限

役を免除せらるゝことゝなりしか故に、本規定は全く無意義のものたるに至れり。

僧侶の方式　斯くて僧侶たらしものは又一定の必要なる方式ありて剃髪するを要し、師に就きて經義を學習したる上、戒を受くるものにして、受戒の年齢は定限なかりしも、約二十歳前後を普通とせり、而して受戒を經たる者は政府より度牒を給せらる、道冠（道教の道士及女冠）に給する執照と同一のものにして、兩者を總稱して牒照と稱し、豫め印刷に附して保管せるものなりとす、卽ち京師に在りては順天府に、地方に於ては布政司之を保管せり、僧侶及尼僧並に道冠の身分を證明し濫りに俗人と混するの風弊を防かんとせるものにて、若し牒照を有せず又は他人の牒照を借りて僧たりし者は一定の刑罪を科するの定めなりき。

度牒照

僧侶の還俗　又僧侶の還俗は其死亡又は身分の喪失に因り生するものにして、其罪科を犯せる者は强制還俗せしめて之を罪を認許するは國家の好みて之を爲すにあらず、本人の希望に基き已むを得ざるに出でたるものなるが故に、還俗は寧ろ國家の喜ぶ所なりとして隨意還俗を許せるものなりとす、從つて其還俗の手續も亦極めて簡單にして地方官に出願して牒照の返還を願出すれば可なるものとす。

强制還俗

任意還俗

僧官　猶ほ京師及地方には僧錄司、僧綱司、僧正司、僧會司等の僧官ありき、一般官吏と同じく政府之を任命し、一定の品級を設けしものにして、京師に僧錄司あり、明の洪武十五年の創設に係り、清代に至りては天聰六年初めて之を設く、明制に倣ひしものにて正印、副印各一人、左右善政二人、其他闡教、講經、覺義各二人を以て組織するの外、更に京師各城に特設せる僧官ありて協理一人を置き善政等をして之を兼ねしめたり、而して地方に在りては府に僧綱、州に僧正、縣に僧會各一人あり、地方官に於て之を揀選し督撫を經て禮部に咨し、禮部より劄を給して補任せるものにして、各管下に於ける僧侶及尼僧の行爲を監督するの責に任じ、僧尼の禁令を犯せる者に對しては、軍民との關係ある時は京師に在りては禮部、地方に在りては地方官に於て審理處斷せるを除きては僧官之を審理の上懲罰するの權能を有せり、此他盛京省には盛京僧錄、八旗僧綱、興京僧綱各一人を置けり、盛京禮部より在京禮部に咨して補任せしものなりとす。

僧錄司

僧綱司

僧正司

僧會司等の僧官

僧錄司

僧綱

僧正

僧會

盛京省の僧官

僧官の監督

以上各僧官に對する監督は、京師に在りては其城內に於ける者は地方官に於て監督し、地方に於ける者は地方官に於て監督せるものにて、此等諸官廳の官吏は隨時寺觀庵院に至りて僧尼の非行を檢擧し、僧官の取締方を査察するを得たるものとせるも、徒らに綜轄する官名ありて其實なく、敎規紊亂の極に達し、且は所謂管長或は本山と稱すべきものなくして寂しく其壞敗に委したり、此他猶ほ公安、風俗、僧尼の身分等警察上の取締ありて、愚民の煽動、男女の會合（僧尼の混處及寺廟內に說敎集會等を催し男女の一所に會同する等）、婦女子の寺廟參詣を禁ぜり、但し春秋社日に賽會するは之を許し、其他の場合、婦女子の參詣せる者ある時は刑罰を科せり（刑は笞四十とし、夫ある者は其夫を、夫なき者は本人を罰し、寺廟の住持及守門も亦同罪とせり）。又僧侶の身分に關する取締としては妻妾を娶るを禁じ、綾羅を衣るを許さゞる等支那固有の道德慣習に從ひて淸規を守るべきを强制せるものなりとし、更に寺廟所屬の財產及個人財產とを劃然區別せり、但し寺廟所屬の財產は明代六十畝と定め永代所有とせしも、淸代其定限を明かにせず、又個人の財產は寺廟所屬の財產少なきに當り生計を營むに必要なる程度、卽ち衣食を支給するの程度に止めて之を許せるものにて、其甚だしき者に對しては之を沒收し慈善費に充てしこと

盛京省の僧官

僧官の監督

敎規紊亂

警察上の取締

僧侶の身分に關する取締

ありしも、一般に戒律を守り、身分に應ずる生計を營める者に對しては私財の貯蓄を禁制することなかりき。

佛教寺院の名稱

次に支那に於ける佛教寺院は普通之を寺と稱するも、又院、庵、洞、蓬等とも稱す、但し庵、洞、蓬は通常小寺又は佛堂に對する名稱にして、殊に庵は尼寺を稱することと多し、宋、元以來佛寺を分ちて禪、教、講の三種に分ち、禪寺は禪宗寺院を稱せり、其叢林と稱するは禪寺の大なるものにして、僧侶等此處に集りて修禪す、而して叢林とは檀林と云ひ梵語賛陀婆那（Vindhyavana）の譯語なりとし、本山の一種なりとす、其組織は住持ありて寺長に任じ、其下に都寺、鑑寺、副寺、維那、典座、直歲の六知事ありて之を輔佐し以て寺務財政一切を處理せり、又教寺は天台宗寺院を、講寺は長期に互りて講筵を行ふ寺院を稱せり。

支那佛教の現狀

猶ほ前述せるか如く支那の佛教は隋唐時代に於て最も旺盛を極め、宋代尚ほ其隆盛を持續し、元、明以來漸く衰へ、殊に清代に至りては其衰微甚だしく、就中長髪亂時殆んど滅亡に歸せんとせり、蓋し支那佛教界に在りては僧侶中傑出せる者極めて少なく、彼等は專ら衣食の爲め出家せる僧侶多かりしか故に、佛教の研究の如きも居士、學者の手により研究せられ、僧侶等は却て徒衣徒食、只從來の惰性により一般民衆間の通俗信仰に依賴して漸く殘存せるに過ぎざりき、但し我邦に於ける佛教の研究は支那の佛教を刺戟せる所頗る多く、殊に民國以後各省僧團相聯合して中華佛教僧會を組織し、各宗專門大學及各種學校、傳習所等の設立及講演並に社會事業を起さんとするに至り、更に又佛教會なるもの設立せらる、居士團の興せるものにして、說教、教育、慈善事業を企圖するにあり、最近更に北京に於ては前記僧侶、居士團相聯合して中華民國佛教聯合會と稱する統一機關を組織し我邦知名の佛家又支那に渡りて支那佛家との提携を圖るものあり、支那の佛教は今や反基督教思想の勃興と共に漸次復興の氣運に向はんとしつゝあるが如し。

中華民國佛教聯合會

第三節　道教

道教

道教（Taoism）は支那に特發せる宗教にして、黄帝老莊の道に起因し、道德經を以て其根本經典とす、卽ち道教は道家の義なるも、其教義は老莊學說の如き深遠なる哲學的理論にあらず、著しく改變せられたるものにして、其本來が老子の哲學人生觀より出てたる點に於ては純粹なる相に於て宗教と稱し得べからざること儒教其他諸子百家の說に於けること同一なるも、然から其末流に至りては儒教に於けるが如き爲政上に施さんとせし學說のみとは稱すべからず、其資料を佛教に採り種々の偶像を祀りて宗教化し俗間信仰の中心と爲れるものなりとす、但し從來より支那に行はれたる民俗的信仰を基本とし、更に佛教を信ずるを喜ばず、歷史あり、理論あり、且つ其國民の思想上より生れたる老莊の思想を加味利用して遂に一種の俗宗教たらしめたるに過ぎず、蓋し上古の世、人民皆天地自然の現象を驚異し、鬼神を畏れ、日月星晨山川風雨皆之を神明として祀りしが（註一）これ卽ち道教の濫腸を爲せるものたるべく、或は巫祝卜筮の術起り、又戰國に際しては海上方士（註二）、神仙怪異の說を說きて愚民を迷はせるものにして、其他道教の宗祖たる老子の傳記（註三）を叙するや、後世道教の徒は宗祖の人格を偉大ならしめんか爲め故意に虛構の粉飾を加へ、特に佛教傳來の結果釋迦誕生の傳說に附會し、或は其奇瑞に附託せるが如きは其資料を佛教に採りし例證なりとす、而して老子に次ぎて列子、莊子出で共に老子の說を祖述してより漸次發達を見、爾來老莊の道を說く者少なからざるも、

道教と老莊思想

道教と佛教

教道の大成
張道陵
五斗米道
寇謙之
道教の大本山
道教隆盛の原因
唐代の道教
宋代の道教

其要旨は修道、養生の功に依りて長生し、遂に昇天成仙（深山幽谷に入りて世塵を避け人事を忘れ、氣を練り神を養ひ以て遂に登仙するを云ふ）すべきを以て根本義とするものにて固より老莊の道と同じからず。

斯くて道教は一時の組成に非ず、漸次發達し來れるものにて、漢末張道陵（四）出で禁呪符籙を配して之を大成し（但し道教に對し學理的根底を附與せるは魏伯陽及葛洪なり、卽ち魏伯陽は後漢末周易參同契を著はし、葛洪は東晉時代抱朴子を著はして神仙術を說き其學術的基礎を築けり）、所謂正一派の流を以て人を迷はし、當時之を五斗米道と稱せしが、其徒張角又符水を以て病を治し弟子を四方に派して誑誘せしめ張陵の孫、張魯又符水禁壓を以て其教を弘め、其後後魏の寇謙之（五）出で老子を宗祖とし嵩山に隱れて道術を修めたりと稱し、張道陵を太宗として布教の術を神仙に託し、道教の基礎を確立大成せり、江西省貴溪縣龍虎山の太上淸宮は卽ち道教の大本山にして、世々張道陵の子孫住居して天師（六）と稱せられ、此他成都府の靑羊宮、忠州の酆都觀、北京の白雲觀（元の長春眞人丘處機の創建せしものにて龍虎山に相對して江北の本山たり）等最も著名なりとし、各省の都市又殆んど小寺を見ざるなきに至り、佛教と相並立して一時頗る隆盛を極めたり、蓋し魏晉南北朝の間老莊の學盛んに行はれ士人多く淸談（七）を事とせしより道教漸く隆盛を來し、特に當時隆盛を極めたる佛教の刺戟を受けてよりは漸次佛教經典の模倣或は剽竊によりて道教經典を作成して世に出づるもの少なからず、遂に佛教と相並びて一種の宗教たる勢力を有するに至りしものにて、更に寇謙之の努力は道教をして社會上鞏固なる地位を占むるに大效ありしものと云ふべく、其教義卑俗淺薄なるも、然かも俗耳に入り易く、殊に死者、病者を救生すとの類は上下を歸依せしむるに與りて力ありき、後魏の時太武帝の尊信を得て佛教を凌駕せしより大に擴まり、更に唐代老子を尊崇するの餘り（老子の姓（李）と唐の帝室の姓と同じかりしより道士等ぜ之に附會して國祖と爲せしより高祖は老子の廟を建て、之を祀る等大に道教を崇敬せり）、ゑ武皇帝は道德經を以て群經の首と爲し、命令を以て各戶に道德經を備へしめ、帝親ら其註解を作る等獎勵之れ努めしより、遂に今日あるの基礎を成せるものにて、殊に會昌五年毀佛寺制を下してよりは佛教は當時支那に流行せし祆教（拜火教卽ち波斯のZoroastra教にて天日を拜するが故に支那にては祆教と云へり、世に善惡二神あり Ahuramazda（善神）及 Ahriman（惡神）と云ふ、死後善人の靈魂は橋を渡りて安全に善神の前に出で得るも、惡人の靈魂は橋より落ちて惡邪の住所なる地獄に落つと云ふにあり）、回教景教（基督教の一派ネスト里烏斯教なり）等と共に非常の打擊を被りて衰微し、道教頓みに勢力を得しか、宋に至りては眞宗道教を尙びて老子に尊號を加へ、京師に玉淸應照宮を築き張道陵の後なる張正隨に眞靜先生の號を賜ふ等道教を尊崇する所あり、又徽宗帝は道士林靈素を崇信して通眞達靈先生の號を授けられ、道教を揚げて佛教を抑壓せしも、林靈素罪ありて鄕に歸り、徽宗又金に捕虜となりてより道教の勢頓みに衰へ、其後南宋に至りても國家多難の爲め再び盛を致すに至らず、漸次衰微せしが、元に至りては歷代道士を優遇し太祖の如き隨處に道觀を建つるを許せしも、然かも世祖以後喇嘛教が元室の尊信を受け盛大なるに及ぶや道教の勢振はず、明又道教を保護せるも、敢て信奉せず、世宗の時一時道教に溺るゝこと深かりしも、道士王金等の獻ぜし丹藥を服して死せしより、道士の姦惡なる者誅せられて明末迄僅かに其勢を維持せしのみ、而して淸に至りては尙ほ其勢盛んにして各地に道觀のありしも、然かも今や上流社會に在りては多く顧みられず、愚婦賤民の間に尙ほ勢力を有するのみ、然れども此等道教の信者は敬信上の觀念頗る强く修養、仙丹、符籙（八）の術を信ず、蓋し道教は一種の道德教、社會教卽ち一種の純民衆的宗教にして、信者の日常生活を支配するものなるが故に、支那社會の研究には必らずや道教の研究を爲さざるべからざるものにて、南宗、北宗の二あり、宋末以後に發生せるものにて、南宗は性を宗として、服食、煉養

道教の派別

而して道教の派別には南宗、北宗の二あり、宋末以後に發生せるものにて、南宗は性を宗として、服食、煉養

以て吾人の眞性を保斎するを宗とし、符呪、科教により延命を得んことを宗とせりと稱せらる、其他尚ほ眞大道教（金の劉得仁の創始に係る、苦節危行を旨とし、元の憲宗より其名を賜はる）正一教（元代世祖の命により江南の道教を管領せる張宗演第三十六代）其他張道陵の徒により始められる）、太一教（金代祕抱珍と稱する者之を創始す）太一三元法籙の術を傳ふと謂ふ）、等雜種の派別ありきらす、

道教の寺院

猶ほ道教の寺院は之を觀或は廟とも稱す（但し宮又は奄と稱するものなきにあらす）、玉皇を主として祀り、老子を之に配するの外、天官、地官、水官の三官を祀り、更に關帝には娘々、龍王、火神、神農、藥王、其他佛爺、馬王、牛王、財神、狐仙等（註九）を配祀し、一見諸偶像の陳列壇たるの觀あり、其僧侶は卽ち道士（羽士、羽客ともと云ふ）と呼ぶ、道教の名と共に北魏の寇謙之に始まり、仙術を主とせし方士の名稱に對し特に稱せしものにて、伏居道士、清居道士の二あり、前者は剃髪せず妻子を貯へ喪事讀經を職とする者にして僧院生活を爲さず、喪事なき時は商業其他に從事し、道常五味道士とも稱せらる、而して後者は常に道觀内に在りて僧院生活を營み、剃髪して妻子を貯へず、其讀經費は伏居道士を依賴する方安價なるが故に、中流以下の俗家は清居道士を招かずして伏居道士を依賴すること少なからざるものとす。

道教の僧侶（道士）

伏居道士

清居道士

支那の原始的宗教

天文曆法の發達

註一、支那の原始的宗教　支那に於ける宗教は佛教、道教、喇嘛教、回教等各種の宗教發達し、今尚ほ旺盛を見つゝあるも、其古代に於ける所謂原始的宗教卽ち自然崇拜は天に對する崇拜を以て最も顯著なりとす、蓋し支那に在りては天文學の研究早くより發達し、曆法又早くより行はれ、顓頊の時建寅の月を以て曆元と爲せるは後世立曆の宗と稱せらる、又堯は羲仲を嵎夷に、羲叔を南交に、和仲を昧谷に、和叔を朔方に遣して天象を測量せしめ、仲春、仲夏、仲秋、仲冬の夕に天に在る星を定めしめたりと傳へ、遂に曆象を定めて、四時を正し、日行一週天の期を測りて十二ヶ月、三百六十日を

自然崇拜

一年と定め、三歳毎に閏月を置き、七閏を一章と定め、干支を配して日を記せり、而して天子が冬歳冬至の日に天を南郊の圜丘に祭りしは（冬至は一陽來復の時にして南は陽位なりが特別なる宗教的對象に化せるものにして、遂には天を人格化して上帝、昊天、皇天、皇天上帝、昊天上帝、維皇上帝等種々の名稱を附せり、又其後天文學發發し、周代星宿運行の觀測衞開くるや、天體を二十八宿に分ちしが、日月を以て最も尊貴のものとし、春分、秋分には日月の祭祀を行ひ、更に星辰（星は火木土金水の五星、辰は十二次）を崇拜して之が祭祀を行ひ、又吉凶を卜する星占學（諸侯の領土を天體に分配して之を分野と稱し、分野に屬する分星に變ある時は其分野の國に災ありと解せり）發達せり、此他天體崇拜に次ぎては雨師、風伯を祭る等風雨、大地、山川の崇拜行はれたり、蓋し山川、海河、風雨、雷霆、地震等は悉く神靈の司どる所なりと信ぜしに因るものにして、雲神（雲中君）、雷神、雨師（萍翳）、風伯（飛廉）、水神、河伯、山神（山鬼）を祭祀し、又天を祀るの對象として地を尊びしが、此の土地の祭祀は更に農耕牧畜の方面よりも行はれたり、所謂社稷と稱するもの之れにして、仲春には豐年を祈り、仲秋には報賽を爲せり、蓋し社稷は其初め自然力崇拜より發し、後配食の神を定め、或は植木を神體と爲すに至りしが、其設置の資格に應じて天子、諸侯、大夫、庶民の社あり、又其設立の動機により天子の大社の如く上帝に事へん爲めのものあり、或は旱拔、洪水に際し築造せし社ありき、其山川を祭るに當りても天子は九州の名山大川を、諸侯は領内の山川を祭れり。

社稷

五祀

八種の祭祀

以上の外、天子より庶民に至る迄等しく行はれたる五祀あり、戸神（春に祀れり、蓋し春は萬物の始にして戸は人の出入するに依る）、竈（夏に祭る生活に必要なる火を祭れるなり）、中霤（季夏に祀る、土氣中央に合するが故なり）、門（秋に祭る、收藏を聯想し、門の閉藏を主とする爲めなり）、水（冬廟門外の行路に祀る、水が冬と關聯するものある故なり）を祀れるものにして、木火土金水の五行崇拜より來れりと稱せらる、此他毎年十二月には先嗇（農業の始、司嗇（農作物の植付け及收穫を司る）、百種（百穀の種子の神）、官吏（農農事に功ありき）、郵表畷（勸農官の住せし所）、神苗虎（田鼠を食ふ苗、田豕を喰ふ虎）、水庸（田間の水路）、貯水池坊の八種を祭祀し、庶民參詣して歌舞飲酒し、別に又先農（田祖神農）、先蠶（黄帝の妃西陵氏）、先火（燧火を發明す）、先炊（炊事を始む）、先卜（卜筮を始む）、高禖（御産の神）等を祭り、更に毎三年一鄉の人を集め鄉大夫主人となりて酒宴を張り、且つ父老の間には禮義に通ずる宿老一人を主賓とし其餘の父老を衆賓と定め、年長者より順次長幼に從ひ座席を定めたり、所謂鄉飲酒と稱せらるゝものにして、主俗長幼の序を明かにし賓客の禮を敦へしものとす。

鄉飲酒

第六章　支那宗教制度　第三節　道教

靈魂觀
出鬼
道教の神仙說
方士
騶衍の五德論

又古代支那民族は幽鬼の存在を信じ、且つ一種の靈魂觀を有せり、蓋し古代民族の靈魂觀は之を傳說によるに邪鬼惡鬼あり、顓頊氏の三子にして、一は疫鬼と爲りて江水に居り、一は魍魎蟈虫と爲りて若水に居り、一は叉宮室に居りて小兒を驚かすと稱す、此等邪鬼の追儺には、周代方相氏ありて之を司り、熊の皮を冠り、四目の面を着け、上衣は黑く、裳赤く、戈及盾を携へて追儺せり、季冬貴賤一般に行はれしと謂ふ、又幽鬼とは人死すれば幽鬼と爲り、子孫の祭祀を享くるに依り餒ゆることなく永く墓中に安んずとせり、故に若し人死するも祭祀を爲すべき子孫なく、或は人の慘死する時は厲（宇宙に彷徨する魂魄にして、禮記には秦厲、公厲、族厲等と記す、之を祭祀せざれば祟りを爲すと謂ふ）に化して人を憑ますと信ぜり、斯くて古代に在りては天象と地象の神格化せる諸神諸靈ありて人々の信仰對象を生じ、特に秦漢時代に所謂鬼神崇拜盛んとなりて、鬼神の人命支配既を信じ、且つ靈藥を叙する者ありて、所謂道教の神仙說と爲れり、又鬼神崇拜に關聯して道教には其呪術の信仰中に於て三尸と稱する鬼神住み、庚申の夜半上天して當人の罪過を上帝に報告するかを避け病魔を滅するの方術あり、蓋し人には三尸と稱する鬼神住み、庚申の夜半上天して當人の罪過を上帝に報告するかる、從つて此の三尸を避くれば神靈其身を守り福祿之に隨ふとせり。

註二、方士　之れが起源詳かならざるも清國行政法の記す所に據るに、春秋の際、燕齊地方に其端を發せるに似たりと す、蓋し燕齊の地たるや現時の直隸南部及山東の地にして其海濱に碁布せる島嶼を見て、其涯に蓬萊、方丈、瀛州等の神仙居住の島ありて不老不死の靈藥ありとの說を唱ふる者輩出し、且は史記或は漢書によるに、同地方は辰氣樓の起る所なるが故に、方士之を利用して神仙の住家と爲せるものなりとす、即ち齊の威宣の時、騶衍なる者あり、五德論を著はし陰陽の運を主るを以て諸侯に知られ、燕の昭王の厚遇を受けたりと謂ふ、又秦の始皇の時、燕齊地方の海上には騶衍の術を傳ふる方士多く、渤海中に三神山あり、仙人之れに居りて不死の藥、黃金の宮闕を有し、眞に人生の樂土たりと稱し、神仙の術、即ち長生の術に通ずるを名として人意を迎へたり、秦の始皇帝が齊人徐福其他の方士の言を信じ、童男、童女五百人と共に海に航して神仙及不死の靈藥を求めしめ、漢の武帝及宣帝等又樓閣を起して神仙を求め、不老長壽の靈藥を製せしめ、殊に武帝の如き秦一（武帝は神仙家の說により竈神、五帝、八神、天一、地一、泰一を祀れりとを以て最高神と爲し、之を甘泉宮に祭り七十人の童男童女をして帝の作れる讀歌十章を合唱せしめたりしか如き皆此等方士の言を信ぜしに因る、蓋し人生の慾を窮め盡せる帝王の情として、更に長生の法を講せんとせしものなるも、武帝の如き遂に其詐を悟り「天下豈有仙人、盡妖妄耳、節食服藥、差可少病而已」と唱破するに至れり、

道教の不老長生術
調息法
仙藥
房中術
老子の傳說
道德經
七十二相
八十一好
九變
張道陵
五斗米

猶ほ道教の稱ふる不老長生の術には調息法、仙藥及房中術の三種あり。

調息法と稱するは現時の深呼吸及腹式呼吸を兼ねしが如きものにて、人身は天地陰陽沖和の氣を稟けて生れ、天氣の元氣と相通するが故に、此の元氣を身體に吸收するを要すと謂ふにあり。

又仙藥は其採藥調劑頗る繁雜を極む、上藥を食せば身安く、命延び昇りて天神と爲り、萬神を使役して、身に羽毛を生ず、又中藥は性を養ひ、下藥は病を除くと稱す、後世鹿茸、紅鉛丸、其他金丹を煉りて仙藥を製する法ありき、

而して房中術と稱するは一種の性慾に關するものにして、貝原益軒の養生訓は之を參考せる所尠なからずと謂ふ。

註三、老子の傳記　老子は姓を李、名は聃、孔子と始んど同時代の人にして、楚の苦邑（河南省歸德府鹿邑縣）に生れ、周に仕へて藏書室の吏となれりと云ふ、但し其事蹟甚だ不明にして、史記列傳に見へたるもの、外據るべきものなし、周室の衰微を見て西方に去らんとし、關を過ぐる時令尹喜の勸めにより一書を著はし飄然行く所を知らずと云ふ、之れ其實在を疑はるゝ所以なりとす、其書は上下二篇五千餘言ありて、後世之を道德經と名く、其說く所虛靜無爲にありて仁義禮樂を排し、聖を絕ち智を棄て、自然の道に從ふを主とす、一種の理想に走れるものにして、其言の奇拔なるが爲め人心に影響を及ぼし、此の說を祖述して一機軸を出す者あり、後世老子の說を以て黃帝に本づけりと爲し、道教の徒又之に附會假托して虛構の說を流布せり。

即ち老子は七十二相八十一好を具備せりと稱して其相好を列擧し、或は老子は其身九變と稱して九度の化身を認めしめんとし、此他又老子は母の胎内に在ること八十一年にして生れ、白髮なりしとし、或は其生るゝや九步を行き、步毎に蓮花を生じ、左手を以て天を指し、右手にて地を指し、天上天下唯道唯尊と曰へりと說き、或は又老子は史記に其終はる所を知らずとあるより、西方に旅行し遠く太秦に至りしと云ひ、甚だしきは天竺の維衛國に遊びて釋迦と爲り化身せりと稱する者あり、總て釋迦の奇瑞、誕生に附會して老子の人格を偉大視し、其教を佛教の上に置かんとせし妄說なりとす。

註四、張道陵（張陵）　道教の太宗なりとす、其張道陵と稱するは後世道教徒が道の一字を附加せるか如し、洋末蜀の鶴鳴山に居りて三元默朝の道を修め、常に呪鬼の術を以て病を治療せしが、後江西省貴溪縣の龍虎山其他の名山を遍歷して隱身制命の術を會得せりと稱し、其晩年に鶴鳴山に歸り祕蔣を老君（老子）に受けたりと說かる。猶ほ道教を五斗米道と稱するは張陵が道書二十篇を著はし、人民を誘ひて入門せしめしが、其門に入る者は五斗米を出せしか故に稱せるものにて、俗に米賊とも稱せらる、

寇謙之

道佛二教の頡抗

觀　道士　女冠

簪剃

道官天師（眞人）

清談

竹林の七賢

修養仙丹符籙の術

註五、寇謙之　北魏嵩山の道士たりし者にて、老子に遇ひて祕法を授けられ、張道陵に次ぎて天師たるべきを命ぜられたり等と稱し、籙圖眞經六十卷を太武帝に獻じ神仙より授かりし書と稱せり、帝の信賴を得て京師附近に道場を設けたりと謂ふ、猶ほ當時崔浩と云へる者あり、寇謙之の說を信じて師事し、且つ太武帝に勸めて其弟子四十餘人を召致し天師道場を起して太平眞君と改元せしむるに至り、遂に佛教を排して沙門を誅戮せしより爾來道佛二教相頡抗するに至れり。

而して道教にありては其寺院を觀と稱し、其出家せる者は道と云ひ、男を道士、女を女冠と稱せり、之が取締其他の規定は佛教に於けると同一にして、道士、女冠たるには一定の條件を具備するを要し、其既に道冠たりし者は頭髮の四方を削り、遺留せる髮を頂上に捲上けて簪を插すを要し、僧侶の剃髮と共に之を簪剃と云へり、又其身分を公證するの文章は僧尼に給するものを度牒と稱せしに對し、之を執照と稱し、度牒と共に牒照と云へり、此他僧官に對し道官ありき、卽ち京師には佛敎の僧錄司に對して道錄司あり、左右正一、演法、至靈、至義を置き、各城には協運を特設して正一等の官を以て兼ねしめ、地方にては府に道紀、州に道正、縣に道會ありし等佛教に於けると異ならざりき。

註六、天師　Master of Heaven又は Heavenly Preceptor の意にして、寇謙之なる者張道陵に次きて天師たりしこと前述の如くなるも、其實天師の號は北魏の太武帝により初めて寇謙之に與へられしが、其後西紀七四八年唐の宣宗の時更めて世々張道陵の子孫に與ふべきものとし今に至れるものなりとす、但し明初天師の號を以て天帝を侮蔑するものとし、眞人と改稱せり。

註七、清談　清談とは俗論に對し清潔なる談論の意なるも、魏晋の際に流行せる清談は法度禮節を棄てゝ世事俗務を排し專ら虛玄空論を談ずるにありき、蓋し佛教傳來して超俗虛無の人生觀生じ、且は漢末士大夫の名節を過重視し狷介偏固に流れたるの弊ありしより、之が反動として禮儀法度を輕視し、節を守るを賤しみしものなるべく、殊に當時政權の移動急激にして其適從する所に迷ひしより、遂に風流清談に托して禍を避けんとする者多く、之が流風盛行せしものとす、但し之が爲め弊風甚だしく所謂竹林の七賢（阮咸、阮籍、嵆康、山濤、劉伶、向秀、王戎）と稱せる徒の如きは竹林中に遊飮放談し逸樂に耽れるものにして、固より撤底せる人世觀を有せしにあらず、其弊著しきものなりとす。

註八、修養、仙丹、符籙の術　現時北京の白雲觀には道書三千卷を藏すと稱せらる、前記の道術を說けるものにして、修養とは名山溪洞を尋ね世塵を隔離して人事を聞かず、氣を練り神を養ひ以て上仙すべしと云ふにあり。

關帝

村廟

龍王　火神

娘々

藥王

又仙丹は丹沙を得て之を熬煉し、天地の精英を練出して之を服する時は以て長生不死なるべしと稱し、符籙は神符を書して門戶に貼付し或は携帶し、又は病者に與ふる時は魑魅病魔を避け得べしと爲すものとす。

註九、關帝　關帝廟は又老爺廟と俗稱せらる、其の主神は三國の時、蜀の大將たりし關羽にして、時に宋の岳飛を合祀する所あり、之が祭神の起源明かならざるも、其神廟を設けしは元代なりと稱せらる。

古來支那に在りては各村落には各村廟あり、祖廟が家族制度の中心たるが如く、村廟は村落生活の中心にして、龍廟又は文昌（學問の神にて學生の保護者とせらる）を祀ることあるも、關帝廟最も多し、宗教生活と稱するよりも社會生活の一中心にして町會所に類似し、祖廟が家族生活の中心たるが如く、村廟は一般村民共通の社會生活の中心を爲し、且つ他村落及政府官憲との連鎖の衝點を爲すものにて、特に村民に於て一定の宗教觀念あるが故にあらず。

而して龍王は卽ち龍にして雨神なりとし、支那にては古來龍を祀りて龍王廟と稱す、又火神は其本體明かならざるも祝融、閼伯の二者を火祖として之を祀れるが如く、娘々は天子母后を祀る、其娘々廟と稱するは俗稱にして、天上聖母宮と稱するを正しとし、或は媽宮とも略稱す、福建省蒲田縣湄洲嶼の人、林氏の女にして、生れて靈慧、死して屢々顯應ありしか故に、宋代夫人に封じ、元明を經て天妃に累封し、清朝に至りて天后聖母と稱せられしと傳ふるも、固より後世の通說にして、古く神仙の西王母が能く人壽を保ち、又子女を授くるとの傳說ありしより祭祀せられ、尋ゐで前述の如き傳說を生ぜしものとす、又一說ありて臨水夫人と稱す、唐の大晋二年に生れし福州人陳昌の女、進姑と稱せる者、二十四歲の時懷孕し、偶々數月に互れる大旱に際せるより脫胎して雨を祈り遂に死去せるが、其時我れ後來神と爲りて產婦を救はんと云へり、依りて神に祭ると、蓋し子女を授くと云ふは西王母說より來り、水難を救ふは臨水夫人の話を誤れるものにて、彼此相混じて娘々廟の神を林氏の女とせるものならん、其他藥王は醫師、藥鋪、米商等の信仰する神にして神農を祀り、地方によりては五谷先帝と稱する所あり。

喇嘛教
喇嘛の意義
高原民族と宗教
清朝の懐柔策
喇嘛教の二派
喇嘛教史

第四節　喇嘛教

喇嘛教(Lamaism)は地藏(地藏とは唐代の吐蕃なり、明代烏斯藏と稱し、土人は康、衛、藏三部に分ちしが、康は即ち察木多一路、衛は前藏即ち拉薩一帶の地、藏は札什倫布一帶の地なりとす)及蒙古に行はるゝ佛教の一派にして、喇嘛とは地藏語 Lama の譯音なりとし、無上を意味すと謂ふ、古書に上師と稱するはこれにして、高僧を呼ぶ稱呼に外ならず、由來高原民族は宗教を信ずること頗る深刻なりと稱せらる、從て其地喇嘛教を信ずる者多く且つ頗る深厚にして、一人出家すれば九族佛緣ありと信じ、長子以外の男子を有する家は必らず喇嘛を出し以て一門の光榮とし、無智蒙昧の愚民より王公等に至る迄其信仰最も熱烈なるが故に、清朝は懐柔策として特に之を保護せしより、滿洲に於ても亦之が寺廟の設立を見、信者を有するに至れり、之れ其寺廟に於ても勅建のもの少なからざりし所以にして、北京に於ける中正殿、雍和宮、盛京省の地藏寺、實勝寺(黄寺)、萬壽寺、長寧寺等之に屬し、更に民間喇嘛寺廟の建設は敢て之を禁止せざりき。

喇嘛教には紅教(Sémar)、黄教(Séser)の二派あり、紅教は薩迦派の法服頭巾に紅色を用ゐしが故に稱し、黄教は紅教派の邪淫を排して宗教改革を論じ、其徒皆黄衣黄絹を着せしより稱せるものにして(被服に關しては一定の取締規定あり、喇嘛及格隆(喇嘛の衆徒を格隆及班弟と稱せり)は黄紅色を用ゐ班弟は紅色を用ゐしが、總て黄帽を戴けり)現時主として黄教行はれつゝあり。

喇嘛教の教史に就きては清國行政法及蒙滿全書(第一卷滿蒙の宗教第五)に記述する所頗る詳細を極む、唐初北印度の僧巴特瑪緻巴幹(Padmasambhava 蓮華生上師と譯稱す)深く佛教殊に密部(密部の經典に據り立つる大乘教の一派にして密宗之れなりとす)に通じ、西紀八世紀の中半吐蕃に來りて佛教を傳へ、一寺を建立して喇嘛教の根基を啓きしが、其後唐の太宗の時、吐蕃(西藏)拉薩(Lhasa)に都せる勇傑「スロンツアンカンポ」(Srongde Tsang)威を四隣に振ひ、使を印度に遣して其地の高僧及唐僧瑪哈德等を迎へ經典を譯述せしめしが、曾孫特勒德蘇隆贊(Thi Srongde Tsanch スロンツアンカンポ)の時、西藏在來のボン教(西藏に弘通せる宗教にして佛教以前のものを稱す、ボンは動詞「ボンパ」より來り、秘かに言ふ、又は獨り語を云ふ其教徒は之を「ボンポ」又は「ボンパ」と稱す、眞如自性の境地に達する方法を修念するにあり)と佛教との調和を企圖し、茲に喇嘛教の源を招くと共に、更に高僧「カンガンボデーサトバ」を印度より迎へたり、彼即ち國内を巡錫し奇績を行ひ、二十五弟子を選びて教外文化の事物を教へしより西藏の佛教文化燦然として輝けり、然るに「チスロンツアンカンポ」三世の孫「ライバタン」の弟「ランタマ」は彼を弑して王位を奪ひ、佛教を憎みて經典を燒棄し、寺院を破壞し教徒を虐殺せしより、人民の爲めに殺され、其孫「バルトルッアン」王位を繼ぎ、再び佛教を保護して往時の隆盛を回復せり、然るに喇嘛教中に一天才發思巴(Bashpa)(八思巴とも書す)と稱する者出現せり、資性慧敏七才にして能く經典十萬言を誦し、且つ其大義に通じて神童の聲譽高かりしが、當時恰かも蒙古勃興の時に際し、世祖未だ潛邸に居りしが、發思巴(十五歲)は世祖に謁して互に許す所厚く、修業精學怠る所なかりしより、國人終に彼の德を崇へて聖と稱するに至れり、即ち世祖即位するや益々發思巴を尊崇し、帝師大寶法王の號を賜ひ西藏を領せしめたり、蓋し喇嘛教に於ける法王の嗤矢なりとす、而して明天下を統一するや、元朝の偉策を踏襲すること共に西藏に於ける勢力を分割せしめんが爲め、更に法王の數を增加せしより、彼等は只管世襲の絕へざらんことを冀ひて、明の爲め全く懐柔、俗化され、法王等は悉く明朝賜與の紅綺禪衣を纏ひ、戒定を失し、密咒を行ひ、遂には呑刀吐火等巫者の行爲を敢てし、以て世俗を眩惑する等頗る惰落せり、時に甘肅の人、甘丹寺(Galdan)の僧

喇嘛教の根基
ボン教
發思巴(喇嘛教法王)
喇嘛教の惰落
明の懐柔

宗喀巴黃紅二教の別

宗喀巴(Tsong Khapa)なる者深く教界の腐敗を憂へ、奮然立ちて教義の改革を宣し、紅衣を捨てゲルグ(Gelug)派を起して黃衣を採り、茲に紅教(舊教)黃教(新教)の別を生ぜり(宗喀巴は西寧の邊外阿穆多(Amdo)族の人なり、一四一七年華里の地に甘丹寺(Ganden)を建立りて茲に居りしも、一四七八年即ち憲宗の成化十四年死せり、)而して紅教は妻帶を許し生子嗣を繼きしも、黃教は化身轉生を信ぜしものこす、黃教の西藏に盛んなるに及び蒙古も亦其影響を受けて紅教衰微し黃教之れに代れり。

紅教の衰微

斯くて現時喇嘛教こ言はゞ、殆んご黃教を指稱するものにして、西藏の大部より遠く新疆の天山北路及內外蒙古並に一部露領に互りて行はるゝも、之れに反し紅教は現時其勢力微々こして振はず、僅かに西藏南方の一部に殘存するのみ、但し尙ほKarma-Pa(羯磨派)Sakya-Pa(薩迦派)Nyingma-Paの諸派を有すこ稱せらる、

喇嘛教の主長

喇嘛教(黃教)の主長は達賴喇嘛(達賴こは蒙古語海洋の義なりこ傳ふ、現今の達賴は第十三世なり)及班禪額爾德尼喇嘛(班禪こは蒙古語軍資の義なり金岡菩薩の化身こ傳ふ)にして、地藏に在りて前藏後藏の政務をも兼理し、達賴喇嘛(Dalai Lama)は前藏拉薩に近き布達拉山(布達拉宮)に定住して大招及小招の二寺あり、又班禪額爾德尼喇嘛(Panshen Lama or Panshen Erdeni)は後藏日喀則(Shigatze)扎什倫布(Tashilumbo)に定住す(班禪喇嘛を札什喇嘛こも稱するは札什倫布廟に住するが故に稱す)達賴喇嘛を教主こし、班禪喇嘛之に副たりこす、而して此等兩喇嘛の下には胡圖克圖(呼圖克圖)大喇嘛ありて地藏蒙古西番其他北京地方にも散居し、各地方喇嘛教の教主たりこし、其所管に屬する喇嘛僧を沙畢那爾こ總稱す(其特に弟子たる者は班弟こ稱し、又地藏にては沙布隆こ特稱す)、蓋し胡圖克圖(Hutukhtu)こは蒙古語再來人卽ち化身出生人の意にして、活佛(漢譯)こ稱せらるゝ所以なりこす　所謂忘佛轉生にして、凡そ喇嘛は皆轉生するものなるも、其修業の深淺により永久轉生し得るものこ、一一二代に終るものこあり。

達賴喇嘛

班禪喇嘛

卽ち達賴(Dalai)班禪(Panshen)兩喇嘛は其圓寂するに當りては常に化身轉生するものこ信ぜられ、單に喇嘛こ稱せらるゝものは修業淺くして一一二代の轉生あるのみなるも、修業を積みて胡圖克圖こ爲りしものは尙ほ達賴、班禪喇嘛に於けるが如く永久轉生し得こせらる、而して其轉生表示の法は喇嘛の死亡こ同時に生誕せる小兒の靈異ある者を探索して化身こするものこす、例へは達賴喇嘛圓寂せば、其弟子大堪布は其化身卽ち呼畢爾罕(Hubilgan)(喇嘛教祖宗喀巴の死するに際し其二弟子なる達賴、班禪兩喇嘛に遺言し世々呼畢爾罕を以て轉生し其教を喧傳すべきを命ぜり、卽ち呼畢爾罕こは化身の義なりこす)の所在を指示する拉穆吹忠(法を作し神を降して呼畢爾罕の所仕を知る者)の指定地に赴き小兒の靈異ある者を求むる慣例にして、其靈異こ稱するは生れながらにして生前の事を語り、或は前喇嘛愛用の物を示せば之を指取し、又は堪布を見て一一二語を發するの類を稱し、化身轉生せるものこして二世の達賴喇嘛たらしむるものこす、但し化身轉生の法は喇嘛の左右近親の者、拉穆吹忠こ結託して自己の意に合する者を以て化身たらしむるの弊ありしが故に、乾隆五十七年清朝政府之に干涉し、金本巴瓶を以て籤定するの法を採設せり、卽ち達賴、班禪兩喇嘛其他蒙古地藏各地の呼圖克圖、大喇嘛圓寂する時は駐藏大臣より各地に通知して民間生子の靈異ある者を報告せしめ、大堪布、噶布倫等之を驗せる上、其父母をして前藏の德慶に伴れ來らしめ、駐藏大臣に於て再度驗せる後、幫辦大臣は布達拉(Potala)山上の大招寺に至りて禮を行ひ、小兒の名を牙籤に書し每籤加封して金瓶中に投入し、駐藏大臣は各大寺喇嘛の讀經中に蓋を開き一人を擧出して之を呼畢爾罕こ爲し德慶に赴きて其小兒を迎へ、大招に入りて堪布之を保護し、政府に具奏して呼畢爾罕册に加ふるものこす、凡て此等の活佛は六歲に至りて經を學び、七歲にして小戒を受け、禪を學び、十六歲に達して其職に就くものこせり、猶ほ蒙古內外扎薩克等の奉する呼圖克圖にして地藏に至ること能はざる者は北京雍和宮に於て籤定せらるものにて、理藩院の管轄に屬せり、蓋し理藩院は總ての胡圖克圖の數及名稱を其公册中に記入

金本巴瓶

胡圖克圖の數

胡圖克圖化身轉生轉生表示の法

保管せるものにして（一般喇嘛の名冊は駐藏大臣及達賴喇嘛保存す）、其數地藏に於て十九（達賴、班禪兩喇嘛を除く）、內蒙古に於て五十五、外蒙古二十七、西番四十、其他北京、多倫諾爾に於て十三を算し、更に青海の察漢諾們罕、庫倫の哲布尊丹巴胡圖克圖を合して總計百五十六胡圖克圖を算せり（最新支那年鑑に據るに胡圖克圖の數は西藏に五〇、其內十二人は特に稱する稱號を有し、外蒙古には一九、內蒙古には七、青海には三五、察木多五、北京及其附近一四を算し、又駐京一一、西藏一八、甘肅、青海、川邊四〇、內蒙古五七、外蒙古一九、凡て約一六〇人と稱し、蒙古にても一〇三人ありと謂ふ同書一三九五頁參照）

猶ほ喇嘛教の四系と稱するは拉薩（第一支布達拉にて達賴喇嘛の本系なり）、第二支札什倫布（班禪喇嘛系）、第三支庫倫、（哲布尊丹巴胡圖克圖系）及第四支多倫泊（章嘉胡圖克圖系）之れなりこす、而して第三支たる庫倫は世宗の初年外蒙古喀爾喀部の哲布尊丹巴胡圖克圖が北京に來りて死するや、達賴、班禪兩喇嘛の死せるこ同一の待遇を爲し、其喪を護して庫倫に還し、喇嘛教の一支を建てしものにて、其後又第五世達賴喇嘛の弟子章嘉胡圖克圖の來京して世宗の優遇を受けし時、多倫泊に之を置きて一支を生せしものこす。

斯くて喇嘛教に對する歷代の政策は凡て懷柔策を採り來りしここ前述の如くにして、殊に元の世祖は西藏の高僧發思巴を尊崇するこ厚くして國師大寶法王の尊號を授け、歷代の天子又大に帝師を尊重せしより、帝師は天子に亞ぐの權威を得て擅橫、亂行其極に達して人民之を蛇蝎視するに至り、元は遂に此等西藏僧の爲め滅亡の期を早めしが、明に至りては喇嘛教蒙古人間に傳播し、清は其勃興に當り蒙古民族に負ふ所多かりしより、其初め喇嘛教を尊崇し、特別の保護を與へて蒙藏異種族の懷柔政策に出で、常に蒙古人を漢人より引離して漢人に對抗せしめんこせしは、清朝著大の對蒙政策なりしものにて、一面又達賴喇嘛の有せる絕大の敎權を利用して蒙古破壞の策を講ずる所あり、更に西藏に對しても乾隆末年駐藏兵を增加し、清國の勢力加はるこ共に駐藏大臣の勢威は達賴、班禪こ相比肩し、其教徒に對する政權を把握する等喇嘛教政策に對し大に成効する所ありき、蓋し清朝の蒙古に對する政策は牧畜保護、漢字漢文の禁制其他婚姻政策等にして、常に蒙古を懷柔して其平和を維持し、且つ蒙古人を漢人より引離し滿洲朝廷の味方たらしむるこ共に漢人に對抗せしめしものにて、殊に其喇嘛教政策は最も意を盡せし所なりこす、卽ち蒙古人の喇嘛を信ずるは眞心の信仰にして心醉するものなるも、清朝の喇嘛信奉は其大半は外藩懷柔の策たりしに外ならず、故に自ら大施主こなり、盛んに喇嘛廟を建立して多數の喇嘛を養ひ、口糧を給し、香火を與へて拜佛誦經の外、餘念なからしめ、正月元旦に於ける皇帝の弘仁寺臨幸、新年經の誦、其他年例新年經の誦經（註一）、十二月二十三日の跳布扎克（雍和宮にて擧行せし故雍和宮年例祭祀こ稱す）、念洞經禮（洞里經を擧行すること）伊魯格勒道場（註二）等に於ては蒙古各地の大喇嘛、胡圖克圖、呼畢勒罕を召集し、或は皇帝蒙古諸王公を率領して法を修め、又寺廟を建て五十間以上に及べるものは私人の建立するものこ雖も、廟名の勅賜を上請するを得る等極力懷柔を事こせしより、富者は其財を傾注して募緣に應じ、或は香火院を建て以て大作善こ爲し、貧者は質を捐て福を祈る能はざるか故に其子弟をして喇嘛の徒たらしめ、家に數子あるも、其一人を殘すのみにて他は悉く喇嘛こ爲し、更に最も貧なる者は其薪水の勞に代りて衣食の計を營む等、遂に蒙古王公の財竭きて丁に多きを加ふるこ能はず、清廷枕を高くして眠るを得たるものこす。

猶ほ牧畜保護の政策は蒙古人をして漢人に對抗せしめんこせし著しき政策にして、之により漢人の蒙古地方に移住し土地の開墾に從事するを禁せしものなりこし、更に內地人民の蒙古地方に出で貿易耕種する者にして蒙古婦人こ結婚するを禁ぜしが、此は漢人の蒙古地方に永住するを不可能ならしめんこの意よりも、寧ろ蒙漢雜婚の

喇嘛教の四系
歷代の對喇嘛教政策
清朝政の策
牧畜保護政策

清末對喇嘛政策

爲め事端を紛生すべきを慮れたるが故なりしが如し、其後康熙帝の時に至り漢人の土地開墾及雜婚の禁令を解きしも尙ほ一定の制限ありしものにて、蒙地開墾の如き其草地を存留すべきを戒められたり、又乾隆帝に至り再び內地人民の蒙古移住を禁止せり、但し清末に至りては清朝の喇嘛教に對する政策漸次一變せられ、喇嘛の入覲に際しても其待遇は前代の如く優渥ならず、又其入覲も杜絕勝にして、殊に利權の回收、政治經濟上の自主獨立を完成せんとして自彊論の唱導せらるゝに至りてより、蒙古に於ても教育の發達、愚昧の開發を必要とし、迷信打破の論唱へられて蒙古人の喇嘛教迷信を奬勵せし所謂懷柔政略を根本的に覆へさんとし、川滇邊務大臣趙爾豐の如きも一九〇八―九年に互りて西藏、四川邊界に清朝の政權を確立せんとし、喇嘛教勢力の破壞を以て最緊要事とし、朝廷に在りても一九〇八年達賴喇嘛の入覲に際し其覲見、賜宴等には跪禮、叩謝、跪迎、跪送等の禮節を執らしめ、清朝の喇嘛教抑損の意顯著なるものあり、更に一九一〇年趙爾豐が四川兵を發して拉薩を占領せしめたりしは、達賴喇嘛が政治的勢力を得んが爲め英國の援助を得たるに報ぜんとせるものにて、之が爲め達賴喇嘛は印度に走り、清朝之を口實として達賴喇嘛の名號を革去せるが如きは以て清朝末年の政策を窺ふに足るべく、但し尙未だ全々懷柔策を放棄せしにあらざりき。

民國の對喇嘛政策

而して民國に至りても亦清代の策を襲用し、辛亥十二月二十六日滿蒙回藏各族待遇條件を定めて信教の自由を認め、民國元年八月更に蒙古待遇條例を公布して一切の舊制保存を宣明し、蒙藏事務局は表を作りて喇嘛に名號を加封し、寺廟に匾額を給與せんことを建議して大總統の許可を得、同年九月章嘉、甘珠爾瓦等の活佛相繼ぎて北京に入るや、特に迎送接待の規定を設け、蒙藏局員及北京に於ける喇嘛印務所の護印扎薩喇嘛其他各寺廟大喇嘛は張家口迄出迎を爲し、張家口、北京間沿道には巡警を增發して護衛し、且つ貴賓車を提供するの外、北京到着後は章嘉呼圖克圖は嵩祝寺に駐錫し、珠爾瓦、格布、錫杜英の三呼圖克圖は雍和宮を旅館に宛て、蒙藏局員をして接待せしめ、更に蒙藏事務局正副總裁の案內にて大總統に謁見し、名號の加封、其他の賞賜等優遇至らざるなく、同月二十五日蒙藏事務局の呈請に依り察哈爾各寺廟喇嘛の管理權を前記章、甘兩活佛に附與し、同月二十八日には達賴喇嘛の化西天大差自在佛なる佛名號を復し、其黃教を維持し民國を贊翊して太平を共にせんことを期望せしが、其後民國四年六月露支蒙協約成立し曩に獨立せし庫倫政府の獨立を取消すや、特使を派して活佛に眞金の封册を給して外蒙古博克多哲布尊丹巴呼圖克圖汗の名號を授け、外蒙自治區域に君臨せしむる等優禮を表示せり、蓋し清末清朝は二百餘年前外蒙古が嘗て露國の保護を求めんとしつゝも唯だ宗教上の關係より清に服屬せるの歷史を顧慮せず喇嘛教政策を一變せしは大なる誤りなるべく、民國に至り前代の懷柔策を踏襲せるは稍々意を得たりと謂ふべし、但し今や蒙古人の支那人に對する感情は固より疎隔し、比較的支那人民との接觸密なる內蒙古に在りても尙ほ感情疎隔の現狀にあり、況んや外蒙其他邊疆に於ける喇嘛教徒の如きは感情の疎隔更に甚だしく、外蒙古人の如き支那人に對する感情は露國人に對する感情に異ならずして、遂に露國の保護下に獨立せること敢て怪しむに足らざるものとす、卽ち彼は一時蒙古大皇帝と號せしが蒙古赤化後歿し（一九二四年）爾來後嗣尙ほ未だ選立せられず。

猶ほ西藏喇嘛班禪は一九〇四年英軍拉薩に侵入し、達賴喇嘛逃れて蒙古庫倫（其後西寧に移り、後更に北京に至り其後西藏に歸れり）に入るや、班禪喇嘛之れに代りて一時西藏の政令を攝行し、又一九〇五年印度に遊歷せることありき、其後一九二四年

秋西藏を發し、翌年二月北京に到着せしが、常に國賓を以て民國政府の優遇を受け、其後各地を遊歷し、今尙ほ支那內地(東蒙)に滯在して西藏に歸らず。

年例新年經の唪誦

註一、年例新年經の唪誦　呼圖克圖喇嘛等は其來京と駐京とに論なく毎年陰歷十二月に於て、大建には二十六日より、小建には二十五日より三日間各寺廟の徒衆を率領し嵩祝寺に於て迎新年經を諷誦せり、民國に至り陽曆を改用し、其時は已に新年を過ぐるより新年經と改名し、名實を符合せしめしものとす。

伊嚕格勒道場

註二、伊嚕格勒道場　呼圖克圖喇嘛は毎年舊正月初八日より十五日迄各寺廟の徒衆を率領し後黃寺に於て伊嚕格勒經を唪誦し國家の隆福を祈れり、此の期に至れば蒙藏院は員を派し道場たる後黃寺に赴きて拈香行禮し且つ銀兩を賚與するものとす。

天方教

清代對回教政策

新疆省內の回教取締

第五節　回教

回教は卽ち默罕默德教にして、支那回教徒は自ら天方教と稱し、又淸眞教とも云ふ、其天方と稱するは亞剌比亞を指し、又は狹義の意味に於て「メッカ」を指すものにして、何れにするも其發生地を稱するものとす、而して回教に關しては本編第七章支那の種族中に於て之が詳細を說述せり、紀元六二二年亞剌比亞に起りし宗教にして、唐の中世大食國との通商と共に南方に行はれ、元に入りてよりは廣く支那內地に入り、今や蒙藏を除くの外、支那本部各地殆んど教徒を有せざるなく、恰かも蒙古及地藏人の喇嘛教を信仰するが如く、回民の回教を信ずること頗る篤かりしも、淸朝は之を禁制せざるのみにして、喇嘛教に對せしが如く敢て保護政策を用ゐず、又其信仰を奬勵することなく、一般に放任主義を採れり、故に回教に對する取締りの如きは何等國法の規定する所なく、一般國民と同一に取扱ひ來りしが、唯だ新疆省內に於てのみ回官を特設して回教徒の管理に任ぜり、而して回官は之を伯克と稱せり、乾隆年間回部を平定するや其舊俗に仍り喀什噶爾、葉爾羌、阿克蘇、和闐、庫車等各城に置きしものにして、摩提沙布伯克ありて回教經典の管理、教務の整飭を掌り、又雜布提摩克搭布伯克ありて專ら經館の教習を掌りしに過ぎず、各城大臣の揀選に係り、皆俸地を給與せり。(回教に關する詳細の事項は本編第七章支那の種族第四節回族參照)

基督教
基督教徒と他教徒との數
天主教の傳來
武宗の異宗禁制
阿羅本

第六節　基督教

世界に於ける基督教其他の教徒數は之を大英百科全書の記載に據るに、總計約一、六二三、一六六、〇〇〇人にして、此の内基督教徒は五五八、八六二、〇〇〇人、全數の約三割三―四分を占め、更に之を他教徒の數と比するに孔道教（二九一、八一六、〇〇〇人）の一・九倍、回教（二一六、六三〇、〇〇〇人）の二倍半、佛教（一三七、九三〇、〇〇〇人）の四倍強、印度教Hindus（二〇九、六五九、〇〇〇人）の二・六倍に達し、眞に World Conquering Spiritual Force たるを思はしむ、然れども其世界的勢力及其起源に就きては固より本書の目的にあらず、其支那に於ける教派及之に對する支那政府の方針並に各種の規定につき概說するに止む。

元來支那に於ける基督教には新舊二派（希臘教あるも極めて少數なり）あり、天主教（舊）及耶蘇教（新）之れにして、其支那に傳はりしは基督十二使徒の一人「セント、トーマス」（St. Thome）の福音宣傳を以て嚆矢とすと稱するも、彼の支那渡來に關しては史上明かなる事實なきか故に、普通唐代耶蘇教の一派なるネストリウス（Nestrius）教卽ち景教の僧、阿羅本（Olopiwan）が唐の貞觀五年（西紀六三五年）「シリア」（大秦）より長安に來り聖書を齎らせしを以て嚆矢とし、西安府に在る大秦景教流行中國碑（註一）は學者の間碑の眞僞に關し意見一致せざるも、支那に於ける基督教史を物語るべき最古の金石として世界に其名を著はせり、斯くて景教は長安に在りて寺院を建設し傳道に從事する所ありしも、唐の武宗は自ら道教信者たるの故を以て異宗禁制の令を發し、佛寺四千六百及四萬以上の小寺を破壞

蒙古の勃興と基督教
近世海路交通の發達と基督教
清代の基督教

し四十餘萬人の僧尼の還俗を命ずると共に、景教宣教師の歸國を命じ之を追放する等禁遏の厄に遭ひしより、一時河南、陝西、甘肅其他に發展せる景教も各地に分散して殆んど其影を止めざるに至りしが、蒙古の勃興は歐亞間陸路の交通開け、加ふるに道教を除きては所有宗教の布教を許せしより、「ロンジュモー」（Andrew of Longjumeau）、柏朗嘉賓（John de Plano Carpini）、羅柏魯（William of Rubruquis）及「コルヴィノ」（Jhon de MonteCorvino）等來りて（蒙古勃興の當時歐羅巴にては西亞細亞のイスラム教に對し數回の十字軍を起せしが、遇々蒙古は太祖及太宗の時に西征の軍を起して隨處にイスラム教國を倒壞せしより、基督教徒は蒙古を以て基督教徒の爲めイスラム教國を滅すものと推考し遂に蒙古と同盟せんとするに至り其結果羅馬法王インノーケント四世はプラノ、カルピニーを派して欽察汗 Kipchak 拔都（Batu）を薩來（Zarai）に訪はしめ、更に元の定宗を喀喇和林（Kararakorum）に訪ひて蒙古の勢力を探らしめ次で佛蘭西王ルイ九世はパレスチナ（Palestine）に行中拔都の子撒里答（Sartak）が基督教を奉するか聞きウイリアム、ルブルクを遣はし撒里答及拔都を訪はしめ且つ元の憲宗を喀喇和林に訪ひて基督教の布教を圖らしめ其後コルウイノは羅馬法王ニコラス四世の命を受け印度を經て海路支那に來りしものとす）天主教を傳道し、北京其他各地に天主教堂（註二）の設立を見しも、帖木兒の中央亞細亞に大帝國を興すや歐亞の交通杜絕して天主教宣教師の往來絕へ、殊に元朝の滅亡と共に全く支那の地を拂ふに至りしも、明末東西の交通開くるに及び再び流傳し、殊に近世海路の交通開けしよりは再び天主教宣教師の渡來する者多く「ザヴィール」（De Francisco Xavier）、「リッチ」（Mateo Ricci）、熊三拔（Sabatin de Ursis）、湯若望（Adam Schall）、衛匡國（Martin Martini）、南懷仁（Ferdinand Verbiest）、「ブーヴェー」（Joachim Bouvet）（註三）等續々として支那に來り布教に從事せり、蓋し當時歐羅巴に在りては新舊兩教の爭ありて、舊教徒は新教徒の爲め西方に於て失へる勢力を東洋に獲得せんとし、海上新航路の開くると共に陸續として來れるものにして、殊に清代順治帝及康熙帝の如きは深く基督宣教師を信賴せしも、其後羅馬法王は教令を發して支那の儀禮を認めずとせし爲め基督教に對する反感勃興し、一七一七年康熙帝は支那全國に互りて基督教の布教を嚴禁するに至りしより、由來

宣教師と相反目せる地方官は盛んに愚民を煽動して迫害を加へしが、雍正帝も亦佛教を信奉せしこと篤かりしより外教の排斥に力を致し、爾來政府の壓迫絕へずして教徒漸減し、宣教師も亦布教を禁止せられて大概ね廣東に追放せられしが、此等外人宣教師中私かに支那内地に入りて布教に從事せる者ありて、時に或は殺傷に遭ひて殉教者を出し、又は會堂を破壞せらるゝ等悲慘の事蹟少なからざりしも、一八五八年の條約に依り漸く布教の自由を認められてより、遂に現時の如き著大の成績を收むるに至れり。

新教の傳來

次に新教即ち耶蘇教の宣傳は一八〇七年（清の嘉慶十二年）九月倫敦會（The London Mission Society）の「ロバート、モリソン」（Robert Morrison）氏廣東に來りて布教に從事せしを以て始めとす、但し當時支那は排外心强烈にして布教容易ならざりしが故に、彼は東印度商會の通譯と爲りて專心支那語を研究し、華英字典及聖書の漢譯に着手せしが、一八一四年漢譯聖書を刊行し、同年初めて一人の信徒を得て之に洗禮を行へりと稱せらる、其後「モリソン」氏（註四）は「ミルン」博士（Milne）と共に舊約聖書を漢譯して一八二三年出版（木版）せしが、更に「マラッカ」に華英學院を創設し、一八三四年死去せしも、一八三一年より同三五年に至るの間支那沿岸を旅行せしが、「ガツツラーフ」（Gutzlaff）氏（註五）は其報告書を公表して英米の教會に多大の刺戟を與ふる等のことありて、英米の宣教師相前後して支那に來り、或は「マラッカ」の華英學院に入學して支那語を學習し布教の基礎を作らんとする等準備次第に進捗せしが、一八四二年南京條約により廣東等五港の開放を見しより、此等開港場を根據として布教に活動し、一八四三年香港に於て始めて宣教師大會を開きし當時出席宣教師僅かに十五名にして、支那人の洗禮を受け入教せる者僅々六名に過ぎざりしが、一八六〇年の天津條約以後布教の實効著しく、一八六五年支那内地會

南京條約

ロバート、モリソン

を組織し愈々内地宣傳を試みんとせる際は其數一一二名、教會正會員三、一三二人に達し、爾來其數次第に增加し、一八九〇年には宣教師一、二九六名、教會正會員三七、二八七人を算し、其後一八九九年西太后の外人一掃を企つるや同年山東省に於て外人宣教師の殺されし者二二人に及び、一八〇七年以來約一世紀に亙りて布教し來りし根底全く破壞せらるゝに至りしも、團匪事變後布教方針を一變して高等教育に着手するに至り、一九〇五年には宣教師三、四四五名、教會正會員一七八、二五四人を算せしが、其後一九一七年に至りては教會正會員卽ち洗禮を受けし者三一二、九七〇人に達するに至れり。

發展狀の況

以上支那に於ける基督教の傳來及其發展の狀況を概說せり、而して清朝に於ける之が施政の方針は其初め多く布教禁壓主義を採り來りしものにて、一八四二年南京條約により初めて從來の禁壓主義を去り、國内布教者に對しては支那政府之を保護すると共に地方官の刻待禁阻するを禁ずることゝし、爾來全く解禁となると共に各國との條約中には天主教の勸人以善主義なるを認め、治安に妨害を與へざる限り布教を許して政府之を保護し、他教徒の基督教徒に對する迫害を禁壓することゝし、新教に對しても亦同一の待遇を與へて今に至る、而して清朝政府は其基督教徒に對するや非教徒に對するに一視同仁主義により保護せしものなるも、其初めに當りては一般人民の教民を嫌惡し迫害を加へしこと絕へずして各省に於ける擾騷少なからざりき、蓋し多くは意志の疏通を欠き基督教徒の行爲が愚民猜疑の種となりしに基くものにして、清朝政府も亦之か疏通に焦慮する所少からず、地方官をして基督教の勸人以善主義たるを人民に知らしむると共に、一面又宣教師の行爲をして人民の誤解を招くこと無からしめんか爲め、本國公使より宣教師に訓示せしむる所ありて漸く騷擾稀なるに至りしかの如し。

清代に於ける對基督教政策

天主教に對する清朝の禁令

而して清朝の初め基督教布教の禁止に關しては、康熙、乾隆の時こ雖も何等禁止の明文なく、乾隆二年の上諭には「回回天主等教、國家功令原未嘗概行禁絕」こあるに依り知るべし、但し乾隆元年の奏准には八旗人等の天主教徒たるを禁じ、其後又五城内外に於て既に天主教徒こ爲りし者も自首により罪を免し、若し自首せずして發覺する時は重罰を定めしも、國内一般に對する禁令は嘉慶十六年五月の禁令を見る迄は一般布教禁止の事なかりしか如し、而して嘉慶十六年の禁令に在りては、北京欽天監に於ける職員の外は凡て歸國せしめ布教を禁止せるものにして、次で嘉慶十八年五月及同二十年五月再び天主教禁止の上諭を布告し、更に道光二十三年所定の吏部處分則例には地方官にして西洋人の布教を查出せず、若くは其潛住を查察するを怠りたる者の懲戒法を載せたり、然るに其翌年卽ち道光二十二年（西紀一八四二年）南京條約の締結せらるゝや、同條約中に於て「耶蘇天主教、原係二爲レ善之道一、自後有二傳教者一、來至二中國一、須二一體保護一、地方官不レ得二刻待禁阻一、」この規定ありて、解禁の道漸く開け、傳道事業に對し一時期を劃せり、但し外人は尙ほ開港地に居住するのみにして深く内地に侵入する能はざりき、尋ぬで二十六年には「天主教既係二勸レ人爲レ善一、與二別項邪教一迥不二相同一、業已准レ免二查禁一」云々こ上諭を降して解禁を明示し、其後咸豐八年天津事件後英米佛露等各國こ の間に締結されたる一八六〇年の天津條約は更に傳道事業上の第二期を劃し、從來外人に對し閉鎖されたる内地を傳道の爲め開放せるものにて、爾來宣教師等は北京、天津は勿論、支那全土に事業を開始し、新教發展の時代こして全國大小都市到る處に教堂を建設せり、而して此の間支那政府に在りても天主教、耶蘇教を以て勸人爲善主義なるを述べ、其宣傳習學者に對し保護を加ふべきを約せしのみならず、同治九年政府は更に解禁の令を發して從前の禁令を全廢し、且つ地方官に命じて保護の義務を負はしむるに至れり、然れごも基督教徒は其風俗習慣を異にするの結果、國民の嫌惡を招き屢々迫害を被むり、地方官も亦往々愚民を煽動して基督教徒を迫害せし等、所謂教案（宗教上の騷擾）絕へざりしこ こ曩に述べたるが如くにして、國際問題を惹起せしこ こ少なからざりしが故に、同治十年總理各國事務衙門は教堂及宣教師に對する取締を必要こし、章程八條（註六）を擬定して各國公使の贊同を求めしも、宣教師の行動を束縛する所甚だしかりしを以て其承認を得る能はず、爾來天主教、耶蘇教は自由に布教せらるゝこ共に、政府は常に地方官に飭し、或は地方人民に諭示して騷擾なからしめんこし、或は宣教師の待遇法を設定せんが爲め、光緒二十五年總理衙門は地方官及宣教師の往來に關する事宜五條を定め、相互相往來して意志を疏通せしめ、以て各省に於ける教案頻出の弊々除かんこする等頗る苦心せしが如きも、尙ほ教案頻出し、光緒二十六年には遂に義和團事變を惹起し、北支那に於ける支那教徒數千人、宣教師二百二十一人及其家族共に虐殺の難に遭へり。

嘉慶年間の禁令

東部處分則例

南京條例中の規定

布教の解禁

一八六〇年天津條約

同治九年の解禁令

同治十年の宣教師取締章程草案

地方官宣教師往來事宜五條

義和團事變

長江教案發生後の取締

猶ほ天主教、耶蘇教の布教取締に關しては從前何等の規定を設けず、宣教師は自由に支那國内に布教せしが、光緒十七年長江教案の起るや、總理衙門は地方官に命じて各省教堂を精查報告せしめ、其後更に取締法規を定むる等教堂に關する事項は漸く行政上の關係を生ずるに至り、之が爲め特別機關を設けんこし、光緒二十一年御史陳其璋の如きは教案章程を擬定し、教士中より一―二人の總教士を選任して北京に駐在せしめ、以て一切の教務章を掌らしめんこし、且つ山東省曲阜は孔子出生の地なるか故に、蒙古地藏こ同じく天主教耶蘇教の布教を禁止すべしこ說き、更に光緒二十八年には御史許祐身は各省要衝の地に一―二名の教務專員を設けて教案を掌らしめんここを奏上せ ここありしも、共に採用せらるゝに至らず、唯だ各省督撫に於て隨意各國領事等こ會同して

教案章程類似の規定を設くるに過ぎざりき。

宣教師及教徒に對する取締

今宣教師及教徒に關し從來行はれたる取締規定の重なるものを見るに、布教上の取締ことしては宣教師の內地に布教せんことする者に對し政府は傳教諭單こ稱するものを交付し、之に總理衙門の關防を捺して布教の證左こし、以て國民の誤解を防がんこせり、同治元年佛國公使この議定に基き各省に施行せるものにして、光緒七年米國公使この議定に依り耶蘇教宣教師に對しても亦之を給せり。

布教上の取締

教徒に對する特典

而して教徒に關する規定は、天主教徒に對しては同治元年佛國公使この議定により、又耶蘇教徒に關しては光緒七年米國公使の請求により、凡て教徒は各種の公費差徭等を除き、其他の迎神、賽會、燒香等の費用は之が負担を免除せらるゝの特典を有するに至り、廟宇の修理の如き一切の負担を要せざるものこせり、但し例外あり、卽ち文廟は孔子を祀れるものにして支那國民の皆之を崇敬すべきものなるが故に、之が修理は他の民設廟宇こ同じからず、一種の公共事業にして、若し出資を拒む者ある時は罰を科すべしこせり。

教堂建設土地購買

又教堂の建設に必要なる土地の購買は自由にして地方官の干渉を許さゞるも、政府は其賣主に對し干渉するを常こし、地方官に報明して其酌定許可を得るを要し、屢々各國公使の難ずる所なりしも、政府の應ず所こならず教堂の建設は自由なりこするも、一面又土地の購買に關し時に不便を感ぜしここ少なからざりしが如し。

反基督教運動

斯くて支那に於ける基督教發達の沿革は一八四二年南京條約の締結を以て第一期こし、一八六〇年天津條約を以て第二期こすることこ曩に述べしが如くにして、更に義和團事變後は却つて新發展の機運を促進せしが、一面又反動運動起り、殊に最近支那に在りては識者及學生の間に反基督教熱勃興し、全國を通して其勢增大しつゝあり蓋し支那に於ては古くより排外思想及排異教熱あるも、反基督教熱の勃興は最近反帝國主義運動の勃興並に勞農露國の影響を受けしここ多く、其成果は未だ之を具體的に說明し得ざるも、反帝國主義運動其他勞働運動等頻發して、間接に國權恢復に備へし力侮るべからざるものあるが故に、反基督教熱も亦國權恢復、排外運動こ共に今後尙ほ漸次擴大するものこ見るを得べし。

天主教の布教組織

而して現時天主教の布教組織は支那全國を五大教區に分ち、更に五十九の副司教區に小分す、佛人宣教師最も多く、伊太利、西班牙、白耳義人等又少なからず、一九二四年現在に於ける教役者の數はFrèreたる歐洲人一、四九一人、土着人一、〇八三人、教徒二、二三、二四三人あり、各教區の管轄區域次の如し（括弧內の地名は副司教區の本部所在地こす）

各教區管轄區域

直隸　北京、正定、永平、保定、天津、献縣
河南　衛輝
第一教區　滿洲　南北二區（奉天、吉林）
其他　元山、寧夏（三聖宮）、綏遠（二十四頃地）、察哈爾（西灣子）、外蒙古、東蒙古
甘肅（西寧、涼州）、陝西（延安、西安、漢中）
第二教區　大同（大同）、山西（太原、潞安）、山東（濟南、芝罘、袞州）
河南（襄城、南陽、開封）、湖北（武昌、老河口、宜昌）
湖南（澧州、衡州）、九江（九江）、嘧江（嘧江）、吉安（吉安）
第三教區　贛州（贛州）、浙江（寧波、杭州）、安徽（蕪湖）
南京（上海）
貴州（貴陽）、南籠（南籠）
第四教區　四川（成都、重慶、叙州）、建昌（寧遠）
雲南（雲南）、西藏（打箭爐）

第五教區
- 福州（福州）、廈門（廈門）、香港（香港）
- 韶州（韶州）、廣東（廣州）、汕頭（汕頭）
- 西廣東（北海）、廣西（南寧）、澳門（澳門）

大秦景教流行中國碑

註一、大秦景教流行中國碑

之が發掘の年次に關し種々異論あるも、一般に一六二五年陝西省盩厔にて發見せりと稱し、其後西安府城の西門なる安定門外五華里の金勝寺境内に移せるものにして（金勝寺は唐時代の崇聖寺なりとし、明清代には崇仁寺と稱し、通稱を金勝寺と云ふものなりとす）、碑は高さ九呎一吋、幅三呎乃至三呎八吋、厚さ十一吋内外の一枚石にして、上部に太秦景教流行中國碑の題字を書し、約二千字より成る漢文の碑文ありて、波斯の僧アダム（Adam の譯漢文にして呂秀嚴の書に係り、其下に「シリヤ」語及漢字にて七十餘名の僧名を記せり、一六二五年十月「ジエスイット」派の宣教師金尼閣（Nicholas Trigault）初めて景教碑を實見し、尋ゐで一六二八年魯德照（S medo）支那全史を著はして景教碑の發見を紹介し、世人の注意を惹くに至りしものとす。

天主教堂

註二、天主教堂

「ジエスイット」派宣教師に「ウルシス」（Sabatin de Ursis）と稱する者ありき、支那名を熊三板と稱す、支那に來り「リツチ」Ricci）の下に在りて支那語を研究せしが、一六一一年曆法改正の擧あるや、彼は諸星遊行の原理を支那文に翻譯し、北京の經度を決せんとするの任務を帶び、自製の諸機械を使用して之が實驗を行ひ、多數の官吏をして驚嘆せしめたり這に於てか禮部尚書は教會に天主堂の名を與へ、爾後羅馬舊教の教會は凡て此の名を以て呼ぶに至れりと稱せらる、（Encyclopedia Sinica, P. 586, Roman Catholic Churches參照）

「ザヴィール」

註三、「ザヴィール」（Francisco de Xavier）

西班牙人にして「ナヴアリー」Navarre）に生る、名門の出にして兄弟は皆軍人なりしも、彼獨り巴里大學に學びしが、一五三四年其友「ロヨラ」（Ignatius Loyola）と共に「ジエスイット」派を開けり、其支那に來りしは一五五二年にして、初め「ジエスイット」派を開き聖地訪問を企つるや土耳古軍に阻止され、暫時葡萄牙及伊太利貧民間の布教に從事せしが、葡萄牙王「ジョン」三世の請に應じて蘭領印度の布教を志し、一五四一年印度總督と共に「ゴア」に來り滯在數個月の後錫倫島に渡り更に馬來群島に向ひしが、「マラツカ」に至りて日本の漂着せる者より東方君子國の存在を聽き、一五四九年遂に鹿兒島に來りて布教に從事するに至り、滯在二年、信徒の數一時五十萬人に達せりと稱せられしも、其後勢力の增大を恐れて壓迫加はりしが故に、一旦「ゴア」に歸りたる上支那に來りしものなりとす、蓋し彼は鹿兒島に滯在布教中日本の文明が支那に負ふ所少なからざるを知り、支那訪問を企圖せるものにて、「ゴア」に歸るや印度總督に對し支那に特使を派遣すべく建言し、自ら之に隨行せんとして容れられず、一五五二年自ら商船隊と共に廣東に向ひしものにて、不幸廣東附近の上川島（St John's Island）に於て熱病に侵され病歿せしより、之を「マラツカ」に移し、尋ゐで一五五四年「ゴア」に送り祀廟を建設せり。

リツチ（利瑪竇）

「リツチ」（Matthew Ricci）　支那名を利瑪竇と稱す、伊太利「アンコナ」（Ancona）附近に生れたる「ジエスイット」派の僧にして、一五七八年「ゴア」に來り、四年の後支那に派遣せられて澳門に上陸し、更に廣東省肇慶府に至りて暫時足を止めたり、蓋し一五八一年 Michel Ruggiero か支那に來り、肇慶府に入りて「セスイット」教の支那内地布教を創めし翌年なりとす、其後南京及北京に轉じて布教に努力し、一六一〇年北京に永眠する迄實に二十七年、支那各地に三百餘の教會を開設し、支那に於ける近世基督教開發の第一人者たりしものとす。

「ウルシス」（熊三板）

「ウルシス」（Sabatin de Ursis）　支那名を熊三板と稱す、一五七五年「ナプール」（Naple）に生る、「ジエスイット」派の僧にして一六〇六年北京に來り、諸星遊行の實驗を行ひ禮部より教會に天主堂の名を授けられしこと曩に述べたり、一六一七年澳門に追放され、一六二〇年其地に歿せり。

「アダム、シヤール」（湯若望）

「アダム、シヤール」（Jean Adam Schall von Bell）　支那名を湯若望と稱す、一五九一年普國「コロン」（Cologne）に生る、一六二二年金尼閣（Nicolas Trigault）が二十二名の宣教師を率ゐて再度支那に來るや、湯若望は羅雅各（Jacques Rho）其他と共に其一員として支那に來り北京に在りて支那語を研究せしが、尋ゐで西安に至りて布教に從事せり、其後一六三〇年天文委員として北京に召され羅雅各を助けて功ありき、蓋し湯若望は天文に關し功績最も著大なりし人にして、天文に關する著述多く、明を經て清朝にも仕へ遂に天文台長となれり、一六六六年北京に歿する迄朝廷の信任厚く、皇族女王の洗禮を受けし者約百八十名、信者一萬二千人を有したりと稱せらる、

金尼閣

猶ほ金尼閣（Nicolas Trigault）は一五七七年佛國北部の「ドーエー」（Douai）に生れ、一六一一年早くも支那に來り南

「マーチニー」（衛匡國）

南懷仁

安文思

利類斯

「ブーヴエー」

京、杭州、北京等に至りしものにして、景教碑最初の實見者として著名なりとす、其後氏は「ジエスイット」派を代表して羅馬に至りしが、一六一八年二十二名の宣教師を率ゐて再び支那に來り、南昌、杭州にて布教に從事し、一六二三年には開封に教會を開き、更に陝西に入りたる後杭州に歸りしが、一六二八年病歿せり、現時杭州に其墓あり。

衛匡國（Martin Martini）　一六一四年墺國「チロール」（Tyrol）に生る、一六四三年支那に來りしが、其後半生を杭州に送り、一六六一年其地に歿せり、一六五五年支那全圖（Novus Atlas Sinensis A Martino Soc, Jesu Descriptus, Amsterdam, 1655）を發行せしが、之れ外國人にして支那地圖を刊行せし嚆矢なりとす、此他又支那歴史に關する著書を有す。

南懷仁（Ferdinand, Verbiest）　一六二三年白耳義 Pithem に生る、一六五六年 Martini, Couplet 其他の宣教師と共に「ピノア」を發して支那に向ひしが、地中海にて海賊船に捕へられ、一六五八年漸く澳門に着し翌年支那に入り西安に派遣せられしが、彼の宣教師生活は極めて短く、一六六〇年順治帝の招きにより北京に達し湯若望を援くることゝなれり、卽ち天文に關することは湯若望之を管掌して南懷仁之を援け、文書及製圖は安文思（Gabriel de Magalhaens）之を担任し、其他利類斯（Buglio Louis）も亦援助せり、然るに一六六四年順治帝の崩御後、此等四名の宣教師は曩に湯若望の爲め其椅子を奪はれたる欽天監楊某の爲め彈劾せられ、南懷仁は安文思、利類斯と共に鐵窓に繫がれ（一六六四年十一月十六日より一六六五年四月十五日に至る間）て慘酷なる體刑に處せられ、當時支那に伴ひ來りし二十四名の宣教師は悉く廣東に追放されしが、恰かも地震の爲め三名は自由の身と爲り、南懷仁は湯若望の放免せらるゝ迄退去せずとして其放免を拒絶せしが、其後宮中火を失し湯若望をも放免せり、而して湯若望は一六六六年八月歿せしこと前述の如くにして、其後南懷仁及其他の二人は所有艱難屈辱を忍びて北京に留れり、但し其間康熙帝の卽位を見、帝は南懷仁に對し最も嚴重なる數學の試問を行ひたる後楊某を捕縛し、一六六九年南懷仁を天文台長に任ぜり、其著書頗る多く、支那文の著書のみにても三十九種に達せり、一六八八年北京に歿し、其墓は「リッチ」の墓附近にあり。

猶ほ安文思（Gabriel de Magalhaens）は一六一一年葡萄牙の Pedrogao に生れ、一六三六年「ゴア」に來り、次で一六四〇年支那に至りしものにて、頗る機械學に長じ、此方面より湯若望を援助せり、一六七七年北京に歿す。

又利類斯（Buglio Louis）は一六〇六年「シシリー」の「ミネオ」（Mineo）に生る、一六三七年支那に派遣され、製圖に長ぜしが故に、此の方面より湯若望を援助せり、一六八二年北京に歿す。

「ブーヴエー」（Joachin Bouvet）　一六五六年佛國 Mans に生れ、一七三〇年北京に歿せり、一六八五年「ルイ」十四世が「ジエスイット」派宣教師五名を支那に派遣するや、其一員として支那に來り康熙帝に仕へて數理の教師たりしが、帝は方物献上の爲め彼を羅馬に遣せしめ、其再び支那に來るや新たに十名の宣教師を伴ひ來れり、又「ブーヴエー」は一七〇八年より一七一五年に亙るの間支那大陸の測量に從事し、爾來一七三〇年北京に歿する迄、前後約五十年の間、支那の科學に貢献せし所頗る大なりき、辭書其他幾多の著書を有せり。

「ロバード、モリソン」

支那に關係ある「モリソン」四氏

「ガツツラーフ」

註四、「モリソン」（Robert Morrison）　支那に於ける Protestant Missionary 事業の Pioneer と稱せらるる人にして、一七八二年 Northumberland に生る、其少年時繁激なる商務に從事しつゝ拉丁、希臘、「ヘブリユウ」語を研究し、其後 Hoxton の Dissenting College（現時の Highburg College）に入り、後更に London Missionary Society により Gosport の Missionary Academy に派遣せられ、藥學其他を研究し多少支那語をも學びしか、其支那に來りしは一八〇七年紐育を經て廣東に至りしを以て始めとす、然れど住居の不便に加ふるに當時支那官憲は支那人にして外人に支那語を教授するを禁ずる等のことありて頗る困難を感ぜしも、一八〇九年には東印度商會の支那語飜譯者となり、爾來支那文典、支那字典、廣東方言等を著はし、一八一六年 Lord Amherst の通譯として北京に隨行する等布教以外の効蹟又顯著なるものありき、一八三四年廣東に歿し、澳門に葬らる。

猶ほ支那に關係ある著名の「モリソン」としては四氏あり、一は前記の Robert Morrison にして Dr Morrison Missionary として知られ、二は John Robert Morrison にして宣教師「モリソン」氏の第二子なりとし、一八一四年澳門に生れ一八四三年同地に歿す、又第三は Gabriel James Morrison にして、一八七六年上海吳淞輕便鐵道の建設に際し鐵道材料及技師の一行を率ゐて支那に來り吳淞鐵道の布設に從事せしか、第四は卽ち George Ernest Morrison にして、一九一二年支那政府顧問となりし人にて、三菱により買收されたる有名なる「モリソン」文庫の所有者たりし人なりとす。

註五、「ガツツラーフ」（Gutzlaff, Karl Friedrich August）　獨逸「ポメラニア」（Pomerania）に生る、一八二七年中 Netherland Missionary Society より「バタヴイア」（Patavia）に派遣せられ、其後暹羅に至りて支那移民より福建語を學び、自ら戎克に乘じて渡航せんとせしも、其入國の困難なるを知りてより阿片船の支那語通譯と爲り、支那の沿岸を來往すること數年、一八三一年天津にて聖約全書の翻譯を自費出版せり、其後一八三四年「モリソン」博士の歿後其後を襲ひて英國政府の下に活動し、一八三九年阿片戰爭の開始より南京條約の締結に至るの間三等通譯官と爲り、或は又舟山列島に於ける指揮官に任ぜられしことありしが、一八四三年より一八五一年其死に至る迄香港政廳の Chinese Secretary と爲

り、此間更に布教に盡力する所少ならざりき、揚子江口に於ける大赤又は大戢と稱せらるゝ島は卽ち彼の名を採りて Gutzlaff Island と稱せられしものにして、燈台を設け高水時水面上二八三呎にあり、且つ重要なる Telegraph Station りとす。

宣教師取締に關する章程八條

註六、宣教師取締に關する章程八條

同治十年總理各國事務衙門は教案の紛擾を避けんが爲め章程八條を擬定し、各國公使の贊同を求めて拒絶せられしもの

にて、參考の爲め其要旨を示せば次の如し。

1　宣教師の建設する育嬰堂は信徒の幼兒にして撫養者なき者に限り之を收容するを得、其他の者は一切地方育嬰堂に收容して疑端を生ずるを防ぐべし

2　男女同席せざるは支那の國風なるが故に、支那婦人の天主教堂内に出入するを禁じ、且つ外人女宣教師の傳教をも禁ず

3　宣教師は支那の法律習慣を遵守し、教民は非教民と同樣公事公舉等に要する費用を負擔し、且つ教民對非教民の訴訟は地方官に於て辦理し、宣教師の干涉を許さず

4　刑事上の問題にして抵償すべきものは外支人共に夫々本國の法律に照して辦理し、又宣教師にして教民の犯罪者を包庇隱匿する者は本犯人と同一に辦理するか、又は本國に歸還せしむ

5　宣教師には執照を給して其姓名及布教地方を明記し、其他の地方にて布教するを禁ずると共に、執照の轉貸及私賞私與を許さず

6　入教者に對しては宣教師は寺廟等に於ける保甲冊に準して其員數、姓名、職業等を記入し定期に地方官に呈報すべく、退教及死亡も同樣なりとす、又地方官は寺廟等稽查の例に從ひて隨時教堂の巡視查察を爲すを得

7　宣教師にして支那の大官又は地方官に會見する時は士人會見の例に照し禮を以てするを要す

8　宣教師にして土地の購買、教堂の建設を爲し、或は公所の租賃を爲さんとする時は業主と共に地方官に申告すべく、地方官は其可なるを認めたる時は該地方民の同意を得たる上契約の締結を許可すべし。

第七節　其他の宗教

其他の宗教

以上佛教、道教、回教、喇嘛教及基督教は支那に於ける最も主要の宗教にして、更に挑筋教、薩滿教其他白蓮八卦教等下層愚民間に行はるゝ幾多の邪教ありき、而して此等雜種の宗教は所謂邪教として之が布教を禁止せられたるもの多く、康熙十二年の議准には無爲、白蓮、焚香、聞香、混元、龍元、洪陽、圓通、大乘等を邪教とし、乾隆九年の議准には河南三教堂を邪教とし、清律祭祀には師巫、彌勒佛、白蓮社、明尊教、白雲宗あり、又同條例には白陽、白蓮、八卦、紅陽教の名見ゆ（清國行政法第四卷一四五―一四六頁參照）、此等は其說述の價値大なるものにあらざるも、參考の爲め其主なるものに就き概說せば次の如し。

第一款　薩滿教

薩滿教

現時東部西比利亞に於ける亞古德人及滿洲に於ける素倫、達瑚爾、瓦爾喀人等の間に信奉せらる、宗教と稱するよりは寧ろ一種の迷信にして我邦に於ける巫者と殆んど異なるなし、金代旣に該教を奉ずる者ありて女巫遍を以て薩滿と爲し又珊蠻とも云へり、其初め民間自然に出現せるものなりや傳來せるものなりや明かならざるも、亞克德人間の傳說に據るに薩滿教以前に宗教なるもの無かりしと云ふ、但し何處より傳來せしやは審かにせず、元來薩滿教は頑冥固陋の徒の信奉せる土教にして、天、地及地獄の三界を立て、天は卽ち上界にして巴爾蘭由爾查と云ひ、地は中界にして額耳圭伊都と稱し、地獄は下界にして之を案爾羌珠幾牙幾と稱す、蓋し上界は諸神の住む所にして、下界は惡神の住む所と爲し、中界を以て人類繁殖の地と定め、其死するや生前の行

起源

宗旨

天地及地獄の三界

事善惡に因り靈魂轉遷す、卽ち善人は天國に至り、惡人は地獄に墜つこと爲すにあり、而して薩滿教の教師は卽ち薩滿にして巫者の類なりこと、加持祈禱を爲して病を治し、疫を拂ふを職こと、信者の請に應じ其家に至りて祈禱舞樂を爲す、薩滿は卽ち魔界の奴隷にして、其主神は全世界を統治して無量の智能を有するも、最上の天に坐して

薩滿（珊蠻）

（薩滿教にては天を七層に分ち、其形體を現はさず、地上の小神を使役す、此等地上の小神は卽ち魔鬼にして常に魔界の奴隷たる薩滿の身邊に附隨し、能く將來を覺り、人心を察し、或は病氣を平癒すこと信ぜらる。

女薩滿（烏答看）

薩滿の外、尙ほ女薩滿ありて烏答看と呼ぶ、同じく魔鬼の奴隷たるも其勢力薩滿に及ばず、但し女薩滿は豫言を行ひ、紛失物の探査、精神病者を醫するを得べしこと信じて敬せらる。

靈魂出遊

猶ほ薩滿教の說に據るに、人の靈魂は生前の行事に因り鬼神の作用する所となるものにして、其生時と雖も夢寐の間靈魂其本體を離るゝことありて各處に徘徊す、故に人の病に罹るは卽ち靈魂出遊の時魔鬼の捕獲する所となるが故にして、久しければ卽ち死すと云ふ、故に薩滿は人民の尊敬を受くるに非ず、種々の疾病、障害を傳播するを恐るゝに在りて、病人あり薩滿を聘するの際は特に頗る鄭重に迎へ、其送るや四輪車に乘す、薩滿卽ち車中に在りて敢て坐せず病者の臥するが如くにし、信者路上に奉仕して薩滿の歡心を求めんこと。

薩滿の葬

又昔時薩滿の死するや其屍を樹上に葬るを常こせしが、其遺跡今尙ほ存するものあり、蓋し大樹の枝葉繁茂せるものを選び樹幹に穴を穿ちて葬るものにて、現時樹幹の空隙間より鐵製の錐子、木製の食匙其他斧、小刀、手鼓等の破朽せるもの、或は棺中腦蓋の破壞せるもの及骨片の殘留するものあるは卽ち薩滿を樹上に葬りし遺跡なりこと稱せらる。

白蓮教

第二款　白蓮教

道教の一支流なりこと、或は天主教の一支派こも稱し、其傳來審かならざるも、一般に道教の一支派こ信ぜられ、漢末黃巾の張角兄弟、山東に起り、當時未だ白蓮教の名あらざりしも、其術は卽ち白蓮教に屬す、財產均分主義を實行し、一種の社會主義者の結合團體たりしが如し、元を經て明に至り漸く盛大に赴けり、蓋し元の至正十年韓山童なる者あり、祖父の創始せる白蓮會を煽動して彌勒佛の降誕を云ひふらさしめ、河南、江淮間の愚民之を信ずる者ありしが、劉福通等の一派山童を擁し、宋の徽宗八世の孫にして中華正統の君主たるべきを喧傳し、白馬黑牛を屠り、天地神明に誓を立て、紅巾を記號こして宋室の恢復を企てしも、事破れ、山童は捕はれ、其妻楊子及其子韓林兒私かに武安に逃れしが、劉福通遂に反旗を擧げ、更に韓林兒を迎へて小明王こ稱し、都を亳州に定めて宋こ稱せり、紅軍或は香軍こ稱する賊之れなりこと、時恰かも郭子興、陳友諒等の輩群起し、各王を稱せしが、其後朱元璋中原を統一して明代に至れり、爾後約二百年間、明朝の勢威に壓せられて白蓮會其影を潛めしも、宦官、寵臣權を專にして國政漸く紊亂し、各地叛亂屢々起るに及びて白蓮會再び抬頭し來れり、時恰かも天啓年間に在り、劇州の王森なる者妖狐の異香を得て白蓮教を創始し、自ら聞香教主こ稱せり、直隸、山東、山西、河南、陝西、四川に蔓延せしが、王森捕へられて獄死し、尊ゐで其子好賢等其教を奉じ徒黨愈々增加せしも、鴻儒等兵を起して中興福烈帝こ號し、官軍に捕へらるゝに及びて白蓮會の氣勢頓みに挫け李自成其他の徒四分五裂して滿淸の乘ずる所こなりしものこす、而して淸朝に至りては其教旨飮酒吃煙を禁じ葷腥を絕ち又幻術を行ひて人心を蠱惑し危亂を醸すの憂ありしが故に、常に禁壓を加へしも、教徒は秘密に結社して其行動容易に捕捉するを得ず、嘉慶

白蓮教

紅軍の賊

劉福通

白蓮會

韓山童

王森（聞香教主）

淸代の白蓮教

白蓮教匪

末年には白蓮教匪大に亂れ潛かに內監に通して宮禁に入りしことあり、河南の李文成、山東の林清等を首謀者とす、其天文を觀測し、人事を豫言せしが故に、上下多く之を尊信せしより、賄を內監に通じて徒黨を宮禁に誘致し、河南、山東の同志と相約し同時に事を擧げんとせしものにて、徒黨二百餘人農夫に變裝し宮城內に侵入せんとして失敗せるものとす、當時白羽會、三香會、八卦教等一種の天理教徒之に援助せり、蓋し白蓮教の禁壓嚴重ならしが故に、其餘黨等種々の名目を附し天理諸教と紛らはしめたりしものとす、又白蓮會には大刀會、小刀會、義和團等幾多の支派ありき、光緒二十二年山東省兗州府の耶蘇教堂を毀ち、獨逸宣教師二名を殺害せしは卽ち大刀會の頭目劉士端、彭桂林等耶蘇教の跋扈を憤りし結果に出でたるものにて、遂に獨逸をして膠州灣の租借其他鐵道礦山に關する利權獲得の口實を作らしめしが、其後獨逸の膠州灣租借に憤慨し、其侮を防がんが爲め事を起し、各地の掠奪を逞ふすると共に、獨逸軍營に書を致し明を約して戰ふべきを以てせるは、乃ち小刀會一派の行動にして、山東巡撫の注意により漸く事なきを得たり、蓋し白蓮會は其初め外敵北胡に反抗せんが爲め起り、其後基督教事件起りてより洋人反抗に變ぜしものにて、扶淸滅洋を標榜し、耶蘇教堂の破壞、教徒の虐殺を爲せしが、義和團匪も亦卽ち此の流派にして、其女子の習得せる一派は之を紅燈罩と稱し、二派相合して庚子の變を醸成せり。

白蓮教に關する一說

猶ほ白蓮教に關しては一說あり、卽ち白蓮教を以て明末鄭成功の遺派たりとし、淸代常に革命思想を抱きしが其白帶を結ぶは卽ち故君喪服の意にして、飮酒、吃煙を禁ずるは樂を爲さざるの意にて、名を白蓮教に託せるなりと。

第三款　在理教

在理及在理の意義

白蓮教の一派にして又在理教とも稱す、而して其在理教と稱するは其意教徒皆一圈內に在りと云ふにあり、又在理と稱するは儒佛道三教の理を包含し、佛教の法を奉じ、道教の行を修し、儒教の禮を習ふと云ふにありと稱せらる、正心修身克己復禮を本とし、酒を戒むるも魚肉を喰ふを禁ぜず、蓋し煙酒を禁ずる時は其性亂れず、身體日に健かなりと謂ふにありて、之が爲め加入する者多かりき、河南、直隸、山東、滿洲各地に蔓延せり、淸朝嘉慶、道光の間、山東省卽墨縣の出身なる羊誠證と稱する者、天津に於て創始せるものと稱され、觀世音菩薩(註一)を信仰し、飮酒吃煙を禁じ、義氣を重んずるを以て教規とす、又秘密の嚴守を誓ひ、專ら香を焚き、茶を飮むを尙ぶ、各處に公所を設け、各公所一人の領袖ありて俗に大爺と稱し、每年上元(三月中旬)、浴佛(四月八日)、中元(七月十五日)、臘八(十二月八日)等の日に教徒の集會ありて之を擺齋と稱す、而して此の日に至るや各教徒錢を出して魚肉を準備し、老師爺(大爺)嚴然として上席に坐し、教徒之れに向ひ合掌參朝の後、相競ひて魚肉を食するものにて、其食多き者を以て道心深しと稱す。

羊誠證

教規

組織

擺齋

觀世音菩薩

現時各種勞働者間に信者を有し、滿洲馬賊は多く之れに屬し、直隸、山東等の移民と共に傳播せるものなりと稱せらる、但し三合會、哥老會の起るに及びては、白蓮會は政治思想を以て立てる完全なる秘密結社たるに至れり。

註一、觀世音菩薩　觀世音菩薩の信仰は佛教より來る、卽ち法華經の一節なる普門品が六朝時代に飜譯せられて觀音經と稱せられしものにて、爾來非常の勢を以て讀書階級に流布せられ、漸次民間に擴まると共に民族的信仰の對象と爲り、道教の體系中に取り入れられ、殊に道教の諸神中最も普遍的信仰對象として支那南北を通じて盛んとなり、寧ろ關帝に劣らざるの民衆的信仰を得るに至りしものとす、而して觀世音菩薩は女神として取扱はるゝ場合多きも、此は女子又は無智の社會に對する場合にて、智識階級に對しては男神なる場合あり、例へば觀音菩薩を稱して南海大士或は南海老母又は南海老婆と稱するか如きは卽ち時に男神なり、又時に女神たる例なりとす。

刁筋教（挑筋教）

第四欵　刁筋教

即ち猶太教なり、現時河南省開封附近に少許の教徒を有するのみにて、挑筋教とも稱し、寺院は開封城内（北土街川新店東教經胡同）に在り、教徒は後漢明帝の時又は宋代支那に來れる猶太人の子孫なりと稱さる、初め七姓八家（張金張艾高石及二李）あり、現時四姓（高張石李）ありて寺院の附近に住し、其數三—四百人を算するも、今や自ら猶太教徒たるを知らず、回教と混同して一般に青回々と稱せらる、其起居狀況何等漢人と異ならざるも、高鼻深目にして色白く高加索人種たる面貌を認別し得べく、無智蒙昧、貧窮の徒多し、而して挑筋教と稱するは其故俗牛羊の筋を食せず、必らず筋を拔き食するの風習ありて、開封挑筋教寺に於ても又其の庭北に廣場ありて挑筋の場所に充つ、即ち挑筋教の名を生ぜる所以なりと傳へらる、教徒は皆豚肉を食せず、牛羊屠殺を業とし、回教徒の間に雜居して漢族と婚を通ぜず、最近回族の女を娶る者あるのみ。

其他の邪教

第五欵　其他の邪教

以上の外、下層愚民の間に行はるる所謂邪教には三教堂、八卦教、紅陽教等其數少なからず、三教堂は佛を中心とし、老子孔子を左右に奉祀せる三教混同の宗教にして、乾隆年間一時河南省にて全盛を極め、其他直隸、山西、陝西等北支那方面に行はれしが、其孔子を侮辱し愚俗を誑惑して風俗を害するの憂ありとして嚴禁され、其他の雜教は屢々禁壓せられしも、隱暗の間時に崇奉する者ありて絶へず、就中師巫即ち巫者にして神を降し吉凶禍福を判して愚民を煽惑するの徒今尚ほ絶へざるか如し。

三教堂

師巫

支那の種族

第七章　支那の種族

支那は其國土廣大にして、且つ悠遠なる歴史を有するが故に、國内居住の民族は其種類頗る雜多を極め、現時漢族、滿族、蒙族、回族、藏族の五大種族を以て民國を合組するも、其他苗族ありて六大種族を成す、蓋し其主要民族は固より漢族にして、支那總人口の大部を占め、支那統治者の滿蒙其他何族たるに論なく、建國以來常に主要民族を成せるものなるも、漢族の支那移住以前三苗、南蠻諸族等幾多の原住民族（Aborigines）ありて、現時尚ほ西南諸省に殘存するもの少なからず、加ふるに五大種族各地に散居して混血移動甚だしとす、例へば漢族に在りては南方漢人、北方漢人其他幾多の派別を生じ、滿族にても比較的純粹なる通古斯族（Tungs）、或は言語、風俗等殆んど漢人化せるものあり、蒙族又東蒙族及西蒙族即ち「カルマックス」（Kalmuks）の別を生じ、更に西藏族に至りては西藏南部の固有土族及西藏北部の唐古特（Tanguts）族並に雲南四川界に散居する蕃子即ち西番種あり、此他回族には支那本部に散居して言語衣服漢人に異ならざる漢裝回及天山南路地方に土着して白布を以て頭を包める纏頭回の別ある外、南方支那に住する苗猺族は五大種族以外に特殊種族として苗子、猺、黎、畲、玀々、蠻子、摩些等幾多の派別を生ずる等、有史以來各族各派別相錯雜して頗る混沌し嚴辨する能はざるも、以下主なる種族及其派別に就き概說すべし。

五大種族

苗族

各種族の混血移動

漢族

第一節　漢族

第一款　漢人

漢人

漢族の起源

漢族の起源に就きては各學者の間異論多くして未だ解決を見るに至らず、第十八世紀中葉の佛國學者 De Guignes は埃及よりの移住を說き、第十九世紀前半紀の佛國學者 Davis 及 Panthier 兩氏は印度移住を唱へ、此他英人 Legge 氏は漢族を以て「ノアー」の子孫こし、黑海、裏海附近より支那に移住せりこ稱し、獨人 Richthofen 男は印度人、「バビロニア」人こ共に伯米爾地方に根源地を有し、土耳其斯坦の和闐地方より漸次移住し來れりこ稱する外、英人 Lacouperie 氏は一八九四年出版の "Western Origin of the Early Chinese Civilization" に於て太古の漢族は西方亞細亞特に「カルデイア」及「バビロニア」地方よりの移住說を唱導し(註一)、甚だしきは北米よりの移住說を支持せんこする者あり、然れごも今日までの研究に據るに、西洋人は一般に西方又は韃靼よりの移住を信ずるが如く、之に對し支那學者は黃河附近土着の民族たるを主唱し黃河上流地方より漸次下流地方に移住し來れりこ稱す、蓋し其何れに信を措くべきや容易に決定し得べからざるも、要之漢民族は現時の支那本部土着のものに非ず、西方崑崙山地方より東漸し、西北方面より支那に入り黃河流域に繁殖し數千年を經て今に至りしものこ察せらる、斯くて太古の漢民族こしては苗民族ありて支那本部の覇權を掌握せしも、漢民族の移住こ共に兩者の大衝突を來し、遂に苗族を南方に驅逐し或は之を同化せるものにて、黃帝より禹王に至るの間は卽ち漢苗二族の對抗時代たりき、而して苗族驅逐の後に於ても、當時北方には北狄、西に羌、戎、南に南蠻、東に東夷あり、漢族は此等他族の中間、黃河流域に位置し最も文化の域に發展せしも、其初めて揚子江南に入りしは秦代にして、漢族の南方移住を見、漢代に至り

漢族名稱の起源

ては支那本部殆んこ漢族の版圖こ爲り、爾來蠻族の征服及之が同化に努力せり、但し雲南、貴州、廣西等西南諸地方は尙ほ久しく蠻民の叢淵たりしものにて多くは化外の地たりしも、元以後之が統治に成功し、明淸に至りて漸く現時の狀態こなりしものこす、而して漢族名稱の起源は漢代其武威文化の遠く外國に及ぶや、外人支那を呼ぶに漢を以てし、且つ支那本國人も亦異族に對する民族的國家思想旺盛に赴きてより西域地方の異族に對し自尊の意を以て大漢或は强漢等こ稱し（當時人の姓名中に此の漢字を用ゐる趙廣漢、趙破奴等ありき）遂に後世種族の名たるに至りしものこす、蓋し漢族は秦漢唐最も强大を致し、明初蒙古族を北方に驅逐して武勇を振ひ、東北亞細亞の文化は專ら此種族に依り興りしものなるも、文運の進歩こ共に柔弱こ爲れり、其人種學上の特徵こして專門家の說く所に據るに、頭形扁圓、顏廣く、額低狹、鼻小にして凸起せず、顴骨突出する外、頭髮は漆黑直毛を普通こし、鼻短くして廣く、皮膚概ね黃色を帶し、髭髯少なく、手足は比較的小なるも、肥滿の體質を有す、又其身長は世界諸人種の平均身長以下に在るも、北方人は軀幹比較的長大なるに比し、南方人は矮小なるを常こする外、氣風も亦北方人の强悍なるに對し、南方人は浮華輕薄なりこ稱せらる、但し有史以來混血移動少なからず、卽ち春秋以前に在りては西に大荔、西戎、大戎、義渠、東に山戎、萊夷、淮夷、徐夷、中南又陸渾、伊、洛其他の諸戎、群蠻あり、戰國に至り其數減少せしこ雖も、同化せるものにて種族の滅亡せしにあらず、更に秦漢以後、三國時代を經て南北朝に至る約三百年間は匈奴其他の所謂五胡（匈奴、羯、鮮卑、氐、羌、鮮）の邊疆を犯し、中原を擾すものあり、之が爲め晉及南朝たる宋、齊、梁、陳等揚子江南に退却し、所謂漢子こ稱して嘲罵せらるゝに至るこ共に、漢語は鮮卑語こ混淆して北方漢語は之が爲め其純質を失ひ、且つ血屬の混交甚だしく雜婚盛んに行はれしが、後魏（鮮卑族王朝）孝文帝の如きは胡漢の雜婚を奬勵せ

人種學上の特徵

混血移動

胡漢雜婚の奬勵